

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2024.12.10

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド
2030／2035／2040／2045／2050
／2055／2060／2065／2070
(確定拠出年金)
〈愛称:あすへのそなえ〉

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030(確定拠出年金)、同 2035(確定拠出年金)、同 2040(確定拠出年金)、同 2045(確定拠出年金)、同 2050(確定拠出年金)、同 2055(確定拠出年金)、同 2060(確定拠出年金)、同 2065(確定拠出年金)、同 2070(確定拠出年金)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月9日に関東財務局長に提出しており、2024年12月10日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

◆◆◆ファンドの設定にあたって◆◆◆

退職後の資産形成に一層の自助努力が求められるなか、確定拠出年金の活用も進んできています。長寿化が進行するなかで、退職後に資金不足に陥らないためにも、現役時における資産運用の必要性が高まっています。

一方で、多忙な現役世代の方々にとって、自力でポートフォリオを構築し、管理することは難しいと感じることもあると思います。

そこで、投資家のみなさまの退職時期などの目標年次をターゲット・イヤーとし、その年まで資産配分の変更をファンド側で計画的に実施するソリューションをご提供いたします。

当ファンドは日本を含む先進国の株式・債券に分散投資を行いますが、基本資産配分の設計においては、個人のライフサイクル等を勘案し、ターゲット・イヤーに向けて、資産配分の推移を設定しています。ファンドの設定当初は、より大きな値上がり期待を享受するために、値動きの大きい株式などの組み入れ比率を高めた運用を行います。しかしながら、値動きの大きい資産は、不意の大幅な下落の影響も受けやすいため、ターゲット・イヤーが近づくにつれ、不意の値下がりを避けるための運用がより重要になってきます。そこで、ターゲット・イヤーが近づくにつれて株式の組み入れ比率を徐々に引き下げ、値動きの小さな資産である債券の組み入れ比率を引き上げていく運用を行います。

また、長期間の運用ではコスト抑制のメリットが大きくなります。当ファンドは日本を含む世界の株式、公社債への投資にあたり、インデックスファンドを活用することにより運用コストの抑制を図っております。

投資家のみなさまのゆとりある老後に向けた資産形成に貢献すべく、当ファンドを設定・運用いたします。

2015年12月

三菱UFJアセットマネジメント

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	2
（6）【申込単位】	2
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	86
第3【ファンドの経理状況】	93
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	346
第三部【委託会社等の情報】	347
第1【委託会社等の概況】	347
約款	378

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2030」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2035」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2040」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2045」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2050」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2055」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2060」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2065」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2070」とします。)

(上記9ファンドの愛称を「あすへのそなえ」とします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ アセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

(7) 【申込期間】

2024年12月10日から2025年12月9日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに関し取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券	(隔月)	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	エマージング				その他 ()
不動産投信						
その他資産 (投資信託証 券(資産複合 (株式、債 券、短期金融 資産)資産配 分変更型))						

資産複合 ()						
-------------	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F及びMMFの運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

	大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産

		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

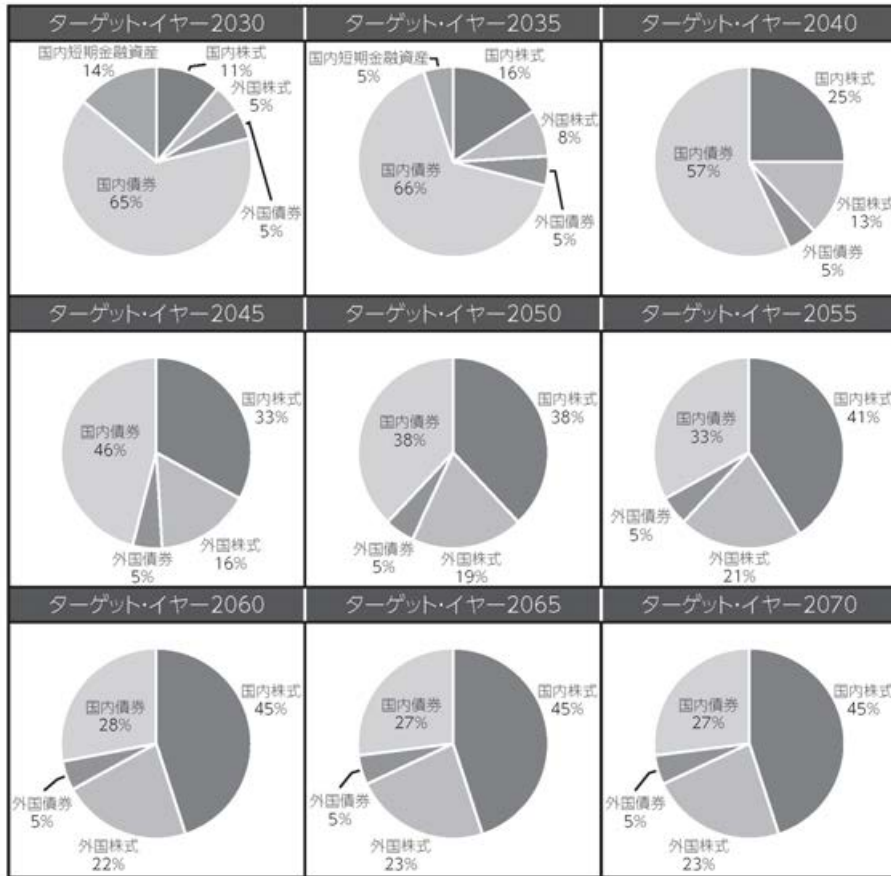
日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。

- マザーファンドへの投資を通じて各資産に実質的な投資を行います。

<マザーファンドの主要投資対象と運用目標>

	主要投資対象	運用目標
TOPIXマザーファンド	国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国株式インデックスマザーファンド	外国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
日本債券インデックスマザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国債券インデックスマザーファンド	外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
マネー・マーケット・マザーファンド	国内 短期公社債等	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

投資家のみなさまの退職時期等の目標年次を「ターゲット・イヤー」とし、2030年、2035年、2040年、2045年、2050年、2055年、2060年、2065年、2070年をターゲット・イヤーとする9つのファンドからお選びいただけます。



1 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070(確定拠出年金)をそれぞれ「ターゲット・イヤー2030」、「ターゲット・イヤー2035」、「ターゲット・イヤー2040」、「ターゲット・イヤー2045」、「ターゲット・イヤー2050」、「ターゲット・イヤー2055」、「ターゲット・イヤー2060」、「ターゲット・イヤー2065」、「ターゲット・イヤー2070」といいます。

1 四捨五入の関係で上記の数値を合計しても100%にならないことがあります。

1 2024年9月末現在の基本資産配分です。

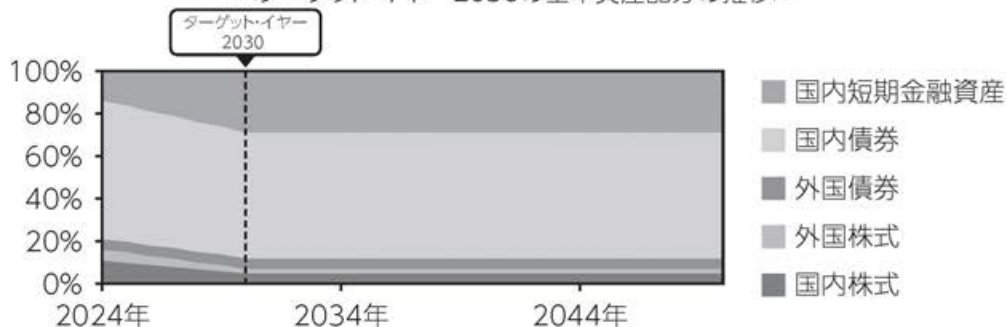


ターゲット・イヤーが近づくにしたがいリスクを漸減させ、ターゲット・イヤー到達後は投資比率を一定にすることを基本とします。

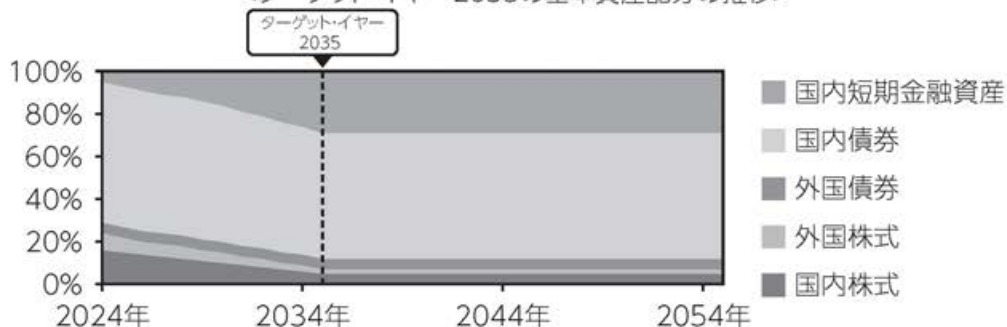
- 各ファンドにおいて、ターゲット・イヤーに接近する(運用期間が経過する)にしたがい安定性資産の比率を引き上げてリスクを漸減させます。
- 各ファンドにおいて、ターゲット・イヤー到達後は、安定性資産等を中心に各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

■ 安定性資産とは、国内債券および国内短期金融資産をいいます。

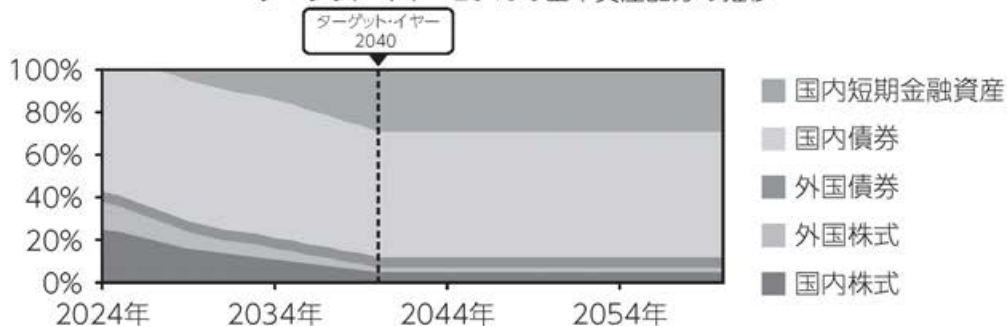
<ターゲット・イヤー2030の基本資産配分の推移>



<ターゲット・イヤー2035の基本資産配分の推移>

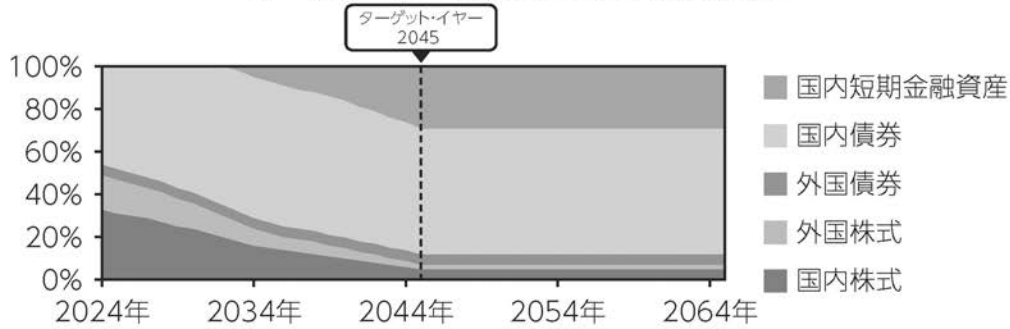


<ターゲット・イヤー2040の基本資産配分の推移>

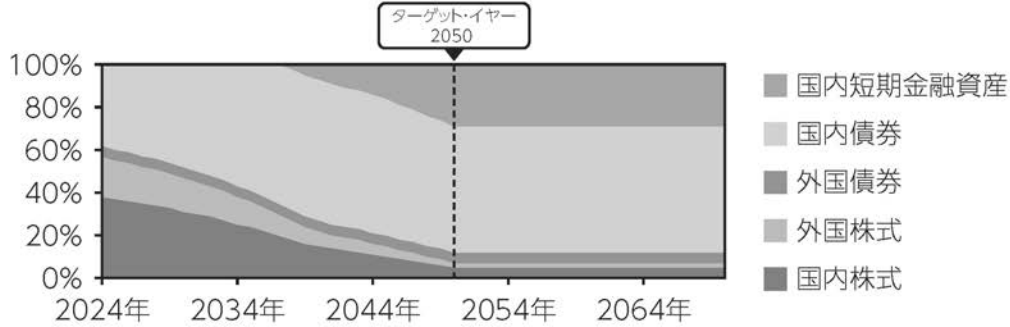


■ 2024年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

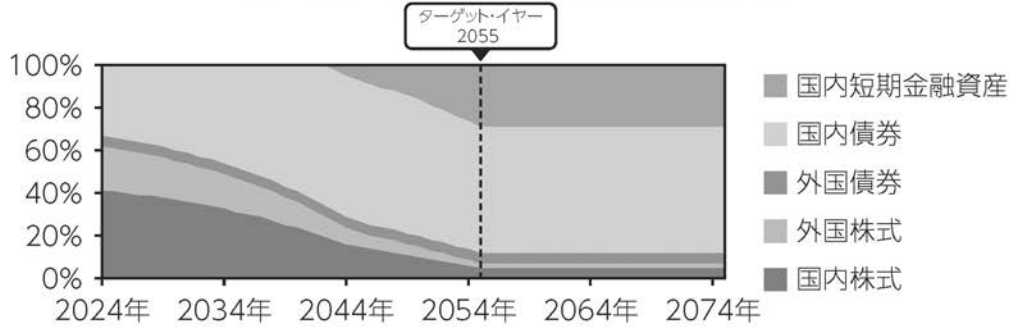
<ターゲット・イヤー2045の基本資産配分の推移>



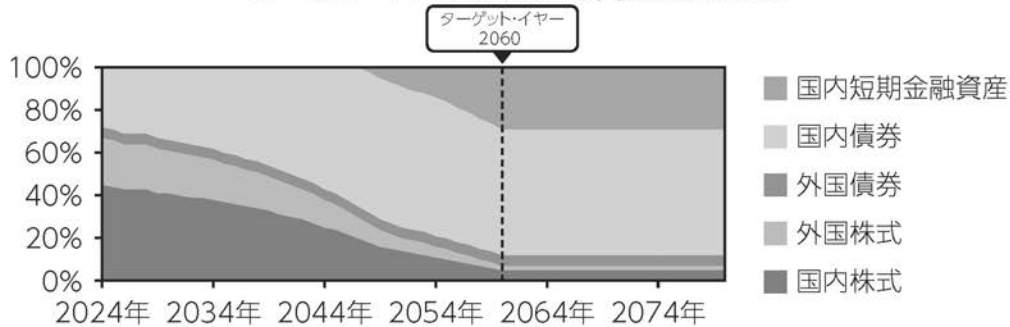
<ターゲット・イヤー2050の基本資産配分の推移>



<ターゲット・イヤー2055の基本資産配分の推移>

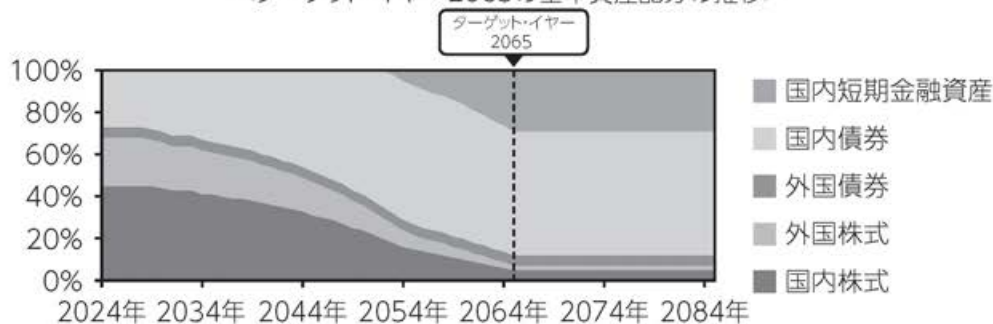


<ターゲット・イヤー2060の基本資産配分の推移>

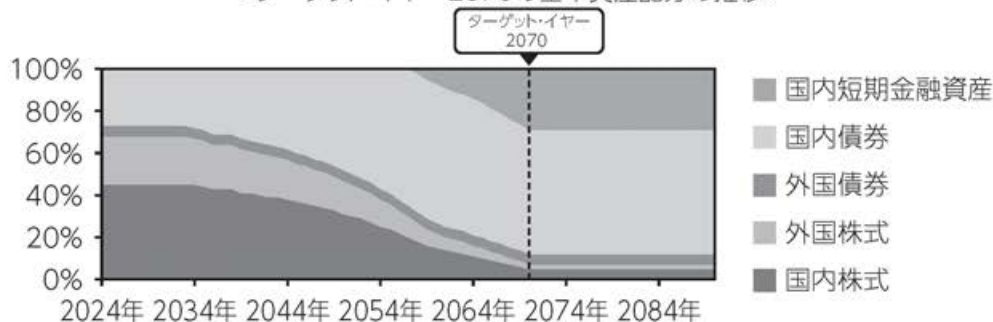


❏ 2024年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

<ターゲット・イヤー2065の基本資産配分の推移>



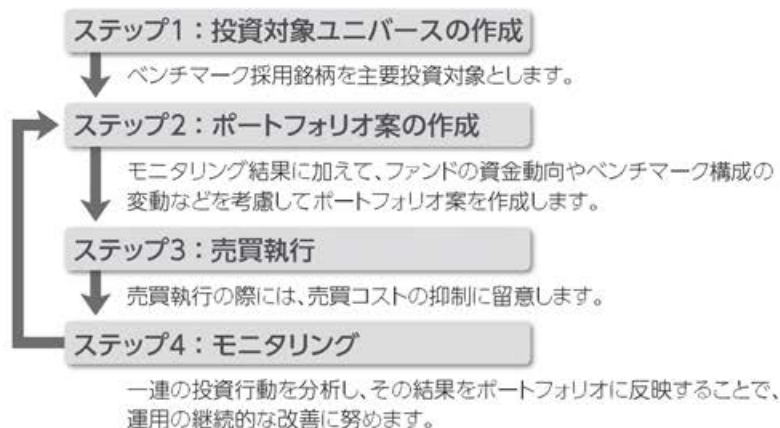
<ターゲット・イヤー2070の基本資産配分の推移>



❗ 2024年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

<マザーファンドの運用プロセス>

(マネー・マーケット・マザーファンドを除きます。)



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

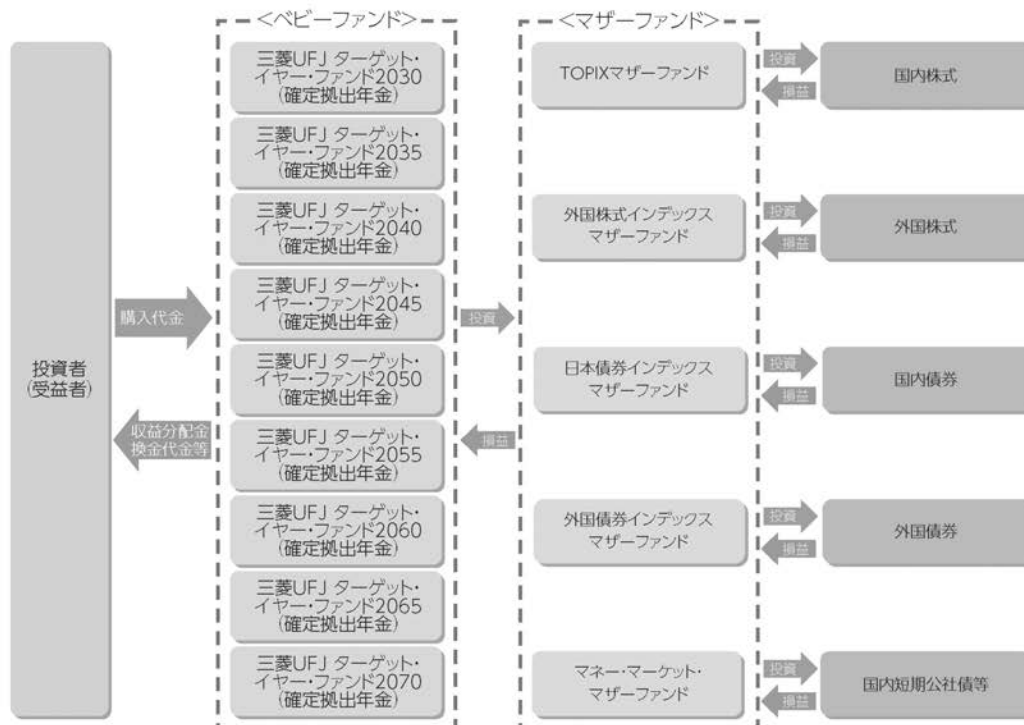
📄 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)



実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❗ 確定拠出年金プランによっては、取り扱わないファンドがある場合があります。

■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■ 分配方針

- ・年1回の決算時(9月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金)」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金)」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金)」
 2015年12月18日 設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金)」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金)」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金)」
 2017年12月11日 設定日、信託契約締結、運用開始

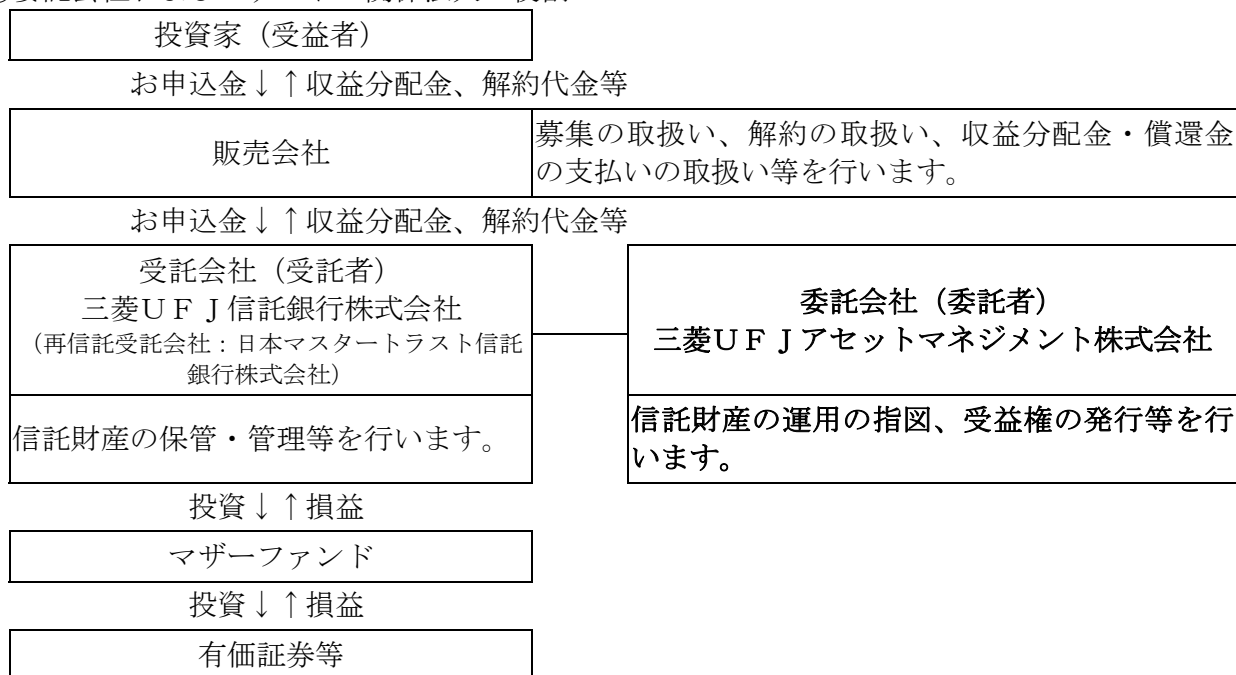
「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金)」
 2018年12月11日 設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065 (確定拠出年金)」
 2020年9月30日 設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070 (確定拠出年金)」
 2023年8月21日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

③委託会社の概況（2024年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

2030年の決算日（第15計算期間終了日）に近づくにしたいが、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式24%、外国株式12%、国内債券59%および外国債券5%とします。

2030年の決算日の翌日（第16計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）」

2035年の決算日（第18計算期間終了日）に近づくにしたいが、安定性資産（国内債券および国内短

期金融資産)の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 29%、外国株式 14%、国内債券 52%および外国債券 5%と
します。
2035 年の決算日の翌日(第 19 計算期間開始日)以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産へ
の実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金)」

2040 年の決算日(第 25 計算期間終了日)に近づくにしたがい、安定性資産(国内債券および国内短
期金融資産)の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 37%、外国株式 18%、国内債券 40%および外国債券 5%と
します。
2040 年の決算日の翌日(第 26 計算期間開始日)以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産へ
の実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金)」

2045 年の決算日(第 28 計算期間終了日)に近づくにしたがい、安定性資産(国内債券および国内短
期金融資産)の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 39%、外国株式 20%、国内債券 36%および外国債券 5%と
します。
2045 年の決算日の翌日(第 29 計算期間開始日)以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産へ
の実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金)」

2050 年の決算日(第 35 計算期間終了日)に近づくにしたがい、安定性資産(国内債券および国内短
期金融資産)の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 44%、外国株式 22%、国内債券 29%および外国債券 5%と
します。
2050 年の決算日の翌日(第 36 計算期間開始日)以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産へ
の実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金)」

2055 年の決算日(第 38 計算期間終了日)に近づくにしたがい、安定性資産(国内債券および国内短
期金融資産)の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券 5%と
します。
2055 年の決算日の翌日(第 39 計算期間開始日)以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産へ
の実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）」

2060年の決算日（第42計算期間終了日）に近づくにしたい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

2060年の決算日の翌日（第43計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）」

2065年の決算日（第45計算期間終了日）に近づくにしたい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

2065年の決算日の翌日（第46計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）」

2070年の決算日（第48計算期間終了日）に近づくにしたい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

2070年の決算日の翌日（第49計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を

委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）」

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. に該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070（確定拠出年金）」

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から6. に該当するものを除きます。）
8. 外国の者に対する権利で7. の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人の社員権で9. の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
12. 外国の法令に基づく権利であって、11. の権利に類するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

TOPIXマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国株式インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

日本債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

マネー・マーケット・マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資は行いません。

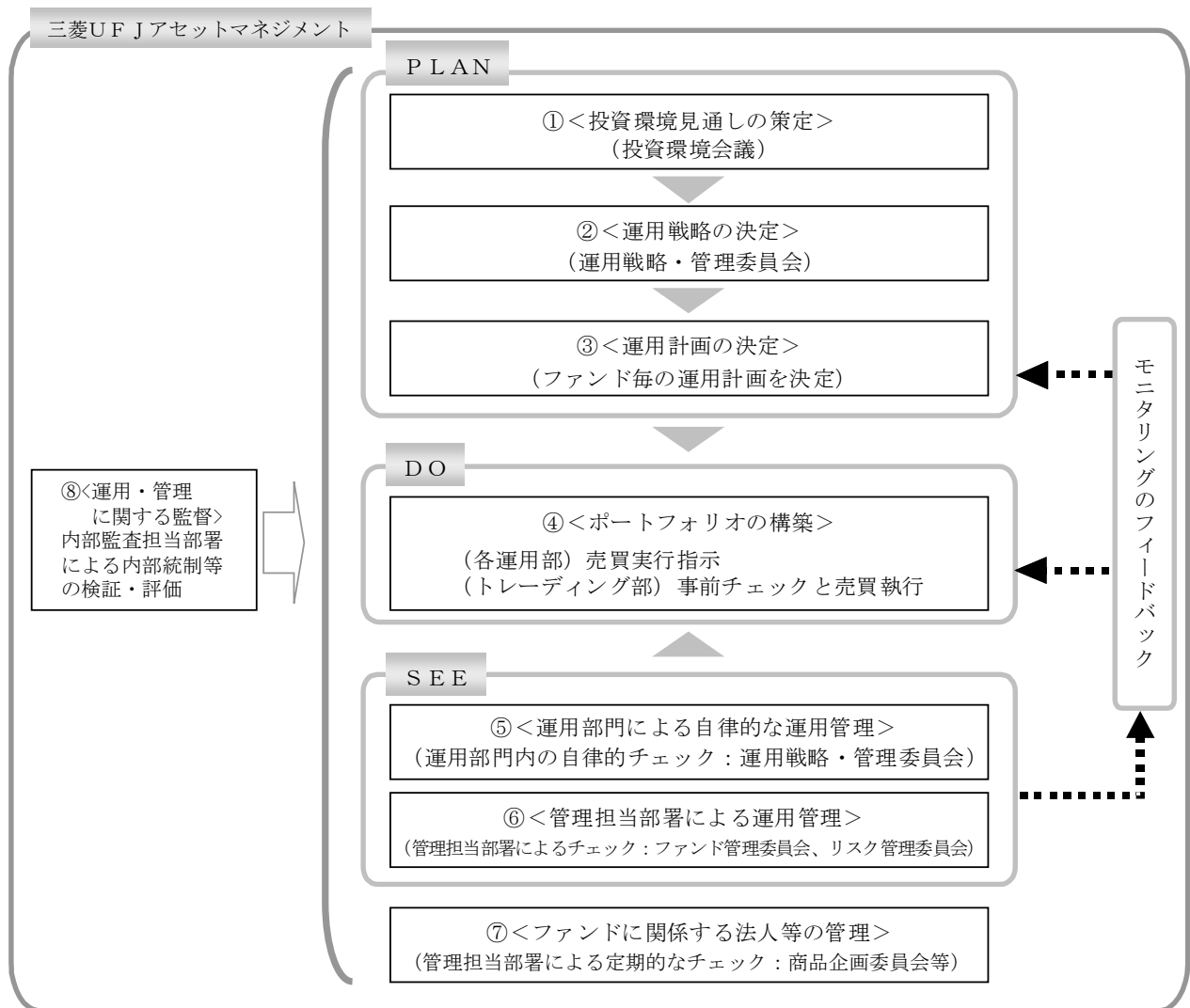
③有価証券先物取引等を行うことができます。

④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑥デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部

署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④スワップ取引

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金)」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065 (確定拠出年金)」

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070 (確定拠出年金)」

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、原則として、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額によるものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要

と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、原則として、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額によるものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

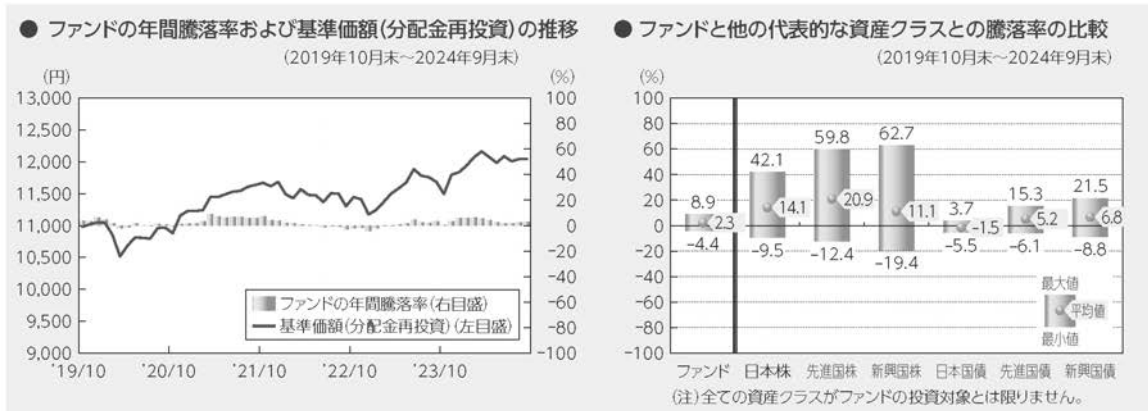
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

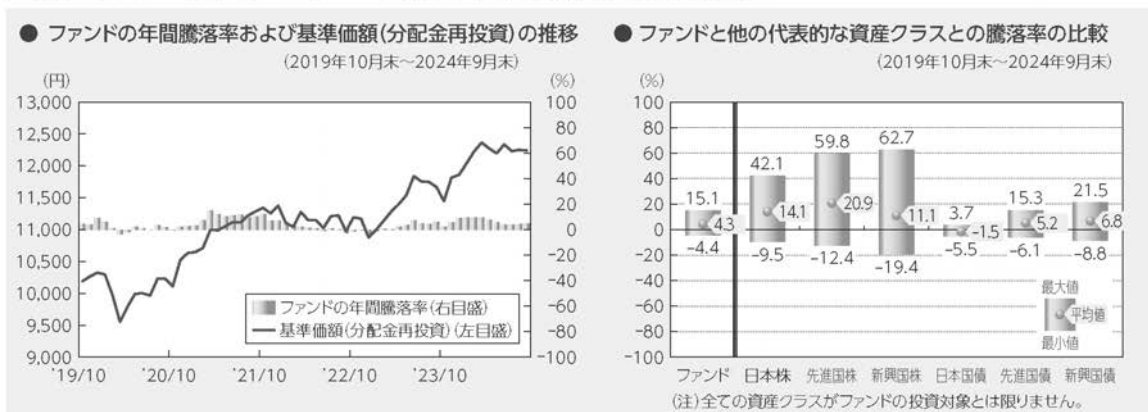
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

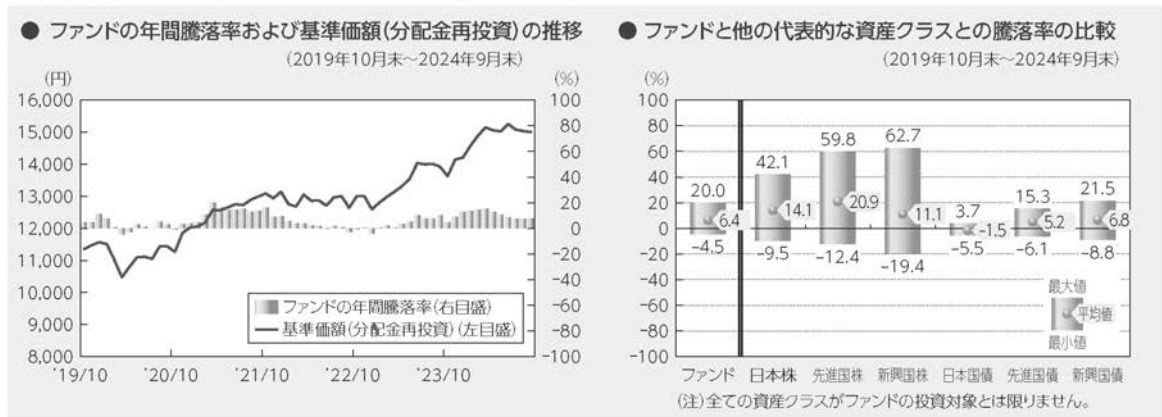
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

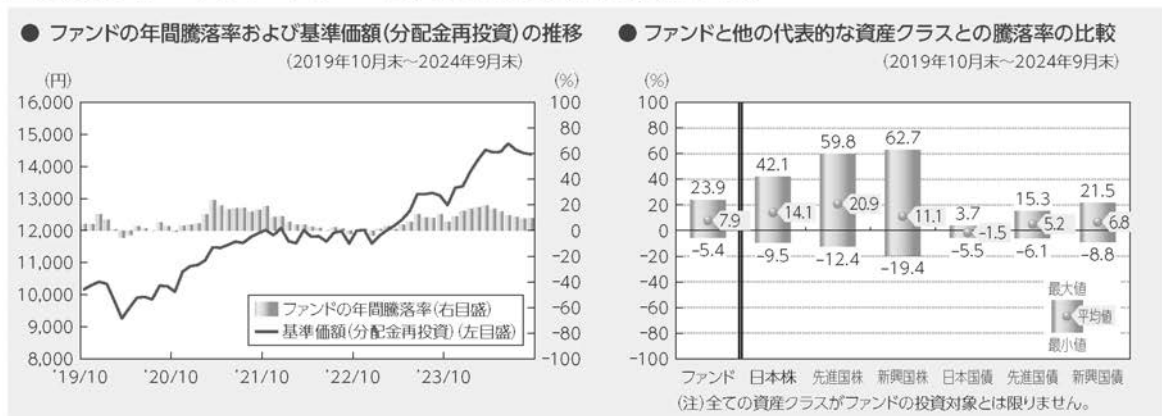
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

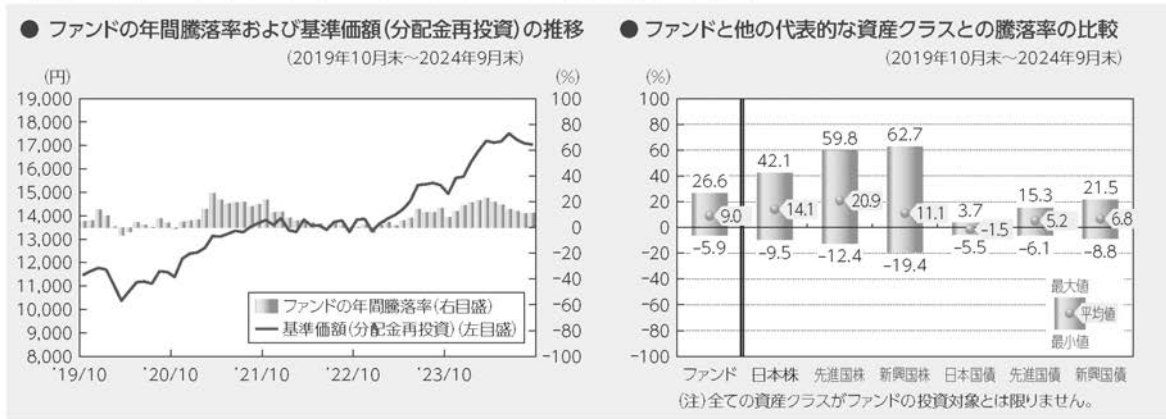
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

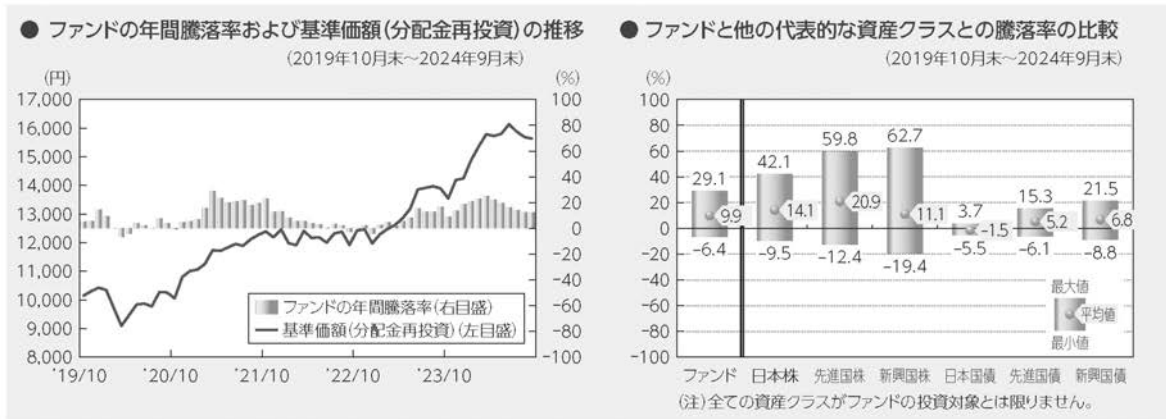
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

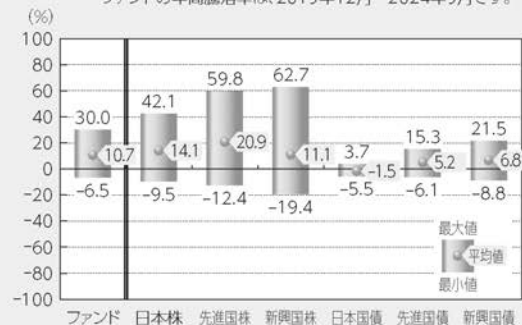
ファンドの年間騰落率は、2019年12月～2024年9月です。
基準価額(分配金再投資)は、2019年10月末～2024年9月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年10月末～2024年9月末)

ファンドの年間騰落率は、2019年12月～2024年9月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2024年9月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年9月末～2024年9月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年10月末～2024年9月末)

ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2024年9月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

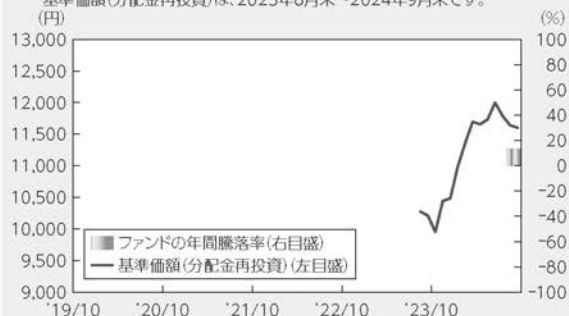
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070(確定拠出年金)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2024年8月～2024年9月です。

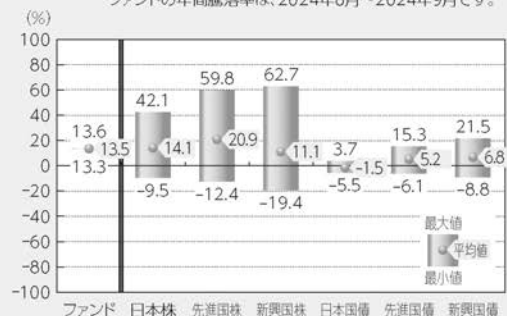
基準価額(分配金再投資)は、2023年8月末～2024年9月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年10月末～2024年9月末)

ファンドの年間騰落率は、2024年8月～2024年9月です。



●基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

●年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

●ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2025年9月10日までの場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2025年9月11日から2030年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2030年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2025年9月10日までの場合	0.15%	0.15%	0.04%
2025年9月11日から 2030年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2030年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2020年9月11日から2030年9月10日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2030年9月11日から2035年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2035年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2020年9月11日から 2030年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2030年9月11日から 2035年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2035年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2025年9月10日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2025年9月11日から2035年9月10日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2035年9月11日から2040年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2040年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2025年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2025年9月11日から 2035年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2035年9月11日から 2040年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2040年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2030年9月10日までの場合	年0.396% (税抜 年0.36%)
2030年9月11日から2040年9月10日の場合	年0.374% (税抜 年0.34%)
2040年9月11日から2045年9月11日の場合	年0.308% (税抜 年0.28%)
2045年9月12日以降の場合	年0.242% (税抜 年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2030年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2030年9月11日から 2040年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%

2040年9月11日から 2045年9月11日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2045年9月12日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2035年9月10日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2035年9月11日から2045年9月11日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2045年9月12日から2050年9月12日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2050年9月13日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2035年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2035年9月11日から 2045年9月11日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2045年9月12日から 2050年9月12日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2050年9月13日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等

販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2040年9月10日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2040年9月11日から2050年9月12日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2050年9月13日から2055年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2055年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2040年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2040年9月11日から 2050年9月12日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2050年9月13日から 2055年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2055年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2045年9月11日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2045年9月12日から2055年9月10日の場合	年0.374%

	(税抜 年 0.34%)
2055年9月11日から2060年9月10日の場合	年 0.308% (税抜 年 0.28%)
2060年9月11日以降の場合	年 0.242% (税抜 年 0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2045年9月11日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2045年9月12日から 2055年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2055年9月11日から 2060年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2060年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2050年9月12日までの場合	年 0.396% (税抜 年 0.36%)
2050年9月13日から2060年9月10日の場合	年 0.374% (税抜 年 0.34%)
2060年9月11日から2065年9月10日の場合	年 0.308% (税抜 年 0.28%)
2065年9月11日以降の場合	年 0.242% (税抜 年 0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2050年9月12日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2050年9月13日から 2060年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2060年9月11日から 2065年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2065年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 ^(注)	信託報酬率
2055年9月10日までの場合	年0.396% (税抜 年0.36%)
2055年9月11日から 2065年9月10日の場合	年0.374% (税抜 年0.34%)
2065年9月11日から 2070年9月10日の場合	年0.308% (税抜 年0.28%)
2070年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜 年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
2055年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2055年9月11日から 2065年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2065年9月11日から 2070年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%

2070年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%
-----------------	-------	-------	-------

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(注) 休日に変更となった場合は、日付が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンドおよび外国債券インデックスマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2024 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下[当期間]といいます。)(2023年9月12日～2024年9月10日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030(確定拠出年金)	0.38%	0.37%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035(確定拠出年金)	0.38%	0.37%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070(確定拠出年金)	0.40%	0.39%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)】

(1) 【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	23,952,230,945	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	241,801,459	1.00
純資産総額		24,194,032,404	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受	日本債券インデックスマザーファン	12,412,243,358	1.2585	15,621,803,251	1.2615	15,658,044,996	64.72

	益証券	ド						
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,078,039,440	1.0185	3,134,988,224	1.0186	3,135,290,973	12.96
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	830,323,378	3.1658	2,628,637,751	3.2817	2,724,872,229	11.26
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	174,006,930	6.7830	1,180,289,007	7.0862	1,233,047,907	5.10
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	455,294,124	2.6296	1,197,245,904	2.6378	1,200,974,840	4.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2016年9月12日)	3,163,282	3,163,282	9,680	9,680
第2計算期間末日 (2017年9月11日)	147,711,428	147,711,428	10,395	10,395
第3計算期間末日 (2018年9月10日)	222,991,141	222,991,141	10,638	10,638
第4計算期間末日 (2019年9月10日)	490,650,770	490,650,770	10,851	10,851
第5計算期間末日 (2020年9月10日)	2,093,920,696	2,093,920,696	10,965	10,965
第6計算期間末日 (2021年9月10日)	4,325,256,541	4,325,256,541	11,706	11,706
第7計算期間末日 (2022年9月12日)	11,034,738,990	11,034,738,990	11,518	11,518
第8計算期間末日 (2023年9月11日)	20,231,746,829	20,231,746,829	11,731	11,731
第9計算期間末日 (2024年9月10日)	23,602,540,041	23,602,540,041	11,948	11,948
2023年9月末日	20,456,405,841	—	11,685	—
10月末日	20,355,321,001	—	11,495	—
11月末日	21,050,979,077	—	11,798	—

12月末日	21,397,109,594	—	11,837	—
2024年1月末日	21,817,573,408	—	11,940	—
2月末日	22,204,883,143	—	12,073	—
3月末日	22,583,625,920	—	12,163	—
4月末日	22,346,521,810	—	12,077	—
5月末日	22,579,506,492	—	11,985	—
6月末日	23,045,691,167	—	12,088	—
7月末日	23,419,360,874	—	12,009	—
8月末日	23,793,746,952	—	12,044	—
9月末日	24,194,032,404	—	12,042	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△3.20
第2計算期間	7.38
第3計算期間	2.33
第4計算期間	2.00
第5計算期間	1.05
第6計算期間	6.75
第7計算期間	△1.60
第8計算期間	1.84
第9計算期間	1.84

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数

第1計算期間	3,267,919	—	3,267,919
第2計算期間	154,321,239	15,489,854	142,099,304
第3計算期間	106,482,794	38,973,089	209,609,009
第4計算期間	279,403,656	36,857,847	452,154,818
第5計算期間	1,576,441,133	118,989,891	1,909,606,060
第6計算期間	2,064,865,967	279,640,003	3,694,832,024
第7計算期間	6,582,833,915	697,472,199	9,580,193,740
第8計算期間	9,131,654,510	1,464,860,330	17,246,987,920
第9計算期間	4,894,563,917	2,387,045,298	19,754,506,539

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）】

(1) 【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	14,025,609,870	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	141,718,787	1.00
純資産総額		14,167,328,657	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	7,402,703,179	1.2586	9,317,563,774	1.2615	9,338,510,060	65.92
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	695,058,771	3.1658	2,200,417,058	3.2817	2,280,974,368	16.10
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	160,429,506	6.7830	1,088,193,340	7.0862	1,136,835,565	8.02
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	266,557,944	2.6298	701,002,324	2.6378	703,126,544	4.96
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	555,824,989	1.0185	566,109,150	1.0186	566,163,333	4.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.00

合計	99.00
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2018年9月10日)	23,478,202	23,478,202	9,865	9,865
第2計算期間末日 (2019年9月10日)	159,571,075	159,571,075	9,970	9,970
第3計算期間末日 (2020年9月10日)	992,543,936	992,543,936	10,232	10,232
第4計算期間末日 (2021年9月10日)	2,107,539,807	2,107,539,807	11,376	11,376
第5計算期間末日 (2022年9月12日)	5,695,674,755	5,695,674,755	11,276	11,276
第6計算期間末日 (2023年9月11日)	10,864,890,645	10,864,890,645	11,725	11,725
第7計算期間末日 (2024年9月10日)	13,724,978,081	13,724,978,081	12,105	12,105
2023年9月末日	11,007,690,712	—	11,670	—
10月末日	11,043,971,790	—	11,447	—
11月末日	11,497,899,899	—	11,815	—
12月末日	11,750,758,266	—	11,859	—
2024年1月末日	12,134,294,922	—	12,037	—
2月末日	12,490,022,831	—	12,225	—
3月末日	12,782,449,607	—	12,364	—
4月末日	12,695,081,908	—	12,274	—
5月末日	12,945,762,102	—	12,196	—
6月末日	13,342,373,551	—	12,335	—
7月末日	13,611,941,816	—	12,231	—
8月末日	13,836,209,262	—	12,251	—
9月末日	14,167,328,657	—	12,240	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△1.35
第 2 計算期間	1.06
第 3 計算期間	2.62
第 4 計算期間	11.18
第 5 計算期間	△0.87
第 6 計算期間	3.98
第 7 計算期間	3.24

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配前の額）を控除した額を当該基準価額（分配前の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	24,925,133	1,126,259	23,798,874
第 2 計算期間	150,328,384	14,074,610	160,052,648
第 3 計算期間	892,830,669	82,870,310	970,013,007
第 4 計算期間	997,597,903	114,979,045	1,852,631,865
第 5 計算期間	3,473,234,760	274,626,465	5,051,240,160
第 6 計算期間	4,786,643,246	571,243,117	9,266,640,289
第 7 計算期間	3,189,329,995	1,118,064,863	11,337,905,421

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）】

(1) 【投資状況】

2024 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	14,637,626,472	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	148,144,234	1.00
純資産総額		14,785,770,706	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	6,600,212,104	1.2587	8,307,878,307	1.2615	8,326,167,569	56.31
日本	親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	1,117,177,420	3.1655	3,536,425,124	3.2817	3,666,241,139	24.80
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	270,964,942	6.7831	1,837,982,299	7.0862	1,920,111,772	12.99
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	274,890,436	2.6293	722,785,010	2.6378	725,105,992	4.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(2016年9月12日)	1,689,104	1,689,104	9,342	9,342
第2計算期間末日	(2017年9月11日)	120,459,324	120,459,324	10,519	10,519
第3計算期間末日	(2018年9月10日)	211,100,530	211,100,530	10,984	10,984
第4計算期間末日	(2019年9月10日)	485,276,001	485,276,001	11,020	11,020

第5計算期間末日	(2020年9月10日)	1,551,166,416	1,551,166,416	11,439	11,439
第6計算期間末日	(2021年9月10日)	2,964,237,261	2,964,237,261	13,127	13,127
第7計算期間末日	(2022年9月12日)	5,968,772,026	5,968,772,026	13,107	13,107
第8計算期間末日	(2023年9月11日)	11,052,475,352	11,052,475,352	14,004	14,004
第9計算期間末日	(2024年9月10日)	14,291,237,319	14,291,237,319	14,764	14,764
	2023年9月末日	11,193,506,835	—	13,925	—
	10月末日	11,151,466,970	—	13,626	—
	11月末日	11,733,933,543	—	14,147	—
	12月末日	11,981,748,829	—	14,202	—
	2024年1月末日	12,524,517,646	—	14,568	—
	2月末日	12,946,242,054	—	14,887	—
	3月末日	13,350,454,846	—	15,148	—
	4月末日	13,306,173,880	—	15,058	—
	5月末日	13,624,198,548	—	15,025	—
	6月末日	14,110,244,795	—	15,255	—
	7月末日	14,313,644,423	—	15,079	—
	8月末日	14,536,819,352	—	15,033	—
	9月末日	14,785,770,706	—	15,006	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△6.58
第2計算期間	12.59
第3計算期間	4.42
第4計算期間	0.32
第5計算期間	3.80

第6計算期間	14.75
第7計算期間	△0.15
第8計算期間	6.84
第9計算期間	5.42

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額)を控除した額を当該基準価額(分配の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,808,058	—	1,808,058
第2計算期間	116,582,341	3,871,416	114,518,983
第3計算期間	102,928,864	25,265,473	192,182,374
第4計算期間	273,481,532	25,316,670	440,347,236
第5計算期間	987,113,947	71,382,507	1,356,078,676
第6計算期間	1,030,313,262	128,197,385	2,258,194,553
第7計算期間	2,595,476,935	299,959,924	4,553,711,564
第8計算期間	3,887,707,289	548,785,071	7,892,633,782
第9計算期間	2,537,802,444	750,844,097	9,679,592,129

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)】

(1)【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,861,245,463	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	99,955,049	1.00
純資産総額		9,961,200,512	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	3,561,691,973	1.2587	4,483,244,343	1.2615	4,493,074,423	45.11
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	999,002,735	3.1655	3,162,343,158	3.2817	3,278,427,275	32.91
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	225,003,243	6.7853	1,526,734,558	7.0862	1,594,417,980	16.01

日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	187,779,887	2,6303	493,918,939	2,6378	495,325,785	4.97
----	-----------	-------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2018年9月10日)	15,108,774	15,108,774	9,837	9,837
第2計算期間末日 (2019年9月10日)	77,621,673	77,621,673	9,816	9,816
第3計算期間末日 (2020年9月10日)	550,251,454	550,251,454	10,269	10,269
第4計算期間末日 (2021年9月10日)	1,295,870,947	1,295,870,947	12,057	12,057
第5計算期間末日 (2022年9月12日)	2,974,637,281	2,974,637,281	12,104	12,104
第6計算期間末日 (2023年9月11日)	7,143,322,620	7,143,322,620	13,176	13,176
第7計算期間末日 (2024年9月10日)	9,579,832,739	9,579,832,739	14,095	14,095
2023年9月末日	7,267,676,009	—	13,091	—
10月末日	7,238,267,261	—	12,792	—
11月末日	7,662,968,450	—	13,332	—
12月末日	7,858,684,406	—	13,383	—
2024年1月末日	8,226,022,012	—	13,838	—
2月末日	8,580,069,039	—	14,204	—
3月末日	8,910,187,041	—	14,516	—
4月末日	8,892,642,566	—	14,443	—
5月末日	9,213,131,633	—	14,457	—

6月末日	9,586,587,234	—	14,715	—
7月末日	9,720,715,733	—	14,517	—
8月末日	9,798,243,692	—	14,419	—
9月末日	9,961,200,512	—	14,382	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△1.63
第2計算期間	△0.21
第3計算期間	4.61
第4計算期間	17.41
第5計算期間	0.38
第6計算期間	8.85
第7計算期間	6.97

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	15,849,641	491,195	15,358,446
第2計算期間	77,368,247	13,652,892	79,073,801
第3計算期間	480,167,932	23,415,332	535,826,401
第4計算期間	610,955,955	72,024,430	1,074,757,926
第5計算期間	1,528,725,272	145,872,001	2,457,611,197
第6計算期間	3,369,838,329	405,790,113	5,421,659,413
第7計算期間	1,961,841,673	587,077,059	6,796,424,027

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)】

(1)【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	9,935,587,886	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	100,836,236	1.00
純資産総額		10,036,424,122	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	1,157,854,336	3.1656	3,665,303,687	3.2817	3,799,730,574	37.86
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	2,954,384,619	1.2586	3,718,437,516	1.2615	3,726,956,196	37.13
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	269,449,775	6.7862	1,828,566,932	7.0862	1,909,374,995	19.02
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	189,372,250	2.6306	498,178,492	2.6378	499,526,121	4.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2016年9月12日)	2,174,386	2,174,386	9,145	9,145
第2計算期間末日 (2017年9月11日)	68,939,089	68,939,089	10,530	10,530
第3計算期間末日 (2018年9月10日)	139,517,902	139,517,902	11,113	11,113
第4計算期間末日 (2019年9月10日)	279,142,420	279,142,420	11,040	11,040
第5計算期間末日 (2020年9月10日)	850,896,790	850,896,790	11,608	11,608
第6計算期間末日 (2021年9月10日)	1,767,070,146	1,767,070,146	13,863	13,863
第7計算期間末日 (2022年9月12日)	3,374,627,164	3,374,627,164	13,965	13,965
第8計算期間末日 (2023年9月11日)	7,223,161,691	7,223,161,691	15,411	15,411
第9計算期間末日 (2024年9月10日)	9,657,198,379	9,657,198,379	16,654	16,654
2023年9月末日	7,332,522,280	—	15,305	—
10月末日	7,287,473,512	—	14,939	—
11月末日	7,731,342,006	—	15,613	—
12月末日	7,992,816,022	—	15,672	—
2024年1月末日	8,450,675,798	—	16,293	—
2月末日	8,814,067,862	—	16,776	—
3月末日	9,150,346,447	—	17,197	—
4月末日	9,160,538,159	—	17,121	—
5月末日	9,464,199,755	—	17,175	—
6月末日	9,817,922,308	—	17,512	—
7月末日	9,872,937,081	—	17,252	—
8月末日	9,911,905,793	—	17,092	—
9月末日	10,036,424,122	—	17,043	—

② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△8.55
第 2 計算期間	15.14
第 3 計算期間	5.53
第 4 計算期間	△0.65
第 5 計算期間	5.14
第 6 計算期間	19.42
第 7 計算期間	0.73
第 8 計算期間	10.35
第 9 計算期間	8.06

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	2,377,795	—	2,377,795
第 2 計算期間	67,846,488	4,753,439	65,470,844
第 3 計算期間	89,621,216	29,550,834	125,541,226
第 4 計算期間	152,123,052	24,819,648	252,844,630
第 5 計算期間	531,772,622	51,604,031	733,013,221
第 6 計算期間	654,011,397	112,385,606	1,274,639,012
第 7 計算期間	1,332,368,887	190,514,733	2,416,493,166
第 8 計算期間	2,641,700,715	371,050,768	4,687,143,113
第 9 計算期間	1,651,527,782	540,100,305	5,798,570,590

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）】

(1) 【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,674,969,376	98.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	57,635,930	1.01
純資産総額		5,732,605,306	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	709,959,665	3.1659	2,247,717,126	3.2817	2,329,874,632	40.64
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	1,467,177,567	1.2587	1,846,879,400	1.2615	1,850,844,500	32.29
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	170,423,395	6.7903	1,157,234,122	7.0862	1,207,654,261	21.07
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	108,649,626	2.6310	285,860,548	2.6378	286,595,983	5.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2018年9月10日)	15,351,502	15,351,502	9,816	9,816
第2計算期間末日 (2019年9月10日)	64,536,551	64,536,551	9,725	9,725
第3計算期間末日 (2020年9月10日)	228,684,116	228,684,116	10,265	10,265
第4計算期間末日 (2021年9月10日)	636,036,250	636,036,250	12,441	12,441
第5計算期間末日 (2022年9月12日)	1,508,952,369	1,508,952,369	12,546	12,546
第6計算期間末日 (2023年9月11日)	3,827,375,687	3,827,375,687	13,993	13,993
第7計算期間末日 (2024年9月10日)	5,474,559,959	5,474,559,959	15,249	15,249
2023年9月末日	3,907,897,510	—	13,891	—
10月末日	3,912,222,033	—	13,546	—
11月末日	4,181,174,153	—	14,190	—

12月末日	4,438,756,113	—	14,244	—
2024年1月末日	4,727,426,506	—	14,878	—
2月末日	4,942,770,376	—	15,360	—
3月末日	5,154,322,417	—	15,787	—
4月末日	5,142,552,008	—	15,726	—
5月末日	5,354,140,311	—	15,805	—
6月末日	5,568,235,375	—	16,142	—
7月末日	5,623,653,724	—	15,881	—
8月末日	5,651,341,727	—	15,693	—
9月末日	5,732,605,306	—	15,633	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△1.84
第2計算期間	△0.92
第3計算期間	5.55
第4計算期間	21.19
第5計算期間	0.84
第6計算期間	11.53
第7計算期間	8.97

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	15,807,601	167,683	15,639,918
第2計算期間	59,246,242	8,521,526	66,364,634
第3計算期間	199,107,241	42,682,941	222,788,934
第4計算期間	358,434,404	69,973,636	511,249,702

第5計算期間	814,434,627	122,952,012	1,202,732,317
第6計算期間	1,774,499,929	242,018,540	2,735,213,706
第7計算期間	1,275,057,670	420,055,167	3,590,216,209

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）】

(1) 【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,152,026,270	98.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	52,362,908	1.01
純資産総額		5,204,389,178	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	707,957,718	3.1663	2,241,663,745	3.2817	2,323,304,843	44.64
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	1,124,744,413	1.2586	1,415,700,792	1.2615	1,418,865,076	27.26
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	162,213,314	6.7906	1,101,536,512	7.0862	1,149,475,985	22.09
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	98,711,186	2.6310	259,710,323	2.6378	260,380,366	5.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2019年9月10日)	22,238,624	22,238,624	10,270	10,270
第2計算期間末日 (2020年9月10日)	230,757,139	230,757,139	10,857	10,857
第3計算期間末日 (2021年9月10日)	707,449,557	707,449,557	13,237	13,237
第4計算期間末日 (2022年9月12日)	1,574,416,271	1,574,416,271	13,400	13,400
第5計算期間末日 (2023年9月11日)	3,201,843,329	3,201,843,329	15,064	15,064
第6計算期間末日 (2024年9月10日)	4,949,149,312	4,949,149,312	16,521	16,521
2023年9月末日	3,287,705,976	—	14,950	—
10月末日	3,288,091,449	—	14,569	—
11月末日	3,542,850,698	—	15,289	—
12月末日	3,726,612,694	—	15,349	—
2024年1月末日	4,025,865,337	—	16,079	—
2月末日	4,281,730,782	—	16,630	—
3月末日	4,515,119,610	—	17,122	—
4月末日	4,493,319,497	—	17,066	—
5月末日	4,740,365,428	—	17,175	—
6月末日	5,004,234,735	—	17,564	—
7月末日	5,037,421,289	—	17,259	—
8月末日	5,104,761,528	—	17,031	—
9月末日	5,204,389,178	—	16,968	—

② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	2.70
第 2 計算期間	5.71
第 3 計算期間	21.92
第 4 計算期間	1.23
第 5 計算期間	12.41
第 6 計算期間	9.67

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	22,173,546	519,382	21,654,164
第 2 計算期間	268,459,553	77,568,532	212,545,185
第 3 計算期間	498,496,575	176,601,883	534,439,877
第 4 計算期間	919,249,973	278,728,272	1,174,961,578
第 5 計算期間	1,356,833,433	406,355,357	2,125,439,654
第 6 計算期間	1,369,662,573	499,493,642	2,995,608,585

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）】

(1) 【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,591,397,383	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	26,249,337	1.00
純資産総額		2,617,646,720	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	356,114,009	3.1659	1,127,440,053	3.2817	1,168,659,343	44.65
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	544,805,134	1.2587	685,794,884	1.2615	687,271,676	26.26
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	85,305,165	6.7902	579,243,047	7.0862	604,489,460	23.09

日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	49,653,842	2,6309	130,634,513	2,6378	130,976,904	5.00
----	-----------	-------------------	------------	--------	-------------	--------	-------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2021年9月10日)	111,124,543	111,124,543	12,098	12,098
第2計算期間末日 (2022年9月12日)	631,651,379	631,651,379	12,247	12,247
第3計算期間末日 (2023年9月11日)	1,380,852,348	1,380,852,348	13,769	13,769
第4計算期間末日 (2024年9月10日)	2,482,510,568	2,482,510,568	15,102	15,102
2023年9月末日	1,429,879,209	—	13,664	—
10月末日	1,499,851,334	—	13,317	—
11月末日	1,603,673,347	—	13,975	—
12月末日	1,684,361,272	—	14,030	—
2024年1月末日	1,849,639,583	—	14,696	—
2月末日	2,022,957,853	—	15,200	—
3月末日	2,129,219,665	—	15,650	—
4月末日	2,179,805,740	—	15,600	—
5月末日	2,306,022,553	—	15,699	—
6月末日	2,456,036,040	—	16,056	—
7月末日	2,485,283,409	—	15,777	—

8月末日	2,565,465,052	—	15,568	—
9月末日	2,617,646,720	—	15,517	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	20.98
第2計算期間	1.23
第3計算期間	12.42
第4計算期間	9.68

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	129,136,747	37,284,043	91,852,704
第2計算期間	529,051,503	105,126,812	515,777,395
第3計算期間	757,309,637	270,238,882	1,002,848,150
第4計算期間	1,168,430,131	527,399,428	1,643,878,853

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）】

(1)【投資状況】

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	57,927,193	98.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	588,981	1.01
純資産総額		58,516,174	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	7,960,185	3.1688	25,224,248	3.2817	26,122,939	44.64
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	12,179,648	1.2590	15,334,547	1.2615	15,364,625	26.26
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	1,906,750	6.8002	12,966,287	7.0862	13,511,611	23.09
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	1,110,023	2.6305	2,919,994	2.6378	2,928,018	5.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2023年9月11日)	10,290,047	10,290,047	10,290	10,290
第2計算期間末日 (2024年9月10日)	51,611,300	51,611,300	11,292	11,292
2023年9月末日	10,211,720	—	10,212	—
10月末日	9,952,642	—	9,953	—
11月末日	10,442,455	—	10,442	—
12月末日	10,483,639	—	10,484	—
2024年1月末日	10,981,636	—	10,982	—
2月末日	11,359,526	—	11,359	—

3月末日	12,005,261	—	11,696	—
4月末日	17,121,767	—	11,658	—
5月末日	30,396,766	—	11,733	—
6月末日	33,763,420	—	12,000	—
7月末日	43,480,619	—	11,791	—
8月末日	49,856,464	—	11,642	—
9月末日	58,516,174	—	11,602	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	2.90
第2計算期間	9.73

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	10,000,000	—	10,000,000
第2計算期間	44,347,362	8,642,724	45,704,638

(参考)

TOPIXマザーファンド

投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	1,476,908,429,160	98.38
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	24,279,792,618	1.62
純資産総額		1,501,188,221,778	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	24,251,100,000	1.62

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	21,084,000	3,599.46	75,891,187,579	2,542.50	53,606,070,000	3.57
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	13,887,500	2,616.56	36,337,510,794	2,777.50	38,572,531,250	2.57
日本	株式	日立製作所	電気機器	9,626,200	2,835.01	27,290,410,775	3,781.00	36,396,662,200	2.42
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	23,788,700	1,580.14	37,589,662,520	1,453.50	34,576,875,450	2.30
日本	株式	キーエンス	電気機器	396,800	70,169.22	27,843,149,491	68,360.00	27,125,248,000	1.81
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2,936,400	6,719.30	19,730,577,334	8,705.00	25,561,362,000	1.70
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	8,147,500	3,019.39	24,600,480,025	3,045.00	24,809,137,500	1.65
日本	株式	三菱商事	卸売業	8,057,700	3,502.94	28,225,644,102	2,952.50	23,790,359,250	1.58
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2,820,800	6,658.92	18,783,491,574	7,678.00	21,658,102,400	1.44
日本	株式	信越化学工業	化学	3,562,600	6,676.49	23,785,686,603	5,977.00	21,293,660,200	1.42
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	839,400	37,932.95	31,840,921,068	25,290.00	21,228,426,000	1.41
日本	株式	三井物産	卸売業	6,286,200	3,555.15	22,348,427,736	3,178.00	19,977,543,600	1.33
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,813,800	4,781.74	18,236,618,530	5,231.00	19,949,987,800	1.33
日本	株式	任天堂	その他製品	2,504,000	8,276.49	20,724,347,138	7,636.00	19,120,544,000	1.27
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	118,323,100	179.51	21,241,236,365	146.80	17,369,831,080	1.16
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,962,200	9,151.55	17,957,178,241	8,427.00	16,535,459,400	1.10
日本	株式	第一三共	医薬品	3,465,300	4,902.92	16,990,109,434	4,709.00	16,318,097,700	1.09
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	5,272,600	3,052.27	16,093,443,059	2,936.00	15,480,353,600	1.03
日本	株式	HOYA	精密機器	780,800	19,053.53	14,876,997,869	19,785.00	15,448,128,000	1.03
日本	株式	三菱重工業	機械	7,005,200	1,397.70	9,791,199,298	2,117.50	14,833,511,000	0.99
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,520,600	4,339.19	15,276,553,571	4,103.00	14,445,021,800	0.96
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	9,397,400	1,852.87	17,412,236,091	1,507.50	14,166,580,500	0.94
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,925,800	4,511.94	13,201,042,964	4,594.00	13,441,125,200	0.90
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	63,639,000	201.48	12,822,599,799	187.20	11,913,220,800	0.79
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	236,000	45,533.72	10,745,958,053	47,420.00	11,191,120,000	0.75
日本	株式	富士通	電気機器	3,686,200	2,514.56	9,269,177,056	2,935.50	10,820,840,100	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	4,387,900	2,543.62	11,161,178,370	2,303.50	10,107,527,650	0.67

日本	株式	村田製作所	電気機器	3,542,900	2,875.78	10,188,614,395	2,806.50	9,943,148,850	0.66
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	2,373,100	4,015.91	9,530,172,960	4,179.00	9,917,184,900	0.66
日本	株式	ダイキン工業	機械	478,200	20,505.57	9,805,767,781	20,075.00	9,599,865,000	0.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.27
	建設業	2.19
	食料品	3.22
	繊維製品	0.39
	パルプ・紙	0.15
	化学	5.74
	医薬品	4.57
	石油・石炭製品	0.55
	ゴム製品	0.59
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.85
	非鉄金属	0.79
	金属製品	0.51
	機械	5.45
	電気機器	17.39
	輸送用機器	7.10
	精密機器	2.39
	その他製品	2.47
	電気・ガス業	1.35
	陸運業	2.35
	海運業	0.79
	空運業	0.38
	倉庫・運輸関連業	0.15
	情報・通信業	7.44
	卸売業	7.25
	小売業	4.44
	銀行業	7.29
	証券、商品先物取引業	0.80
	保険業	2.99
その他金融業	1.19	
不動産業	1.92	
サービス業	4.67	

小計	98.38
合計	98.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2024年9月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 24年12月限	買建	916	円	23,688,249,300	24,251,100,000	1.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	4,541,226,733,942	72.52
	イギリス	239,257,216,589	3.82
	カナダ	197,650,120,750	3.16
	フランス	173,530,347,689	2.77
	スイス	164,219,821,255	2.62
	ドイツ	146,695,019,963	2.34
	オーストラリア	116,358,841,935	1.86
	オランダ	98,858,905,883	1.58
	デンマーク	55,125,129,110	0.88
	スウェーデン	54,907,118,444	0.88
	スペイン	44,493,432,810	0.71
	イタリア	35,426,429,397	0.57
	香港	29,904,804,948	0.48
	シンガポール	18,069,231,108	0.29
	フィンランド	16,635,758,821	0.27
	ベルギー	12,806,497,077	0.20
	ノルウェー	9,253,491,188	0.15
	イスラエル	5,719,091,553	0.09
	アイルランド	4,865,345,778	0.08
	オーストリア	3,020,305,033	0.05
ルクセンブルク	3,010,959,595	0.05	

	ニュージーランド	2,794,129,790	0.04
	ポルトガル	2,542,106,415	0.04
	バミューダ	790,538,962	0.01
	小計	5,977,161,378,035	95.45
投資証券	アメリカ	105,277,928,306	1.68
	オーストラリア	8,144,818,542	0.13
	フランス	2,382,275,903	0.04
	イギリス	1,986,049,527	0.03
	シンガポール	1,759,989,870	0.03
	香港	1,178,006,009	0.02
	ベルギー	442,044,419	0.01
	カナダ	299,163,421	0.00
	小計	121,470,275,997	1.94
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	163,131,047,283	2.61
純資産総額		6,261,762,701,315	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	123,326,498,785	1.97
	買建	カナダ	5,604,854,875	0.09
	買建	ドイツ	18,373,218,593	0.29
	買建	オーストラリア	4,910,472,303	0.08
	買建	イギリス	6,352,267,101	0.10
	買建	スイス	4,228,187,184	0.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9,444,464	26,691.32	252,085,278,460	32,512.46	307,062,821,299	4.90
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4,577,719	59,443.75	272,116,821,533	61,091.29	279,658,780,025	4.47

			ービス						
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	15,950,677	13,322.38	212,501,133,033	17,327.42	276,384,111,565	4.41
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	6,073,316	26,663.96	161,938,691,089	26,828.95	162,940,740,492	2.60
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,421,055	68,369.41	97,156,702,593	80,979.29	115,076,028,930	1.84
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	3,807,117	24,015.74	91,430,769,332	23,400.58	89,088,759,253	1.42
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	3,276,487	23,688.13	77,613,862,501	23,591.84	77,298,362,636	1.23
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2,868,239	19,444.22	55,770,691,606	24,648.04	70,696,480,214	1.13
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1,862,326	24,831.16	46,243,717,281	37,175.45	69,232,817,898	1.11
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	523,962	110,720.41	58,013,288,270	125,286.96	65,645,609,646	1.05
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	858,047	59,238.73	50,829,615,425	65,294.69	56,025,915,530	0.89
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,861,600	28,506.65	53,067,992,343	30,044.66	55,931,148,364	0.89
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	597,201	73,712.81	44,021,368,970	83,047.45	49,596,020,486	0.79
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,908,489	16,770.53	48,776,910,696	16,530.98	48,080,198,502	0.77
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,020,157	39,933.42	40,738,358,293	39,275.01	40,066,680,559	0.64
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	537,834	65,258.28	35,098,125,760	70,457.23	37,894,297,712	0.61
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1,529,454	23,843.58	36,467,661,164	24,770.79	37,885,786,143	0.61
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	643,912	49,563.86	31,914,766,494	57,024.91	36,719,028,291	0.59
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	287,513	113,535.44	32,642,915,028	126,404.54	36,342,949,257	0.58
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,559,841	21,479.47	33,504,563,970	23,036.62	35,933,467,497	0.57
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,091,145	19,007.98	39,748,451,816	17,029.17	35,610,463,700	0.57
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	2,867,301	8,808.81	25,257,527,929	11,386.99	32,649,954,767	0.52

アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,146,187	23,219.57	26,613,980,594	27,802.37	31,866,722,743	0.51
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	259,399	137,708.67	35,721,493,230	120,736.33	31,318,885,600	0.50
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	279,769	87,950.85	24,605,922,764	100,960.06	28,245,496,565	0.45
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	2,651,680	9,091.68	24,108,249,085	10,246.58	27,170,669,021	0.43
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,644,252	18,429.52	30,302,785,626	16,226.97	26,681,233,960	0.43
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	1,073,958	17,047.61	18,308,420,404	24,084.26	25,865,483,916	0.41
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	4,567,914	5,513.74	25,186,298,278	5,623.56	25,687,947,590	0.41
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	629,849	38,936.00	24,523,803,722	39,484.82	24,869,478,927	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	3.96
	素材	3.66
	資本財	7.03
	商業・専門サービス	1.54
	運輸	1.55
	自動車・自動車部品	1.69
	耐久消費財・アパレル	1.31
	消費者サービス	1.89
	メディア・娯楽	6.18
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.73
	生活必需品流通・小売り	1.74
	食品・飲料・タバコ	3.07
	家庭用品・パーソナル用品	1.57
	ヘルスケア機器・サービス	4.00
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.59
	銀行	5.43
	金融サービス	6.64
	保険	3.07
ソフトウェア・サービス	9.51	

	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.38
	電気通信サービス	1.17
	公益事業	2.72
	半導体・半導体製造装置	8.74
	不動産管理・開発	0.29
	小計	95.45
投資証券	—	1.94
合計		97.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2024年9月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2412	買建	2,984	アメリカドル	852,835,766.4	121,725,248,938	864,054,500	123,326,498,785	1.97
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602412	買建	184	カナダドル	52,684,506	5,561,903,298	53,091,360	5,604,854,875	0.09
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2412	買建	2,261	ユーロ	111,073,688.45	17,708,478,149	115,243,170	18,373,218,593	0.29
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2412	買建	241	オーストラリアドル	49,461,962.75	4,883,379,582	49,736,375	4,910,472,303	0.08
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2412	買建	397	イギリスポンド	33,265,436.25	6,354,696,286	33,252,720	6,352,267,101	0.10
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2412	買建	203	スイスフラン	24,554,345.55	4,167,117,982	24,914,190	4,228,187,184	0.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

日本債券インデックスマザーファンド

投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	日本	812,003,846,350	83.94
地方債証券	日本	51,260,444,310	5.30
特殊債券	日本	40,203,478,833	4.16
社債券	日本	62,476,591,000	6.46

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,435,431,448	0.14
純資産総額		967,379,791,941	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	日本	3,326,950,000	0.34

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	12,670,000,000	99.22	12,571,334,900	99.27	12,578,269,200	0.005000	2026/9/20	1.30
日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	10,190,000,000	97.07	9,891,879,000	97.72	9,957,871,800	0.100000	2030/6/20	1.03
日本	国債証券	第369回利付国債(10年)	10,080,000,000	97.37	9,814,914,000	98.56	9,934,848,000	0.500000	2032/12/20	1.03
日本	国債証券	第171回利付国債(5年)	9,800,000,000	99.57	9,758,510,000	99.56	9,757,076,000	0.400000	2029/6/20	1.01
日本	国債証券	第370回利付国債(10年)	9,860,000,000	97.09	9,573,841,800	98.28	9,690,703,800	0.500000	2033/3/20	1.00
日本	国債証券	第373回利付国債(10年)	9,780,000,000	97.03	9,489,694,800	98.28	9,611,979,600	0.600000	2033/12/20	0.99
日本	国債証券	第368回利付国債(10年)	9,930,000,000	95.20	9,453,663,500	96.44	9,576,889,200	0.200000	2032/9/20	0.99
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	9,580,000,000	97.53	9,343,716,000	98.06	9,394,148,000	0.100000	2029/9/20	0.97
日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	9,560,000,000	96.09	9,186,980,500	97.17	9,289,930,000	0.400000	2033/6/20	0.96
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	9,520,000,000	95.97	9,137,000,000	96.99	9,233,448,000	0.100000	2031/6/20	0.95
日本	国債証券	第163回利付国債(5年)	9,130,000,000	99.60	9,094,288,500	99.86	9,117,491,900	0.400000	2028/9/20	0.94
日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	9,360,000,000	96.48	9,030,528,000	97.38	9,114,861,600	0.100000	2030/12/20	0.94
日本	国債証券	第372回利付国債(10年)	8,920,000,000	99.19	8,847,923,500	100.33	8,949,882,000	0.800000	2033/9/20	0.93
日本	国債証券	第364回利付国債(10年)	8,840,000,000	96.10	8,495,993,500	96.75	8,552,876,800	0.100000	2031/9/20	0.88
日本	国債証券	第367回利付国債(10年)	8,750,000,000	95.60	8,365,161,600	96.72	8,463,700,000	0.200000	2032/6/20	0.87
日本	国債証券	第158回利付国債(5年)	8,540,000,000	98.73	8,432,021,100	98.95	8,450,927,800	0.100000	2028/3/20	0.87
日本	国債証券	第153回利付国債	8,470,000,000	98.93	8,379,773,000	98.99	8,384,537,700	0.005000	2027/6/20	0.87

		債(5年)								
日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	8,190,000,000	97.29	7,968,751,500	97.84	8,013,505,500	0.100000	2030/3/20	0.83
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	7,740,000,000	96.27	7,451,386,200	97.19	7,522,506,000	0.100000	2031/3/20	0.78
日本	国債証券	第365回利付国債(10年)	7,620,000,000	95.39	7,268,833,200	96.50	7,353,757,200	0.100000	2031/12/20	0.76
日本	国債証券	第148回利付国債(5年)	7,200,000,000	99.30	7,149,976,000	99.40	7,156,944,000	0.005000	2026/6/20	0.74
日本	国債証券	第156回利付国債(5年)	7,150,000,000	99.24	7,095,890,000	99.38	7,105,670,000	0.200000	2027/12/20	0.73
日本	国債証券	第366回利付国債(10年)	7,210,000,000	95.72	6,901,879,700	97.00	6,993,916,300	0.200000	2032/3/20	0.72
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	7,140,000,000	96.89	6,918,034,400	97.56	6,966,355,200	0.100000	2030/9/20	0.72
日本	国債証券	第457回利付国債(2年)	6,510,000,000	99.66	6,488,217,400	99.72	6,492,227,700	0.100000	2026/2/1	0.67
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	6,530,000,000	98.73	6,447,134,300	98.95	6,461,892,100	0.100000	2028/3/20	0.67
日本	国債証券	第458回利付国債(2年)	6,400,000,000	99.82	6,388,544,000	99.83	6,389,184,000	0.200000	2026/3/1	0.66
日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	6,340,000,000	99.35	6,299,107,000	99.39	6,301,579,600	0.100000	2026/12/20	0.65
日本	国債証券	第460回利付国債(2年)	6,300,000,000	99.90	6,293,897,000	99.93	6,296,031,000	0.300000	2026/5/1	0.65
日本	国債証券	第374回利付国債(10年)	6,300,000,000	98.34	6,196,005,500	99.78	6,286,140,000	0.800000	2034/3/20	0.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	83.94
地方債証券	5.30
特殊債券	4.16
社債券	6.46
合計	99.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2024年9月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物24年12月限	買建	23	円	3,324,211,505	3,326,950,000	0.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	295,003,720,639	45.39
	中国	69,871,314,068	10.75
	フランス	49,904,639,034	7.68
	イタリア	44,815,902,917	6.90
	ドイツ	36,876,548,306	5.67
	イギリス	35,077,665,694	5.40
	スペイン	30,649,190,929	4.72
	カナダ	12,728,372,346	1.96
	ベルギー	10,350,321,318	1.59
	オランダ	8,759,727,966	1.35
	オーストラリア	8,540,606,513	1.31
	オーストリア	7,451,974,932	1.15
	メキシコ	4,720,398,164	0.73
	マレーシア	3,472,612,844	0.53
	フィンランド	3,312,346,987	0.51
	ポーランド	3,238,638,627	0.50
	アイルランド	3,187,942,414	0.49
	シンガポール	2,656,569,042	0.41
	イスラエル	1,988,760,683	0.31
	ニュージーランド	1,673,298,293	0.26
	デンマーク	1,581,579,144	0.24
スウェーデン	1,016,265,611	0.16	
ノルウェー	975,974,230	0.15	
	小計	637,854,370,701	98.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	12,117,209,440	1.86
純資産総額		649,971,580,141	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 340215	23,850,000	13,707.78	3,269,307,724	14,566.26	3,474,054,349	4.000000	2034/2/15	0.53
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE	22,180,000	14,581.66	3,234,214,096	14,998.91	3,326,759,547	4.375000	2034/5/15	0.51

		340515									
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	26,390,000	11,565.16	3,052,047,807	12,230.73	3,227,690,802	1.250000	2031/8/15	0.50	
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 331115	19,430,000	14,258.50	2,770,427,332	15,122.68	2,938,338,575	4.500000	2033/11/15	0.45	
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 260228	19,800,000	14,200.79	2,811,758,150	14,453.64	2,861,821,246	4.625000	2026/2/28	0.44	
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	21,540,000	11,936.85	2,571,199,291	12,624.91	2,719,406,589	1.625000	2031/5/15	0.42	
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 270615	18,100,000	14,474.02	2,619,798,802	14,689.76	2,658,846,644	4.625000	2027/6/15	0.41	
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	18,320,000	13,589.17	2,489,537,461	14,439.14	2,645,251,650	3.875000	2033/8/15	0.41	
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	21,210,000	11,395.56	2,416,998,955	12,184.45	2,584,323,699	0.875000	2030/11/15	0.40	
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 270515	18,570,000	13,371.83	2,483,150,422	13,869.06	2,575,484,992	2.375000	2027/5/15	0.40	
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 290815	19,050,000	12,636.68	2,407,288,728	13,094.36	2,494,476,054	1.625000	2029/8/15	0.38	
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	20,320,000	11,459.65	2,328,602,467	12,268.92	2,493,045,719	1.375000	2031/11/15	0.38	
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	16,990,000	13,236.78	2,248,930,186	14,072.00	2,390,834,021	3.500000	2033/2/15	0.37	
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	16,070,000	13,888.29	2,231,849,506	14,731.01	2,367,274,637	4.125000	2032/11/15	0.36	
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 330515	16,800,000	13,080.79	2,197,573,661	13,925.65	2,339,509,725	3.375000	2033/5/15	0.36	
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 320815	17,340,000	12,556.05	2,177,220,532	13,382.88	2,320,592,935	2.750000	2032/8/15	0.36	
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	17,030,000	12,716.35	2,165,594,564	13,537.60	2,305,454,291	2.875000	2032/5/15	0.35	
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	18,620,000	11,581.17	2,156,414,015	12,317.15	2,293,453,882	1.125000	2031/2/15	0.35	
フランス	国債証券	2.5 O.A.T 260924	14,200,000	15,821.84	2,246,702,610	15,998.76	2,271,824,011	2.500000	2026/9/24	0.35	
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	17,560,000	11,866.65	2,083,784,452	12,647.77	2,220,949,042	1.875000	2032/2/15	0.34	
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 290430	14,050,000	14,446.53	2,029,738,731	14,947.06	2,100,062,587	4.625000	2029/4/30	0.32	
アメリカ	国債証券	4.625 T-BOND 540515	13,500,000	14,956.52	2,019,131,484	15,548.64	2,099,067,663	4.625000	2054/5/15	0.32	
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	17,350,000	11,278.45	1,956,812,401	12,068.76	2,093,931,485	0.625000	2030/8/15	0.32	
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	14,380,000	13,454.76	1,934,795,801	14,061.97	2,022,111,488	3.125000	2028/11/15	0.31	
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 251231	13,580,000	14,111.31	1,916,316,403	14,355.51	1,949,479,042	4.250000	2025/12/31	0.30	
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 280831	14,930,000	12,376.36	1,847,791,434	13,034.98	1,946,123,189	1.125000	2028/8/31	0.30	
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 260131	13,390,000	14,136.91	1,892,933,119	14,370.01	1,924,144,589	4.250000	2026/1/31	0.30	
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 270415	13,000,000	14,203.86	1,846,502,470	14,613.93	1,899,811,570	4.500000	2027/4/15	0.29	
アメリカ	国債証券	4.25 T-BOND 540215	12,940,000	13,365.23	1,729,461,694	14,607.52	1,890,213,533	4.250000	2054/2/15	0.29	
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	13,590,000	13,223.43	1,797,064,498	13,671.41	1,857,945,341	0.750000	2026/3/31	0.29	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.14
合計	98.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2024年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	5,486,801,669	100.00
純資産総額		5,486,801,669	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

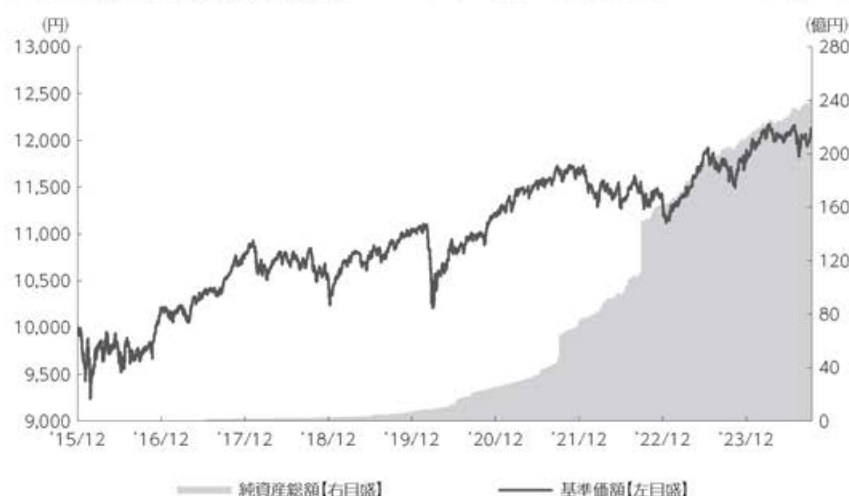


運用実績

2024年9月30日現在

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2015年12月18日(設定日)～2024年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	12,042円
純資産総額	241.9億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年 9月	0円
2023年 9月	0円
2022年 9月	0円
2021年 9月	0円
2020年 9月	0円
2019年 9月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

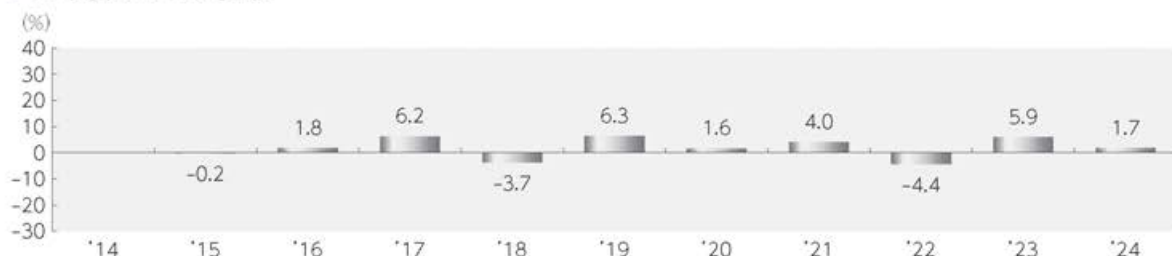
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	11.1%	1 円	89.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.4%
国内債券	64.6%	2 アメリカドル	6.2%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.3%
外国株式	5.0%	3 ユーロ	2.0%	日立製作所	株式	電気機器	日本	0.3%
外国債券	4.9%	4 中国元	0.5%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.3%
		5 イギリスポンド	0.5%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.2%
		6 カナダドル	0.3%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.8%
		7 オーストラリアドル	0.2%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
コールローン他 (負債控除後)	14.4%	8 スイスフラン	0.1%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
合計	100.0%	9 デンマーククローネ	0.1%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.7%
		10 スウェーデンクローネ	0.1%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.3%
債券先物取引 (買建)	0.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- [国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

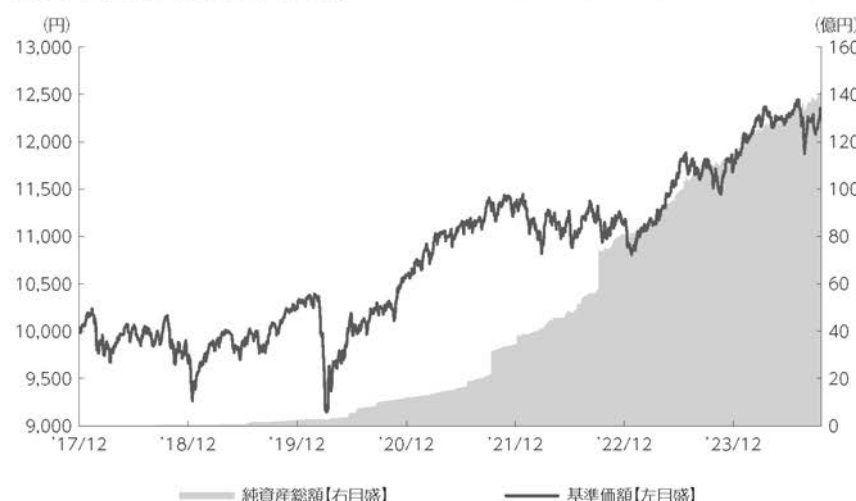


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2017年12月11日(設定日)～2024年9月30日



●基準価額は10,000を起点として表示
●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	12,240円
純資産総額	141.6億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2023年9月	0円
2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

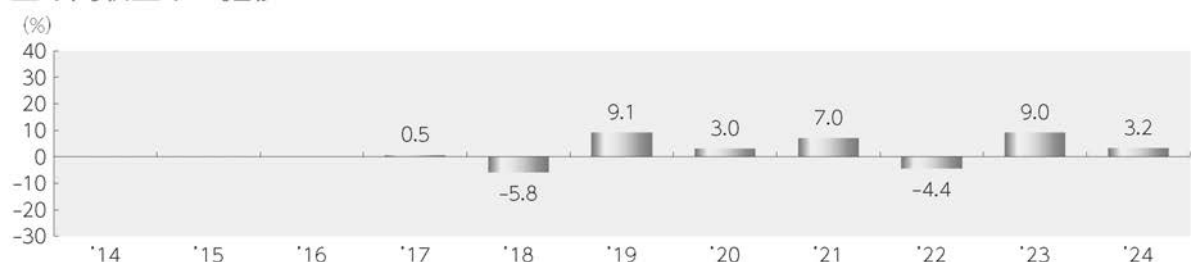
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組上上位通貨	比率	組上上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	15.8%	1 円	87.0%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.6%
国内債券	65.8%	2 アメリカドル	8.4%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.4%
外国株式	7.8%	3 ユーロ	2.2%	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.4%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	0.6%	日立製作所	株式	電気機器	日本	0.4%
		5 中国元	0.5%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.4%
		6 カナダドル	0.4%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.9%
		7 オーストラリアドル	0.2%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
コールローン他		8 スイスフラン	0.2%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
(負債控除後)	5.7%	9 デンマーククローネ	0.1%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.7%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.1%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.5%
債券先物取引 (買建)	0.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

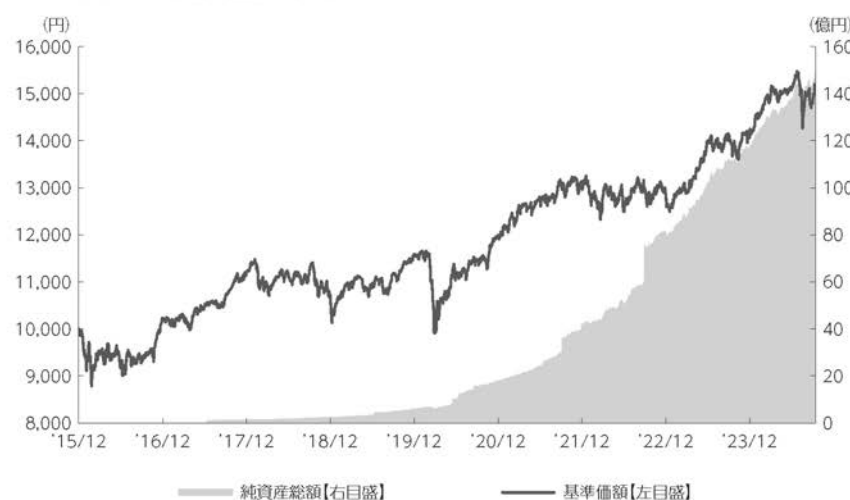


- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2015年12月18日(設定日)～2024年9月30日



●基準価額は10,000を起点として表示
●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,006円
純資産総額	147.8億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年 9月	0円
2023年 9月	0円
2022年 9月	0円
2021年 9月	0円
2020年 9月	0円
2019年 9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	24.4%
国内債券	56.2%
外国株式	12.6%
外国債券	4.8%
コールローン他 (負債控除後)	2.0%
合計	100.0%

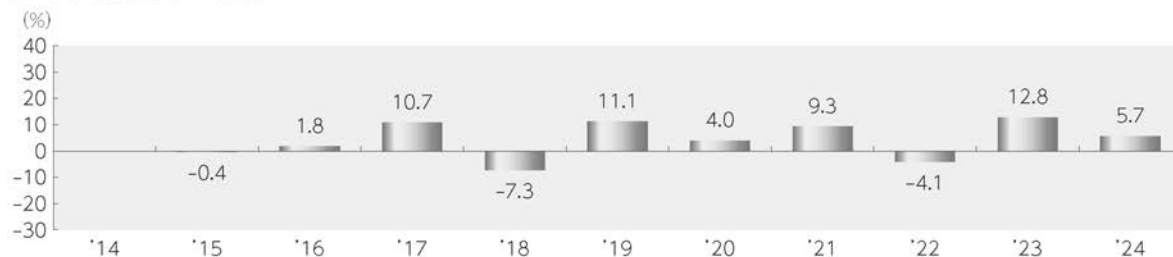
組入上位通貨	比率
1 円	82.1%
2 アメリカドル	12.2%
3 ユーロ	2.7%
4 イギリスポンド	0.8%
5 中国元	0.5%
6 カナダドル	0.5%
7 スイスフラン	0.3%
8 オーストラリアドル	0.3%
9 デンマーククローネ	0.1%
10 スウェーデンクローネ	0.1%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.9%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.6%
APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.6%
日立製作所	株式	電気機器	日本	0.6%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.6%
第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.7%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.6%
第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.7%
債券先物取引 (買建)	0.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- [国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

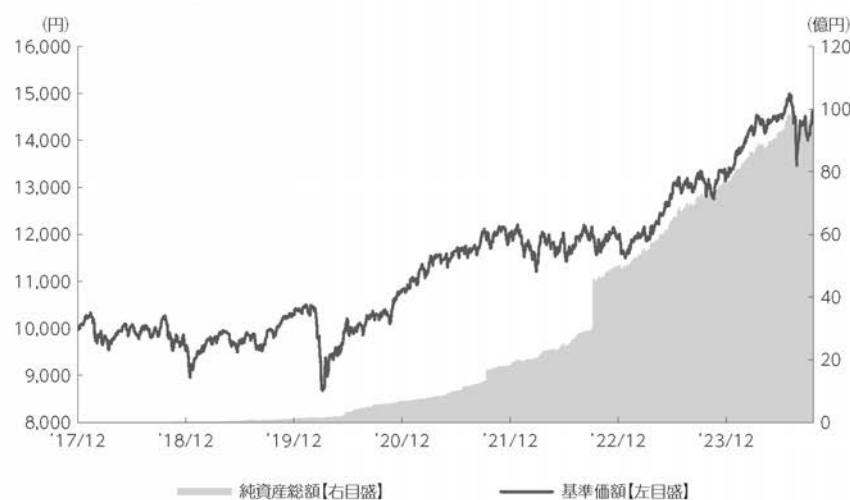


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2017年12月11日(設定日)～2024年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	14,382円
純資産総額	99.6億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2023年9月	0円
2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	32.4%
国内債券	45.0%
外国株式	15.6%
外国債券	4.9%
コールローン他 (負債控除後)	2.1%
合計	100.0%

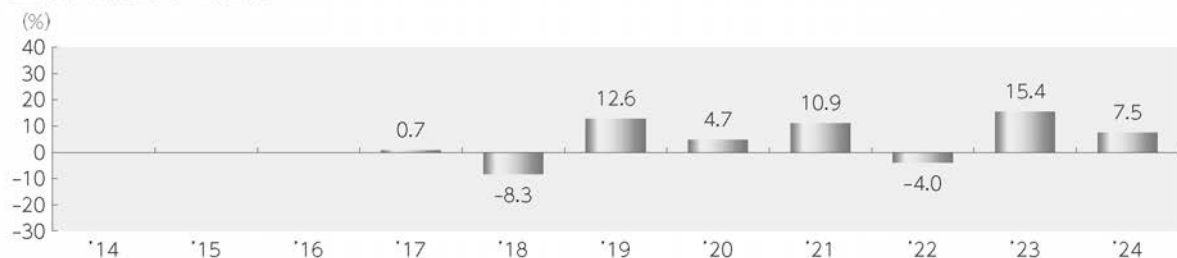
組入上位通貨	比率
1 円	79.0%
2 アメリカドル	14.5%
3 ユーロ	3.0%
4 イギリスポンド	0.9%
5 カナダドル	0.6%
6 中国元	0.5%
7 スイスフラン	0.4%
8 オーストラリアドル	0.4%
9 デンマーククローネ	0.2%
10 スウェーデンクローネ	0.2%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.2%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.8%
日立製作所	株式	電気機器	日本	0.8%
APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.8%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.8%
第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.6%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.5%
第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引(買建)	0.9%
債券先物取引(買建)	0.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式を含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- [国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

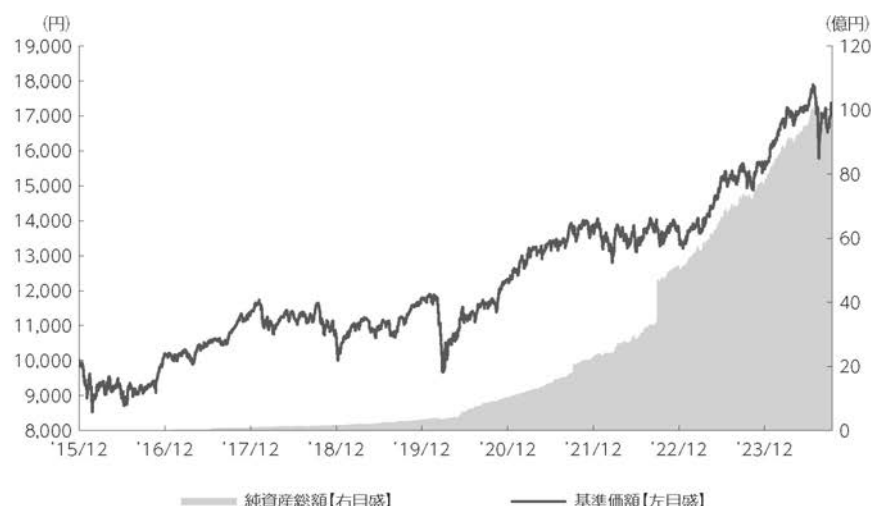


- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2015年12月18日(設定日)～2024年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	17,043円
純資産総額	100.3億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年 9月	0円
2023年 9月	0円
2022年 9月	0円
2021年 9月	0円
2020年 9月	0円
2019年 9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

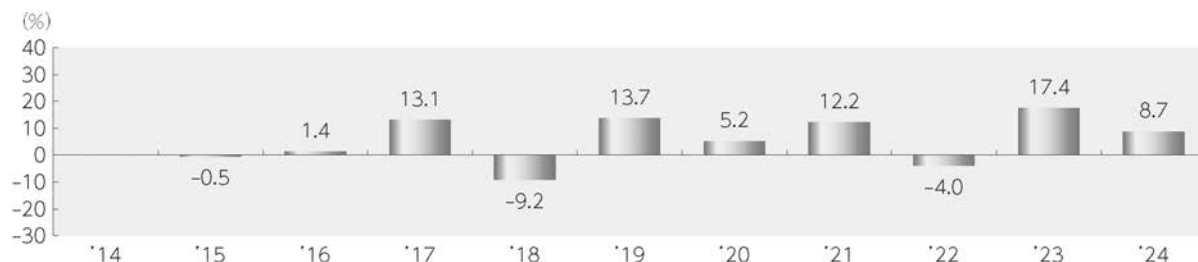
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	37.2%	1 円	76.0%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.4%
国内債券	37.1%	2 アメリカドル	16.8%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.0%
外国株式	18.5%	3 ユーロ	3.2%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.9%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	1.0%	日立製作所	株式	電気機器	日本	0.9%
		5 カナダドル	0.7%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.9%
		6 中国元	0.5%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.5%
		7 スイスフラン	0.5%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
		8 オーストラリアドル	0.5%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
コールローン他 (負債控除後)	2.3%	9 デンマーククローネ	0.2%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.4%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.2%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.1%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

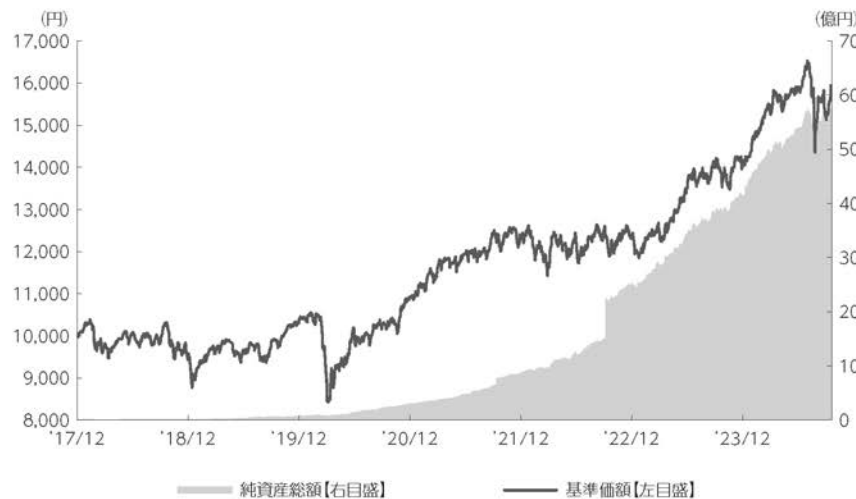


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2017年12月11日(設定日)～2024年9月30日



●基準価額は10,000を起点として表示
●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,633円
純資産総額	57.3億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2023年9月	0円
2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

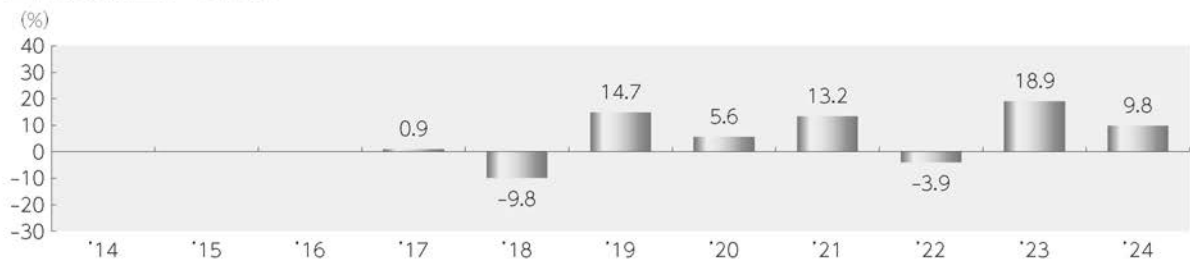
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	40.0%	1 円	73.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.5%
国内債券	32.2%	2 アメリカドル	18.4%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.0%
外国株式	20.5%	3 ユーロ	3.4%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.0%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	1.1%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.0%
		5 カナダドル	0.8%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.9%
		6 スイスフラン	0.6%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.4%
		7 中国元	0.5%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%	8 オーストラリアドル	0.5%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
合計	100.0%	9 デンマーククローネ	0.2%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
		10 スウェーデンクローネ	0.2%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.2%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

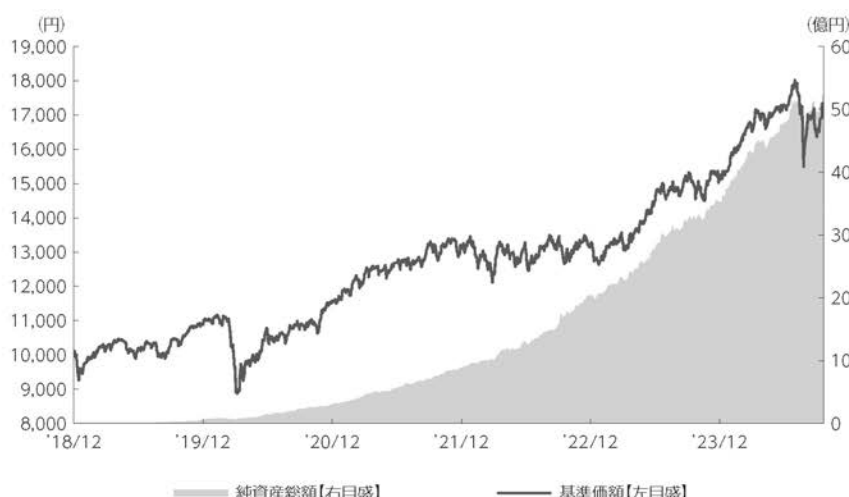


- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2018年12月11日(設定日)～2024年9月30日



●基準価額は10,000を起点として表示
●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	16,968円
純資産総額	52.0億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年 9月	0円
2023年 9月	0円
2022年 9月	0円
2021年 9月	0円
2020年 9月	0円
2019年 9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

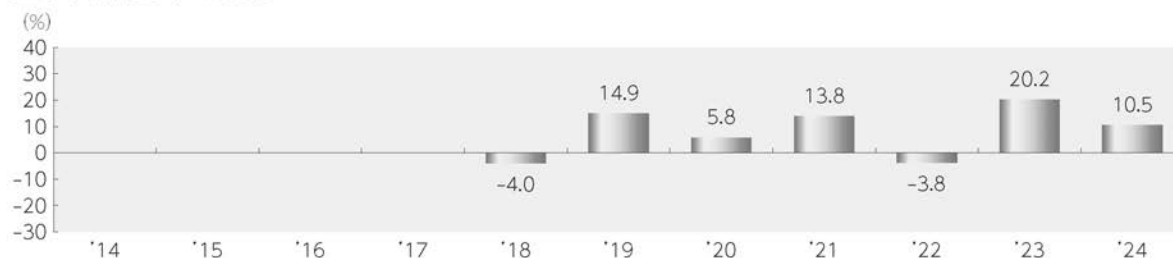
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	43.9%	1 円	72.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.6%
国内債券	27.2%	2 アメリカドル	19.1%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
外国株式	21.5%	3 ユーロ	3.5%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.1%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	1.1%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.1%
		5 カナダドル	0.8%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.0%
		6 スイスフラン	0.6%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.4%
		7 中国元	0.5%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
		8 オーストラリアドル	0.5%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%	9 デンマーククローネ	0.2%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.2%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.3%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- [国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

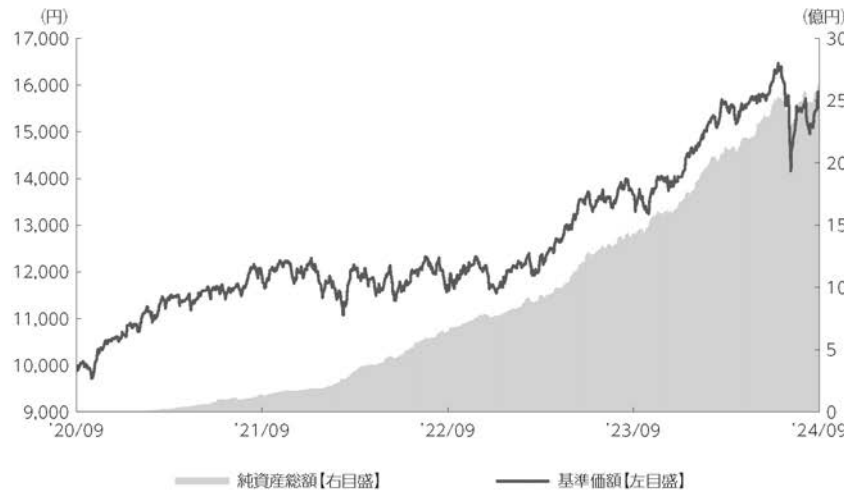


- 収益率は基準価額で計算
- 2018年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2020年9月30日(設定日)～2024年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額	15,517円
純資産総額	26.1億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2023年9月	0円
2022年9月	0円
2021年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

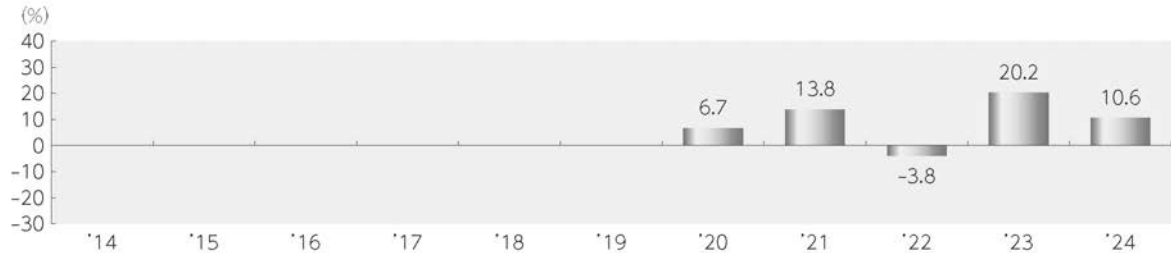
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	43.9%	1 円	71.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.6%
国内債券	26.2%	2 アメリカドル	19.9%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
外国株式	22.5%	3 ユーロ	3.6%	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.1%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	1.2%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.1%
		5 カナダドル	0.9%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.0%
		6 スイスフラン	0.6%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
		7 中国元	0.5%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
		8 オーストラリアドル	0.5%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%	9 デンマーククローネ	0.2%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.2%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.3%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

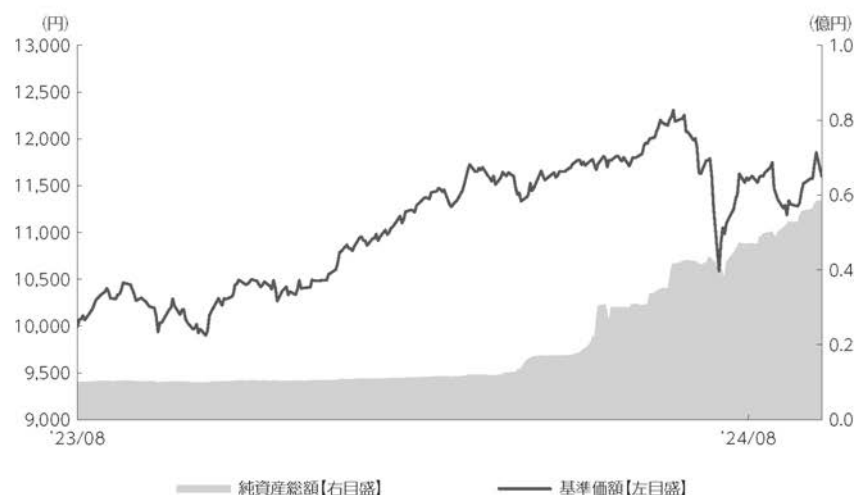


- 収益率は基準価額で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2023年8月21日(設定日)～2024年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,602円
純資産総額	0.5億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2023年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

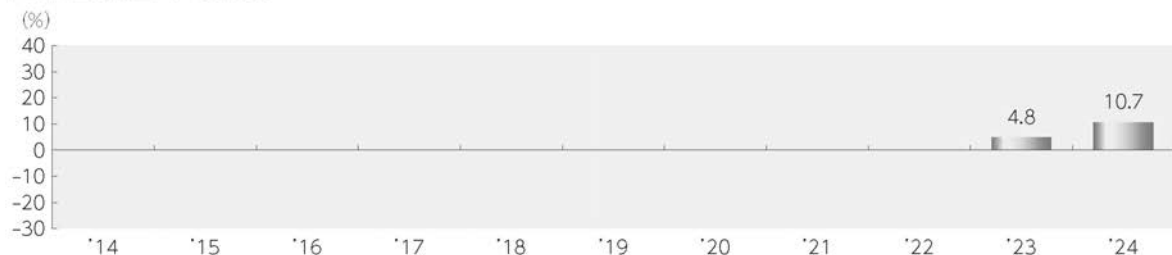
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	43.9%	1 円	71.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.6%
国内債券	26.2%	2 アメリカドル	19.9%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
外国株式	22.5%	3 ユーロ	3.6%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.1%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	1.2%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.1%
		5 カナダドル	0.9%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.0%
		6 スイスフラン	0.6%	第149回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
		7 中国元	0.5%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
		8 オーストラリアドル	0.5%	第369回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%	9 デンマーククローネ	0.2%	第171回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.2%	第370回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.3%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- [国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2023年は設定日から年末までの、2024年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

1円以上1円単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）」
2050年9月9日まで（2015年12月18日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」
2055年9月10日まで（2017年12月11日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」
2060年9月10日まで（2015年12月18日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」
2065年9月10日まで（2017年12月11日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」
2070年9月10日まで（2015年12月18日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」
2075年9月10日まで（2017年12月11日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」
2080年9月10日まで（2018年12月11日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」
2085年9月10日まで（2020年9月30日設定）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070（確定拠出年金）」
2090年9月8日まで（2023年8月21日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年9月11日から翌年9月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」

・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2070（確定拠出年金）」

・受益権の口数が30億口を下回るようになった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 9 月 12 日から 2024 年 9 月 10 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	245,599,855	287,041,578
親投資信託受益証券	20,029,240,614	23,366,690,408
未収入金	6,386,522	655,915
未収利息	-	1,676
流動資産合計	20,281,226,991	23,654,389,577
資産合計	20,281,226,991	23,654,389,577
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,615,754	8,707,059
未払受託者報酬	4,175,085	5,022,422
未払委託者報酬	31,313,111	37,668,101
未払利息	516	-
その他未払費用	375,696	451,954
流動負債合計	49,480,162	51,849,536
負債合計	49,480,162	51,849,536
純資産の部		
元本等		
元本	17,246,987,920	19,754,506,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,984,758,909	3,848,033,502
（分配準備積立金）	472,348,830	741,074,535
元本等合計	20,231,746,829	23,602,540,041
純資産合計	20,231,746,829	23,602,540,041
負債純資産合計	20,281,226,991	23,654,389,577

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第9期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	1,713	130,283
有価証券売買等損益	445,100,904	457,984,409
営業収益合計	445,102,617	458,114,692
営業費用		
支払利息	105,822	20,775

受託者報酬	7,640,153	9,641,346
委託者報酬	57,301,103	72,310,028
その他費用	687,490	867,593
営業費用合計	65,734,568	82,839,742
営業利益又は営業損失(△)	379,368,049	375,274,950
経常利益又は経常損失(△)	379,368,049	375,274,950
当期純利益又は当期純損失(△)	379,368,049	375,274,950
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	8,606,480	49,041,330
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,454,545,250	2,984,758,909
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,378,050,639	954,059,123
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,378,050,639	954,059,123
剰余金減少額又は欠損金増加額	218,598,549	417,018,150
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	218,598,549	417,018,150
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,984,758,909	3,848,033,502

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	9,580,193,740円	17,246,987,920円
期中追加設定元本額	9,131,654,510円	4,894,563,917円
期中一部解約元本額	1,464,860,330円	2,387,045,298円
2. 受益権の総数	17,246,987,920口	19,754,506,539口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第9期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	154,352,412円	費用控除後の配当等収益額	A	173,465,474円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	94,403,527円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	152,768,146円
収益調整金額	C	2,512,410,079円	収益調整金額	C	3,106,958,967円
分配準備積立金額	D	223,592,891円	分配準備積立金額	D	414,840,915円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,984,758,909円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,848,033,502円

当ファンドの期末残存口数	F	17,246,987,920 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,730 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円

当ファンドの期末残存口数	F	19,754,506,539 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,947 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 8 期 自 2022 年 9 月 13 日 至 2023 年 9 月 11 日	第 9 期 自 2023 年 9 月 12 日 至 2024 年 9 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 8 期 [2023 年 9 月 11 日現在]	第 9 期 [2024 年 9 月 10 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 (コールローン等) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	409,679,750	355,449,928
合計	409,679,750	355,449,928

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.1731円	1.1948円
(1万口当たり純資産額)	(11,731円)	(11,948円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	879,294,669	2,783,407,274	
	外国株式インデックスマザーファンド	203,604,014	1,381,046,026	
	日本債券インデックスマザーファンド	12,247,552,321	15,413,544,595	
	外国債券インデックスマザーファンド	448,180,656	1,178,580,671	
	マネー・マーケット・マザーファンド	2,562,701,858	2,610,111,842	
合計		16,341,333,518	23,366,690,408	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	132,702,144	130,766,622
親投資信託受益証券	10,756,048,341	13,587,754,376
未収入金	-	32,816,917
未収利息	-	763
流動資産合計	10,888,750,485	13,751,338,678
資産合計	10,888,750,485	13,751,338,678
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,189,850	1,618,109
未払受託者報酬	2,173,444	2,880,400
未払委託者報酬	16,300,723	21,602,919
未払利息	278	-
その他未払費用	195,545	259,169
流動負債合計	23,859,840	26,360,597
負債合計	23,859,840	26,360,597
純資産の部		
元本等		
元本	9,266,640,289	11,337,905,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,598,250,356	2,387,072,660
（分配準備積立金）	540,113,125	805,396,242
元本等合計	10,864,890,645	13,724,978,081
純資産合計	10,864,890,645	13,724,978,081
負債純資産合計	10,888,750,485	13,751,338,678

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第7期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	844	70,682
有価証券売買等損益	435,559,037	406,180,790
営業収益合計	435,559,881	406,251,472
営業費用		
支払利息	51,054	10,967
受託者報酬	3,910,010	5,413,298
委託者報酬	29,324,936	40,599,596

その他費用	351,777	487,064
営業費用合計	33,637,777	46,510,925
営業利益又は営業損失(△)	401,922,104	359,740,547
経常利益又は経常損失(△)	401,922,104	359,740,547
当期純利益又は当期純損失(△)	401,922,104	359,740,547
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	8,090,463	38,541,208
期首剰余金又は期首欠損金(△)	644,434,595	1,598,250,356
剰余金増加額又は欠損金減少額	631,379,954	663,867,382
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	631,379,954	663,867,382
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,395,834	196,244,417
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,395,834	196,244,417
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,598,250,356	2,387,072,660

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	5,051,240,160円	9,266,640,289円
期中追加設定元本額	4,786,643,246円	3,189,329,995円
期中一部解約元本額	571,243,117円	1,118,064,863円
2. 受益権の総数	9,266,640,289口	11,337,905,421口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第7期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	105,603,277円	費用控除後の配当等収益額	A	126,762,080円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	260,629,383円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	194,437,259円
収益調整金額	C	1,058,137,231円	収益調整金額	C	1,581,676,418円
分配準備積立金額	D	173,880,465円	分配準備積立金額	D	484,196,903円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,598,250,356円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,387,072,660円
当ファンドの期末残存口数	F	9,266,640,289口	当ファンドの期末残存口数	F	11,337,905,421口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,724円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,105円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第6期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第7期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	388,221,535	318,677,654
合計	388,221,535	318,677,654

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.1725円	1.2105円
(1万口当たり純資産額)	(11,725円)	(12,105円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	768,793,529	2,433,615,916	
	外国株式インデックスマザーファンド	180,071,254	1,221,423,315	
	日本債券インデックスマザーファンド	7,235,755,061	9,106,197,744	
	外国債券インデックスマザーファンド	261,783,846	688,412,979	
	マネー・マーケット・マザーファンド	135,595,898	138,104,422	
合計		8,581,999,588	13,587,754,376	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	97,901,587	112,598,768
親投資信託受益証券	10,941,709,295	14,148,314,564
未収入金	37,265,492	58,103,659
未収利息	-	657
流動資産合計	11,076,876,374	14,319,017,648
資産合計	11,076,876,374	14,319,017,648
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,379,774	322,524
未払受託者報酬	2,202,544	3,020,676
未払委託者報酬	17,620,329	24,165,336
未払利息	205	-
その他未払費用	198,170	271,793
流動負債合計	24,401,022	27,780,329
負債合計	24,401,022	27,780,329
純資産の部		
元本等		
元本	7,892,633,782	9,679,592,129
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,159,841,570	4,611,645,190
（分配準備積立金）	984,050,159	1,467,941,719
元本等合計	11,052,475,352	14,291,237,319
純資産合計	11,052,475,352	14,291,237,319
負債純資産合計	11,076,876,374	14,319,017,648

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第9期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	780	66,982
有価証券売買等損益	717,283,492	662,636,666
営業収益合計	717,284,272	662,703,648
営業費用		
支払利息	51,754	10,732
受託者報酬	3,952,754	5,609,756
委託者報酬	31,622,003	44,877,945

その他費用	355,629	504,746
営業費用合計	35,982,140	51,003,179
営業利益又は営業損失(△)	681,302,132	611,700,469
経常利益又は経常損失(△)	681,302,132	611,700,469
当期純利益又は当期純損失(△)	681,302,132	611,700,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11,056,814	46,115,993
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,415,060,462	3,159,841,570
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,243,242,100	1,190,471,060
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,243,242,100	1,190,471,060
剰余金減少額又は欠損金増加額	168,706,310	304,251,916
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	168,706,310	304,251,916
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,159,841,570	4,611,645,190

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	4,553,711,564円	7,892,633,782円
期中追加設定元本額	3,887,707,289円	2,537,802,444円
期中一部解約元本額	548,785,071円	750,844,097円
2. 受益権の総数	7,892,633,782口	9,679,592,129口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第9期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	127,668,737円	費用控除後の配当等収益額	A	159,959,840円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	540,507,093円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	405,624,636円
収益調整金額	C	2,175,791,411円	収益調整金額	C	3,143,703,471円
分配準備積立金額	D	315,874,329円	分配準備積立金額	D	902,357,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,159,841,570円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,611,645,190円
当ファンドの期末残存口数	F	7,892,633,782口	当ファンドの期末残存口数	F	9,679,592,129口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,003円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,764円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第9期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	663,843,443	505,439,727
合計	663,843,443	505,439,727

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.4004円	1.4764円
(1万口当たり純資産額)	(14,004円)	(14,764円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	1,201,104,094	3,802,095,009	
	外国株式インデックスマザーファンド	294,633,905	1,998,501,777	
	日本債券インデックスマザーファンド	6,060,019,614	7,626,534,684	
	外国債券インデックスマザーファンド	274,245,387	721,183,094	
合計		7,830,003,000	14,148,314,564	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,762,814	75,578,762
親投資信託受益証券	7,071,695,797	9,483,977,011
未収入金	23,157,023	41,485,089
未収利息	-	441
流動資産合計	7,161,615,634	9,601,041,303
資産合計	7,161,615,634	9,601,041,303
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,531,422	2,751,546
未払受託者報酬	1,403,914	2,030,489
未払委託者報酬	11,231,247	16,243,852
未払利息	140	-
その他未払費用	126,291	182,677
流動負債合計	18,293,014	21,208,564
負債合計	18,293,014	21,208,564
純資産の部		
元本等		
元本	5,421,659,413	6,796,424,027
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,721,663,207	2,783,408,712
(分配準備積立金)	710,039,718	1,110,530,969
元本等合計	7,143,322,620	9,579,832,739
純資産合計	7,143,322,620	9,579,832,739
負債純資産合計	7,161,615,634	9,601,041,303

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第7期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	493	44,131
有価証券売買等損益	584,950,359	541,869,642
営業収益合計	584,950,852	541,913,773
営業費用		
支払利息	32,942	6,994
受託者報酬	2,475,735	3,723,366
委託者報酬	19,805,767	29,786,830

その他費用	222,697	334,985
営業費用合計	22,537,141	33,852,175
営業利益又は営業損失(△)	562,413,711	508,061,598
経常利益又は経常損失(△)	562,413,711	508,061,598
当期純利益又は当期純損失(△)	562,413,711	508,061,598
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	12,036,222	41,965,141
期首剰余金又は期首欠損金(△)	517,026,084	1,721,663,207
剰余金増加額又は欠損金減少額	738,033,051	786,178,632
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	738,033,051	786,178,632
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,773,417	190,529,584
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,773,417	190,529,584
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,721,663,207	2,783,408,712

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	2,457,611,197円	5,421,659,413円
期中追加設定元本額	3,369,838,329円	1,961,841,673円
期中一部解約元本額	405,790,113円	587,077,059円
2. 受益権の総数	5,421,659,413口	6,796,424,027口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第7期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	88,402,325円	費用控除後の配当等収益額	A	118,222,450円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	461,975,164円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	347,874,007円
収益調整金額	C	1,011,623,489円	収益調整金額	C	1,672,877,743円
分配準備積立金額	D	159,662,229円	分配準備積立金額	D	644,434,512円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,721,663,207円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,783,408,712円
当ファンドの期末残存口数	F	5,421,659,413口	当ファンドの期末残存口数	F	6,796,424,027口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,175円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,095円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第6期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第7期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	549,539,513	427,053,982
合計	549,539,513	427,053,982

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1,3176円	1,4095円
(1万口当たり純資産額)	(13,176円)	(14,095円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	1,018,798,566	3,225,006,860	
	外国株式インデックスマザーファンド	238,843,279	1,620,073,961	
	日本債券インデックスマザーファンド	3,301,434,948	4,154,855,882	
	外国債券インデックスマザーファンド	184,066,741	484,040,308	
合計		4,743,143,534	9,483,977,011	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,678,022	84,250,819
親投資信託受益証券	7,150,707,026	9,560,523,634
未収入金	21,353,953	37,664,957
未収利息	-	492
流動資産合計	7,240,739,001	9,682,439,902
資産合計	7,240,739,001	9,682,439,902
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,621,710	6,370,305
未払受託者報酬	1,425,258	2,076,053
未払委託者報酬	11,401,985	16,608,384
未払利息	144	-
その他未払費用	128,213	186,781
流動負債合計	17,577,310	25,241,523
負債合計	17,577,310	25,241,523
純資産の部		
元本等		
元本	4,687,143,113	5,798,570,590
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,536,018,578	3,858,627,789
(分配準備積立金)	891,821,898	1,354,008,176
元本等合計	7,223,161,691	9,657,198,379
純資産合計	7,223,161,691	9,657,198,379
負債純資産合計	7,240,739,001	9,682,439,902

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第9期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	501	45,178
有価証券売買等損益	685,397,537	639,477,366
営業収益合計	685,398,038	639,522,544
営業費用		
支払利息	33,890	7,046
受託者報酬	2,528,537	3,795,459
委託者報酬	20,228,163	30,363,547

その他費用	227,446	341,467
営業費用合計	23,018,036	34,507,519
営業利益又は営業損失(△)	662,380,002	605,015,025
経常利益又は経常損失(△)	662,380,002	605,015,025
当期純利益又は当期純損失(△)	662,380,002	605,015,025
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	16,218,356	55,707,935
期首剰余金又は期首欠損金(△)	958,133,998	2,536,018,578
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,076,963,600	1,070,708,130
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,076,963,600	1,070,708,130
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,240,666	297,406,009
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,240,666	297,406,009
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,536,018,578	3,858,627,789

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	2,416,493,166円	4,687,143,113円
期中追加設定元本額	2,641,700,715円	1,651,527,782円
期中一部解約元本額	371,050,768円	540,100,305円
2. 受益権の総数	4,687,143,113口	5,798,570,590口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第9期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	96,703,168円	費用控除後の配当等収益額	A	129,172,691円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	549,458,478円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	420,134,399円
収益調整金額	C	1,644,196,680円	収益調整金額	C	2,504,619,613円
分配準備積立金額	D	245,660,252円	分配準備積立金額	D	804,701,086円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,536,018,578円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,858,627,789円
当ファンドの期末残存口数	F	4,687,143,113口	当ファンドの期末残存口数	F	5,798,570,590口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,410円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,654円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第9期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	652,341,454	524,982,851
合計	652,341,454	524,982,851

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [2023年9月11日現在]	第9期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.5411円	1.6654円
(1万口当たり純資産額)	(15,411円)	(16,654円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	1,179,688,367	3,734,303,525	
	外国株式インデックスマザーファンド	269,307,892	1,826,715,431	
	日本債券インデックスマザーファンド	2,790,737,913	3,512,143,663	
	外国債券インデックスマザーファンド	185,329,511	487,361,015	
合計		4,425,063,683	9,560,523,634	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,010,380	46,764,923
親投資信託受益証券	3,788,979,551	5,419,762,276
未収入金	2,154,415	21,198,331
未収利息	-	273
流動資産合計	3,837,144,346	5,487,725,803
資産合計	3,837,144,346	5,487,725,803
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,995,891	2,502,024
未払受託者報酬	745,080	1,173,152
未払委託者報酬	5,960,598	9,385,144
未払利息	96	-
その他未払費用	66,994	105,524
流動負債合計	9,768,659	13,165,844
負債合計	9,768,659	13,165,844
純資産の部		
元本等		
元本	2,735,213,706	3,590,216,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,092,161,981	1,884,343,750
(分配準備積立金)	460,675,790	730,084,133
元本等合計	3,827,375,687	5,474,559,959
純資産合計	3,827,375,687	5,474,559,959
負債純資産合計	3,837,144,346	5,487,725,803

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第7期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	283	26,174
有価証券売買等損益	398,276,273	388,306,543
営業収益合計	398,276,556	388,332,717
営業費用		
支払利息	17,341	3,933
受託者報酬	1,286,104	2,112,115
委託者報酬	10,288,718	16,896,739

その他費用	115,626	189,970
営業費用合計	11,707,789	19,202,757
営業利益又は営業損失(△)	386,568,767	369,129,960
経常利益又は経常損失(△)	386,568,767	369,129,960
当期純利益又は当期純損失(△)	386,568,767	369,129,960
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	12,702,710	43,063,207
期首剰余金又は期首欠損金(△)	306,220,052	1,092,161,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	472,444,187	638,796,892
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	472,444,187	638,796,892
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,368,315	172,681,876
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,368,315	172,681,876
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,092,161,981	1,884,343,750

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	1,202,732,317円	2,735,213,706円
期中追加設定元本額	1,774,499,929円	1,275,057,670円
期中一部解約元本額	242,018,540円	420,055,167円
2. 受益権の総数	2,735,213,706口	3,590,216,209口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第7期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,440,657円	費用控除後の配当等収益額	A	75,465,888円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	322,425,400円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	250,600,865円
収益調整金額	C	631,486,191円	収益調整金額	C	1,154,259,617円
分配準備積立金額	D	86,809,733円	分配準備積立金額	D	404,017,380円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,092,161,981円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,884,343,750円
当ファンドの期末残存口数	F	2,735,213,706口	当ファンドの期末残存口数	F	3,590,216,209口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,992円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,248円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第6期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第7期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	381,004,642	323,688,573
合計	381,004,642	323,688,573

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [2023年9月11日現在]	第7期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.3993円	1.5249円
(1万口当たり純資産額)	(13,993円)	(15,249円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	737,546,370	2,334,703,034	
	外国株式インデックスマザーファンド	168,490,779	1,142,872,953	
	日本債券インデックスマザーファンド	1,320,826,494	1,662,260,142	
	外国債券インデックスマザーファンド	106,447,940	279,926,147	
合計		2,333,311,583	5,419,762,276	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 [2023年9月11日現在]	第6期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,774,491	45,455,177
親投資信託受益証券	3,169,697,450	4,899,604,322
未収入金	1,742,398	16,200,315
未収利息	-	265
流動資産合計	3,214,214,339	4,961,260,079
資産合計	3,214,214,339	4,961,260,079
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,829,419	2,655,626
未払受託者報酬	609,644	1,040,182
未払委託者報酬	4,877,048	8,321,403
未払利息	89	-
その他未払費用	54,810	93,556
流動負債合計	12,371,010	12,110,767
負債合計	12,371,010	12,110,767
純資産の部		
元本等		
元本	2,125,439,654	2,995,608,585
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,076,403,675	1,953,540,727
(分配準備積立金)	386,410,102	590,706,779
元本等合計	3,201,843,329	4,949,149,312
純資産合計	3,201,843,329	4,949,149,312
負債純資産合計	3,214,214,339	4,961,260,079

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第6期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	235	25,086
有価証券売買等損益	341,751,537	344,276,326
営業収益合計	341,751,772	344,301,412
営業費用		
支払利息	15,339	3,433
受託者報酬	1,042,722	1,835,724
委託者報酬	8,341,623	14,685,711

その他費用	93,721	165,097
営業費用合計	9,493,405	16,689,965
営業利益又は営業損失(△)	332,258,367	327,611,447
経常利益又は経常損失(△)	332,258,367	327,611,447
当期純利益又は当期純損失(△)	332,258,367	327,611,447
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	18,192,427	54,855,161
期首剰余金又は期首欠損金(△)	399,454,693	1,076,403,675
剰余金増加額又は欠損金減少額	499,845,230	866,770,787
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	499,845,230	866,770,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	136,962,188	262,390,021
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	136,962,188	262,390,021
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,076,403,675	1,953,540,727

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第5期 [2023年9月11日現在]	第6期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	1,174,961,578円	2,125,439,654円
期中追加設定元本額	1,356,833,433円	1,369,662,573円
期中一部解約元本額	406,355,357円	499,493,642円
2. 受益権の総数	2,125,439,654口	2,995,608,585口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第6期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,510,396円	費用控除後の配当等収益額	A	67,186,255円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	271,555,544円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	205,570,031円
収益調整金額	C	689,993,573円	収益調整金額	C	1,362,833,948円
分配準備積立金額	D	72,344,162円	分配準備積立金額	D	317,950,493円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,076,403,675円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,953,540,727円
当ファンドの期末残存口数	F	2,125,439,654口	当ファンドの期末残存口数	F	2,995,608,585口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,064円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,521円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第5期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第6期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期 [2023年9月11日現在]	第6期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 [2023年9月11日現在]	第6期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	329,312,036	294,627,752
合計	329,312,036	294,627,752

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第5期 [2023年9月11日現在]	第6期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.5064円	1.6521円
(1万口当たり純資産額)	(15,064円)	(16,521円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	698,043,080	2,209,655,369	
	外国株式インデックスマザーファンド	166,890,724	1,132,019,780	
	日本債券インデックスマザーファンド	1,036,551,930	1,304,500,603	
	外国債券インデックスマザーファンド	96,371,666	253,428,570	
合計		1,997,857,400	4,899,604,322	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 [2023年9月11日現在]	第4期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,010,546	24,418,098
親投資信託受益証券	1,366,896,803	2,457,649,619
未収入金	13,074,037	7,398,940
未収利息	-	142
流動資産合計	1,399,981,386	2,489,466,799
資産合計	1,399,981,386	2,489,466,799
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,850,499	2,352,655
未払受託者報酬	250,676	506,457
未払委託者報酬	2,005,323	4,051,598
未払利息	42	-
その他未払費用	22,498	45,521
流動負債合計	19,129,038	6,956,231
負債合計	19,129,038	6,956,231
純資産の部		
元本等		
元本	1,002,848,150	1,643,878,853
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	378,004,198	838,631,715
（分配準備積立金）	136,607,758	189,193,491
元本等合計	1,380,852,348	2,482,510,568
純資産合計	1,380,852,348	2,482,510,568
負債純資産合計	1,399,981,386	2,489,466,799

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第4期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	93	13,867
有価証券売買等損益	138,085,382	155,494,124
営業収益合計	138,085,475	155,507,991
営業費用		
支払利息	6,571	1,632
受託者報酬	416,007	868,787
委託者報酬	3,327,891	6,950,154

その他費用	37,320	78,069
営業費用合計	3,787,789	7,898,642
営業利益又は営業損失(△)	134,297,686	147,609,349
経常利益又は経常損失(△)	134,297,686	147,609,349
当期純利益又は当期純損失(△)	134,297,686	147,609,349
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	13,501,152	49,940,653
期首剰余金又は期首欠損金(△)	115,873,984	378,004,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	203,060,972	575,720,154
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	203,060,972	575,720,154
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,727,292	212,761,333
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,727,292	212,761,333
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	378,004,198	838,631,715

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 [2023年9月11日現在]	第4期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	515,777,395円	1,002,848,150円
期中追加設定元本額	757,309,637円	1,168,430,131円
期中一部解約元本額	270,238,882円	527,399,428円
2. 受益権の総数	1,002,848,150口	1,643,878,853口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自2022年9月13日 至2023年9月11日			第4期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,663,988円	費用控除後の配当等収益額	A	30,785,776円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	104,132,546円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	66,882,920円
収益調整金額	C	241,396,440円	収益調整金額	C	649,438,224円
分配準備積立金額	D	15,811,224円	分配準備積立金額	D	91,524,795円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	378,004,198円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	838,631,715円
当ファンドの期末残存口数	F	1,002,848,150口	当ファンドの期末残存口数	F	1,643,878,853口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,769円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,101円

1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 2022年9月13日 至 2023年9月11日	第4期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [2023年9月11日現在]	第4期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 [2023年9月11日現在]	第4期 [2024年9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	130,616,590	129,671,040
合計	130,616,590	129,671,040

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 [2023年9月11日現在]	第4期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.3769円	1.5102円
(1万口当たり純資産額)	(13,769円)	(15,102円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	T O P I Xマザーファンド	350,122,172	1,108,311,735	
	外国株式インデックスマザーファンド	83,738,436	567,997,811	
	日本債券インデックスマザーファンド	519,938,136	654,342,144	
	外国債券インデックスマザーファンド	48,293,695	126,997,929	
合計		1,002,092,439	2,457,649,619	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）の2023年9月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 [2023年9月11日現在]	第2期 [2024年9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,184	573,959
親投資信託受益証券	10,186,807	51,094,566
未収入金	507	-
未収利息	-	3
流動資産合計	10,292,498	51,668,528
資産合計	10,292,498	51,668,528
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	267	6,309
未払委託者報酬	2,162	50,411
その他未払費用	22	508
流動負債合計	2,451	57,228
負債合計	2,451	57,228
純資産の部		
元本等		
元本	10,000,000	45,704,638
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	290,047	5,906,662
（分配準備積立金）	290,047	415,598
元本等合計	10,290,047	51,611,300
純資産合計	10,290,047	51,611,300
負債純資産合計	10,292,498	51,668,528

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2023年8月21日 至 2023年9月11日	第2期 自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
営業収益		
受取利息	-	106
有価証券売買等損益	292,498	△448,072
営業収益合計	292,498	△447,966
営業費用		
受託者報酬	267	8,620
委託者報酬	2,162	68,865
その他費用	22	690
営業費用合計	2,451	78,175
営業利益又は営業損失（△）	290,047	△526,141

経常利益又は経常損失（△）	290,047	△526,141
当期純利益又は当期純損失（△）	290,047	△526,141
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	148,646
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	290,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,401,360
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,401,360
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,109,958
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,109,958
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	290,047	5,906,662

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年9月12日から2024年9月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第1期 [2023年9月11日現在]	第2期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	10,000,000円	10,000,000円
期中追加設定元本額	—円	44,347,362円
期中一部解約元本額	—円	8,642,724円
2. 受益権の総数	10,000,000口	45,704,638口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自2023年8月21日 至2023年9月11日			第2期 自2023年9月12日 至2024年9月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,255円	費用控除後の配当等収益額	A	202,231円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	282,792円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	—円	収益調整金額	C	5,491,064円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	213,367円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	290,047円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,906,662円
当ファンドの期末残存口数	F	10,000,000口	当ファンドの期末残存口数	F	45,704,638口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,292円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2023年 8月 21日 至 2023年 9月 11日	第2期 自 2023年 9月 12日 至 2024年 9月 10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2023年 9月 11日現在]	第2期 [2024年 9月 10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 [2023年 9月 11日現在]	第2期 [2024年 9月 10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額

	(円)	(円)
親投資信託受益証券	288,965	△698,452
合計	288,965	△698,452

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期 [2023年9月11日現在]	第2期 [2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.0290円	1.1292円
(1万口当たり純資産額)	(10,290円)	(11,292円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	7,306,488	23,128,687	
	外国株式インデックスマザーファンド	1,750,155	11,871,301	
	日本債券インデックスマザーファンド	10,723,284	13,495,252	
	外国債券インデックスマザーファンド	988,450	2,599,326	
合計		20,768,377	51,094,566	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

[2024年9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	47,834,805,033
株式	1,416,809,421,630
派生商品評価勘定	303,085,200
未収入金	12,314,226,830
未収配当金	698,026,624
未収利息	279,355
その他未収収益	6,236,710
差入委託証拠金	1,757,886,279
流動資産合計	1,479,723,967,661
資産合計	1,479,723,967,661
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	358,092,300
前受金	36,675,000
未払解約金	7,059,421,153
未払利息	2,240,686
受入担保金	33,339,044,465
流動負債合計	40,795,473,604
負債合計	40,795,473,604
純資産の部	
元本等	
元本	454,561,470,266
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	984,367,023,791
元本等合計	1,438,928,494,057
純資産合計	1,438,928,494,057
負債純資産合計	1,479,723,967,661

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年9月10日現在]
1. 期首	2023年9月12日
期首元本額	409,024,867,576円
期中追加設定元本額	200,273,243,894円
期中一部解約元本額	154,736,641,204円
元本の内訳※	
三菱UFJ トピックスインデックスオープン	6,692,446,487円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	765,500,315円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	3,721,163,537円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	3,899,356,042円
三菱UFJ トピックスオープン(確定拠出年金)	3,780,517,868円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	5,659,908,379円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	33,137,123,199円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	42,086,875,620円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	81,821,364円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	233,337,281円
ファンド・マネジャー(国内株式)	309,635,135円
eMAXIS TOPIXインデックス	8,507,790,344円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,061,943,136円
eMAXIS バランス(波乗り型)	60,169,630円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	2,833,606,740円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	879,294,669円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	1,201,104,094円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	1,179,688,367円
eMAXIS Slim 国内株式(TOPIX)	66,839,068,801円
国内株式セレクション(ラップ向け)	6,483,008,725円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	11,294,817,663円
つみたて日本株式(TOPIX)	12,452,844,937円
つみたて8資産均等バランス	5,755,543,137円
つみたて4資産均等バランス	2,178,780,656円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	3,389,310円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	5,588,405円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	10,359,435円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	768,793,529円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	1,018,798,566円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	737,546,370円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	536,277,553円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	1,822,768,561円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	4,593,819,216円
eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型)	1,744,618,759円
三菱UFJ DC年金インデックス(国内株式)	5,552,064,693円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	698,043,080円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	156,953,355円
国内株式インデックス・オープン(ラップ向け)	22,826,453,595円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	350,122,172円
ラップ向けインデックスf 国内株式	4,148,411,676円

MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	165,964,992 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (標準型)	4,222,987,897 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	2,758,449,509 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	65,932,384 円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	16,934,310 円
アクティブアロケーションファンド (ラップ向け)	22,711,294 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	7,306,488 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス (為替リスク軽減型) コンサバティブコース	3,805,670 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス (為替リスク軽減型) スタンダードコース	73,880,075 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	244,363,918 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	995,160,771 円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	382,172,436 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	47,202,974 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	16,763,380 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	127,411,532 円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	892,901,403 円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	157,792,136 円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	200,498,237 円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	857,733,115 円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	700,792,903 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	1,291,724,677 円
三菱UFJ トピックスオープン	918,513,180 円
三菱UFJ DCトピックスオープン	8,094,261,435 円
三菱UFJ トピックスオープンVA (適格機関投資家限定)	39,290,221 円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA (適格機関投資家限定)	3,483,823,639 円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	6,938,064 円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	3,407,233,143 円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	54,559,400 円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,130,309,239 円
MUAM 日本株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	57,099,793,224 円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	180,958,812 円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	207,812 円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	122,053 円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	181,004,224 円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	308,627,140 円
MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	4,496,994,796 円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	813,774,092 円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	244,420,180 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	362,565,119 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	97,086,436 円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家限定)	153,956,107 円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	26,546,310 円

MUKAM 日本株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	3,815,486,715 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	276,113,114 円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	33,606,170 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	275,859 円
日米コアバランス (F O F s 用) (適格機関投資家限定)	96,695,100 円
日本株式インデックスファンドS	4,599,094,642 円
グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	9,516,088 円
MUAM グローバルバランス (退職給付信託向け) (適格機関投資家限定)	9,798,010,251 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	35,419,113 円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	79,523,277 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	34,940,101 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	34,951,319 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	34,742,713 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	34,935,203 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	35,058,940 円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07 (適格機関投資家限定)	259,774,347 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	34,450,377 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	34,305,177 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	34,874,281 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	35,762,664 円
MUKAM 日米コアバランス (除く米国株) 2022-03 (適格機関投資家限定)	511,142,581 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	37,565,083 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05 (適格機関投資家限定)	38,774,804 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07 (適格機関投資家限定)	39,792,135 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-09 (適格機関投資家限定)	39,241,585 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-11 (適格機関投資家限定)	39,102,095 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-01 (適格機関投資家限定)	39,096,327 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-03 (適格機関投資家限定)	39,100,255 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-05 (適格機関投資家限定)	39,088,327 円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,562,838,749 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	2,601,607 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	6,227,350 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,449,785 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	5,612,587 円

三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	435,010,123円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	61,164,579円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	2,855,330円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	24,419,425円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	1,372,371円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	14,338,054円
三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,573,419,529円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	307,643,534円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	1,313,498,830円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	1,268,828,481円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	1,243,564,466円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	61,173,357,695円
合計	454,561,470,266円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。 株式	31,624,316,840円
3. 受益権の総数	454,561,470,266円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年9月10日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式	△104,936,042,823	
合計	△104,936,042,823	

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2024年9月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	21,216,945,000	—	21,162,390,000	△54,555,000
合計		21,216,945,000	—	21,162,390,000	△54,555,000

(注) 時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	3.1655円
(1万口当たり純資産額)	(31,655円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額	備考
----	-----	-----	----

			単価	金額	
1301	極洋	22,600	4,190.00	94,694,000	
1332	ニッスイ	547,600	940.40	514,963,040	貸付有価証券 12,800株
1333	マルハニチロ	81,300	3,094.00	251,542,200	貸付有価証券 2,700株
1375	雪国まいたけ	46,600	998.00	46,506,800	
1376	カネコ種苗	15,500	1,362.00	21,111,000	
1377	サカタのタネ	61,000	3,420.00	208,620,000	貸付有価証券 1,200株
1379	ホクト	43,800	1,809.00	79,234,200	
1384	ホクリヨウ	1,700	982.00	1,669,400	貸付有価証券 100株
1514	住石ホールディングス	78,200	946.00	73,977,200	貸付有価証券 18,400株
1515	日鉄鉱業	22,000	4,120.00	90,640,000	
1518	三井松島ホールディングス	32,400	4,565.00	147,906,000	貸付有価証券 1,000株
1605	I N P E X	1,655,100	1,923.00	3,182,757,300	
1662	石油資源開発	63,400	5,270.00	334,118,000	貸付有価証券 1,500株
1663	K&Oエナジーグループ	24,800	3,265.00	80,972,000	貸付有価証券 2,900株
1414	ショーボンドホールディングス	74,600	5,629.00	419,923,400	貸付有価証券 1,100株
1417	ミライト・ワン	165,300	2,040.50	337,294,650	
1419	タマホーム	34,400	3,930.00	135,192,000	貸付有価証券 2,900株
1420	サンヨーホームズ	1,400	702.00	982,800	
1429	日本アクア	4,700	846.00	3,976,200	貸付有価証券 200株
1430	ファーストコーポレーション	2,900	762.00	2,209,800	貸付有価証券 2,000株
1433	バステラ	2,500	926.00	2,315,000	
1446	キャンディル	1,900	600.00	1,140,000	
1712	ダイセキ環境ソリューション	2,300	1,021.00	2,348,300	
1716	第一カッター興業	15,800	1,490.00	23,542,000	貸付有価証券 300株
1719	安藤・間	317,300	1,124.00	356,645,200	
1720	東急建設	171,500	725.00	124,337,500	
1721	コムシスホールディングス	174,800	3,212.00	561,457,600	
1726	ビーアールホールディングス	80,300	357.00	28,667,100	
1762	高松コンストラクショングループ	40,700	2,933.00	119,373,100	貸付有価証券 1,100株

1766	東建コーポレーション	13,800	10,830.00	149,454,000	貸付有価証券 100株
1768	ソネック	1,200	931.00	1,117,200	
1780	ヤマウラ	27,700	1,122.00	31,079,400	貸付有価証券 2,500株
1786	オリエンタル白石	202,700	383.00	77,634,100	
1801	大成建設	350,900	6,451.00	2,263,655,900	貸付有価証券 11,500株
1802	大林組	1,369,900	1,856.50	2,543,219,350	
1803	清水建設	1,086,200	1,004.50	1,091,087,900	貸付有価証券 23,100株
1805	飛島建設	39,500	1,416.00	55,932,000	
1808	長谷工コーポレーション	351,500	1,872.00	658,008,000	貸付有価証券 6,300株
1810	松井建設	35,700	757.00	27,024,900	
1811	銭高組	1,000	3,480.00	3,480,000	貸付有価証券 600株
1812	鹿島建設	849,300	2,610.00	2,216,673,000	貸付有価証券 13,600株
1813	不動テトラ	26,500	2,291.00	60,711,500	貸付有価証券 200株
1814	大末建設	3,100	1,632.00	5,059,200	貸付有価証券 200株
1815	鉄建建設	27,500	2,386.00	65,615,000	
1820	西松建設	73,100	5,239.00	382,970,900	貸付有価証券 2,300株
1821	三井住友建設	285,100	383.00	109,193,300	
1822	大豊建設	13,200	3,420.00	45,144,000	貸付有価証券 3,600株
1826	佐田建設	5,000	868.00	4,340,000	
1827	ナカノフドー建設	5,600	473.00	2,648,800	
1833	奥村組	62,100	4,400.00	273,240,000	
1835	東鉄工業	47,500	3,420.00	162,450,000	
1847	イチケン	1,900	2,541.00	4,827,900	
1848	富士ピー・エス	3,600	441.00	1,587,600	貸付有価証券 200株
1852	浅沼組	141,600	694.00	98,270,400	
1860	戸田建設	518,400	993.50	515,030,400	貸付有価証券 9,200株
1861	熊谷組	63,200	3,460.00	218,672,000	
1866	北野建設	1,500	3,800.00	5,700,000	貸付有価証券 100株
1867	植木組	2,300	1,615.00	3,714,500	貸付有価証券 1,200株

1870	矢作建設工業	52,100	1,614.00	84,089,400	
1871	ピーエス・コンストラクション	48,500	977.00	47,384,500	
1873	日本ハウスホールディングス	81,800	357.00	29,202,600	貸付有価証券 5,600株
1879	新日本建設	53,800	1,592.00	85,649,600	
1882	東亜道路工業	73,600	1,324.00	97,446,400	
1884	日本道路	44,900	1,663.00	74,668,700	貸付有価証券 900株
1885	東亜建設工業	115,600	912.00	105,427,200	貸付有価証券 3,800株
1887	日本国土開発	109,000	487.00	53,083,000	貸付有価証券 12,300株
1888	若築建設	13,300	3,305.00	43,956,500	貸付有価証券 1,500株
1890	東洋建設	96,500	1,355.00	130,757,500	
1893	五洋建設	543,100	612.00	332,377,200	貸付有価証券 64,100株
1898	世紀東急工業	49,200	1,595.00	78,474,000	
1899	福田組	14,400	5,270.00	75,888,000	
1911	住友林業	331,100	6,202.00	2,053,482,200	貸付有価証券 10,900株
1914	日本基礎技術	5,100	709.00	3,615,900	貸付有価証券 200株
1921	巴コーポレーション	10,000	958.00	9,580,000	
1925	大和ハウス工業	1,059,300	4,561.00	4,831,467,300	貸付有価証券 32,600株
1926	ライト工業	70,700	2,152.00	152,146,400	
1928	積水ハウス	1,161,800	3,826.00	4,445,046,800	
1929	日特建設	36,600	1,003.00	36,709,800	貸付有価証券 1,200株
1930	北陸電気工事	26,300	1,185.00	31,165,500	
1934	ユアテック	84,400	1,516.00	127,950,400	
1938	日本リーテック	29,900	1,072.00	32,052,800	貸付有価証券 2,900株
1939	四電工	16,000	3,860.00	61,760,000	貸付有価証券 600株
1941	中電工	59,400	3,235.00	192,159,000	
1942	関電工	239,900	2,265.00	543,373,500	貸付有価証券 7,400株
1944	きんでん	266,400	3,385.00	901,764,000	貸付有価証券 8,000株
1945	東京エネシス	35,800	1,115.00	39,917,000	
1946	トーエネック	12,700	4,855.00	61,658,500	

1949	住友電設	36,400	3,650.00	132,860,000	
1950	日本電設工業	71,900	1,774.00	127,550,600	貸付有価証券 1,500株
1951	エクシオグループ	374,400	1,597.00	597,916,800	貸付有価証券 6,900株
1952	新日本空調	24,800	3,410.00	84,568,000	
1959	九電工	82,800	6,552.00	542,505,600	
1961	三機工業	82,800	2,209.00	182,905,200	貸付有価証券 2,700株
1963	日揮ホールディングス	379,000	1,196.50	453,473,500	貸付有価証券 55,100株
1964	中外炉工業	12,500	2,635.00	32,937,500	貸付有価証券 1,500株
1967	ヤマト	7,000	966.00	6,762,000	
1968	太平電業	24,200	5,350.00	129,470,000	
1969	高砂熱学工業	102,600	5,110.00	524,286,000	貸付有価証券 3,300株
1972	三晃金属工業	1,000	4,035.00	4,035,000	
1975	朝日工業社	35,800	1,295.00	46,361,000	
1976	明星工業	74,100	1,177.00	87,215,700	
1979	大気社	44,100	4,760.00	209,916,000	
1980	ダイダン	50,300	2,875.00	144,612,500	
1982	日比谷総合設備	27,800	3,330.00	92,574,000	
3267	フィル・カンパニー	7,600	608.00	4,620,800	貸付有価証券 800株
5074	テスホールディングス	82,500	280.00	23,100,000	
5076	インフロニア・ホールディングス	441,600	1,190.00	525,504,000	貸付有価証券 11,800株
6330	東洋エンジニアリング	56,300	675.00	38,002,500	
6379	レイズネクスト	55,400	1,615.00	89,471,000	
2001	ニッポン	115,100	2,256.00	259,665,600	
2002	日清製粉グループ本社	355,600	1,938.00	689,152,800	貸付有価証券 11,700株
2003	日東富士製粉	6,900	7,080.00	48,852,000	
2004	昭和産業	36,100	2,912.00	105,123,200	貸付有価証券 1,200株
2009	鳥越製粉	6,600	675.00	4,455,000	貸付有価証券 1,100株
2053	中部飼料	53,200	1,518.00	80,757,600	貸付有価証券 1,800株
2060	フィード・ワン	56,200	826.00	46,421,200	
2107	東洋精糖	1,500	1,430.00	2,145,000	

2108	日本甜菜製糖	22,400	2,727.00	61,084,800	
2109	DM三井製糖ホールディングス	38,100	3,310.00	126,111,000	
2112	塩水港精糖	10,500	264.00	2,772,000	貸付有価証券 4,800株
2117	ウェルネオシュガー	19,200	2,190.00	42,048,000	
2201	森永製菓	160,800	2,959.50	475,887,600	
2204	中村屋	9,600	3,210.00	30,816,000	
2206	江崎グリコ	110,000	4,287.00	471,570,000	貸付有価証券 13,200株
2207	名糖産業	15,100	1,881.00	28,403,100	
2209	井村屋グループ	22,900	2,492.00	57,066,800	貸付有価証券 200株
2211	不二家	26,400	2,647.00	69,880,800	貸付有価証券 200株
2212	山崎製パン	257,400	2,906.50	748,133,100	貸付有価証券 8,300株
2215	第一屋製パン	1,500	649.00	973,500	貸付有価証券 900株
2217	モロゾフ	12,400	4,670.00	57,908,000	貸付有価証券 1,600株
2220	亀田製菓	22,000	4,695.00	103,290,000	貸付有価証券 100株
2222	寿スピリッツ	181,800	1,759.50	319,877,100	貸付有価証券 3,800株
2229	カルビー	176,000	3,511.00	617,936,000	
2264	森永乳業	134,300	3,555.00	477,436,500	貸付有価証券 2,200株
2266	六甲バター	28,200	1,444.00	40,720,800	
2267	ヤクルト本社	549,600	3,116.00	1,712,553,600	
2269	明治ホールディングス	471,500	3,717.00	1,752,565,500	貸付有価証券 15,400株
2270	雪印メグミルク	93,000	2,710.00	252,030,000	
2281	プリマハム	51,700	2,426.00	125,424,200	
2282	日本ハム	165,400	5,565.00	920,451,000	
2286	林兼産業	2,700	481.00	1,298,700	
2288	丸大食品	38,700	1,726.00	66,796,200	貸付有価証券 4,800株
2292	S Foods	42,400	2,699.00	114,437,600	
2294	柿安本店	15,000	2,591.00	38,865,000	
2296	伊藤ハム米久ホールディングス	58,800	3,915.00	230,202,000	貸付有価証券 700株
2501	サッポロホールディングス	126,600	7,716.00	976,845,600	貸付有価証券 4,200株
2502	アサヒグループホールディングス	962,600	5,581.00	5,372,270,600	貸付有価証券

					31,400株
2503	キリンホールディングス	1,601,900	2,239.00	3,586,654,100	貸付有価証券 52,300株
2531	宝ホールディングス	259,300	1,159.50	300,658,350	
2533	オエノンホールディングス	124,500	392.00	48,804,000	貸付有価証券 15,800株
2540	養命酒製造	12,700	2,283.00	28,994,100	貸付有価証券 500株
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	271,100	2,192.50	594,386,750	貸付有価証券 32,600株
2585	ライフドリンク カンパニー	7,600	7,350.00	55,860,000	
2587	サントリー食品インターナショナル	270,800	5,542.00	1,500,773,600	
2590	ダイドーグループホールディングス	43,600	3,000.00	130,800,000	貸付有価証券 200株
2593	伊藤園	128,800	3,354.00	431,995,200	
2594	キーコーヒー	43,100	2,055.00	88,570,500	
2597	ユニカフェ	2,700	915.00	2,470,500	貸付有価証券 1,100株
2599	ジャパンフーズ	300	2,441.00	732,300	
2602	日清オイリオグループ	54,200	5,300.00	287,260,000	
2607	不二製油グループ本社	89,500	3,439.00	307,790,500	
2612	かどや製油	800	3,630.00	2,904,000	
2613	J-オイルミルズ	44,000	1,957.00	86,108,000	
2801	キッコーマン	1,274,300	1,633.50	2,081,569,050	貸付有価証券 41,600株
2802	味の素	903,900	5,456.00	4,931,678,400	貸付有価証券 29,500株
2804	ブルドックソース	20,400	1,803.00	36,781,200	貸付有価証券 700株
2809	キューピー	206,700	3,721.00	769,130,700	貸付有価証券 6,800株
2810	ハウス食品グループ本社	129,500	2,998.00	388,241,000	
2811	カゴメ	164,500	3,178.00	522,781,000	貸付有価証券 5,400株
2815	アリアケジャパン	38,300	4,825.00	184,797,500	貸付有価証券 400株
2818	ピエトロ	1,100	1,758.00	1,933,800	
2819	エバラ食品工業	9,200	2,789.00	25,658,800	
2820	やまみ	700	4,975.00	3,482,500	貸付有価証券 300株
2871	ニチレイ	176,200	4,490.00	791,138,000	貸付有価証券 5,800株
2875	東洋水産	194,300	9,273.00	1,801,743,900	
2882	イトアンドホールディングス	18,200	2,047.00	37,255,400	貸付有価証券

					500 株
2883	大冷	1,100	1,977.00	2,174,700	
2884	ヨシムラ・フード・ホールディングス	17,500	1,709.00	29,907,500	貸付有価証券 3,000 株
2897	日清食品ホールディングス	405,600	3,891.00	1,578,189,600	
2899	永谷園ホールディングス	6,300	3,090.00	19,467,000	
2904	一正蒲鉾	3,400	745.00	2,533,000	
2908	フジッコ	39,500	1,719.00	67,900,500	
2910	ロック・フィールド	47,000	1,464.00	68,808,000	貸付有価証券 4,800 株
2914	日本たばこ産業	2,336,800	4,207.00	9,830,917,600	貸付有価証券 76,300 株
2915	ケンコーマヨネーズ	26,500	2,245.00	59,492,500	
2918	わらべや日洋ホールディングス	25,700	2,354.00	60,497,800	
2922	なとり	24,200	2,071.00	50,118,200	
2924	イフジ産業	1,500	1,437.00	2,155,500	貸付有価証券 100 株
2929	ファーマフーズ	51,000	950.00	48,450,000	貸付有価証券 5,000 株
2931	ユーグレナ	238,900	481.00	114,910,900	貸付有価証券 19,000 株
2933	紀文食品	33,300	1,188.00	39,560,400	貸付有価証券 3,500 株
2935	ピククルスホールディングス	22,500	1,011.00	22,747,500	
4404	ミヨシ油脂	2,900	1,550.00	4,495,000	貸付有価証券 1,700 株
4526	理研ビタミン	33,200	2,590.00	85,988,000	
3001	片倉工業	36,000	1,967.00	70,812,000	
3002	グンゼ	27,800	5,620.00	156,236,000	貸付有価証券 300 株
3101	東洋紡	169,100	975.00	164,872,500	貸付有価証券 600 株
3103	ユニチカ	126,500	290.00	36,685,000	貸付有価証券 16,900 株
3104	富士紡ホールディングス	17,100	4,225.00	72,247,500	
3106	倉敷紡績	27,800	4,640.00	128,992,000	
3109	シキボウ	28,300	1,035.00	29,290,500	
3201	日本毛織	100,300	1,292.00	129,587,600	
3202	ダイトウボウ	13,100	101.00	1,323,100	貸付有価証券 7,000 株
3204	トーア紡コーポレーション	3,200	399.00	1,276,800	貸付有価証券 1,800 株
3205	ダイドーリミテッド	10,300	921.00	9,486,300	貸付有価証券 6,100 株

3302	帝国繊維	44,200	2,694.00	119,074,800	貸付有価証券 6,400株
3401	帝人	375,900	1,352.50	508,404,750	貸付有価証券 12,300株
3402	東レ	2,621,100	746.30	1,956,126,930	
3501	住江織物	1,500	2,067.00	3,100,500	
3512	日本フェルト	4,700	488.00	2,293,600	
3513	イチカワ	1,100	1,615.00	1,776,500	
3524	日東製網	900	1,452.00	1,306,800	
3529	アツギ	5,500	749.00	4,119,500	貸付有価証券 2,500株
3551	ダイニック	2,400	767.00	1,840,800	
3569	セーレン	75,500	2,503.00	188,976,500	貸付有価証券 2,500株
3571	ソトー	2,500	702.00	1,755,000	
3577	東海染工	800	774.00	619,200	
3580	小松マテーレ	56,700	751.00	42,581,700	
3591	ワコールホールディングス	73,000	4,358.00	318,134,000	
3593	ホギメディカル	46,100	4,370.00	201,457,000	貸付有価証券 1,700株
3607	クラウドディアホールディングス	1,900	355.00	674,500	貸付有価証券 1,200株
3608	T S Iホールディングス	117,300	896.00	105,100,800	貸付有価証券 3,900株
3611	マツオカコーポレーション	2,400	1,720.00	4,128,000	貸付有価証券 1,200株
3612	ワールド	55,300	1,918.00	106,065,400	貸付有価証券 1,600株
8011	三陽商会	18,600	2,361.00	43,914,600	
8013	ナイガイ	2,800	233.00	652,400	貸付有価証券 900株
8016	オンワードホールディングス	230,600	536.00	123,601,600	貸付有価証券 4,400株
8029	ルックホールディングス	12,600	2,596.00	32,709,600	
8107	キムラタン	51,300	18.00	923,400	貸付有価証券 23,300株
8111	ゴールドウイン	69,300	7,960.00	551,628,000	貸付有価証券 1,100株
8114	デザート	67,400	4,340.00	292,516,000	
8118	キング	3,100	723.00	2,241,300	貸付有価証券 1,200株
8127	ヤマトインターナショナル	6,300	330.00	2,079,000	貸付有価証券 100株
3708	特種東海製紙	20,900	3,700.00	77,330,000	

3861	王子ホールディングス	1,629,700	574.90	936,914,530	貸付有価証券 53,200株
3863	日本製紙	220,700	906.00	199,954,200	貸付有価証券 7,200株
3864	三菱製紙	10,800	541.00	5,842,800	貸付有価証券 100株
3865	北越コーポレーション	192,300	1,435.00	275,950,500	貸付有価証券 25,100株
3877	中越パルプ工業	3,200	1,299.00	4,156,800	
3880	大王製紙	172,800	861.90	148,936,320	貸付有価証券 1,400株
3896	阿波製紙	2,000	463.00	926,000	貸付有価証券 1,300株
3941	レンゴー	356,300	997.00	355,231,100	
3946	トーモク	22,600	2,366.00	53,471,600	貸付有価証券 800株
3950	ザ・パック	29,100	3,685.00	107,233,500	
2930	北の達人コーポレーション	164,800	167.00	27,521,600	貸付有価証券 21,300株
3405	クラレ	570,100	1,837.50	1,047,558,750	貸付有価証券 84,600株
3407	旭化成	2,646,600	1,029.00	2,723,351,400	
3553	共和レザー	4,700	673.00	3,163,100	
3878	巴川コーポレーション	2,300	764.00	1,757,200	貸付有価証券 1,300株
4004	レゾナック・ホールディングス	351,100	3,080.00	1,081,388,000	貸付有価証券 11,500株
4005	住友化学	2,903,000	390.60	1,133,911,800	
4008	住友精化	18,400	5,220.00	96,048,000	
4021	日産化学	182,400	4,935.00	900,144,000	貸付有価証券 6,000株
4022	ラサ工業	15,100	2,490.00	37,599,000	
4023	クレハ	81,000	2,676.00	216,756,000	
4025	多木化学	15,200	3,845.00	58,444,000	貸付有価証券 1,300株
4027	テイカ	32,100	1,637.00	52,547,700	
4028	石原産業	64,900	1,463.00	94,948,700	
4031	片倉コープアグリ	1,900	996.00	1,892,400	貸付有価証券 300株
4041	日本曹達	45,600	4,940.00	225,264,000	貸付有価証券 1,500株
4042	東ソー	522,300	1,851.50	967,038,450	
4043	トクヤマ	126,300	2,587.50	326,801,250	
4044	セントラル硝子	41,800	3,395.00	141,911,000	

4045	東亜合成	188,100	1,589.50	298,984,950	貸付有価証券 2,900株
4046	大阪ソーダ	27,300	8,860.00	241,878,000	
4047	関東電化工業	75,600	899.00	67,964,400	貸付有価証券 2,500株
4061	デンカ	142,300	2,183.00	310,640,900	貸付有価証券 9,100株
4063	信越化学工業	3,508,200	5,573.00	19,551,198,600	
4064	日本カーバイド工業	20,800	1,669.00	34,715,200	
4078	堺化学工業	29,800	2,562.00	76,347,600	
4082	第一稀元素化学工業	42,800	809.00	34,625,200	
4088	エア・ウォーター	369,100	2,002.50	739,122,750	貸付有価証券 12,100株
4091	日本酸素ホールディングス	379,500	5,083.00	1,928,998,500	貸付有価証券 12,400株
4092	日本化学工業	14,300	2,695.00	38,538,500	
4093	東邦アセチレン	8,900	337.00	2,999,300	
4095	日本パーカライジング	174,300	1,200.00	209,160,000	
4097	高压ガス工業	56,800	884.00	50,211,200	
4098	チタン工業	1,100	854.00	939,400	貸付有価証券 500株
4099	四国化成ホールディングス	44,200	1,936.00	85,571,200	貸付有価証券 4,100株
4100	戸田工業	8,900	1,755.00	15,619,500	貸付有価証券 1,000株
4109	ステラ ケミファ	21,200	4,035.00	85,542,000	
4112	保土谷化学工業	12,300	4,670.00	57,441,000	
4114	日本触媒	227,800	1,669.00	380,198,200	貸付有価証券 7,500株
4116	大日精化工業	27,200	2,967.00	80,702,400	
4118	カネカ	96,400	3,718.00	358,415,200	貸付有価証券 3,200株
4182	三菱瓦斯化学	285,600	2,582.50	737,562,000	貸付有価証券 9,400株
4183	三井化学	322,700	3,792.00	1,223,678,400	
4186	東京応化工業	186,700	3,153.00	588,665,100	貸付有価証券 3,800株
4187	大阪有機化学工業	32,700	2,865.00	93,685,500	
4188	三菱ケミカルグループ	2,860,000	900.00	2,574,000,000	貸付有価証券 92,300株
4189	KHネオケム	70,500	2,017.00	142,198,500	貸付有価証券 7,600株
4202	ダイセル	485,400	1,269.50	616,215,300	貸付有価証券 15,900株

4203	住友ベークライト	109,500	3,694.00	404,493,000	
4204	積水化学工業	779,100	2,226.00	1,734,276,600	貸付有価証券 300株
4205	日本ゼオン	268,200	1,276.50	342,357,300	貸付有価証券 2,800株
4206	アイカ工業	98,700	3,326.00	328,276,200	貸付有価証券 3,300株
4208	UBE	186,100	2,541.00	472,880,100	貸付有価証券 6,100株
4212	積水樹脂	58,400	2,288.00	133,619,200	貸付有価証券 1,900株
4215	タキロンシーアイ	99,800	869.00	86,726,200	
4216	旭有機材	26,000	3,860.00	100,360,000	貸付有価証券 900株
4218	ニチバン	21,200	1,939.00	41,106,800	貸付有価証券 2,200株
4220	リケンテクノス	73,300	972.00	71,247,600	貸付有価証券 2,400株
4221	大倉工業	18,100	2,543.00	46,028,300	
4228	積水化成工業	54,900	401.00	22,014,900	
4229	群栄化学工業	9,200	2,700.00	24,840,000	
4231	タイガースポリマー	3,600	769.00	2,768,400	
4238	ミライアル	2,800	1,338.00	3,746,400	
4245	ダイキアクシス	3,100	712.00	2,207,200	
4246	ダイキョーニシカワ	86,300	651.00	56,181,300	
4248	竹本容器	2,800	821.00	2,298,800	
4249	森六ホールディングス	20,300	2,240.00	45,472,000	
4251	恵和	25,300	1,039.00	26,286,700	貸付有価証券 2,400株
4272	日本化薬	298,800	1,277.00	381,567,600	貸付有価証券 2,400株
4275	カーリット	42,200	1,044.00	44,056,800	貸付有価証券 4,600株
4362	日本精化	25,900	2,245.00	58,145,500	
4368	扶桑化学工業	41,500	3,670.00	152,305,000	
4369	トリケミカル研究所	47,500	3,140.00	149,150,000	貸付有価証券 4,800株
4401	ADEKA	136,400	2,898.00	395,287,200	貸付有価証券 4,500株
4403	日油	354,200	2,206.50	781,542,300	
4406	新日本理化	11,800	185.00	2,183,000	
4410	ハリマ化成グループ	30,800	850.00	26,180,000	
4452	花王	952,600	7,017.00	6,684,394,200	貸付有価証券

					31,000株
4461	第一工業製薬	15,600	2,925.00	45,630,000	貸付有価証券 500株
4462	石原ケミカル	17,500	2,196.00	38,430,000	貸付有価証券 500株
4463	日華化学	3,200	1,266.00	4,051,200	
4465	ニイタカ	1,500	1,850.00	2,775,000	
4471	三洋化成工業	24,100	4,080.00	98,328,000	貸付有価証券 800株
4531	有機合成薬品工業	6,300	268.00	1,688,400	貸付有価証券 3,300株
4611	大日本塗料	43,400	1,091.00	47,349,400	
4612	日本ペイントホールディングス	1,731,100	870.60	1,507,095,660	
4613	関西ペイント	338,100	2,708.00	915,574,800	貸付有価証券 4,600株
4615	神東塗料	6,700	129.00	864,300	貸付有価証券 3,400株
4617	中国塗料	80,300	1,970.00	158,191,000	貸付有価証券 2,600株
4619	日本特殊塗料	5,700	1,195.00	6,811,500	
4620	藤倉化成	45,100	464.00	20,926,400	
4626	太陽ホールディングス	68,100	3,565.00	242,776,500	
4631	D I C	139,000	3,128.00	434,792,000	貸付有価証券 1,400株
4633	サカティンクス	87,000	1,557.00	135,459,000	貸付有価証券 3,200株
4634	a r t i e n c e	70,000	3,795.00	265,650,000	貸付有価証券 2,300株
4901	富士フイルムホールディングス	2,180,100	3,810.00	8,306,181,000	貸付有価証券 71,200株
4911	資生堂	817,900	3,199.00	2,616,462,100	貸付有価証券 26,700株
4912	ライオン	498,500	1,547.50	771,428,750	貸付有価証券 16,300株
4914	高砂香料工業	29,400	4,970.00	146,118,000	
4917	マンダム	84,600	1,229.00	103,973,400	貸付有価証券 1,900株
4919	ミルボン	62,900	3,002.00	188,825,800	貸付有価証券 7,400株
4921	ファンケル	171,300	2,800.00	479,640,000	
4922	コーセー	79,600	8,084.00	643,486,400	貸付有価証券 2,400株
4923	コタ	39,700	1,618.00	64,234,600	
4926	シーボン	1,100	1,302.00	1,432,200	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	200,800	1,424.00	285,939,200	貸付有価証券

					24,200株
4928	ノエビアホールディングス	34,900	5,420.00	189,158,000	
4929	アジュバンホールディングス	1,900	820.00	1,558,000	貸付有価証券 1,200株
4931	新日本製薬	22,300	1,811.00	40,385,300	
4933	I - n e	13,000	1,825.00	23,725,000	貸付有価証券 100株
4936	アクシージア	25,700	729.00	18,735,300	貸付有価証券 200株
4951	エステー	30,200	1,517.00	45,813,400	
4955	アグロ カネショウ	13,700	1,298.00	17,782,600	貸付有価証券 1,900株
4956	コニシ	113,100	1,249.00	141,261,900	
4958	長谷川香料	74,900	2,945.00	220,580,500	貸付有価証券 2,500株
4967	小林製薬	102,600	5,545.00	568,917,000	
4968	荒川化学工業	33,200	1,211.00	40,205,200	
4971	メック	32,200	3,450.00	111,090,000	貸付有価証券 400株
4973	日本高純度化学	8,900	3,095.00	27,545,500	
4974	タカラバイオ	105,500	988.00	104,234,000	貸付有価証券 2,500株
4975	J C U	43,300	3,360.00	145,488,000	
4977	新田ゼラチン	5,300	899.00	4,764,700	
4979	O A Tアグリオ	16,300	1,955.00	31,866,500	
4980	デクセリアルズ	96,800	5,837.00	565,021,600	貸付有価証券 3,200株
4985	アース製薬	35,700	5,310.00	189,567,000	貸付有価証券 3,500株
4992	北興化学工業	35,000	1,259.00	44,065,000	
4994	大成ラミック	11,300	2,685.00	30,340,500	
4996	クミアイ化学工業	155,600	795.00	123,702,000	貸付有価証券 2,700株
4997	日本農薬	71,800	591.00	42,433,800	貸付有価証券 2,400株
5142	アキレス	24,700	1,527.00	37,716,900	貸付有価証券 3,100株
5208	有沢製作所	68,700	1,456.00	100,027,200	貸付有価証券 2,300株
6988	日東電工	247,700	11,155.00	2,763,093,500	貸付有価証券 3,800株
7874	レック	50,200	1,217.00	61,093,400	
7888	三光合成	49,300	539.00	26,572,700	
7908	きもと	13,400	242.00	3,242,800	貸付有価証券

					400 株
7917	藤森工業	31,000	4,360.00	135,160,000	
7925	前澤化成工業	25,300	1,759.00	44,502,700	
7931	未来工業	14,000	3,365.00	47,110,000	貸付有価証券 2,400 株
7940	ウェーブロックホールディングス	2,800	610.00	1,708,000	
7942	J S P	27,500	1,922.00	52,855,000	
7947	エフピコ	74,100	2,874.50	213,000,450	貸付有価証券 7,900 株
7958	天馬	26,100	2,511.00	65,537,100	
7970	信越ポリマー	84,500	1,503.00	127,003,500	
7971	東リ	18,600	370.00	6,882,000	
7988	ニフコ	117,100	3,575.00	418,632,500	
7995	バルカー	32,800	3,355.00	110,044,000	
8113	ユニ・チャーム	816,100	5,056.00	4,126,201,600	貸付有価証券 26,100 株
9385	ショーエイコーポレーション	2,400	573.00	1,375,200	
4151	協和キリン	473,200	3,198.00	1,513,293,600	貸付有価証券 15,500 株
4502	武田薬品工業	3,466,800	4,267.00	14,792,835,600	貸付有価証券 113,200 株
4503	アステラス製薬	3,436,000	1,791.00	6,153,876,000	貸付有価証券 112,200 株
4506	住友ファーマ	290,600	573.00	166,513,800	貸付有価証券 9,500 株
4507	塩野義製薬	476,400	6,475.00	3,084,690,000	貸付有価証券 15,600 株
4512	わかもと製薬	8,500	244.00	2,074,000	貸付有価証券 5,200 株
4516	日本新薬	102,600	3,436.00	352,533,600	貸付有価証券 1,700 株
4519	中外製薬	1,226,200	6,584.00	8,073,300,800	貸付有価証券 40,100 株
4521	科研製薬	67,100	4,034.00	270,681,400	
4523	エーザイ	476,500	5,718.00	2,724,627,000	貸付有価証券 15,600 株
4527	ロート製薬	379,400	3,648.00	1,384,051,200	
4528	小野薬品工業	801,200	1,941.50	1,555,529,800	
4530	久光製薬	87,100	4,040.00	351,884,000	貸付有価証券 700 株
4534	持田製薬	43,800	3,245.00	142,131,000	
4536	参天製薬	691,100	1,812.00	1,252,273,200	
4538	扶桑薬品工業	13,800	2,214.00	30,553,200	

4539	日本ケミファ	900	1,604.00	1,443,600	貸付有価証券 600株
4540	ツムラ	123,300	3,941.00	485,925,300	貸付有価証券 4,100株
4547	キッセイ薬品工業	64,800	3,555.00	230,364,000	
4548	生化学工業	66,400	812.00	53,916,800	
4549	栄研化学	67,500	2,350.00	158,625,000	
4551	鳥居薬品	21,000	3,620.00	76,020,000	
4552	JCRファーマ	132,600	644.00	85,394,400	
4553	東和薬品	60,200	2,920.00	175,784,000	
4554	富士製薬工業	28,900	1,270.00	36,703,000	貸付有価証券 4,000株
4559	ゼリア新薬工業	54,300	2,264.00	122,935,200	
4565	ネクセラファーマ	183,800	1,283.00	235,815,400	貸付有価証券 2,900株
4568	第一三共	3,412,400	5,275.00	18,000,410,000	貸付有価証券 27,100株
4569	杏林製薬	84,900	1,534.00	130,236,600	貸付有価証券 2,100株
4574	大幸薬品	88,700	411.00	36,455,700	貸付有価証券 7,600株
4577	ダイト	29,100	2,315.00	67,366,500	
4578	大塚ホールディングス	977,700	8,156.00	7,974,121,200	貸付有価証券 31,900株
4587	ペプチドリーム	189,900	2,550.00	484,245,000	貸付有価証券 5,300株
4880	セルソース	26,000	1,397.00	36,322,000	貸付有価証券 100株
4886	あすか製薬ホールディングス	40,200	2,206.00	88,681,200	
4887	サワイグループホールディングス	89,600	6,296.00	564,121,600	貸付有価証券 700株
3315	日本コークス工業	397,400	96.00	38,150,400	貸付有価証券 37,400株
5011	ニチレキ	50,900	2,456.00	125,010,400	貸付有価証券 6,200株
5013	ユシロ化学工業	20,300	1,556.00	31,586,800	
5015	ビービー・カストロール	3,100	867.00	2,687,700	貸付有価証券 200株
5017	富士石油	114,200	362.00	41,340,400	貸付有価証券 11,800株
5018	MORESCO	2,900	1,218.00	3,532,200	
5019	出光興産	2,034,000	1,005.50	2,045,187,000	
5020	ENEOSホールディングス	6,201,400	747.30	4,634,306,220	
5021	コスモエネルギーホールディングス	116,100	7,527.00	873,884,700	

5101	横浜ゴム	198,100	3,117.00	617,477,700	
5105	TOYO TIRE	225,100	2,037.00	458,528,700	
5108	ブリヂストン	1,146,600	5,375.00	6,162,975,000	貸付有価証券 37,000株
5110	住友ゴム工業	384,200	1,506.50	578,797,300	貸付有価証券 9,500株
5121	藤倉コンポジット	38,000	1,198.00	45,524,000	
5122	オカモト	18,300	5,200.00	95,160,000	
5185	フコク	20,600	1,709.00	35,205,400	
5186	ニッタ	39,800	3,675.00	146,265,000	
5191	住友理工	60,800	1,487.00	90,409,600	
5192	三ツ星ベルト	45,400	3,980.00	180,692,000	
5195	バンドー化学	58,100	1,791.00	104,057,100	貸付有価証券 1,200株
3110	日東紡績	49,600	5,220.00	258,912,000	貸付有価証券 800株
5201	A G C	381,100	4,403.00	1,677,983,300	貸付有価証券 12,500株
5202	日本板硝子	186,900	339.00	63,359,100	貸付有価証券 6,100株
5204	石塚硝子	1,400	2,480.00	3,472,000	
5210	日本山村硝子	3,100	1,493.00	4,628,300	貸付有価証券 1,900株
5214	日本電気硝子	145,400	3,227.00	469,205,800	貸付有価証券 4,800株
5218	オハラ	18,600	1,354.00	25,184,400	貸付有価証券 1,700株
5232	住友大阪セメント	65,200	3,772.00	245,934,400	貸付有価証券 1,700株
5233	太平洋セメント	224,400	3,026.00	679,034,400	
5262	日本ヒューム	34,300	1,292.00	44,315,600	
5269	日本コンクリート工業	75,900	351.00	26,640,900	貸付有価証券 2,500株
5273	三谷セキサン	16,400	5,630.00	92,332,000	貸付有価証券 500株
5288	アジアパイルホールディングス	55,600	822.00	45,703,200	
5301	東海カーボン	361,400	840.10	303,612,140	貸付有価証券 50,300株
5302	日本カーボン	22,500	4,290.00	96,525,000	
5310	東洋炭素	27,600	5,070.00	139,932,000	貸付有価証券 2,600株
5331	ノリタケ	43,400	3,745.00	162,533,000	
5332	TOTO	258,500	4,800.00	1,240,800,000	貸付有価証券 40,300株

5333	日本碍子	455,600	1,849.50	842,632,200	貸付有価証券 500株
5334	日本特殊陶業	328,000	4,024.00	1,319,872,000	貸付有価証券 1,400株
5337	ダントーホールディングス	2,900	401.00	1,162,900	貸付有価証券 600株
5344	MARUWA	14,500	35,200.00	510,400,000	
5351	品川リフラクトリーズ	48,200	1,691.00	81,506,200	貸付有価証券 900株
5352	黒崎播磨	31,900	2,082.00	66,415,800	
5357	ヨータイ	22,900	1,724.00	39,479,600	
5363	東京窯業	8,700	411.00	3,575,700	
5367	ニッカトー	3,600	522.00	1,879,200	
5384	フジミインコーポレーテッド	105,300	2,181.00	229,659,300	貸付有価証券 3,400株
5388	クニミネ工業	2,300	1,057.00	2,431,100	
5391	エーアンドエーマテリアル	1,500	1,196.00	1,794,000	
5393	ニチアス	99,000	5,150.00	509,850,000	貸付有価証券 1,700株
7943	ニチハ	49,100	3,465.00	170,131,500	
5401	日本製鉄	1,876,300	3,021.00	5,668,302,300	貸付有価証券 30,300株
5406	神戸製鋼所	810,400	1,666.00	1,350,126,400	貸付有価証券 26,500株
5408	中山製鋼所	92,100	787.00	72,482,700	
5410	合同製鐵	22,500	4,225.00	95,062,500	貸付有価証券 800株
5411	JFEホールディングス	1,120,700	1,886.00	2,113,640,200	貸付有価証券 12,300株
5423	東京製鐵	113,200	1,891.00	214,061,200	貸付有価証券 3,700株
5440	共英製鋼	45,900	1,670.00	76,653,000	
5444	大和工業	75,900	7,065.00	536,233,500	
5445	東京鐵鋼	17,800	5,100.00	90,780,000	
5449	大阪製鐵	18,500	3,300.00	61,050,000	
5451	淀川製鋼所	41,800	5,460.00	228,228,000	貸付有価証券 3,700株
5461	中部鋼板	26,500	2,271.00	60,181,500	貸付有価証券 4,600株
5463	丸一鋼管	122,700	3,396.00	416,689,200	
5464	モリ工業	10,300	5,260.00	54,178,000	
5471	大同特殊鋼	253,800	1,349.00	342,376,200	
5476	日本高周波鋼業	3,100	391.00	1,212,100	貸付有価証券

					1,800株
5480	日本冶金工業	29,400	4,390.00	129,066,000	貸付有価証券 1,000株
5481	山陽特殊製鋼	39,800	1,842.00	73,311,600	
5482	愛知製鋼	23,200	3,285.00	76,212,000	
5491	日本金属	2,100	638.00	1,339,800	貸付有価証券 1,000株
5541	大平洋金属	34,300	1,301.00	44,624,300	貸付有価証券 4,000株
5563	新日本電工	240,600	284.00	68,330,400	
5602	栗本鐵工所	18,700	4,110.00	76,857,000	貸付有価証券 200株
5603	虹技	1,000	1,037.00	1,037,000	貸付有価証券 600株
5612	日本鑄鉄管	900	1,211.00	1,089,900	貸付有価証券 500株
5632	三菱製鋼	29,800	1,305.00	38,889,000	
5658	日亜鋼業	9,000	291.00	2,619,000	
5659	日本精線	32,000	1,075.00	34,400,000	貸付有価証券 1,100株
5698	エンビプロ・ホールディングス	40,100	482.00	19,328,200	貸付有価証券 3,200株
6319	シンニッタン	11,100	213.00	2,364,300	貸付有価証券 3,900株
7305	新家工業	1,800	4,830.00	8,694,000	
5702	大紀アルミニウム工業所	51,000	1,067.00	54,417,000	
5703	日本軽金属ホールディングス	117,700	1,543.00	181,611,100	
5706	三井金属鉱業	117,300	4,380.00	513,774,000	貸付有価証券 3,300株
5707	東邦亜鉛	25,800	863.00	22,265,400	貸付有価証券 3,100株
5711	三菱マテリアル	288,100	2,376.50	684,669,650	貸付有価証券 10,000株
5713	住友金属鉱山	467,200	3,533.00	1,650,617,600	貸付有価証券 9,700株
5714	DOWAホールディングス	99,600	4,774.00	475,490,400	
5715	古河機械金属	53,200	1,577.00	83,896,400	
5721	エス・サイエンス	40,300	24.00	967,200	貸付有価証券 19,300株
5726	大阪チタニウムテクノロジーズ	69,900	2,335.00	163,216,500	貸付有価証券 4,600株
5727	東邦チタニウム	83,300	1,034.00	86,132,200	貸付有価証券 2,800株
5741	UACJ	56,500	5,100.00	288,150,000	
5757	CKサンエツ	9,700	3,330.00	32,301,000	

5801	古河電気工業	134,200	3,159.00	423,937,800	貸付有価証券 4,400株
5802	住友電気工業	1,507,400	2,289.00	3,450,438,600	貸付有価証券 27,600株
5803	フジクラ	475,300	3,867.00	1,837,985,100	貸付有価証券 15,500株
5805	SWCC	45,000	5,210.00	234,450,000	
5809	タツタ電線	71,700	777.00	55,710,900	
5819	カナレ電気	1,300	1,394.00	1,812,200	
5821	平河ヒューテック	25,700	1,430.00	36,751,000	
5851	リョービ	42,900	1,920.00	82,368,000	
5852	アーレスティ	9,100	583.00	5,305,300	
5857	AREホールディングス	151,300	1,827.00	276,425,100	貸付有価証券 4,500株
3421	稲葉製作所	22,400	1,724.00	38,617,600	貸付有価証券 2,500株
3431	宮地エンジニアリンググループ	20,200	4,190.00	84,638,000	
3433	トーカロ	116,200	1,728.00	200,793,600	貸付有価証券 3,800株
3434	アルファCo	3,100	1,198.00	3,713,800	
3436	SUMCO	767,200	1,470.00	1,127,784,000	貸付有価証券 77,500株
3443	川田テクノロジーズ	28,600	2,580.00	73,788,000	
3445	RS Technologies	30,800	3,210.00	98,868,000	貸付有価証券 2,600株
3446	ジェイテックコーポレーション	1,100	1,496.00	1,645,600	貸付有価証券 500株
3447	信和	5,300	762.00	4,038,600	
5901	東洋製罐グループホールディングス	231,200	2,280.00	527,136,000	
5902	ホッカンホールディングス	19,700	1,650.00	32,505,000	
5909	コロナ	22,500	924.00	20,790,000	
5911	横河ブリッジホールディングス	63,000	2,601.00	163,863,000	
5915	駒井ハルテック	1,500	1,639.00	2,458,500	
5923	高田機工	600	3,540.00	2,124,000	貸付有価証券 100株
5929	三和ホールディングス	401,400	3,417.00	1,371,583,800	貸付有価証券 13,000株
5930	文化シャッター	105,400	1,639.00	172,750,600	
5932	三協立山	50,700	718.00	36,402,600	貸付有価証券 2,800株
5933	アルインコ	30,700	980.00	30,086,000	
5936	東洋シャッター	1,900	800.00	1,520,000	

5938	L I X I L	629,300	1,713.00	1,077,990,900	貸付有価証券 600株
5942	日本フィルコン	5,400	514.00	2,775,600	
5943	ノーリツ	56,700	1,893.00	107,333,100	貸付有価証券 1,900株
5946	長府製作所	45,000	2,005.00	90,225,000	貸付有価証券 4,500株
5947	リンナイ	192,800	3,444.00	664,003,200	貸付有価証券 6,300株
5951	ダイニチ工業	4,100	619.00	2,537,900	貸付有価証券 100株
5957	日東精工	58,400	544.00	31,769,600	貸付有価証券 6,100株
5958	三洋工業	900	3,310.00	2,979,000	
5959	岡部	72,000	746.00	53,712,000	貸付有価証券 6,400株
5970	ジーテクト	51,300	1,594.00	81,772,200	
5975	東プレ	71,000	1,794.00	127,374,000	
5976	高周波熱錬	59,700	1,002.00	59,819,400	貸付有価証券 2,000株
5981	東京製綱	26,100	1,054.00	27,509,400	
5985	サンコール	45,200	369.00	16,678,800	貸付有価証券 3,000株
5986	モリテック スチール	7,000	189.00	1,323,000	貸付有価証券 3,400株
5988	パイオラックス	48,700	2,325.00	113,227,500	貸付有価証券 400株
5989	エイチワン	41,500	887.00	36,810,500	
5991	日本発條	356,500	1,712.50	610,506,250	
5992	中央発條	29,800	1,150.00	34,270,000	
5998	アドバネクス	1,100	937.00	1,030,700	貸付有価証券 600株
7989	立川ブラインド工業	18,200	1,274.00	23,186,800	
8155	三益半導体工業	10,400	3,685.00	38,324,000	
1909	日本ドライケミカル	1,900	2,976.00	5,654,400	
5631	日本製鋼所	108,700	4,160.00	452,192,000	貸付有価証券 3,600株
6005	三浦工業	164,700	3,445.00	567,391,500	
6013	タクマ	133,300	1,559.00	207,814,700	貸付有価証券 3,700株
6101	ツガミ	84,100	1,445.00	121,524,500	
6103	オークマ	34,500	5,593.00	192,958,500	貸付有価証券 1,200株
6104	芝浦機械	37,100	3,635.00	134,858,500	

6113	アマダ	597,900	1,445.50	864,264,450	貸付有価証券 11,400株
6118	アイダエンジニアリング	88,300	780.00	68,874,000	
6134	F U J I	185,700	2,238.50	415,689,450	
6135	牧野フライス製作所	43,600	5,440.00	237,184,000	貸付有価証券 1,500株
6136	オーエスジー	173,800	1,953.50	339,518,300	貸付有価証券 25,700株
6138	ダイジェット工業	800	740.00	592,000	貸付有価証券 100株
6140	旭ダイヤモンド工業	90,900	830.00	75,447,000	
6141	DMG森精機	248,800	3,104.00	772,275,200	貸付有価証券 7,200株
6143	ソディック	104,000	747.00	77,688,000	貸付有価証券 2,600株
6146	ディスコ	190,000	33,630.00	6,389,700,000	貸付有価証券 300株
6151	日東工器	18,200	2,381.00	43,334,200	貸付有価証券 500株
6157	日進工具	36,600	747.00	27,340,200	
6165	パンチ工業	7,800	420.00	3,276,000	
6167	富士ダイス	29,500	765.00	22,567,500	貸付有価証券 1,900株
6203	豊和工業	4,400	783.00	3,445,200	貸付有価証券 1,800株
6208	石川製作所	2,100	1,352.00	2,839,200	貸付有価証券 1,000株
6209	リケンNPR	42,800	2,319.00	99,253,200	
6210	東洋機械金属	5,900	645.00	3,805,500	
6217	津田駒工業	1,500	366.00	549,000	貸付有価証券 800株
6218	エンシュウ	1,900	625.00	1,187,500	貸付有価証券 1,000株
6222	島精機製作所	62,700	1,324.00	83,014,800	
6235	オプトラン	64,800	1,649.00	106,855,200	貸付有価証券 4,900株
6236	NCホールディングス	400	2,204.00	881,600	
6237	イワキポンプ	26,300	2,709.00	71,246,700	
6238	フリーー	37,200	1,030.00	38,316,000	貸付有価証券 2,400株
6240	ヤマシンフィルタ	93,700	444.00	41,602,800	貸付有価証券 3,000株
6247	日阪製作所	43,000	1,090.00	46,870,000	
6250	やまびこ	64,400	2,232.00	143,740,800	
6254	野村マイクロ・サイエンス	53,400	2,361.00	126,077,400	

6258	平田機工	18,900	4,725.00	89,302,500	貸付有価証券 700株
6262	PEGASUS	43,500	475.00	20,662,500	
6264	マルマエ	17,200	1,436.00	24,699,200	貸付有価証券 1,800株
6266	タツモ	28,200	2,722.00	76,760,400	貸付有価証券 2,000株
6268	ナブテスコ	247,500	2,293.00	567,517,500	貸付有価証券 33,900株
6269	三井海洋開発	49,900	2,680.00	133,732,000	
6272	レオン自動機	45,600	1,330.00	60,648,000	
6273	SMC	118,100	58,760.00	6,939,556,000	貸付有価証券 3,600株
6277	ホソカワミクロン	27,600	4,105.00	113,298,000	
6278	ユニオンツール	17,300	5,700.00	98,610,000	
6279	瑞光	28,400	1,187.00	33,710,800	貸付有価証券 1,200株
6282	オイレス工業	53,500	2,059.00	110,156,500	
6284	日精エー・エス・ビー機械	13,500	4,680.00	63,180,000	
6287	サトーホールディングス	54,000	1,915.00	103,410,000	
6289	技研製作所	37,100	1,753.00	65,036,300	
6291	日本エアータック	18,500	1,141.00	21,108,500	
6292	カワタ	2,500	866.00	2,165,000	
6293	日精樹脂工業	29,300	930.00	27,249,000	貸付有価証券 1,000株
6294	オカダアイヨン	2,700	2,115.00	5,710,500	
6298	ワイエイシイホールディングス	18,700	2,007.00	37,530,900	貸付有価証券 1,900株
6301	小松製作所	1,849,000	3,658.00	6,763,642,000	
6302	住友重機械工業	233,400	3,238.00	755,749,200	貸付有価証券 7,700株
6305	日立建機	157,100	3,383.00	531,469,300	貸付有価証券 5,200株
6306	日工	58,400	683.00	39,887,200	
6309	巴工業	15,400	3,965.00	61,061,000	
6310	井関農機	36,900	981.00	36,198,900	
6315	TOWA	43,900	5,880.00	258,132,000	貸付有価証券 1,500株
6316	丸山製作所	1,400	2,530.00	3,542,000	
6317	北川鉄工所	15,500	1,236.00	19,158,000	
6323	ローツェ	206,100	1,797.00	370,361,700	
6325	タカキタ	2,700	439.00	1,185,300	

6326	クボタ	2,062,300	2,008.00	4,141,098,400	貸付有価証券 67,300株
6328	荏原実業	18,900	3,680.00	69,552,000	
6331	三菱化工機	13,900	3,390.00	47,121,000	貸付有価証券 500株
6332	月島ホールディングス	53,300	1,282.00	68,330,600	
6333	帝国電機製作所	27,000	2,567.00	69,309,000	
6335	東京機械製作所	2,100	360.00	756,000	貸付有価証券 1,000株
6339	新東工業	79,700	971.00	77,388,700	
6340	澁谷工業	37,000	3,405.00	125,985,000	
6345	アイチ コーポレーション	54,500	1,143.00	62,293,500	貸付有価証券 1,800株
6349	小森コーポレーション	97,100	1,113.00	108,072,300	貸付有価証券 2,700株
6351	鶴見製作所	30,100	3,640.00	109,564,000	
6356	日本ギア工業	3,100	438.00	1,357,800	
6358	酒井重工業	7,800	4,405.00	34,359,000	
6361	荏原製作所	809,700	1,751.00	1,417,784,700	貸付有価証券 32,500株
6362	石井鐵工所	1,000	8,350.00	8,350,000	
6363	西島製作所	33,900	2,602.00	88,207,800	
6364	北越工業	39,700	1,798.00	71,380,600	
6367	ダイキン工業	470,900	16,925.00	7,969,982,500	貸付有価証券 15,400株
6368	オルガノ	47,400	6,270.00	297,198,000	
6369	トーヨーカネツ	13,400	3,955.00	52,997,000	
6370	栗田工業	220,600	5,493.00	1,211,755,800	貸付有価証券 7,300株
6371	椿本チエイン	54,200	5,600.00	303,520,000	貸付有価証券 1,800株
6373	大同工業	3,600	751.00	2,703,600	貸付有価証券 2,100株
6378	木村化工機	30,100	693.00	20,859,300	貸付有価証券 3,600株
6381	アネスト岩田	61,000	1,250.00	76,250,000	貸付有価証券 2,000株
6383	ダイフク	665,700	2,557.50	1,702,527,750	貸付有価証券 21,700株
6387	サムコ	9,400	3,470.00	32,618,000	貸付有価証券 1,500株
6390	加藤製作所	4,100	1,197.00	4,907,700	
6393	油研工業	1,300	2,184.00	2,839,200	貸付有価証券 100株

6395	タダノ	227,000	933.50	211,904,500	
6406	フジテック	92,200	4,690.00	432,418,000	
6407	CKD	109,100	2,596.00	283,223,600	貸付有価証券 1,500株
6412	平和	116,600	2,119.00	247,075,400	
6413	理想科学工業	31,500	3,455.00	108,832,500	
6417	SANKYO	379,700	2,140.50	812,747,850	貸付有価証券 12,400株
6418	日本金銭機械	47,700	942.00	44,933,400	貸付有価証券 4,900株
6419	マースグループホールディングス	19,900	3,595.00	71,540,500	貸付有価証券 200株
6420	フクシマガリレイ	25,800	5,220.00	134,676,000	
6428	オーイズミ	3,100	382.00	1,184,200	貸付有価証券 1,900株
6430	ダイコク電機	19,400	3,375.00	65,475,000	貸付有価証券 2,800株
6432	竹内製作所	71,600	4,150.00	297,140,000	貸付有価証券 1,700株
6436	アマノ	112,000	4,242.00	475,104,000	貸付有価証券 3,700株
6440	JUKI	61,100	392.00	23,951,200	貸付有価証券 2,000株
6444	サンデン	12,100	144.00	1,742,400	貸付有価証券 7,000株
6445	ジャノメ	39,900	817.00	32,598,300	貸付有価証券 1,400株
6454	マックス	55,500	3,560.00	197,580,000	貸付有価証券 1,800株
6457	グローリー	94,700	2,623.00	248,398,100	
6458	新晃工業	39,700	4,725.00	187,582,500	
6459	大和冷機工業	60,400	1,474.00	89,029,600	
6460	セガサミーホールディングス	352,300	2,884.00	1,016,033,200	貸付有価証券 11,400株
6463	T P R	50,100	2,227.00	111,572,700	貸付有価証券 1,000株
6464	ツバキ・ナカシマ	97,200	673.00	65,415,600	貸付有価証券 9,000株
6465	ホシザキ	253,900	4,549.00	1,154,991,100	貸付有価証券 24,200株
6470	大豊工業	34,100	602.00	20,528,200	
6471	日本精工	730,300	713.70	521,215,110	
6472	NTN	855,400	255.00	218,127,000	貸付有価証券 27,900株
6473	ジェイテクト	351,000	1,076.00	377,676,000	貸付有価証券 2,100株

6474	不二越	29,100	3,010.00	87,591,000	
6480	日本トムソン	107,400	473.00	50,800,200	
6481	T H K	227,600	2,490.00	566,724,000	貸付有価証券 5,200株
6482	ユーシン精機	31,200	624.00	19,468,800	
6485	前澤給装工業	28,300	1,295.00	36,648,500	
6486	イーグル工業	43,600	2,008.00	87,548,800	
6489	前澤工業	4,700	1,286.00	6,044,200	
6490	P I L L A R	36,600	3,975.00	145,485,000	
6498	キッツ	132,000	979.00	129,228,000	貸付有価証券 4,400株
6586	マキタ	449,900	4,593.00	2,066,390,700	
7003	三井E&S	195,800	1,168.00	228,694,400	貸付有価証券 16,000株
7004	日立造船	348,000	945.00	328,860,000	貸付有価証券 11,300株
7011	三菱重工業	6,898,200	1,696.50	11,702,796,300	貸付有価証券 225,200株
7013	I H I	293,700	6,250.00	1,835,625,000	貸付有価証券 5,100株
7022	サノヤスホールディングス	10,400	165.00	1,716,000	貸付有価証券 5,400株
7718	スター精密	66,500	1,868.00	124,222,000	
3105	日清紡ホールディングス	296,600	913.50	270,944,100	貸付有価証券 8,500株
4062	イビデン	205,700	4,188.00	861,471,600	貸付有価証券 33,900株
4902	コニカミノルタ	881,000	415.50	366,055,500	貸付有価証券 28,800株
6448	ブラザー工業	527,000	2,791.50	1,471,120,500	貸付有価証券 54,900株
6479	ミネベアミツミ	686,100	2,636.00	1,808,559,600	貸付有価証券 22,400株
6501	日立製作所	9,479,200	3,300.00	31,281,360,000	貸付有価証券 309,400株
6503	三菱電機	4,321,000	2,232.00	9,644,472,000	貸付有価証券 141,100株
6504	富士電機	239,900	7,486.00	1,795,891,400	貸付有価証券 7,900株
6505	東洋電機製造	2,700	1,056.00	2,851,200	
6506	安川電機	428,500	4,352.00	1,864,832,000	
6507	シンフォニアテクノロジー	43,500	4,360.00	189,660,000	
6508	明電舎	73,100	3,045.00	222,589,500	
6513	オリジン	1,800	1,193.00	2,147,400	

6516	山洋電気	17,100	9,430.00	161,253,000	
6517	デンヨー	30,000	2,400.00	72,000,000	貸付有価証券 4,800株
6523	PHCホールディングス	73,800	1,110.00	81,918,000	貸付有価証券 2,400株
6525	KOKUSAI ELECTRIC	206,200	3,155.00	650,561,000	貸付有価証券 9,000株
6526	ソシオネクスト	287,800	2,755.00	792,889,000	貸付有価証券 7,600株
6588	東芝テック	50,500	3,355.00	169,427,500	貸付有価証券 1,700株
6590	芝浦メカトロニクス	22,400	7,430.00	166,432,000	貸付有価証券 200株
6592	マブチモーター	173,100	2,165.50	374,848,050	貸付有価証券 5,700株
6594	ニデック	870,900	5,694.00	4,958,904,600	貸付有価証券 28,500株
6615	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	24,800	379.00	9,399,200	貸付有価証券 2,500株
6616	トレックス・セミコンダクター	20,300	1,505.00	30,551,500	貸付有価証券 2,500株
6617	東光高岳	23,800	1,766.00	42,030,800	貸付有価証券 800株
6619	ダブル・スコープ	112,900	400.00	45,160,000	貸付有価証券 7,200株
6622	ダイヘン	37,400	6,160.00	230,384,000	
6630	ヤーマン	76,700	836.00	64,121,200	貸付有価証券 6,400株
6632	JVCケンウッド	311,400	1,309.00	407,622,600	貸付有価証券 6,500株
6638	ミマキエンジニアリング	37,400	1,492.00	55,800,800	
6640	IPEX	21,900	1,523.00	33,353,700	貸付有価証券 800株
6644	大崎電気工業	84,600	715.00	60,489,000	
6645	オムロン	301,200	5,757.00	1,734,008,400	貸付有価証券 9,900株
6651	日東工業	53,200	3,065.00	163,058,000	
6652	IDEC	58,200	2,506.00	145,849,200	貸付有価証券 100株
6653	正興電機製作所	2,800	1,226.00	3,432,800	貸付有価証券 1,100株
6654	不二電機工業	1,600	1,030.00	1,648,000	貸付有価証券 700株
6674	ジーエス・ユアサコーポレーション	153,900	2,886.50	444,232,350	
6675	サクサ	1,900	2,342.00	4,449,800	貸付有価証券 1,000株
6676	メルコホールディングス	12,400	3,720.00	46,128,000	

6678	テクノメディカ	9,600	1,890.00	18,144,000	
6699	ダイヤモンドエレクトリックホールディング	14,700	602.00	8,849,400	貸付有価証券 1,200株
6701	日本電気	518,100	12,550.00	6,502,155,000	貸付有価証券 17,000株
6702	富士通	3,629,900	2,788.00	10,120,161,200	貸付有価証券 118,500株
6703	沖電気工業	178,300	956.00	170,454,800	
6706	電気興業	15,900	2,012.00	31,990,800	貸付有価証券 600株
6707	サンケン電気	36,700	6,435.00	236,164,500	貸付有価証券 4,800株
6715	ナカヨ	1,300	1,138.00	1,479,400	
6718	アイホン	21,300	2,868.00	61,088,400	
6723	ルネサスエレクトロニクス	3,005,300	2,115.50	6,357,712,150	貸付有価証券 98,000株
6724	セイコーエプソン	506,100	2,589.00	1,310,292,900	貸付有価証券 4,100株
6727	ワコム	277,200	653.00	181,011,600	貸付有価証券 4,800株
6728	アルバック	86,500	7,316.00	632,834,000	貸付有価証券 2,000株
6730	アクセル	19,800	1,281.00	25,363,800	貸付有価証券 1,800株
6737	E I Z O	28,900	4,360.00	126,004,000	
6740	ジャパンディスプレイ	1,700,200	22.00	37,404,400	貸付有価証券 126,800株
6741	日本信号	89,800	943.00	84,681,400	
6742	京三製作所	82,600	498.00	41,134,800	
6744	能美防災	53,300	2,596.00	138,366,800	
6745	ホーチキ	29,500	1,898.00	55,991,000	貸付有価証券 1,000株
6748	星和電機	3,700	518.00	1,916,600	貸付有価証券 600株
6750	エレコム	94,300	1,436.00	135,414,800	
6752	パナソニック ホールディングス	4,660,200	1,213.50	5,655,152,700	貸付有価証券 152,100株
6753	シャープ	665,000	899.20	597,968,000	貸付有価証券 62,300株
6754	アンリツ	277,800	1,081.50	300,440,700	
6755	富士通ゼネラル	111,800	1,958.50	218,960,300	
6758	ソニーグループ	2,735,100	13,195.00	36,089,644,500	貸付有価証券 31,500株
6762	T D K	624,600	8,938.00	5,582,674,800	貸付有価証券 20,400株

6763	帝国通信工業	17,300	2,404.00	41,589,200	貸付有価証券 600株
6768	タムラ製作所	157,200	593.00	93,219,600	
6770	アルプスアルパイン	352,300	1,474.50	519,466,350	貸付有価証券 11,500株
6771	池上通信機	2,500	684.00	1,710,000	貸付有価証券 1,400株
6779	日本電波工業	47,300	1,055.00	49,901,500	貸付有価証券 1,600株
6785	鈴木	21,000	1,583.00	33,243,000	貸付有価証券 2,400株
6787	メイコー	39,100	5,640.00	220,524,000	貸付有価証券 1,300株
6788	日本トリム	8,900	3,590.00	31,951,000	貸付有価証券 600株
6794	フォスター電機	29,200	1,576.00	46,019,200	
6798	SMK	10,500	2,229.00	23,404,500	貸付有価証券 400株
6800	ヨコオ	34,800	1,579.00	54,949,200	貸付有価証券 1,000株
6803	ティアック	13,300	85.00	1,130,500	貸付有価証券 3,200株
6804	ホシデン	89,700	2,079.00	186,486,300	
6806	ヒロセ電機	57,300	18,385.00	1,053,460,500	
6807	日本航空電子工業	94,400	2,450.00	231,280,000	貸付有価証券 10,100株
6809	TOA	44,900	929.00	41,712,100	
6810	マクセル	87,100	1,801.00	156,867,100	
6814	古野電気	51,200	1,638.00	83,865,600	貸付有価証券 400株
6817	スミダコーポレーション	53,100	897.00	47,630,700	
6820	アイコム	15,200	2,686.00	40,827,200	
6823	リオン	16,200	1,997.00	32,351,400	
6841	横河電機	431,600	3,525.00	1,521,390,000	貸付有価証券 14,100株
6844	新電元工業	15,100	2,361.00	35,651,100	貸付有価証券 1,600株
6845	アズビル	268,700	4,690.00	1,260,203,000	貸付有価証券 7,200株
6848	東亜ディーケーケー	3,700	847.00	3,133,900	貸付有価証券 1,100株
6849	日本光電工業	324,600	1,978.00	642,058,800	貸付有価証券 11,000株
6850	チノー	16,200	2,164.00	35,056,800	
6853	共和電業	7,500	425.00	3,187,500	貸付有価証券 300株

6855	日本電子材料	24,000	2,271.00	54,504,000	貸付有価証券 800株
6856	堀場製作所	74,000	8,654.00	640,396,000	貸付有価証券 1,500株
6857	アドバンテスト	1,119,000	5,899.00	6,600,981,000	貸付有価証券 36,600株
6858	小野測器	3,100	569.00	1,763,900	貸付有価証券 2,000株
6859	エスペック	31,300	2,400.00	75,120,000	
6861	キーエンス	390,700	63,470.00	24,797,729,000	貸付有価証券 12,800株
6866	日置電機	20,500	8,110.00	166,255,000	貸付有価証券 3,000株
6869	シスメックス	1,011,100	2,710.00	2,740,081,000	貸付有価証券 107,500株
6871	日本マイクロニクス	64,300	3,700.00	237,910,000	貸付有価証券 1,800株
6875	メガチップス	30,200	5,150.00	155,530,000	貸付有価証券 1,300株
6877	OBARA GROUP	24,400	3,870.00	94,428,000	
6901	澤藤電機	900	1,052.00	946,800	
6904	原田工業	3,600	547.00	1,969,200	貸付有価証券 2,100株
6905	コーセル	41,700	1,165.00	48,580,500	貸付有価証券 1,400株
6908	イリソ電子工業	35,900	2,513.00	90,216,700	
6914	オプテックスグループ	71,600	1,657.00	118,641,200	
6915	千代田インテグレ	13,600	3,640.00	49,504,000	
6920	レーザーテック	179,000	22,010.00	3,939,790,000	貸付有価証券 5,900株
6923	スタンレー電気	250,000	2,781.50	695,375,000	貸付有価証券 4,100株
6925	ウシオ電機	172,700	2,040.00	352,308,000	貸付有価証券 3,200株
6926	岡谷電機産業	6,100	236.00	1,439,600	貸付有価証券 3,500株
6927	ヘリオス テクノ ホールディング	7,900	909.00	7,181,100	貸付有価証券 200株
6928	エノモト	2,300	1,393.00	3,203,900	
6929	日本セラミック	35,800	2,463.00	88,175,400	貸付有価証券 1,200株
6932	遠藤照明	3,600	1,286.00	4,629,600	
6937	古河電池	28,700	1,380.00	39,606,000	貸付有価証券 4,200株
6941	山一電機	35,100	2,418.00	84,871,800	貸付有価証券 1,200株

6947	図研	32,500	3,285.00	106,762,500	
6951	日本電子	97,800	5,465.00	534,477,000	貸付有価証券 3,200株
6952	カシオ計算機	282,200	1,160.00	327,352,000	貸付有価証券 9,300株
6954	ファナック	1,890,000	3,800.00	7,182,000,000	貸付有価証券 61,700株
6958	日本シイエムケイ	91,600	396.00	36,273,600	
6961	エンプラス	11,400	6,010.00	68,514,000	
6962	大真空	58,200	593.00	34,512,600	
6963	ローム	707,600	1,534.00	1,085,458,400	貸付有価証券 23,100株
6965	浜松ホトニクス	313,400	3,454.00	1,082,483,600	貸付有価証券 6,400株
6966	三井ハイテック	172,900	933.70	161,436,730	貸付有価証券 30,200株
6967	新光電気工業	138,200	5,465.00	755,263,000	
6971	京セラ	2,426,700	1,691.50	4,104,763,050	貸付有価証券 68,900株
6976	太陽誘電	190,200	2,984.50	567,651,900	貸付有価証券 25,900株
6981	村田製作所	3,488,800	2,700.50	9,421,504,400	貸付有価証券 113,700株
6986	双葉電子工業	74,400	503.00	37,423,200	貸付有価証券 5,400株
6989	北陸電気工業	3,000	1,340.00	4,020,000	
6996	ニチコン	102,500	951.00	97,477,500	
6997	日本ケミコン	41,500	1,073.00	44,529,500	貸付有価証券 3,300株
6999	KOA	59,100	1,182.00	69,856,200	
7244	市光工業	70,400	415.00	29,216,000	貸付有価証券 5,500株
7276	小糸製作所	404,600	1,998.50	808,593,100	貸付有価証券 13,300株
7280	ミツバ	73,200	922.00	67,490,400	
7735	SCREENホールディングス	133,500	9,886.00	1,319,781,000	
7739	キャノン電子	37,000	2,196.00	81,252,000	
7751	キャノン	1,948,000	4,825.00	9,399,100,000	貸付有価証券 40,100株
7752	リコー	979,200	1,495.00	1,463,904,000	
7965	象印マホービン	116,600	1,706.00	198,919,600	貸付有価証券 16,800株
7999	MUTOHホールディングス	1,000	2,405.00	2,405,000	
8035	東京エレクトロン	826,600	22,260.00	18,400,116,000	貸付有価証券 27,000株

9880	イノテック	26,000	1,455.00	37,830,000	
3116	トヨタ紡織	164,500	1,845.00	303,502,500	貸付有価証券 100株
3526	芦森工業	1,600	2,190.00	3,504,000	貸付有価証券 200株
5949	ユニプレス	70,100	1,111.00	77,881,100	
6201	豊田自動織機	333,100	10,660.00	3,550,846,000	貸付有価証券 10,800株
6455	モリタホールディングス	68,500	1,957.00	134,054,500	貸付有価証券 1,700株
6584	三櫻工業	59,600	744.00	44,342,400	貸付有価証券 2,000株
6902	デンソー	3,222,300	2,028.00	6,534,824,400	貸付有価証券 105,200株
6995	東海理化電機製作所	110,100	1,923.00	211,722,300	
7012	川崎重工業	318,800	4,507.00	1,436,831,600	貸付有価証券 10,400株
7014	名村造船所	122,800	1,483.00	182,112,400	貸付有価証券 14,200株
7102	日本車輛製造	12,900	2,106.00	27,167,400	
7105	三菱ロジスネクスト	62,400	1,210.00	75,504,000	貸付有価証券 200株
7122	近畿車輛	1,100	1,408.00	1,548,800	貸付有価証券 700株
7201	日産自動車	5,138,900	402.50	2,068,407,250	貸付有価証券 167,700株
7202	いすゞ自動車	1,096,700	2,043.00	2,240,558,100	
7203	トヨタ自動車	20,762,200	2,499.50	51,895,118,900	
7205	日野自動車	587,400	414.50	243,477,300	
7211	三菱自動車工業	1,523,600	397.00	604,869,200	貸付有価証券 213,700株
7212	エフテック	5,600	516.00	2,889,600	
7213	レシップホールディングス	3,500	587.00	2,054,500	貸付有価証券 1,600株
7214	GMB	1,500	1,150.00	1,725,000	貸付有価証券 900株
7215	ファルテック	1,500	460.00	690,000	貸付有価証券 700株
7220	武蔵精密工業	95,500	1,927.00	184,028,500	貸付有価証券 3,100株
7222	日産車体	39,600	947.00	37,501,200	貸付有価証券 1,300株
7224	新明和工業	112,500	1,274.00	143,325,000	
7226	極東開発工業	64,500	2,637.00	170,086,500	
7231	トピー工業	31,600	1,961.00	61,967,600	

7236	ティラド	8,700	3,550.00	30,885,000	
7238	曙ブレーキ工業	238,300	130.00	30,979,000	
7239	タチエス	72,100	1,900.00	136,990,000	貸付有価証券 2,400株
7240	NOK	151,700	2,329.00	353,309,300	貸付有価証券 5,000株
7241	フタバ産業	104,700	677.00	70,881,900	
7242	カヤバ	36,900	4,515.00	166,603,500	
7245	大同メタル工業	76,300	481.00	36,700,300	
7246	プレス工業	156,000	578.00	90,168,000	
7247	ミクニ	10,100	343.00	3,464,300	
7250	太平洋工業	89,500	1,373.00	122,883,500	貸付有価証券 3,000株
7256	河西工業	11,300	151.00	1,706,300	貸付有価証券 6,000株
7259	アイシン	275,700	4,861.00	1,340,177,700	貸付有価証券 8,000株
7261	マツダ	1,291,900	1,091.00	1,409,462,900	貸付有価証券 42,200株
7266	今仙電機製作所	5,400	565.00	3,051,000	
7267	本田技研工業	9,253,900	1,486.50	13,755,922,350	
7269	スズキ	2,869,300	1,529.50	4,388,594,350	貸付有価証券 93,700株
7270	SUBARU	1,211,200	2,511.00	3,041,323,200	
7271	安永	3,500	583.00	2,040,500	貸付有価証券 2,300株
7272	ヤマハ発動機	1,688,000	1,213.00	2,047,544,000	貸付有価証券 55,100株
7277	T B K	8,700	292.00	2,540,400	
7278	エクセディ	63,900	3,015.00	192,658,500	貸付有価証券 500株
7282	豊田合成	111,800	2,422.00	270,779,600	貸付有価証券 1,600株
7283	愛三工業	64,800	1,422.00	92,145,600	
7284	盟和産業	1,100	1,120.00	1,232,000	
7291	日本プラスト	6,500	369.00	2,398,500	
7294	ヨロズ	36,600	1,060.00	38,796,000	貸付有価証券 4,100株
7296	エフ・シー・シー	68,400	2,397.00	163,954,800	
7309	シマノ	170,500	25,765.00	4,392,932,500	貸付有価証券 5,600株
7313	テイ・エス テック	139,000	1,804.00	250,756,000	
7408	ジャムコ	23,800	1,271.00	30,249,800	貸付有価証券

					2,200株
4543	テルモ	2,177,200	2,597.50	5,655,277,000	貸付有価証券 71,100株
5187	クリエートメディック	2,600	953.00	2,477,800	
6376	日機装	101,000	988.00	99,788,000	
7600	日本エム・ディ・エム	30,900	725.00	22,402,500	
7701	島津製作所	518,900	4,591.00	2,382,269,900	貸付有価証券 16,900株
7702	JMS	36,100	500.00	18,050,000	
7709	クボテック	1,900	203.00	385,700	貸付有価証券 900株
7715	長野計器	28,400	2,452.00	69,636,800	貸付有価証券 3,200株
7717	ブイ・テクノロジー	20,600	2,527.00	52,056,200	貸付有価証券 600株
7721	東京計器	29,900	2,541.00	75,975,900	貸付有価証券 3,900株
7723	愛知時計電機	16,900	2,000.00	33,800,000	
7725	インターアクション	23,500	1,194.00	28,059,000	
7727	オーバル	7,100	373.00	2,648,300	
7729	東京精密	80,000	6,906.00	552,480,000	貸付有価証券 600株
7730	マニー	156,300	1,863.50	291,265,050	
7731	ニコン	564,700	1,426.50	805,544,550	貸付有価証券 18,500株
7732	トプコン	189,900	1,460.50	277,348,950	貸付有価証券 6,200株
7733	オリンパス	2,236,100	2,529.50	5,656,214,950	貸付有価証券 73,000株
7734	理研計器	55,300	3,745.00	207,098,500	
7740	タムロン	53,700	4,475.00	240,307,500	
7741	HOYA	768,900	19,015.00	14,620,633,500	貸付有価証券 19,800株
7743	シード	4,000	512.00	2,048,000	
7744	ノーリツ鋼機	37,000	4,290.00	158,730,000	
7745	A&Dホロンホールディングス	56,900	2,176.00	123,814,400	貸付有価証券 300株
7747	朝日インテック	476,100	2,740.00	1,304,514,000	貸付有価証券 15,500株
7762	シチズン時計	359,300	912.00	327,681,600	貸付有価証券 11,800株
7769	リズム	1,800	3,825.00	6,885,000	
7775	大研医器	6,900	525.00	3,622,500	
7780	メニコン	134,300	1,307.50	175,597,250	

7782	シンシア	800	393.00	314,400	貸付有価証券 100株
7979	松風	17,600	4,850.00	85,360,000	
8050	セイコーグループ	54,400	3,725.00	202,640,000	
8086	ニプロ	325,500	1,363.00	443,656,500	貸付有価証券 10,700株
7795	KYORITSU	12,000	161.00	1,932,000	
7811	中本パックス	2,500	1,595.00	3,987,500	
7817	パラマウントベッドホールディングス	81,200	2,470.00	200,564,000	
7818	トランザクション	25,700	2,035.00	52,299,500	貸付有価証券 800株
7819	粧美堂	2,200	566.00	1,245,200	
7820	ニホンフラッシュ	36,600	904.00	33,086,400	
7821	前田工織	69,600	1,676.00	116,649,600	貸付有価証券 6,700株
7822	永大産業	10,100	220.00	2,222,000	
7823	アートネイチャー	35,200	794.00	27,948,800	
7826	フルヤ金属	37,100	3,795.00	140,794,500	
7832	バンダイナムコホールディングス	1,060,300	3,254.00	3,450,216,200	貸付有価証券 34,700株
7833	アイフィスジャパン	2,300	565.00	1,299,500	
7839	SHOEI	109,800	2,194.00	240,901,200	貸付有価証券 11,900株
7840	フランスベッドホールディングス	50,500	1,210.00	61,105,000	
7846	パイロットコーポレーション	61,100	4,516.00	275,927,600	貸付有価証券 9,700株
7856	萩原工業	26,100	1,464.00	38,210,400	
7864	フジシールインターナショナル	79,100	2,323.00	183,749,300	
7867	タカラトミー	177,700	3,680.00	653,936,000	貸付有価証券 5,800株
7868	広済堂ホールディングス	127,500	488.00	62,220,000	貸付有価証券 3,500株
7872	エステールホールディングス	1,900	633.00	1,202,700	
7885	タカノ	3,000	849.00	2,547,000	
7893	プロネクサス	40,500	1,236.00	50,058,000	
7897	ホクシン	6,200	105.00	651,000	貸付有価証券 2,500株
7898	ウッドワン	2,700	788.00	2,127,600	貸付有価証券 100株
7911	TOPPANホールディングス	465,500	4,281.00	1,992,805,500	貸付有価証券 15,200株
7912	大日本印刷	404,900	5,180.00	2,097,382,000	貸付有価証券 13,300株

7914	共同印刷	11,000	3,330.00	36,630,000	
7915	N I S S H A	66,800	1,916.00	127,988,800	
7916	光村印刷	600	1,515.00	909,000	
7921	TAKARA & COMPANY	23,100	2,720.00	62,832,000	
7936	アシックス	1,442,000	2,689.00	3,877,538,000	貸付有価証券 47,000株
7937	ツツミ	9,100	2,163.00	19,683,300	
7944	ローランド	28,800	3,705.00	106,704,000	
7949	小松ウオール工業	15,900	2,989.00	47,525,100	貸付有価証券 500株
7951	ヤマハ	237,900	3,540.00	842,166,000	貸付有価証券 31,000株
7952	河合楽器製作所	11,800	2,730.00	32,214,000	
7955	クリナップ	38,300	714.00	27,346,200	
7956	ビジョン	248,800	1,566.50	389,745,200	
7962	キングジム	34,500	853.00	29,428,500	
7966	リンテック	78,400	3,185.00	249,704,000	貸付有価証券 2,100株
7972	イトーキ	78,000	1,441.00	112,398,000	貸付有価証券 9,400株
7974	任天堂	2,465,800	7,695.00	18,974,331,000	貸付有価証券 72,700株
7976	三菱鉛筆	54,100	2,425.00	131,192,500	
7981	タカラスタンダード	79,900	1,553.00	124,084,700	
7984	コクヨ	195,300	2,535.50	495,183,150	
7987	ナカバヤシ	42,100	524.00	22,060,400	
7990	グローブライド	35,100	1,830.00	64,233,000	貸付有価証券 1,200株
7994	オカムラ	117,600	2,011.00	236,493,600	
8022	美津濃	38,800	9,150.00	355,020,000	
9501	東京電力ホールディングス	3,520,600	644.90	2,270,434,940	貸付有価証券 114,900株
9502	中部電力	1,439,200	1,753.00	2,522,917,600	貸付有価証券 47,000株
9503	関西電力	1,508,200	2,436.50	3,674,729,300	貸付有価証券 49,300株
9504	中国電力	678,500	1,003.50	680,874,750	貸付有価証券 10,000株
9505	北陸電力	399,400	971.30	387,937,220	貸付有価証券 36,400株
9506	東北電力	1,028,300	1,378.00	1,416,997,400	貸付有価証券 33,500株
9507	四国電力	363,700	1,312.50	477,356,250	貸付有価証券

					11,700株
9508	九州電力	900,300	1,583.50	1,425,625,050	貸付有価証券 29,400株
9509	北海道電力	377,300	1,030.00	388,619,000	貸付有価証券 12,400株
9511	沖縄電力	99,800	1,072.00	106,985,600	
9513	電源開発	320,800	2,366.00	759,012,800	貸付有価証券 4,000株
9514	エフオン	28,400	380.00	10,792,000	
9517	イーレックス	69,500	692.00	48,094,000	
9519	レノバ	104,200	929.00	96,801,800	貸付有価証券 7,300株
9531	東京瓦斯	760,300	3,538.00	2,689,941,400	貸付有価証券 24,900株
9532	大阪瓦斯	778,300	3,521.00	2,740,394,300	貸付有価証券 22,800株
9533	東邦瓦斯	169,100	4,277.00	723,240,700	
9534	北海道瓦斯	23,300	3,100.00	72,230,000	
9535	広島ガス	82,500	384.00	31,680,000	
9536	西部ガスホールディングス	40,700	1,875.00	76,312,500	
9543	静岡ガス	89,000	1,095.00	97,455,000	貸付有価証券 3,400株
9551	メタウォーター	46,800	1,695.00	79,326,000	
2384	SBSホールディングス	34,800	2,443.00	85,016,400	
9001	東武鉄道	429,000	2,595.50	1,113,469,500	貸付有価証券 14,000株
9003	相鉄ホールディングス	139,800	2,461.00	344,047,800	貸付有価証券 1,900株
9005	東急	1,095,200	1,885.00	2,064,452,000	貸付有価証券 35,800株
9006	京浜急行電鉄	483,300	1,190.00	575,127,000	貸付有価証券 15,200株
9007	小田急電鉄	645,800	1,757.00	1,134,670,600	貸付有価証券 17,000株
9008	京王電鉄	187,800	3,664.00	688,099,200	貸付有価証券 4,200株
9009	京成電鉄	251,800	4,572.00	1,151,229,600	貸付有価証券 40,100株
9010	富士急行	48,100	2,519.00	121,163,900	貸付有価証券 1,600株
9020	東日本旅客鉄道	2,152,600	2,874.00	6,186,572,400	貸付有価証券 70,200株
9021	西日本旅客鉄道	926,600	2,743.00	2,541,663,800	貸付有価証券 30,300株
9022	東海旅客鉄道	1,504,300	3,377.00	5,080,021,100	貸付有価証券 49,100株

9024	西武ホールディングス	472,400	3,614.00	1,707,253,600	貸付有価証券 15,500株
9025	鴻池運輸	66,500	2,401.00	159,666,500	貸付有価証券 1,500株
9031	西日本鉄道	104,300	2,304.50	240,359,350	
9037	ハマキョウレックス	33,300	4,895.00	163,003,500	
9039	サカイ引越センター	43,300	2,446.00	105,911,800	
9041	近鉄グループホールディングス	389,900	3,495.00	1,362,700,500	貸付有価証券 12,800株
9042	阪急阪神ホールディングス	519,900	4,537.00	2,358,786,300	貸付有価証券 15,600株
9044	南海電気鉄道	173,900	2,362.00	410,751,800	貸付有価証券 400株
9045	京阪ホールディングス	214,900	3,029.00	650,932,100	貸付有価証券 24,500株
9046	神戸電鉄	10,600	2,608.00	27,644,800	貸付有価証券 200株
9048	名古屋鉄道	402,200	1,727.50	694,800,500	貸付有価証券 13,200株
9052	山陽電気鉄道	29,400	2,012.00	59,152,800	
9055	アルプス物流	31,100	5,760.00	179,136,000	
9064	ヤマトホールディングス	473,900	1,592.50	754,685,750	貸付有価証券 15,500株
9065	山九	94,100	4,790.00	450,739,000	
9067	丸運	4,100	575.00	2,357,500	
9068	丸全昭和運輸	24,100	4,870.00	117,367,000	
9069	センコーグループホールディングス	206,500	1,226.00	253,169,000	貸付有価証券 6,800株
9070	トナミホールディングス	8,600	5,920.00	50,912,000	
9072	ニッコンホールディングス	120,100	3,752.00	450,615,200	貸付有価証券 3,100株
9074	日本石油輸送	800	2,886.00	2,308,800	
9075	福山通運	35,700	3,790.00	135,303,000	貸付有価証券 1,200株
9076	セイノーホールディングス	219,300	2,408.50	528,184,050	貸付有価証券 7,200株
9081	神奈川中央交通	11,000	3,340.00	36,740,000	
9090	AZ-COM丸和ホールディングス	99,700	1,107.00	110,367,900	貸付有価証券 3,300株
9099	C&Fロジホールディングス	11,300	5,730.00	64,749,000	
9142	九州旅客鉄道	275,700	4,123.00	1,136,711,100	貸付有価証券 2,600株
9143	SGホールディングス	654,700	1,578.50	1,033,443,950	貸付有価証券 21,400株
9147	NIPPON EXPRESSホール	145,600	7,186.00	1,046,281,600	貸付有価証券

	ディン				4,700株
9101	日本郵船	1,010,000	4,630.00	4,676,300,000	貸付有価証券 33,000株
9104	商船三井	847,000	4,688.00	3,970,736,000	貸付有価証券 27,600株
9107	川崎汽船	939,500	1,919.50	1,803,370,250	貸付有価証券 146,800株
9110	N S ユナイテッド海運	21,000	4,290.00	90,090,000	貸付有価証券 700株
9115	明海グループ	8,700	701.00	6,098,700	貸付有価証券 300株
9119	飯野海運	143,100	1,173.00	167,856,300	貸付有価証券 4,700株
9130	共栄タンカー	1,500	979.00	1,468,500	貸付有価証券 100株
9308	乾汽船	45,700	1,127.00	51,503,900	貸付有価証券 2,500株
9201	日本航空	957,700	2,430.50	2,327,689,850	貸付有価証券 108,100株
9202	A N Aホールディングス	1,061,000	2,999.00	3,181,939,000	貸付有価証券 34,700株
9232	パスコ	1,500	2,135.00	3,202,500	貸付有価証券 800株
9058	トランコム	11,300	7,100.00	80,230,000	
9066	日新	29,600	4,260.00	126,096,000	貸付有価証券 300株
9301	三菱倉庫	93,000	5,255.00	488,715,000	貸付有価証券 3,000株
9302	三井倉庫ホールディングス	36,500	5,900.00	215,350,000	貸付有価証券 1,200株
9303	住友倉庫	104,200	2,727.00	284,153,400	
9304	澁澤倉庫	17,800	2,942.00	52,367,600	
9306	東陽倉庫	2,100	1,338.00	2,809,800	
9310	日本トランスシティ	78,500	875.00	68,687,500	貸付有価証券 1,800株
9312	ケイヒン	1,500	2,016.00	3,024,000	
9319	中央倉庫	20,900	1,396.00	29,176,400	
9322	川西倉庫	1,500	1,151.00	1,726,500	
9324	安田倉庫	26,600	1,664.00	44,262,400	
9325	ファイズホールディングス	1,200	851.00	1,021,200	
9351	東洋埠頭	2,300	1,285.00	2,955,500	
9364	上組	180,100	3,355.00	604,235,500	貸付有価証券 5,900株
9366	サンリツ	1,900	805.00	1,529,500	
9368	キムラユニティー	3,800	1,472.00	5,593,600	

9369	キューソー流通システム	26,200	1,938.00	50,775,600	
9380	東海運	4,700	328.00	1,541,600	
9381	エーアイテイー	24,400	1,662.00	40,552,800	
9384	内外トランスライン	15,600	2,686.00	41,901,600	
9386	日本コンセプト	14,200	1,677.00	23,813,400	貸付有価証券 1,300株
1973	NEC ネットズエスアイ	152,700	2,678.00	408,930,600	
2307	クロスキャット	24,800	1,149.00	28,495,200	貸付有価証券 2,200株
2317	システナ	592,700	381.00	225,818,700	
2326	デジタルアーツ	24,800	4,375.00	108,500,000	
2327	日鉄ソリューションズ	133,600	3,655.00	488,308,000	
2335	キューブシステム	20,700	1,047.00	21,672,900	
2359	コア	17,300	1,772.00	30,655,600	
2477	手間いらず	6,600	3,470.00	22,902,000	貸付有価証券 700株
3031	ラクーンホールディングス	29,200	725.00	21,170,000	貸付有価証券 3,100株
3040	ソリトンシステムズ	20,200	1,061.00	21,432,200	貸付有価証券 1,900株
3371	ソフトクリエイトホールディングス	32,200	1,706.00	54,933,200	貸付有価証券 800株
3626	T I S	414,000	3,546.00	1,468,044,000	貸付有価証券 13,600株
3627	テクミラホールディングス	3,700	341.00	1,261,700	貸付有価証券 1,700株
3632	グリー	131,300	446.00	58,559,800	
3633	GMOペパボ	4,800	1,359.00	6,523,200	貸付有価証券 500株
3635	コーエーテクモホールディングス	245,400	1,587.50	389,572,500	貸付有価証券 8,100株
3636	三菱総合研究所	19,200	4,080.00	78,336,000	
3639	ボルテージ	2,300	229.00	526,700	貸付有価証券 900株
3640	電算	900	1,401.00	1,260,900	
3648	A G S	3,300	843.00	2,781,900	
3649	ファインデックス	31,100	869.00	27,025,900	
3655	ブレインパッド	32,600	859.00	28,003,400	貸付有価証券 3,400株
3656	K L a b	95,300	191.00	18,202,300	貸付有価証券 10,900株
3657	ポールトゥウィンホールディングス	66,900	412.00	27,562,800	貸付有価証券 7,500株
3659	ネクソン	860,000	2,716.50	2,336,190,000	貸付有価証券

					28,100株
3660	アイスタイル	130,900	529.00	69,246,100	貸付有価証券 15,300株
3661	エムアップホールディングス	48,000	1,273.00	61,104,000	貸付有価証券 800株
3662	エイチーム	26,000	650.00	16,900,000	貸付有価証券 3,000株
3665	エニグモ	49,800	326.00	16,234,800	貸付有価証券 3,700株
3666	テクノスジャパン	7,000	673.00	4,711,000	貸付有価証券 3,700株
3667	e n i s h	6,300	184.00	1,159,200	貸付有価証券 2,200株
3668	コロブラ	133,100	561.00	74,669,100	貸付有価証券 11,800株
3672	オルトプラス	6,500	103.00	669,500	貸付有価証券 2,400株
3673	ブロードリーフ	157,300	687.00	108,065,100	
3675	クロス・マーケティンググループ	3,400	709.00	2,410,600	
3676	デジタルハーツホールディングス	24,400	812.00	19,812,800	貸付有価証券 100株
3678	メディアドゥ	17,700	1,418.00	25,098,600	貸付有価証券 1,400株
3679	じげん	114,200	581.00	66,350,200	
3681	ブイキューブ	53,900	206.00	11,103,400	貸付有価証券 2,700株
3682	エンカレッジ・テクノロジー	1,900	602.00	1,143,800	
3683	サイバーリンクス	2,700	754.00	2,035,800	
3686	ディー・エル・イー	5,700	117.00	666,900	貸付有価証券 2,600株
3687	フィックスターズ	39,300	1,472.00	57,849,600	
3688	CARTA HOLDINGS	22,200	1,343.00	29,814,600	貸付有価証券 2,100株
3694	オプティム	40,300	611.00	24,623,300	貸付有価証券 3,500株
3696	セレス	17,600	1,266.00	22,281,600	
3697	SHIFT	26,000	11,765.00	305,890,000	貸付有価証券 1,700株
3738	ティーガイア	40,900	3,840.00	157,056,000	貸付有価証券 4,700株
3741	セック	6,000	4,160.00	24,960,000	貸付有価証券 600株
3762	テクマトリックス	71,500	2,357.00	168,525,500	
3763	プロシップ	18,900	1,428.00	26,989,200	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	97,200	3,034.00	294,904,800	貸付有価証券 13,700株

3769	GMOペイメントゲートウェイ	89,500	8,833.00	790,553,500	
3770	ザッパラス	2,000	355.00	710,000	貸付有価証券 1,200株
3771	システムリサーチ	26,900	1,445.00	38,870,500	貸付有価証券 2,200株
3774	インターネットイニシアティブ	187,300	2,932.00	549,163,600	
3778	さくらインターネット	48,900	3,755.00	183,619,500	貸付有価証券 6,300株
3788	GMOグローバルサイン・ホールディングス	12,000	2,754.00	33,048,000	貸付有価証券 800株
3817	SRAホールディングス	20,000	4,330.00	86,600,000	
3826	システムインテグレータ	2,300	320.00	736,000	貸付有価証券 1,300株
3834	朝日ネット	42,100	659.00	27,743,900	
3835	eBASE	55,100	583.00	32,123,300	貸付有価証券 5,200株
3836	アバントグループ	49,500	2,071.00	102,514,500	
3837	アドソル日進	16,500	1,734.00	28,611,000	
3839	ODKソリューションズ	1,500	583.00	874,500	
3843	フリービット	17,100	1,225.00	20,947,500	貸付有価証券 2,600株
3844	コムチュア	56,500	1,545.00	87,292,500	
3853	アステリア	30,700	529.00	16,240,300	貸付有価証券 2,600株
3854	アイル	21,900	2,795.00	61,210,500	貸付有価証券 2,200株
3901	マークライnz	23,200	2,995.00	69,484,000	貸付有価証券 600株
3902	メディカル・データ・ビジョン	46,800	513.00	24,008,400	貸付有価証券 4,500株
3903	gumi	63,600	303.00	19,270,800	貸付有価証券 7,600株
3909	ショーケース	1,900	272.00	516,800	貸付有価証券 1,000株
3912	モバイルファクトリー	1,800	782.00	1,407,600	貸付有価証券 600株
3915	テラスカイ	17,000	2,185.00	37,145,000	貸付有価証券 3,400株
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	20,400	2,006.00	40,922,400	
3918	PCIホールディングス	3,100	1,112.00	3,447,200	
3920	アイビーシー	1,300	532.00	691,600	
3921	ネオジャパン	12,300	1,779.00	21,881,700	貸付有価証券 1,000株
3922	PR TIMES	7,900	1,720.00	13,588,000	貸付有価証券 600株

3923	ラクス	185,300	2,257.50	418,314,750	
3924	ランドコンピュータ	3,900	790.00	3,081,000	
3925	ダブルスタンダード	11,900	1,514.00	18,016,600	
3926	オーブンドア	22,800	693.00	15,800,400	貸付有価証券 3,100株
3928	マイネット	2,600	352.00	915,200	貸付有価証券 1,100株
3932	アカツキ	19,100	2,014.00	38,467,400	
3934	ベネフィットジャパン	500	1,110.00	555,000	
3937	U b i c o mホールディングス	12,500	1,375.00	17,187,500	貸付有価証券 1,000株
3939	カナミックネットワーク	49,200	559.00	27,502,800	
3940	ノムラシステムコーポレーション	7,900	114.00	900,600	貸付有価証券 4,000株
3962	チェンジホールディングス	86,300	1,252.00	108,047,600	貸付有価証券 5,400株
3963	シンクロ・フード	4,500	510.00	2,295,000	貸付有価証券 200株
3964	オークネット	18,100	2,253.00	40,779,300	貸付有価証券 3,300株
3965	キャピタル・アセット・プランニング	1,500	816.00	1,224,000	貸付有価証券 900株
3968	セグエグループ	6,900	653.00	4,505,700	貸付有価証券 2,100株
3969	エイトレッド	1,200	1,585.00	1,902,000	
3978	マクロミル	76,900	758.00	58,290,200	
3981	ビーグリー	1,500	1,359.00	2,038,500	貸付有価証券 100株
3983	オロ	16,500	2,478.00	40,887,000	
3984	ユーザーローカル	16,600	1,933.00	32,087,800	貸付有価証券 1,400株
3985	テモナ	1,600	206.00	329,600	貸付有価証券 600株
3992	ニーズウェル	8,800	312.00	2,745,600	貸付有価証券 200株
3994	マネーフォワード	95,800	5,546.00	531,306,800	貸付有価証券 10,200株
3996	サインポスト	2,900	508.00	1,473,200	貸付有価証券 700株
4053	S u n A s t e r i s k	27,800	565.00	15,707,000	貸付有価証券 1,200株
4071	プラスアルファ・コンサルティング	49,400	2,136.00	105,518,400	貸付有価証券 1,600株
4072	電算システムホールディングス	17,300	2,614.00	45,222,200	
4180	A p p i e r G r o u p	119,400	1,694.00	202,263,600	貸付有価証券 5,400株

4194	ビジョナル	46,300	9,230.00	427,349,000	貸付有価証券 700株
4284	ソルクシーズ	6,500	291.00	1,891,500	貸付有価証券 3,800株
4295	フェイス	2,300	399.00	917,700	貸付有価証券 1,500株
4298	プロトコーポレーション	42,900	1,404.00	60,231,600	
4299	ハイマックス	12,200	1,304.00	15,908,800	貸付有価証券 1,200株
4307	野村総合研究所	848,200	5,206.00	4,415,729,200	貸付有価証券 19,300株
4320	C Eホールディングス	3,900	473.00	1,844,700	
4323	日本システム技術	36,600	1,901.00	69,576,600	貸付有価証券 2,400株
4326	インテージホールディングス	44,300	1,550.00	68,665,000	
4333	東邦システムサイエンス	18,400	1,454.00	26,753,600	貸付有価証券 600株
4344	ソースネクスト	179,200	202.00	36,198,400	貸付有価証券 26,300株
4348	インフォコム	16,800	6,030.00	101,304,000	
4373	シンプレクス・ホールディングス	59,600	2,451.00	146,079,600	
4382	HEROZ	15,400	1,050.00	16,170,000	貸付有価証券 1,100株
4384	ラクスル	94,700	1,200.00	113,640,000	貸付有価証券 6,400株
4385	メルカリ	191,200	2,465.00	471,308,000	貸付有価証券 25,600株
4390	I P S	11,300	2,183.00	24,667,900	貸付有価証券 1,100株
4392	F I G	9,300	350.00	3,255,000	
4396	システムサポート	15,200	2,066.00	31,403,200	
4420	イーソル	26,300	725.00	19,067,500	貸付有価証券 2,000株
4430	東海ソフト	1,200	1,222.00	1,466,400	
4432	ウイングアーク1st	40,700	2,921.00	118,884,700	
4433	ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	13,100	859.00	11,252,900	貸付有価証券 500株
4434	サーバーワークス	8,000	2,842.00	22,736,000	貸付有価証券 600株
4439	東名	1,400	1,427.00	1,997,800	貸付有価証券 1,000株
4440	ヴィッツ	700	783.00	548,100	
4441	トビラシステムズ	2,100	778.00	1,633,800	貸付有価証券 500株
4443	S a n s a n	128,800	2,346.00	302,164,800	貸付有価証券 4,200株

4446	Link-Uグループ	1,600	494.00	790,400	貸付有価証券 800株
4449	ギフトィ	34,400	1,141.00	39,250,400	貸付有価証券 4,000株
4480	メドレー	43,000	3,340.00	143,620,000	貸付有価証券 2,000株
4481	ベース	19,200	3,200.00	61,440,000	貸付有価証券 1,600株
4483	JMDC	66,800	4,454.00	297,527,200	貸付有価証券 7,000株
4662	フォーカスシステムズ	26,200	1,129.00	29,579,800	
4674	クレスコ	64,300	1,258.00	80,889,400	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	376,300	1,754.50	660,218,350	
4684	オービック	130,900	25,360.00	3,319,624,000	貸付有価証券 3,800株
4686	ジャストシステム	56,300	3,520.00	198,176,000	
4687	TDCソフト	73,400	1,170.00	85,878,000	
4689	LINEヤフー	5,577,400	398.30	2,221,478,420	貸付有価証券 101,300株
4704	トレンドマイクロ	205,800	8,544.00	1,758,355,200	貸付有価証券 6,700株
4709	IDホールディングス	26,400	1,360.00	35,904,000	
4716	日本オラクル	75,000	13,435.00	1,007,625,000	貸付有価証券 1,100株
4719	アルファシステムズ	10,300	2,828.00	29,128,400	
4722	フューチャー	97,500	1,820.00	177,450,000	貸付有価証券 9,400株
4725	CAC Holdings	24,000	1,725.00	41,400,000	
4728	トーセ	2,300	628.00	1,444,400	貸付有価証券 100株
4733	オービックビジネスコンサルタント	55,100	7,363.00	405,701,300	
4743	アイティフォー	50,100	1,330.00	66,633,000	
4746	東計電算	10,900	4,570.00	49,813,000	
4762	エックスネット	1,200	1,454.00	1,744,800	
4768	大塚商会	444,000	3,559.00	1,580,196,000	貸付有価証券 11,400株
4776	サイボウズ	53,900	1,601.00	86,293,900	貸付有価証券 6,900株
4812	電通総研	38,100	5,820.00	221,742,000	
4813	ACCESS	40,700	1,744.00	70,980,800	貸付有価証券 5,500株
4819	デジタルガレージ	62,600	2,897.00	181,352,200	貸付有価証券 5,800株
4820	EMシステムズ	65,300	528.00	34,478,400	

4825	ウェザーニューズ	12,100	5,630.00	68,123,000	貸付有価証券 100株
4826	C I J	97,600	421.00	41,089,600	貸付有価証券 11,400株
4828	ビジネスエンジニアリング	9,300	4,125.00	38,362,500	
4829	日本エンタープライズ	8,300	117.00	971,100	貸付有価証券 4,400株
4839	WOWOW	29,500	1,063.00	31,358,500	貸付有価証券 2,100株
4845	スカラ	36,300	465.00	16,879,500	貸付有価証券 3,100株
4847	インテリジェント ウェイブ	4,300	905.00	3,891,500	貸付有価証券 1,100株
5032	ANYCOLOR	53,200	2,311.00	122,945,200	貸付有価証券 1,900株
6879	I M A G I C A G R O U P	39,200	481.00	18,855,200	貸付有価証券 2,700株
7518	ネットワンシステムズ	152,500	3,644.00	555,710,000	貸付有価証券 5,000株
7527	システムソフト	136,300	61.00	8,314,300	貸付有価証券 10,300株
7595	アルゴグラフィックス	35,900	5,250.00	188,475,000	
7844	マーベラス	63,600	590.00	37,524,000	貸付有価証券 800株
7860	エイベックス	66,700	1,471.00	98,115,700	
8056	B I P R O G Y	128,100	4,952.00	634,351,200	貸付有価証券 4,200株
8157	都築電気	20,600	2,280.00	46,968,000	
9401	T B S ホールディングス	197,000	4,071.00	801,987,000	貸付有価証券 25,400株
9404	日本テレビホールディングス	346,800	2,377.00	824,343,600	貸付有価証券 43,700株
9405	朝日放送グループホールディングス	36,700	637.00	23,377,900	貸付有価証券 4,300株
9409	テレビ朝日ホールディングス	95,100	2,000.00	190,200,000	貸付有価証券 3,200株
9412	スカパー J S A T ホールディングス	304,300	855.00	260,176,500	
9413	テレビ東京ホールディングス	28,200	3,890.00	109,698,000	貸付有価証券 4,400株
9414	日本BS放送	2,900	889.00	2,578,100	
9416	ビジョン	58,600	1,314.00	77,000,400	
9417	スマートバリュー	1,900	301.00	571,900	貸付有価証券 1,000株
9418	U-NEXT HOLDINGS	43,900	5,620.00	246,718,000	貸付有価証券 800株
9419	ワイヤレスゲート	3,500	256.00	896,000	貸付有価証券 2,200株

9424	日本通信	385,600	167.00	64,395,200	
9428	クロップス	1,100	966.00	1,062,600	
9432	日本電信電話	116,516,700	150.20	17,500,808,340	貸付有価証券 3,395,400株
9433	KDDI	2,881,100	4,824.00	13,898,426,400	貸付有価証券 500株
9434	ソフトバンク	6,261,000	1,995.00	12,490,695,000	貸付有価証券 131,200株
9435	光通信	38,800	33,000.00	1,280,400,000	
9438	エムティーアイ	26,900	1,091.00	29,347,900	貸付有価証券 5,100株
9449	GMOインターネットグループ	127,600	2,467.50	314,853,000	
9450	ファイバーゲート	21,100	1,075.00	22,682,500	
9466	アイドママーケティングコミュニケー ション	1,900	219.00	416,100	
9468	KADOKAWA	207,100	3,025.00	626,477,500	貸付有価証券 18,800株
9470	学研ホールディングス	71,700	993.00	71,198,100	貸付有価証券 2,300株
9474	ゼンリン	67,000	857.00	57,419,000	
9475	昭文社ホールディングス	3,500	375.00	1,312,500	貸付有価証券 2,000株
9479	インプレスホールディングス	7,400	149.00	1,102,600	
9600	アイネット	23,700	1,516.00	35,929,200	貸付有価証券 2,000株
9601	松竹	20,400	10,310.00	210,324,000	貸付有価証券 2,900株
9602	東宝	217,900	5,958.00	1,298,248,200	
9605	東映	64,700	4,530.00	293,091,000	貸付有価証券 1,300株
9613	NTTデータグループ	1,024,200	2,343.00	2,399,700,600	貸付有価証券 33,500株
9629	ピー・シー・エー	22,500	1,967.00	44,257,500	
9658	ビジネスブレイン太田昭和	15,300	1,782.00	27,264,600	
9682	DTS	77,400	3,970.00	307,278,000	貸付有価証券 500株
9684	スクウェア・エニックス・ホールディ ングス	179,000	5,477.00	980,383,000	貸付有価証券 3,700株
9692	シーイーシー	49,400	1,711.00	84,523,400	
9697	カプコン	700,600	3,319.00	2,325,291,400	貸付有価証券 18,600株
9702	アイ・エス・ビー	18,400	1,410.00	25,944,000	
9719	SCSK	274,100	2,949.00	808,320,900	貸付有価証券 6,400株
9739	NSW	17,400	2,888.00	50,251,200	

9742	アイネス	30,500	1,524.00	46,482,000	貸付有価証券 1,000株
9746	TKC	69,900	3,745.00	261,775,500	
9749	富士ソフト	108,300	9,440.00	1,022,352,000	貸付有価証券 3,400株
9759	NSD	138,200	3,205.00	442,931,000	貸付有価証券 800株
9766	コナミグループ	146,700	13,700.00	2,009,790,000	貸付有価証券 4,800株
9790	福井コンピュータホールディングス	24,200	2,550.00	61,710,000	
9889	JBCCHホールディングス	26,000	4,375.00	113,750,000	貸付有価証券 900株
9928	ミロク情報サービス	35,600	1,860.00	66,216,000	貸付有価証券 4,100株
9984	ソフトバンクグループ	1,932,300	7,843.00	15,155,028,900	貸付有価証券 63,100株
167A	リョーサン菱洋ホールディングス	77,700	2,603.00	202,253,100	
2676	高千穂交易	16,500	3,860.00	63,690,000	貸付有価証券 2,300株
2689	オルバヘルスケアホールディングス	1,300	1,880.00	2,444,000	貸付有価証券 500株
2692	伊藤忠食品	9,300	7,270.00	67,611,000	
2715	エレマテック	37,100	1,718.00	63,737,800	
2733	あらた	63,200	3,685.00	232,892,000	
2737	トーメンデバイス	6,000	5,570.00	33,420,000	貸付有価証券 800株
2760	東京エレクトロン デバイス	41,200	3,500.00	144,200,000	
2767	円谷フィールズホールディングス	66,900	2,005.00	134,134,500	貸付有価証券 6,800株
2768	双日	460,100	3,249.00	1,494,864,900	貸付有価証券 2,400株
2784	アルフレッサ ホールディングス	414,800	2,414.50	1,001,534,600	貸付有価証券 13,600株
2874	横浜冷凍	103,900	1,002.00	104,107,800	
3004	神栄	1,200	1,663.00	1,995,600	貸付有価証券 600株
3023	ラサ商事	21,200	1,457.00	30,888,400	
3036	アルコニックス	54,400	1,355.00	73,712,000	
3038	神戸物産	319,700	4,475.00	1,430,657,500	貸付有価証券 8,200株
3054	ハイパー	1,700	318.00	540,600	貸付有価証券 600株
3076	あい ホールディングス	68,620	2,378.00	163,178,360	
3079	ディーブイエックス	2,300	949.00	2,182,700	貸付有価証券 500株

3107	ダイワボウホールディングス	183,000	2,779.00	508,557,000	
3132	マクニカホールディングス	97,800	5,707.00	558,144,600	貸付有価証券 3,200株
3139	ラクト・ジャパン	17,600	2,960.00	52,096,000	
3150	グリムス	17,400	2,497.00	43,447,800	
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	62,500	1,229.00	76,812,500	
3153	八洲電機	33,400	1,517.00	50,667,800	貸付有価証券 3,300株
3154	メディアスホールディングス	24,000	775.00	18,600,000	貸付有価証券 2,500株
3156	レスター	35,100	2,612.00	91,681,200	
3157	ジオリーブグループ	1,700	1,132.00	1,924,400	
3160	大光	3,600	601.00	2,163,600	貸付有価証券 1,800株
3166	OCHIホールディングス	1,900	1,390.00	2,641,000	
3167	TOKAIホールディングス	224,400	995.00	223,278,000	
3168	黒谷	2,300	609.00	1,400,700	
3173	C o m i n i x	1,500	894.00	1,341,000	
3176	三洋貿易	42,400	1,454.00	61,649,600	
3180	ビューティガレージ	13,000	1,569.00	20,397,000	貸付有価証券 1,400株
3183	ウイン・パートナーズ	26,700	1,151.00	30,731,700	貸付有価証券 3,200株
3321	ミタチ産業	2,100	1,099.00	2,307,900	
3360	シップヘルスケアホールディングス	148,500	2,126.00	315,711,000	
3388	明治電機工業	15,300	1,458.00	22,307,400	
3392	デリカフーズホールディングス	3,500	566.00	1,981,000	
3393	スターティアホールディングス	1,900	2,010.00	3,819,000	
3543	コメダホールディングス	101,300	2,717.00	275,232,100	
3559	ビーバンドットコム	1,000	368.00	368,000	貸付有価証券 100株
3565	アセンテック	15,800	545.00	8,611,000	貸付有価証券 600株
5009	富士興産	2,300	1,493.00	3,433,900	貸付有価証券 800株
6973	協栄産業	900	2,291.00	2,061,900	
7128	フルサト・マルカホールディングス	33,100	2,201.00	72,853,100	
7130	ヤマエグループホールディングス	36,400	1,988.00	72,363,200	貸付有価証券 3,200株
7414	小野建	41,600	1,484.00	61,734,400	
7417	南陽	3,500	1,049.00	3,671,500	

7420	佐島電機	29,100	1,869.00	54,387,900	
7427	エコートレーディング	1,600	918.00	1,468,800	貸付有価証券 1,000株
7433	伯東	23,700	4,685.00	111,034,500	貸付有価証券 100株
7438	コンドーテック	31,700	1,203.00	38,135,100	
7442	中山福	4,500	375.00	1,687,500	貸付有価証券 2,500株
7447	ナガイレーベン	52,200	2,506.00	130,813,200	貸付有価証券 1,800株
7451	三菱食品	38,200	5,130.00	195,966,000	
7456	松田産業	31,400	3,095.00	97,183,000	貸付有価証券 1,100株
7458	第一興商	159,900	1,696.50	271,270,350	貸付有価証券 4,200株
7459	メディパルホールディングス	420,200	2,673.00	1,123,194,600	貸付有価証券 13,800株
7466	S P K	18,300	2,001.00	36,618,300	
7467	萩原電気ホールディングス	17,700	3,455.00	61,153,500	
7476	アズワン	128,100	2,862.00	366,622,200	貸付有価証券 4,200株
7480	スズデン	14,400	1,853.00	26,683,200	
7481	尾家産業	2,000	2,016.00	4,032,000	
7482	シモジマ	27,600	1,298.00	35,824,800	
7483	ドウシシャ	38,200	2,157.00	82,397,400	
7487	小津産業	1,900	1,641.00	3,117,900	貸付有価証券 1,000株
7504	高速	24,500	2,358.00	57,771,000	
7510	たけびし	15,800	2,369.00	37,430,200	
7525	リックス	10,500	2,819.00	29,599,500	
7537	丸文	36,900	1,037.00	38,265,300	
7552	ハピネット	35,100	4,045.00	141,979,500	貸付有価証券 1,200株
7570	橋本総業ホールディングス	16,300	1,190.00	19,397,000	貸付有価証券 1,800株
7575	日本ライフライン	110,600	1,178.00	130,286,800	
7590	タカショー	36,000	468.00	16,848,000	貸付有価証券 3,800株
7599	I D O M	109,300	1,060.00	115,858,000	
7607	進和	25,300	2,555.00	64,641,500	
7608	エスケイジャパン	2,000	740.00	1,480,000	
7609	ダイトロン	17,900	2,589.00	46,343,100	貸付有価証券 1,900株

7613	シークス	58,900	1,054.00	62,080,600	貸付有価証券 2,000株
7619	田中商事	2,300	670.00	1,541,000	
7628	オーハシテクニカ	21,700	1,768.00	38,365,600	
7637	白銅	11,600	2,445.00	28,362,000	
7673	ダイコー通産	900	1,175.00	1,057,500	貸付有価証券 400株
8001	伊藤忠商事	2,777,700	7,572.00	21,032,744,400	
8002	丸紅	3,427,800	2,263.00	7,757,111,400	貸付有価証券 6,700株
8007	高島	5,100	1,302.00	6,640,200	
8012	長瀬産業	184,600	3,127.00	577,244,200	貸付有価証券 2,700株
8014	蝶理	25,900	3,470.00	89,873,000	貸付有価証券 600株
8015	豊田通商	1,085,900	2,524.00	2,740,811,600	貸付有価証券 35,500株
8018	三共生興	57,300	578.00	33,119,400	貸付有価証券 5,300株
8020	兼松	172,800	2,450.00	423,360,000	貸付有価証券 5,000株
8025	ツカモトコーポレーション	1,200	1,210.00	1,452,000	貸付有価証券 100株
8031	三井物産	6,190,200	2,826.00	17,493,505,200	貸付有価証券 71,900株
8032	日本紙パルプ商事	19,700	6,450.00	127,065,000	
8037	カメイ	43,900	1,967.00	86,351,300	
8038	東都水産	400	6,510.00	2,604,000	
8041	OUGホールディングス	1,200	2,596.00	3,115,200	貸付有価証券 100株
8043	スターゼン	28,500	2,826.00	80,541,000	
8051	山善	125,300	1,383.00	173,289,900	貸付有価証券 3,900株
8052	椿本興業	25,600	1,740.00	44,544,000	
8053	住友商事	2,500,800	3,193.00	7,985,054,400	
8057	内田洋行	16,700	6,710.00	112,057,000	貸付有価証券 400株
8058	三菱商事	7,934,700	2,861.50	22,705,144,050	貸付有価証券 28,700株
8059	第一実業	38,900	2,378.00	92,504,200	
8060	キャノンマーケティングジャパン	95,700	4,810.00	460,317,000	
8061	西華産業	16,200	3,860.00	62,532,000	貸付有価証券 500株
8065	佐藤商事	28,700	1,365.00	39,175,500	

8070	東京産業	37,700	698.00	26,314,600	
8074	ユアサ商事	32,300	5,070.00	163,761,000	貸付有価証券 1,100株
8075	神鋼商事	10,400	6,870.00	71,448,000	貸付有価証券 400株
8077	トルク	4,500	210.00	945,000	貸付有価証券 2,600株
8078	阪和興業	74,200	4,865.00	360,983,000	貸付有価証券 9,100株
8079	正栄食品工業	27,500	4,585.00	126,087,500	貸付有価証券 2,900株
8081	カナデン	31,000	1,389.00	43,059,000	
8084	RYODEN	33,300	2,475.00	82,417,500	
8088	岩谷産業	94,100	8,160.00	767,856,000	貸付有価証券 200株
8089	ナイス	2,700	1,895.00	5,116,500	
8091	ニチモウ	2,100	1,853.00	3,891,300	
8093	極東貿易	24,700	1,495.00	36,926,500	貸付有価証券 900株
8095	アステナホールディングス	77,800	509.00	39,600,200	
8097	三愛オブリ	96,400	2,016.00	194,342,400	
8098	稲畑産業	79,900	3,285.00	262,471,500	
8101	G S I クレオス	22,100	1,975.00	43,647,500	貸付有価証券 2,200株
8103	明和産業	48,800	643.00	31,378,400	
8104	クワザワホールディングス	3,100	661.00	2,049,100	貸付有価証券 1,600株
8125	ワキタ	68,400	1,614.00	110,397,600	貸付有価証券 2,300株
8129	東邦ホールディングス	111,600	5,007.00	558,781,200	貸付有価証券 3,600株
8130	サンゲツ	95,100	2,849.00	270,939,900	
8131	ミツウロコグループホールディングス	52,700	1,634.00	86,111,800	
8132	シナネンホールディングス	11,400	5,770.00	65,778,000	貸付有価証券 400株
8133	伊藤忠エネクス	102,400	1,598.00	163,635,200	
8136	サンリオ	335,600	3,866.00	1,297,429,600	貸付有価証券 11,000株
8137	サンワテクノス	21,100	1,967.00	41,503,700	
8141	新光商事	55,500	878.00	48,729,000	貸付有価証券 200株
8142	トーヨー	16,100	2,639.00	42,487,900	
8150	三信電気	16,600	1,972.00	32,735,200	

8151	東陽テクニカ	38,100	1,620.00	61,722,000	
8153	モスフードサービス	60,800	3,465.00	210,672,000	貸付有価証券 2,000株
8154	加賀電子	37,700	5,300.00	199,810,000	
8158	ソーダニッカ	44,000	1,135.00	49,940,000	貸付有価証券 1,900株
8159	立花エレテック	27,400	2,608.00	71,459,200	
8275	フォーバル	16,200	1,349.00	21,853,800	貸付有価証券 1,800株
8283	PALTAC	55,200	4,523.00	249,669,600	貸付有価証券 1,600株
8285	三谷産業	72,200	322.00	23,248,400	
8835	太平洋興発	3,200	736.00	2,355,200	
9260	西本Wismettacホールディングス	25,200	1,378.00	34,725,600	貸付有価証券 900株
9265	ヤマシタヘルスケアホールディングス	700	2,580.00	1,806,000	
9273	コア商事ホールディングス	30,500	619.00	18,879,500	貸付有価証券 3,500株
9274	KPPグループホールディングス	107,000	669.00	71,583,000	貸付有価証券 3,400株
9305	ヤマタネ	18,200	3,245.00	59,059,000	
9763	丸紅建材リース	600	2,857.00	1,714,200	
9824	泉州電業	28,500	4,550.00	129,675,000	
9830	トラスコ中山	86,800	2,559.00	222,121,200	
9832	オートバックスセブン	143,800	1,480.00	212,824,000	
9837	モリト	32,900	1,342.00	44,151,800	貸付有価証券 1,100株
9869	加藤産業	51,100	4,230.00	216,153,000	
9872	北恵	2,000	902.00	1,804,000	貸付有価証券 800株
9882	イエローハット	65,600	2,420.00	158,752,000	貸付有価証券 1,000株
9896	JKホールディングス	31,700	973.00	30,844,100	
9902	日伝	27,100	3,225.00	87,397,500	
9930	北沢産業	4,700	369.00	1,734,300	貸付有価証券 2,400株
9932	杉本商事	20,000	3,015.00	60,300,000	
9934	因幡電機産業	107,100	3,850.00	412,335,000	貸付有価証券 3,500株
9960	東テク	41,400	2,293.00	94,930,200	貸付有価証券 1,400株
9962	ミスミグループ本社	624,300	2,651.00	1,655,019,300	貸付有価証券 20,400株

9972	アルテック	4,800	227.00	1,089,600	
9982	タキヒヨー	2,000	1,223.00	2,446,000	
9986	蔵王産業	1,500	2,521.00	3,781,500	
9987	スズケン	147,600	5,278.00	779,032,800	貸付有価証券 3,400株
9991	ジェコス	24,700	907.00	22,402,900	
2659	サンエー	63,100	2,626.00	165,700,600	
2664	カワチ薬品	32,300	2,685.00	86,725,500	
2670	エービーシー・マート	180,800	3,085.00	557,768,000	
2674	ハードオフコーポレーション	18,500	1,908.00	35,298,000	
2678	アスクル	99,700	2,068.00	206,179,600	
2681	ゲオホールディングス	46,400	1,566.00	72,662,400	
2685	アダストリア	49,900	3,505.00	174,899,500	
2686	ジーフット	5,400	288.00	1,555,200	貸付有価証券 2,900株
2687	シー・ヴィ・エス・バイエリア	1,100	558.00	613,800	
2695	くら寿司	48,400	3,475.00	168,190,000	
2698	キャンドウ	14,700	3,365.00	49,465,500	貸付有価証券 500株
2722	I Kホールディングス	2,700	357.00	963,900	貸付有価証券 1,300株
2726	パルグループホールディングス	81,100	2,411.00	195,532,100	貸付有価証券 600株
2730	エディオン	163,600	1,862.00	304,623,200	貸付有価証券 4,600株
2734	サーラコーポレーション	86,800	823.00	71,436,400	貸付有価証券 8,900株
2735	ワッツ	3,800	829.00	3,150,200	
2742	ハローズ	18,800	4,125.00	77,550,000	
2752	フジオフードグループ本社	46,500	1,340.00	62,310,000	
2753	あみやき亭	10,000	5,850.00	58,500,000	
2764	ひらまつ	19,100	189.00	3,609,900	貸付有価証券 8,600株
2791	大黒天物産	12,700	12,000.00	152,400,000	貸付有価証券 500株
2792	ハニーズホールディングス	36,700	1,607.00	58,976,900	
2796	ファーマライズホールディングス	1,900	609.00	1,157,100	
3028	アルペン	34,100	2,142.00	73,042,200	貸付有価証券 5,200株
3030	ハブ	2,700	757.00	2,043,900	貸付有価証券 1,400株
3034	クオールホールディングス	56,800	1,430.00	81,224,000	

3046	ジズホールディングス	31,500	5,240.00	165,060,000	貸付有価証券 1,100株
3048	ビクカメラ	247,300	1,581.00	390,981,300	
3050	DCMホールディングス	214,000	1,475.00	315,650,000	
3053	ペッパーフードサービス	121,500	161.00	19,561,500	貸付有価証券 7,000株
3064	Monotaro	585,800	2,535.00	1,485,003,000	貸付有価証券 19,200株
3067	東京一番フーズ	1,900	515.00	978,500	
3073	DDグループ	4,700	1,285.00	6,039,500	貸付有価証券 1,700株
3082	きちりホールディングス	2,200	845.00	1,859,000	貸付有価証券 500株
3086	J.フロントリテイリング	474,200	1,462.00	693,280,400	
3087	ドトール・日レスホールディングス	73,300	2,293.00	168,076,900	
3088	マツキョココカラ&カンパニー	751,700	2,204.50	1,657,122,650	貸付有価証券 24,600株
3091	ブロンコビリー	24,200	3,675.00	88,935,000	貸付有価証券 100株
3092	ZOZO	263,300	4,747.00	1,249,885,100	貸付有価証券 8,600株
3093	トレジャー・ファクトリー	28,700	1,734.00	49,765,800	貸付有価証券 100株
3097	物語コーポレーション	69,000	3,480.00	240,120,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	684,100	2,176.00	1,488,601,600	貸付有価証券 22,400株
3134	Hamee	16,700	1,149.00	19,188,300	貸付有価証券 1,300株
3135	マーケットエンタープライズ	700	843.00	590,100	貸付有価証券 300株
3141	ウエルシアホールディングス	214,400	2,003.00	429,443,200	
3148	クリエイトSDホールディングス	58,600	3,140.00	184,004,000	
3159	丸善CHIホールディングス	10,000	325.00	3,250,000	貸付有価証券 5,400株
3169	ミサワ	1,700	620.00	1,054,000	貸付有価証券 900株
3172	ティーライフ	1,100	1,123.00	1,235,300	貸付有価証券 700株
3175	エー・ピーホールディングス	1,700	991.00	1,684,700	貸付有価証券 900株
3178	チムニー	2,600	1,320.00	3,432,000	貸付有価証券 1,100株
3179	シュッピン	37,300	1,169.00	43,603,700	
3182	オイシックス・ラ・大地	55,500	1,422.00	78,921,000	貸付有価証券 3,200株
3186	ネクステージ	94,400	1,743.00	164,539,200	貸付有価証券

					9,800株
3191	ジョイフル本田	114,600	2,127.00	243,754,200	貸付有価証券 3,100株
3193	エターナルホスピタリティグループ	15,300	3,045.00	46,588,500	貸付有価証券 1,400株
3196	ホットランド	31,600	2,340.00	73,944,000	
3197	すかいらーくホールディングス	564,900	2,364.50	1,335,706,050	貸付有価証券 18,500株
3198	SFPホールディングス	20,000	1,987.00	39,740,000	貸付有価証券 700株
3199	綿半ホールディングス	32,000	1,728.00	55,296,000	貸付有価証券 3,200株
3221	ヨシックスホールディングス	10,700	3,285.00	35,149,500	貸付有価証券 300株
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ ホール	115,400	841.00	97,051,400	貸付有価証券 13,200株
3319	ゴルフダイジェスト・オンライン	24,000	402.00	9,648,000	
3328	B E E N O S	24,600	2,441.00	60,048,600	貸付有価証券 800株
3333	あさひ	38,300	1,580.00	60,514,000	貸付有価証券 1,300株
3341	日本調剤	27,200	1,244.00	33,836,800	
3349	コスモス薬品	70,100	7,419.00	520,071,900	貸付有価証券 7,400株
3361	トーエル	3,700	829.00	3,067,300	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	4,184,400	2,182.00	9,130,360,800	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールデ ィング	279,700	1,053.00	294,524,100	貸付有価証券 9,200株
3391	ツルハホールディングス	86,800	8,840.00	767,312,000	貸付有価証券 2,900株
3395	サンマルクホールディングス	33,300	2,083.00	69,363,900	
3396	フェリシモ	1,900	906.00	1,721,400	
3397	トリドールホールディングス	115,900	3,532.00	409,358,800	貸付有価証券 12,000株
3415	TOKYO BASE	44,000	233.00	10,252,000	貸付有価証券 5,400株
3538	ウイルプラスホールディングス	1,400	1,153.00	1,614,200	
3539	JMホールディングス	31,200	3,070.00	95,784,000	
3544	サツドラホールディングス	3,600	802.00	2,887,200	貸付有価証券 200株
3546	アレンザホールディングス	30,900	1,058.00	32,692,200	貸付有価証券 1,000株
3547	串カツ田中ホールディングス	12,400	1,454.00	18,029,600	貸付有価証券 1,200株
3548	パロックジャパンリミテッド	32,100	760.00	24,396,000	貸付有価証券 2,000株

3549	クスリのアオキホールディングス	124,300	3,328.00	413,670,400	貸付有価証券 3,100株
3561	力の源ホールディングス	26,800	1,152.00	30,873,600	貸付有価証券 1,900株
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	220,400	2,606.00	574,362,400	貸付有価証券 4,700株
4350	メディカルシステムネットワーク	44,800	442.00	19,801,600	
7127	一家ホールディングス	1,900	700.00	1,330,000	貸付有価証券 1,000株
7135	ジャパクラフトホールディングス	4,900	140.00	686,000	貸付有価証券 1,400株
7416	はるやまホールディングス	4,100	579.00	2,373,900	貸付有価証券 400株
7419	ノジマ	119,900	1,830.00	219,417,000	
7421	カップ・クリエイト	65,000	1,720.00	111,800,000	貸付有価証券 6,500株
7445	ライトオン	6,400	352.00	2,252,800	貸付有価証券 3,200株
7453	良品計画	492,100	2,708.00	1,332,606,800	
7455	パリミキホールディングス	10,600	355.00	3,763,000	貸付有価証券 4,700株
7463	アドヴァングループ	35,300	906.00	31,981,800	
7475	アルビス	13,500	2,748.00	37,098,000	
7494	コナカ	9,200	240.00	2,208,000	貸付有価証券 5,100株
7506	ハウス オブ ローゼ	1,100	1,485.00	1,633,500	
7508	G-7ホールディングス	45,000	1,574.00	70,830,000	
7512	イオン北海道	122,200	916.00	111,935,200	貸付有価証券 3,900株
7513	コジマ	79,700	925.00	73,722,500	
7514	ヒマラヤ	2,700	888.00	2,397,600	
7516	コーナン商事	50,700	3,775.00	191,392,500	
7520	エコス	15,300	2,087.00	31,931,100	貸付有価証券 2,100株
7522	ワタミ	43,600	857.00	37,365,200	貸付有価証券 5,200株
7524	マルシェ	2,900	205.00	594,500	貸付有価証券 1,100株
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	834,700	3,737.00	3,119,273,900	貸付有価証券 8,600株
7545	西松屋チェーン	81,300	2,527.00	205,445,100	貸付有価証券 6,600株
7550	ゼンショーホールディングス	210,400	7,640.00	1,607,456,000	貸付有価証券 6,900株
7554	幸楽苑ホールディングス	30,600	1,224.00	37,454,400	貸付有価証券 2,700株

7561	ハークスレイ	2,700	742.00	2,003,400	
7581	サイゼリヤ	61,100	5,190.00	317,109,000	
7593	V Tホールディングス	161,100	484.00	77,972,400	
7596	魚力	14,400	2,463.00	35,467,200	
7601	ポプラ	1,900	208.00	395,200	貸付有価証券 1,100株
7605	フジ・コーポレーション	19,700	2,110.00	41,567,000	
7606	ユナイテッドアローズ	48,500	2,228.00	108,058,000	貸付有価証券 1,600株
7611	ハイデイ日高	61,300	2,662.00	163,180,600	
7615	京都きもの友禅ホールディングス	4,700	93.00	437,100	貸付有価証券 2,900株
7616	コロワイド	179,400	1,730.00	310,362,000	貸付有価証券 39,000株
7630	壺番屋	163,200	1,027.00	167,606,400	
7640	トップカルチャー	2,800	150.00	420,000	貸付有価証券 1,700株
7646	P L A N T	1,900	1,582.00	3,005,800	貸付有価証券 100株
7649	スギホールディングス	249,700	2,545.00	635,486,500	
7679	薬王堂ホールディングス	20,200	2,549.00	51,489,800	
7918	ヴィア・ホールディングス	11,900	108.00	1,285,200	貸付有価証券 5,700株
8005	スクロール	61,500	944.00	58,056,000	貸付有価証券 100株
8008	ヨンドシーホールディングス	39,100	1,856.00	72,569,600	貸付有価証券 4,400株
8160	木曾路	62,500	2,417.00	151,062,500	貸付有価証券 2,100株
8163	S R Sホールディングス	68,100	1,245.00	84,784,500	
8165	千趣会	83,600	296.00	24,745,600	貸付有価証券 2,700株
8166	タカキュー	6,000	119.00	714,000	
8167	リテールパートナーズ	61,300	1,360.00	83,368,000	
8173	上新電機	40,900	2,735.00	111,861,500	貸付有価証券 1,300株
8174	日本瓦斯	214,200	2,333.00	499,728,600	
8179	ロイヤルホールディングス	72,800	2,392.00	174,137,600	貸付有価証券 2,600株
8181	東天紅	700	790.00	553,000	貸付有価証券 400株
8182	いなげや	40,200	1,198.00	48,159,600	
8185	チヨダ	39,500	938.00	37,051,000	貸付有価証券 600株

8194	ライフコーポレーション	43,300	3,625.00	156,962,500	
8200	リンガーハット	53,300	2,190.00	116,727,000	貸付有価証券 800株
8203	MrMaxHD	52,100	690.00	35,949,000	
8207	テンアライド	9,100	299.00	2,720,900	貸付有価証券 5,100株
8214	AOKIホールディングス	88,600	1,211.00	107,294,600	貸付有価証券 2,900株
8217	オークワ	59,500	930.00	55,335,000	
8218	コメリ	63,600	3,780.00	240,408,000	貸付有価証券 300株
8219	青山商事	88,300	1,367.00	120,706,100	貸付有価証券 500株
8227	しまむら	97,000	7,955.00	771,635,000	貸付有価証券 400株
8230	はせがわ	4,000	333.00	1,332,000	
8233	高島屋	526,400	1,103.00	580,619,200	貸付有価証券 17,200株
8237	松屋	70,000	871.00	60,970,000	貸付有価証券 2,300株
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	210,800	2,141.00	451,322,800	貸付有価証券 6,900株
8244	近鉄百貨店	17,700	2,083.00	36,869,100	
8252	丸井グループ	274,300	2,551.00	699,739,300	貸付有価証券 9,000株
8255	アクシアル リテイリング	112,700	958.00	107,966,600	
8260	井筒屋	4,000	426.00	1,704,000	貸付有価証券 2,000株
8267	イオン	1,400,800	3,925.00	5,498,140,000	貸付有価証券 29,400株
8273	イズミ	73,300	3,653.00	267,764,900	
8276	平和堂	69,100	2,456.00	169,709,600	貸付有価証券 2,300株
8278	フジ	63,400	2,058.00	130,477,200	
8279	ヤオコー	49,000	10,240.00	501,760,000	貸付有価証券 200株
8281	ゼビオホールディングス	56,000	1,241.00	69,496,000	貸付有価証券 1,900株
8282	ケーズホールディングス	277,500	1,555.50	431,651,250	貸付有価証券 9,100株
8289	Olympicグループ	3,700	491.00	1,816,700	貸付有価証券 2,200株
8291	日産東京販売ホールディングス	12,600	448.00	5,644,800	
9262	シルバーライフ	11,100	931.00	10,334,100	貸付有価証券 1,000株
9267	Genky Drug Stores	36,200	3,785.00	137,017,000	貸付有価証券

					1,200株
9275	ナルミヤ・インターナショナル	1,400	1,239.00	1,734,600	貸付有価証券 700株
9278	ブックオフグループホールディングス	30,300	1,297.00	39,299,100	貸付有価証券 2,500株
9279	ギフトホールディングス	20,400	2,588.00	52,795,200	貸付有価証券 600株
9627	アインホールディングス	56,900	5,277.00	300,261,300	
9828	Genki Global Dining	23,400	4,265.00	99,801,000	貸付有価証券 800株
9831	ヤマダホールディングス	1,270,900	450.90	573,048,810	貸付有価証券 41,500株
9842	アークランズ	122,900	1,723.00	211,756,700	
9843	ニトリホールディングス	150,400	22,340.00	3,359,936,000	貸付有価証券 5,000株
9850	グルメ杵屋	33,500	1,091.00	36,548,500	貸付有価証券 600株
9854	愛眼	6,300	164.00	1,033,200	
9856	ケーユーホールディングス	19,300	1,041.00	20,091,300	
9861	吉野家ホールディングス	152,200	3,282.00	499,520,400	
9887	松屋フーズホールディングス	19,500	5,580.00	108,810,000	貸付有価証券 700株
9900	サガミホールディングス	62,000	1,688.00	104,656,000	貸付有価証券 2,100株
9936	王将フードサービス	30,600	8,410.00	257,346,000	貸付有価証券 1,000株
9946	ミニストップ	30,000	1,664.00	49,920,000	
9948	アークス	75,800	2,525.00	191,395,000	貸付有価証券 400株
9956	パローホールディングス	78,900	2,211.00	174,447,900	
9974	ベルク	20,600	6,280.00	129,368,000	
9979	大庄	25,000	1,058.00	26,450,000	貸付有価証券 900株
9983	ファーストリテイリング	232,400	43,640.00	10,141,936,000	貸付有価証券 7,500株
9989	サンドラッグ	139,400	4,307.00	600,395,800	貸付有価証券 2,800株
9990	サックスパーホールディングス	34,900	805.00	28,094,500	貸付有価証券 1,500株
9993	ヤマザワ	1,800	1,236.00	2,224,800	
9994	やまや	1,700	3,040.00	5,168,000	
9997	バルーナ	99,400	717.00	71,269,800	
5830	いよぎんホールディングス	457,700	1,356.50	620,870,050	貸付有価証券 11,600株
5831	しずおかフィナンシャルグループ	847,300	1,275.00	1,080,307,500	貸付有価証券

					27,700株
5832	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	323,800	1,487.50	481,652,500	貸付有価証券 9,400株
5838	楽天銀行	178,400	3,180.00	567,312,000	貸付有価証券 2,800株
5844	京都フィナンシャルグループ	484,200	2,186.00	1,058,461,200	貸付有価証券 13,700株
7150	島根銀行	2,300	509.00	1,170,700	
7161	じもとホールディングス	6,000	290.00	1,740,000	貸付有価証券 3,100株
7167	めぶきフィナンシャルグループ	1,782,500	562.10	1,001,943,250	貸付有価証券 48,800株
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	49,200	4,280.00	210,576,000	
7180	九州フィナンシャルグループ	744,500	679.70	506,036,650	
7182	ゆうちょ銀行	4,226,900	1,359.50	5,746,470,550	貸付有価証券 137,900株
7184	富山第一銀行	122,100	1,114.00	136,019,400	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,046,400	794.50	1,625,864,800	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	215,300	1,636.00	352,230,800	
7322	三十三フィナンシャルグループ	34,400	1,697.00	58,376,800	
7327	第四北越フィナンシャルグループ	60,400	4,895.00	295,658,000	
7337	ひろぎんホールディングス	547,500	1,105.00	604,987,500	貸付有価証券 13,600株
7350	おきなわフィナンシャルグループ	32,800	2,358.00	77,342,400	
7380	十六フィナンシャルグループ	49,900	4,055.00	202,344,500	貸付有価証券 1,600株
7381	北國フィナンシャルホールディングス	37,600	4,635.00	174,276,000	
7384	プロクレアホールディングス	44,000	1,794.00	78,936,000	
7389	あいちフィナンシャルグループ	78,900	2,399.00	189,281,100	貸付有価証券 1,300株
8304	あおぞら銀行	276,400	2,537.00	701,226,800	貸付有価証券 9,100株
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	23,425,500	1,445.50	33,861,560,250	
8308	りそなホールディングス	4,411,400	1,066.00	4,702,552,400	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	1,369,600	3,481.00	4,767,577,600	貸付有価証券 44,700株
8316	三井住友フィナンシャルグループ	2,693,700	9,036.00	24,340,273,200	
8331	千葉銀行	1,072,000	1,154.50	1,237,624,000	貸付有価証券 35,000株
8334	群馬銀行	746,400	960.50	716,917,200	貸付有価証券 21,200株
8336	武蔵野銀行	53,700	2,730.00	146,601,000	

8337	千葉興業銀行	91,800	960.00	88,128,000	
8338	筑波銀行	168,800	241.00	40,680,800	
8341	七十七銀行	112,000	4,020.00	450,240,000	貸付有価証券 3,700株
8343	秋田銀行	25,800	2,210.00	57,018,000	
8344	山形銀行	42,700	1,040.00	44,408,000	
8345	岩手銀行	24,300	2,386.00	57,979,800	
8346	東邦銀行	304,200	249.00	75,745,800	
8349	東北銀行	3,900	1,173.00	4,574,700	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	335,000	3,747.00	1,255,245,000	貸付有価証券 10,900株
8358	スルガ銀行	287,900	1,169.00	336,555,100	貸付有価証券 9,400株
8359	八十二銀行	825,400	853.00	704,066,200	貸付有価証券 27,000株
8360	山梨中央銀行	43,100	1,637.00	70,554,700	
8361	大垣共立銀行	73,300	1,866.00	136,777,800	
8362	福井銀行	34,400	1,860.00	63,984,000	貸付有価証券 1,200株
8364	清水銀行	15,300	1,482.00	22,674,600	
8365	富山銀行	1,400	1,644.00	2,301,600	
8366	滋賀銀行	64,000	3,285.00	210,240,000	貸付有価証券 100株
8367	南都銀行	57,900	3,070.00	177,753,000	
8368	百五銀行	361,900	555.00	200,854,500	貸付有価証券 10,100株
8370	紀陽銀行	137,600	1,799.00	247,542,400	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	238,000	1,631.50	388,297,000	貸付有価証券 4,600株
8381	山陰合同銀行	240,700	1,250.00	300,875,000	
8383	鳥取銀行	2,800	1,260.00	3,528,000	
8386	百十四銀行	37,800	2,551.00	96,427,800	
8387	四国銀行	56,400	988.00	55,723,200	
8388	阿波銀行	53,900	2,496.00	134,534,400	貸付有価証券 1,500株
8392	大分銀行	23,100	3,215.00	74,266,500	貸付有価証券 800株
8393	宮崎銀行	23,200	2,740.00	63,568,000	
8395	佐賀銀行	22,500	2,082.00	46,845,000	
8399	琉球銀行	81,800	1,021.00	83,517,800	
8410	セブン銀行	1,205,700	283.80	342,177,660	

8411	みずほフィナンシャルグループ	5,192,100	2,832.00	14,704,027,200	
8416	高知銀行	2,700	814.00	2,197,800	
8418	山口フィナンシャルグループ	377,200	1,587.00	598,616,400	貸付有価証券 3,400株
8522	名古屋銀行	24,500	6,410.00	157,045,000	
8524	北洋銀行	582,800	398.00	231,954,400	
8537	大光銀行	2,500	1,429.00	3,572,500	
8541	愛媛銀行	51,800	1,180.00	61,124,000	貸付有価証券 1,700株
8542	トマト銀行	2,800	1,179.00	3,301,200	
8544	京葉銀行	158,400	731.00	115,790,400	
8550	栃木銀行	192,100	263.00	50,522,300	
8551	北日本銀行	12,500	2,456.00	30,700,000	
8558	東和銀行	70,600	587.00	41,442,200	
8562	福島銀行	8,300	243.00	2,016,900	貸付有価証券 300株
8563	大東銀行	3,500	657.00	2,299,500	貸付有価証券 2,200株
8600	トモニホールディングス	364,000	388.00	141,232,000	
8713	フィデアホールディングス	39,700	1,469.00	58,319,300	貸付有価証券 1,300株
8714	池田泉州ホールディングス	533,500	328.00	174,988,000	
7148	F P G	137,200	2,156.00	295,803,200	貸付有価証券 4,500株
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	62,400	1,112.00	69,388,800	
7347	マーキュリアホールディングス	3,700	854.00	3,159,800	貸付有価証券 200株
8473	S B Iホールディングス	617,900	3,234.00	1,998,288,600	
8518	日本アジア投資	5,700	208.00	1,185,600	
8595	ジャフコグループ	114,600	2,040.00	233,784,000	貸付有価証券 2,900株
8601	大和証券グループ本社	2,979,800	1,012.50	3,017,047,500	貸付有価証券 97,200株
8604	野村ホールディングス	6,468,700	778.40	5,035,236,080	貸付有価証券 211,100株
8609	岡三証券グループ	337,700	626.00	211,400,200	
8613	丸三証券	128,000	971.00	124,288,000	貸付有価証券 4,200株
8614	東洋証券	102,100	403.00	41,146,300	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	456,700	493.00	225,153,100	
8617	光世証券	1,800	435.00	783,000	貸付有価証券

					1,200株
8622	水戸証券	105,500	418.00	44,099,000	
8624	いちよし証券	72,000	693.00	49,896,000	貸付有価証券 2,300株
8628	松井証券	189,300	806.00	152,575,800	貸付有価証券 500株
8698	マネックスグループ	376,700	614.00	231,293,800	貸付有価証券 12,300株
8706	極東証券	52,700	1,461.00	76,994,700	
8707	岩井コスモホールディングス	43,800	2,016.00	88,300,800	
8708	アイザワ証券グループ	55,500	1,801.00	99,955,500	
8732	マネーパートナーズグループ	8,300	218.00	1,809,400	貸付有価証券 4,600株
8739	スパークス・グループ	42,900	1,321.00	56,670,900	
8742	小林洋行	3,100	271.00	840,100	貸付有価証券 200株
7181	かんぽ生命保険	391,800	2,641.50	1,034,939,700	
7388	F P パートナー	17,000	2,738.00	46,546,000	貸付有価証券 100株
8630	SOMPOホールディングス	1,736,000	3,251.00	5,643,736,000	貸付有価証券 56,700株
8715	アニコムホールディングス	130,600	649.00	84,759,400	
8725	MS&ADインシュアランスグループ ホール	2,583,600	3,200.00	8,267,520,000	貸付有価証券 100株
8750	第一生命ホールディングス	1,808,700	3,752.00	6,786,242,400	貸付有価証券 5,600株
8766	東京海上ホールディングス	3,755,600	5,110.00	19,191,116,000	
8795	T & Dホールディングス	1,032,900	2,287.00	2,362,242,300	貸付有価証券 32,700株
8798	アドバンスクリエイト	29,900	1,002.00	29,959,800	貸付有価証券 2,000株
4346	N E X Y Z . G r o u p	2,500	733.00	1,832,500	
7164	全国保証	100,600	5,670.00	570,402,000	貸付有価証券 3,300株
7183	あんしん保証	3,400	186.00	632,400	貸付有価証券 1,600株
7187	ジェイリース	29,000	1,354.00	39,266,000	
7191	イントラスト	3,100	713.00	2,210,300	
7192	日本モーゲージサービス	4,400	407.00	1,790,800	貸付有価証券 1,800株
7196	C a s a	3,100	808.00	2,504,800	貸付有価証券 1,600株
7198	S B I アルヒ	36,900	832.00	30,700,800	貸付有価証券 400株
7199	プレミアグループ	65,000	2,079.00	135,135,000	貸付有価証券

					2,200株
7383	ネットプロテクションズホールディングス	128,000	294.00	37,632,000	貸付有価証券 10,000株
8253	クレディセゾン	243,800	3,434.00	837,209,200	貸付有価証券 8,000株
8424	芙蓉総合リース	35,400	11,055.00	391,347,000	貸付有価証券 200株
8425	みずほリース	322,100	1,023.00	329,508,300	
8439	東京センチュリー	287,500	1,714.50	492,918,750	
8511	日本証券金融	141,400	1,893.00	267,670,200	貸付有価証券 4,700株
8515	アイフル	566,200	320.00	181,184,000	貸付有価証券 18,500株
8566	リコーリース	36,500	5,040.00	183,960,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	220,800	1,270.00	280,416,000	
8572	アコム	686,900	369.10	253,534,790	
8584	ジャックス	41,000	3,875.00	158,875,000	
8585	オリエントコーポレーション	125,500	942.00	118,221,000	貸付有価証券 3,500株
8591	オリックス	2,306,800	3,430.00	7,912,324,000	貸付有価証券 75,300株
8593	三菱HCキャピタル	1,714,000	1,041.50	1,785,131,000	
8596	九州リースサービス	3,200	1,017.00	3,254,400	
8697	日本取引所グループ	991,700	3,337.00	3,309,302,900	貸付有価証券 32,400株
8771	イー・ギャランティ	62,700	1,415.00	88,720,500	貸付有価証券 1,400株
8772	アサックス	3,600	749.00	2,696,400	
8793	NECキャピタルソリューション	18,900	3,810.00	72,009,000	貸付有価証券 700株
1435	r o b o t h o m e	106,500	144.00	15,336,000	貸付有価証券 12,200株
1878	大東建託	140,900	17,950.00	2,529,155,000	貸付有価証券 100株
187A	サムティホールディングス	74,900	2,618.00	196,088,200	
2337	いちご	390,500	360.00	140,580,000	貸付有価証券 12,800株
2353	日本駐車場開発	458,000	219.00	100,302,000	
2975	スター・マイカ・ホールディングス	39,700	614.00	24,375,800	
2980	SREホールディングス	16,600	4,405.00	73,123,000	貸付有価証券 700株
2982	ADワークスグループ	19,900	201.00	3,999,900	貸付有価証券 8,000株
3003	ヒューリック	897,200	1,469.50	1,318,435,400	貸付有価証券 29,300株

3231	野村不動産ホールディングス	214,300	4,069.00	871,986,700	貸付有価証券 26,600株
3232	三重交通グループホールディングス	82,300	490.00	40,327,000	貸付有価証券 2,700株
3245	ディア・ライフ	65,600	908.00	59,564,800	
3246	コーセーアールイー	2,500	636.00	1,590,000	貸付有価証券 1,300株
3252	地主	34,000	1,992.00	67,728,000	
3254	プレサンスコーポレーション	51,000	1,890.00	96,390,000	
3271	THEグローバル社	4,600	612.00	2,815,200	貸付有価証券 2,400株
3275	ハウスコム	1,300	1,024.00	1,331,200	
3276	JPMC	22,200	1,111.00	24,664,200	貸付有価証券 1,700株
3277	サンセイランディック	2,300	967.00	2,224,100	貸付有価証券 100株
3280	エストラスト	900	686.00	617,400	
3284	フージャースホールディングス	59,300	1,032.00	61,197,600	
3288	オープンハウスグループ	141,000	5,673.00	799,893,000	貸付有価証券 4,700株
3289	東急不動産ホールディングス	1,156,500	997.70	1,153,840,050	貸付有価証券 23,600株
3291	飯田グループホールディングス	368,600	2,282.50	841,329,500	貸付有価証券 12,000株
3294	イーランド	1,300	1,469.00	1,909,700	
3299	ムゲンエステート	5,300	1,485.00	7,870,500	貸付有価証券 200株
3452	ビーロット	5,200	969.00	5,038,800	
3454	ファーストブラザーズ	1,500	1,112.00	1,668,000	貸付有価証券 100株
3457	And Doホールディングス	23,300	1,027.00	23,929,100	貸付有価証券 1,000株
3458	シーアールイー	17,200	1,383.00	23,787,600	貸付有価証券 100株
3465	ケイアイスター不動産	18,500	3,885.00	71,872,500	貸付有価証券 600株
3467	アグレ都市デザイン	1,500	1,480.00	2,220,000	貸付有価証券 700株
3475	グッドコムアセット	31,200	841.00	26,239,200	貸付有価証券 4,000株
3480	ジェイ・エス・ビー	16,000	2,862.00	45,792,000	
3482	ロードスターキャピタル	21,900	2,252.00	49,318,800	
3484	テンポイノベーション	2,300	924.00	2,125,200	貸付有価証券 1,100株
3486	グローバル・リンク・マネジメント	1,500	2,186.00	3,279,000	貸付有価証券 600株

3489	フェイスネットワーク	2,100	1,497.00	3,143,700	貸付有価証券 800株
3498	霞ヶ関キャピタル	15,800	13,490.00	213,142,000	
4666	パーク24	299,800	1,774.00	531,845,200	貸付有価証券 31,700株
4809	バラカ	12,100	1,812.00	21,925,200	
5535	ミガロホールディングス	2,600	2,119.00	5,509,400	貸付有価証券 1,800株
6620	宮越ホールディングス	17,500	1,812.00	31,710,000	貸付有価証券 1,600株
8801	三井不動産	5,336,100	1,421.50	7,585,266,150	貸付有価証券 174,100株
8802	三菱地所	2,413,800	2,325.00	5,612,085,000	貸付有価証券 78,800株
8803	平和不動産	62,400	4,010.00	250,224,000	
8804	東京建物	336,000	2,319.00	779,184,000	貸付有価証券 11,000株
8818	京阪神ビルディング	71,900	1,559.00	112,092,100	
8830	住友不動産	556,300	4,760.00	2,647,988,000	
8841	テーオーシー	68,500	621.00	42,538,500	貸付有価証券 1,900株
8848	レオパレス21	384,900	596.00	229,400,400	貸付有価証券 7,900株
8850	スターツコーポレーション	55,200	3,345.00	184,644,000	
8860	フジ住宅	48,400	681.00	32,960,400	
8864	空港施設	54,200	577.00	31,273,400	
8869	明和地所	27,700	969.00	26,841,300	貸付有価証券 2,400株
8871	ゴールドクレスト	31,400	3,200.00	100,480,000	
8877	エスリード	18,100	4,540.00	82,174,000	
8881	日神グループホールディングス	61,700	488.00	30,109,600	
8892	日本エスコン	72,000	1,002.00	72,144,000	
8897	MIRARTHホールディングス	200,100	502.00	100,450,200	貸付有価証券 6,600株
8904	AVANTIA	4,200	766.00	3,217,200	
8905	イオンモール	199,400	2,078.50	414,452,900	
8908	毎日コムネット	2,900	705.00	2,044,500	
8917	ファースト住建	3,100	1,095.00	3,394,500	貸付有価証券 1,500株
8918	ランド	2,195,900	8.00	17,567,200	貸付有価証券 63,300株
8919	カチタス	103,400	1,750.00	180,950,000	
8923	トーセイ	64,000	2,272.00	145,408,000	貸付有価証券

					1,500株
8928	穴吹興産	1,500	2,025.00	3,037,500	貸付有価証券 1,000株
8934	サンフロンティア不動産	57,000	1,714.00	97,698,000	貸付有価証券 1,900株
8935	F Jネクストホールディングス	40,500	1,276.00	51,678,000	
8940	インテリックス	1,900	664.00	1,261,600	
8944	ランドビジネス	2,900	203.00	588,700	
8945	サンネクスタグループ	2,300	999.00	2,297,700	
8999	グランディハウス	36,400	556.00	20,238,400	貸付有価証券 3,400株
9706	日本空港ビルデング	136,000	5,046.00	686,256,000	貸付有価証券 15,500株
1717	明豊ファシリティワークス	4,000	840.00	3,360,000	
2120	L I F U L L	98,000	140.00	13,720,000	
2121	M I X I	86,100	2,862.00	246,418,200	貸付有価証券 1,100株
2124	ジェイエイシーリクルートメント	145,100	790.00	114,629,000	
2127	日本M&Aセンターホールディングス	639,700	638.40	408,384,480	貸付有価証券 9,300株
2130	メンバーズ	13,700	896.00	12,275,200	貸付有価証券 1,300株
2139	中広	1,300	518.00	673,400	貸付有価証券 500株
2146	U Tグループ	52,400	2,697.00	141,322,800	貸付有価証券 1,800株
2148	アイティメディア	15,400	1,636.00	25,194,400	貸付有価証券 1,800株
2150	ケアネット	82,100	638.00	52,379,800	
2153	E・Jホールディングス	23,500	1,715.00	40,302,500	
2154	オープンアップグループ	120,600	2,037.00	245,662,200	貸付有価証券 4,000株
2157	コシダカホールディングス	120,200	975.00	117,195,000	貸付有価証券 600株
2163	アルトナー	2,100	1,857.00	3,899,700	
2168	パソナグループ	48,700	2,203.00	107,286,100	貸付有価証券 1,600株
2169	C D S	2,000	1,834.00	3,668,000	貸付有価証券 1,200株
2170	リンクアンドモチベーション	99,100	601.00	59,559,100	貸付有価証券 3,300株
2175	エス・エム・エス	140,700	2,132.50	300,042,750	
2180	サニーサイドアップグループ	2,500	524.00	1,310,000	貸付有価証券 1,000株
2181	パーソルホールディングス	4,087,100	281.00	1,148,475,100	貸付有価証券

					133,400株
2183	リニカル	4,900	398.00	1,950,200	貸付有価証券 2,100株
2193	クックパッド	109,800	192.00	21,081,600	貸付有価証券 14,800株
2196	エスクリ	3,300	241.00	795,300	
2198	アイ・ケイ・ケイホールディングス	4,000	772.00	3,088,000	
2301	学情	20,500	1,628.00	33,374,000	貸付有価証券 1,500株
2305	スタジオアリス	20,100	2,056.00	41,325,600	貸付有価証券 2,100株
2311	エプロ	1,900	805.00	1,529,500	貸付有価証券 600株
2325	N J S	9,900	3,515.00	34,798,500	
2331	総合警備保障	670,600	1,060.00	710,836,000	
2371	カカコム	260,600	2,590.00	674,954,000	貸付有価証券 8,600株
2372	アイロムグループ	16,200	2,776.00	44,971,200	
2374	セントケア・ホールディング	29,200	736.00	21,491,200	貸付有価証券 2,700株
2376	サイネックス	1,500	709.00	1,063,500	
2378	ルネサンス	31,200	1,058.00	33,009,600	貸付有価証券 2,400株
2379	ディップ	61,500	2,845.00	174,967,500	
2389	デジタルホールディングス	20,400	945.00	19,278,000	貸付有価証券 700株
2395	新日本科学	36,500	1,142.00	41,683,000	
2410	キャリアデザインセンター	1,600	1,916.00	3,065,600	
2413	エムスリー	793,400	1,346.50	1,068,313,100	貸付有価証券 25,900株
2418	ツカダ・グローバルホールディング	5,300	397.00	2,104,100	貸付有価証券 2,700株
2424	プラス	900	568.00	511,200	貸付有価証券 500株
2428	ウェルネット	6,300	828.00	5,216,400	貸付有価証券 3,600株
2429	ワールドホールディングス	15,800	1,913.00	30,225,400	
2432	ディー・エヌ・エー	142,700	1,643.00	234,456,100	
2433	博報堂D Yホールディングス	512,100	1,228.00	628,858,800	貸付有価証券 9,400株
2440	ぐるなび	74,800	367.00	27,451,600	貸付有価証券 9,800株
2445	タカミヤ	54,400	456.00	24,806,400	
2461	ファンコミュニケーションズ	56,200	400.00	22,480,000	貸付有価証券 1,900株

2462	ライク	14,900	1,435.00	21,381,500	貸付有価証券 1,700株
2464	A o b a - B B T	3,100	318.00	985,800	
2471	エスプール	126,900	360.00	45,684,000	貸付有価証券 4,100株
2475	WDBホールディングス	20,500	1,736.00	35,588,000	
2485	ティア	4,900	453.00	2,219,700	
2487	CDG	1,000	1,677.00	1,677,000	
2489	アドウェイズ	49,100	354.00	17,381,400	貸付有価証券 7,400株
2491	バリュウコマース	35,200	1,099.00	38,684,800	
2492	インフォマート	378,900	328.00	124,279,200	貸付有価証券 46,400株
2749	J Pホールディングス	102,600	720.00	73,872,000	貸付有価証券 6,400株
3521	エコナックホールディングス	7,100	113.00	802,300	貸付有価証券 3,800株
4286	CLホールディングス	9,500	933.00	8,863,500	貸付有価証券 1,100株
4290	プレステージ・インターナショナル	187,900	746.00	140,173,400	貸付有価証券 6,100株
4301	アミューズ	24,500	1,413.00	34,618,500	
4310	ドリームインキュベータ	12,500	2,257.00	28,212,500	貸付有価証券 1,800株
4318	クイック	27,900	2,060.00	57,474,000	貸付有価証券 1,000株
4319	T A C	4,100	166.00	680,600	
4324	電通グループ	434,000	4,261.00	1,849,274,000	貸付有価証券 14,100株
4331	テイクアンドギヴ・ニーズ	19,400	865.00	16,781,000	
4337	びあ	13,700	3,020.00	41,374,000	貸付有価証券 1,200株
4343	イオンファンタジー	14,400	2,237.00	32,212,800	貸付有価証券 1,600株
4345	シーティーエス	49,500	830.00	41,085,000	貸付有価証券 1,600株
4544	H. U. グループホールディングス	117,500	2,610.50	306,733,750	貸付有価証券 3,900株
4641	アルプス技研	34,900	2,735.00	95,451,500	
4651	サニックス	64,300	269.00	17,296,700	貸付有価証券 7,400株
4658	日本空調サービス	43,100	1,075.00	46,332,500	
4661	オリエンタルランド	2,124,700	3,935.00	8,360,694,500	貸付有価証券 69,400株
4665	ダスキン	87,600	3,959.00	346,808,400	

4668	明光ネットワークジャパン	48,700	686.00	33,408,200	貸付有価証券 7,600株
4671	ファルコホールディングス	17,800	2,359.00	41,990,200	
4678	秀英予備校	1,900	271.00	514,900	
4679	田谷	1,400	357.00	499,800	貸付有価証券 100株
4680	ラウンドワン	378,700	983.00	372,262,100	貸付有価証券 400株
4681	リゾートトラスト	174,300	2,890.50	503,814,150	貸付有価証券 5,700株
4694	ビー・エム・エル	49,400	2,686.00	132,688,400	貸付有価証券 1,700株
4714	リソー教育	205,300	246.00	50,503,800	
4718	早稲田アカデミー	22,200	1,570.00	34,854,000	貸付有価証券 1,400株
4732	ユー・エス・エス	900,900	1,386.50	1,249,097,850	貸付有価証券 28,600株
4745	東京個別指導学院	47,600	405.00	19,278,000	
4751	サイバーエージェント	887,300	1,042.00	924,566,600	貸付有価証券 29,000株
4755	楽天グループ	2,825,500	947.70	2,677,726,350	貸付有価証券 92,200株
4763	クリーク・アンド・リバー社	20,200	1,446.00	29,209,200	
4765	SBIグローバルアセットマネジメン ト	78,600	597.00	46,924,200	貸付有価証券 2,500株
4767	テー・オー・ダブリュー	78,700	315.00	24,790,500	貸付有価証券 7,400株
4792	山田コンサルティンググループ	17,400	2,332.00	40,576,800	
4801	セントラルスポーツ	15,100	2,499.00	37,734,900	貸付有価証券 2,100株
4848	フルキャストホールディングス	32,900	1,560.00	51,324,000	
4849	エン・ジャパン	65,400	2,455.00	160,557,000	貸付有価証券 7,400株
5261	リソルホールディングス	700	4,580.00	3,206,000	貸付有価証券 100株
6028	テクノプロ・ホールディングス	233,100	2,958.00	689,509,800	貸付有価証券 6,000株
6029	アトラグループ	1,900	137.00	260,300	
6035	アイ・アールジャパンホールディング ス	20,800	922.00	19,177,600	
6036	KeePer 技研	24,800	4,040.00	100,192,000	貸付有価証券 3,200株
6037	ファーストロジック	2,100	609.00	1,278,900	
6044	三機サービス	1,300	983.00	1,277,900	
6047	Gunosy	31,900	891.00	28,422,900	貸付有価証券 4,100株

6048	デザインワン・ジャパン	2,000	125.00	250,000	貸付有価証券 800株
6050	イー・ガーディアン	19,200	1,856.00	35,635,200	貸付有価証券 2,200株
6054	リブセンス	3,800	172.00	653,600	貸付有価証券 2,500株
6055	ジャパンマテリアル	122,900	1,661.00	204,136,900	
6058	ベクトル	48,000	916.00	43,968,000	貸付有価証券 1,600株
6059	ウチヤマホールディングス	3,500	332.00	1,162,000	
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	33,400	1,385.00	46,259,000	
6070	キャリアリンク	14,700	2,521.00	37,058,700	
6071	I B J	30,700	693.00	21,275,100	貸付有価証券 2,900株
6073	アサンテ	19,800	1,664.00	32,947,200	貸付有価証券 1,700株
6078	バリューHR	36,000	1,598.00	57,528,000	貸付有価証券 3,200株
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	32,500	2,170.00	70,525,000	貸付有価証券 1,100株
6082	ライドオンエクスプレスホールディングス	15,900	1,001.00	15,915,900	貸付有価証券 1,600株
6083	E R Iホールディングス	2,100	1,977.00	4,151,700	貸付有価証券 100株
6087	アビスト	1,300	3,430.00	4,459,000	貸付有価証券 100株
6088	シグマクシス・ホールディングス	52,600	1,490.00	78,374,000	
6089	ウィルグループ	33,600	928.00	31,180,800	貸付有価証券 2,800株
6093	エスクロー・エージェント・ジャパン	9,100	136.00	1,237,600	
6095	メドピア	32,100	603.00	19,356,300	貸付有価証券 1,100株
6096	レアジョブ	1,500	390.00	585,000	貸付有価証券 900株
6098	リクルートホールディングス	2,891,600	8,522.00	24,642,215,200	貸付有価証券 84,200株
6099	エラン	53,100	840.00	44,604,000	貸付有価証券 1,800株
6171	土木管理総合試験所	3,600	307.00	1,105,200	貸付有価証券 1,900株
6178	日本郵政	4,197,000	1,401.50	5,882,095,500	貸付有価証券 137,000株
6183	ベルシステム24ホールディングス	43,100	1,543.00	66,503,300	
6184	鎌倉新書	34,200	404.00	13,816,800	貸付有価証券 4,400株
6185	SMN	1,500	306.00	459,000	貸付有価証券 700株

6186	一蔵	1,100	544.00	598,400	
6189	グローバルキッズCOMPANY	1,300	747.00	971,100	
6191	エアトリ	29,400	1,190.00	34,986,000	貸付有価証券 2,600株
6194	アトラエ	29,300	784.00	22,971,200	
6196	ストライク	19,800	4,610.00	91,278,000	貸付有価証券 600株
6197	ソラスト	110,700	564.00	62,434,800	
6199	セラク	12,300	1,383.00	17,010,900	
6200	インソース	87,200	1,072.00	93,478,400	
6532	バイカレント	295,100	4,830.00	1,425,333,000	
6533	Orchestra Holdings	8,800	856.00	7,532,800	
6535	アイモバイル	51,000	461.00	23,511,000	貸付有価証券 1,600株
6538	キャリアインデックス	2,800	180.00	504,000	
6539	MS-Japan	18,400	1,001.00	18,418,400	貸付有価証券 100株
6540	船場	1,500	1,171.00	1,756,500	貸付有価証券 800株
6544	ジャパンエレベーターサービスホールディング	130,100	2,808.00	365,320,800	
6546	フルテック	1,100	1,132.00	1,245,200	
6547	グリーンズ	3,000	1,725.00	5,175,000	貸付有価証券 1,600株
6551	ツナググループ・ホールディングス	2,300	694.00	1,596,200	
6552	GameWith	2,500	204.00	510,000	貸付有価証券 900株
6555	MS&Consulting	1,100	521.00	573,100	貸付有価証券 200株
6560	エル・ティー・エス	5,300	1,639.00	8,686,700	貸付有価証券 600株
6564	ミダックホールディングス	24,300	1,668.00	40,532,400	貸付有価証券 1,000株
6571	キュービーネットホールディングス	23,000	1,081.00	24,863,000	貸付有価証券 1,200株
6572	オープングループ	54,600	204.00	11,138,400	
7030	スプリックス	2,300	792.00	1,821,600	
7033	マネジメントソリューションズ	19,700	1,189.00	23,423,300	貸付有価証券 2,200株
7034	プロレド・パートナーズ	9,800	530.00	5,194,000	貸付有価証券 500株
7035	and factory	2,400	273.00	655,200	貸付有価証券 1,100株
7037	テノ.ホールディングス	1,100	415.00	456,500	貸付有価証券

					600株
7038	フロンティア・マネジメント	12,000	1,143.00	13,716,000	貸付有価証券 1,200株
7044	ピアラ	1,500	273.00	409,500	貸付有価証券 700株
7059	コプロ・ホールディングス	2,700	1,530.00	4,131,000	貸付有価証券 100株
7060	ギークス	1,100	422.00	464,200	
7071	アンビスホールディングス	86,000	1,808.00	155,488,000	貸付有価証券 1,700株
7085	カーブスホールディングス	109,700	767.00	84,139,900	
7088	フォーラムエンジニアリング	54,600	989.00	53,999,400	貸付有価証券 4,400株
7092	Fast Fitness Japan	13,700	1,267.00	17,357,900	貸付有価証券 1,500株
7095	Macbee Planet	11,200	2,921.00	32,715,200	貸付有価証券 200株
7354	ダイレクトマーケティングミックス	48,600	257.00	12,490,200	
7358	ポピンズ	7,400	1,474.00	10,907,600	貸付有価証券 1,300株
7366	LITALICO	31,300	1,233.00	38,592,900	
7374	コンフィデンス・インターワークス	800	1,761.00	1,408,800	
8769	アドバンテッジリスクマネジメント	4,200	540.00	2,268,000	
8876	リログループ	201,100	1,831.50	368,314,650	貸付有価証券 6,600株
8920	東祥	28,000	691.00	19,348,000	
9161	ID&Eホールディングス	24,200	3,970.00	96,074,000	
9216	ビーウィズ	8,200	1,813.00	14,866,600	
9229	サンウェルズ	15,400	2,010.00	30,954,000	
9247	TREホールディングス	76,800	1,582.00	121,497,600	
9248	人・夢・技術グループ	16,500	1,751.00	28,891,500	貸付有価証券 200株
9332	NISSOホールディングス	34,800	754.00	26,239,200	貸付有価証券 100株
9336	大栄環境	72,900	3,130.00	228,177,000	貸付有価証券 2,400株
9347	日本管財ホールディングス	42,100	2,632.00	110,807,200	
9552	M&A総研ホールディングス	43,300	2,935.00	127,085,500	貸付有価証券 200株
9603	エイチ・アイ・エス	128,300	1,835.00	235,430,500	貸付有価証券 6,600株
9612	ラックランド	18,200	1,978.00	35,999,600	貸付有価証券 800株
9616	共立メンテナンス	126,000	2,278.00	287,028,000	貸付有価証券 2,000株

9619	イチネンホールディングス	42,500	1,752.00	74,460,000	貸付有価証券 100株
9621	建設技術研究所	20,700	4,425.00	91,597,500	
9622	スペース	29,100	1,081.00	31,457,100	
9628	燦ホールディングス	37,000	1,163.00	43,031,000	
9632	スバル興業	15,700	2,869.00	45,043,300	
9633	東京テアトル	3,100	1,101.00	3,413,100	貸付有価証券 900株
9644	タナベコンサルティンググループ	17,400	1,213.00	21,106,200	
9663	ナガワ	12,500	7,220.00	90,250,000	貸付有価証券 1,700株
9672	東京都競馬	29,400	3,930.00	115,542,000	貸付有価証券 600株
9675	常磐興産	2,100	1,676.00	3,519,600	
9678	カナモト	62,200	2,944.00	183,116,800	
9699	ニシオホールディングス	33,200	4,130.00	137,116,000	貸付有価証券 1,100株
9704	アゴーラ ホスピタリティグループ	48,100	39.00	1,875,900	貸付有価証券 25,200株
9715	トランス・コスモス	44,800	3,480.00	155,904,000	貸付有価証券 1,500株
9716	乃村工藝社	175,100	819.00	143,406,900	
9722	藤田観光	17,800	9,430.00	167,854,000	
9726	KNT-CTホールディングス	24,000	1,281.00	30,744,000	貸付有価証券 2,600株
9729	トーカイ	35,500	2,185.00	77,567,500	
9731	白洋舎	800	2,315.00	1,852,000	貸付有価証券 500株
9735	セコム	408,900	10,990.00	4,493,811,000	貸付有価証券 13,400株
9740	セントラル警備保障	21,600	2,681.00	57,909,600	
9743	丹青社	77,800	869.00	67,608,200	貸付有価証券 2,600株
9744	メイテックグループホールディングス	136,700	3,386.00	462,866,200	
9755	応用地質	37,500	2,463.00	92,362,500	
9757	船井総研ホールディングス	80,300	2,269.00	182,200,700	
9760	進学会ホールディングス	2,300	226.00	519,800	
9765	オオバ	5,100	1,005.00	5,125,500	
9768	いであ	1,900	2,240.00	4,256,000	
9769	学究社	16,000	2,007.00	32,112,000	
9787	イオンディライト	43,100	4,215.00	181,666,500	貸付有価証券 800株

9788	ナック	34,000	551.00	18,734,000	
9793	ダイセキ	81,900	3,705.00	303,439,500	
9795	ステップ	14,600	1,973.00	28,805,800	
合 計		642,350,920		1,416,809,421,630	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	88,073,142,176
コール・ローン	5,721,291,364
株式	5,625,154,390,114
投資証券	118,468,413,905
派生商品評価勘定	392,752,913
未収入金	60,141,267
未収配当金	7,802,203,377
未収利息	33,412
差入委託証拠金	69,215,325,002
流動資産合計	5,914,887,693,530
資産合計	5,914,887,693,530
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,251,660,901
未払解約金	3,365,970,304
流動負債合計	5,617,631,205
負債合計	5,617,631,205
純資産の部	
元本等	
元本	871,184,216,970
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	5,038,085,845,355
元本等合計	5,909,270,062,325
純資産合計	5,909,270,062,325
負債純資産合計	5,914,887,693,530

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年9月10日現在]
1. 期首	2023年9月12日
期首元本額	555,040,054,252円
期中追加設定元本額	400,734,712,317円
期中一部解約元本額	84,590,549,599円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	171,219,379円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	911,145,662円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	926,696,896円
MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	3,167,390,886円
MAXIS 全世界株式(オール・カントリー)上場投信	6,553,925,597円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	1,265,967,497円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	8,113,741,919円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	10,002,102,569円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	38,959,171円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	109,561,338円
ファンド・マネジャー(海外株式)	776,345円
eMAXIS 先進国株式インデックス	14,245,232,727円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	954,977,219円
eMAXIS バランス(波乗り型)	27,850,996円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,683,549,751円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	203,604,014円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	294,633,905円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	269,307,892円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	108,704,460,914円
海外株式セレクション(ラップ向け)	2,250,120,814円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	5,241,950,342円
つみたて先進国株式	38,575,784,911円
つみたて8資産均等バランス	2,644,398,774円
つみたて4資産均等バランス	1,020,724,512円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,036,149円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3,588,205円

eMAXIS マイマネージャー 1990s	7,812,940円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	180,071,254円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	238,843,279円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	168,490,779円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	63,723,207円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	519,819,480円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	1,551,414,228円
eMAXIS Slim 全世界株式 (除く日本)	67,225,801,931円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	816,847,484円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国株式)	5,159,897,075円
eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	481,861,875,513円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	166,890,724円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	41,963,028円
つみたて全世界株式	4,646,527,632円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	83,738,436円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,553,267,994円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	68,944,997円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	953,563,088円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	32,306,032円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	5,407,108円
アクティブアロケーションファンド (ラップ向け)	7,259,413円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	1,750,155円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	34,345,977,246円
eMAXIS 全世界株式インデックス	7,146,233,160円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	405,565,056円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	901,379,225円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	173,160円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	644,595,366円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	126,513,667円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	418,598,919円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	83,064,766円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	122,171,476円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	548,472,351円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	462,952,678円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	977,428,688円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	983,414,367円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	4,126,550円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	2,652,554,511円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	25,878,126円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	536,647,893円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	8,291,575,205円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	56,467円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	423,857,766円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	3,825,539,960円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	5,976,634円

アドバンスト・バランスⅡ（FOF s用）（適格機関投資家限定）	44,336,907円
MUKAM バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	1,373,970,817円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	404,422,764円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	119,725,380円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	57,682,200円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	1,085,562,446円
MUKAM バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	71,042,826円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	2,523,015,160円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	93,429,288円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	56,213,624円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	195,260円
海外株式インデックスファンドS	11,620,054,481円
外国株式インデックスオープンV（適格機関投資家限定）	417,424,774円
全世界株式インデックスファンドV（適格機関投資家限定）	234,597,142円
グローバルバランスオープンV（適格機関投資家限定）	4,010,863円
全世界株式（除く日本）インデックスファンドV（適格機関投資家限定）	95,946,877円
MUAM グローバルバランス（退職給付信託向け）（適格機関投資家限定）	4,776,531,798円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	3,004,592,071円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	609,204円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	1,460,450円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	388,739円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	1,641,466円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	19,663,501円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	664,875円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	5,743,834円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	641,359円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	6,725,487円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	7,405,732,328円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	71,999,325円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	308,362,078円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	340,418,558円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	364,733,690円
合計	871,184,216,970円
2. 受益権の総数	871,184,216,970口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年9月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	137,012,635,960
投資証券	15,270,710,361
合計	152,283,346,321

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2024年9月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	193,817,847,403	—	191,948,493,997	△1,869,353,406
	合計	193,817,847,403	—	191,948,493,997	△1,869,353,406

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[2024年9月10日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	22,682,626,050	—	22,692,178,560	9,552,510
	カナダドル	1,117,063,960	—	1,117,852,752	788,792
	オーストラリアドル	279,037,320	—	279,025,624	△11,696
	イギリスポンド	1,176,380,525	—	1,176,361,700	△18,825
	スイスフラン	863,649,612	—	863,636,830	△12,782
	香港ドル	88,875,423	—	88,874,457	△966
	シンガポールドル	127,479,425	—	127,477,800	△1,625
	スウェーデンクローネ	273,103,000	—	273,089,175	△13,825
	ノルウェークローネ	52,550,871	—	52,549,679	△1,192
	デンマーククローネ	333,733,972	—	333,727,680	△6,292
	イスラエルシェケル	117,850,546	—	117,844,064	△6,482
	ユーロ	2,938,971,069	—	2,939,148,870	177,801
	合計	30,051,321,773	—	30,061,767,191	10,445,418

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	6.7830円
(1万口当たり純資産額)	(67,830円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	237,635	24.92	5,921,864.20	
	BAKER HUGHES CO	636,990	33.69	21,460,193.10	
	CHENIERE ENERGY INC	146,172	178.49	26,090,240.28	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	69,421	70.31	4,880,990.51	
	CHEVRON CORP	1,115,977	140.30	156,571,573.10	
	CHORD ENERGY CORP	39,931	133.11	5,315,215.41	
	CONOCOPHILLIPS	742,353	105.60	78,392,476.80	
	COTERRA ENERGY INC	475,203	22.80	10,834,628.40	
	DEVON ENERGY CORP	401,667	41.40	16,629,013.80	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	113,829	179.21	20,399,295.09	
	EOG RESOURCES INC	366,473	120.50	44,159,996.50	
	EQT CORP	361,008	31.91	11,519,765.28	
	EXXON MOBIL CORP	2,859,490	115.01	328,869,944.90	
	HALLIBURTON CO	563,968	28.68	16,174,602.24	
	HESS CORP	175,880	128.88	22,667,414.40	
	HF SINCLAIR CORP	99,576	45.63	4,543,652.88	
	KINDER MORGAN INC	1,266,887	21.12	26,756,653.44	
	MARATHON OIL CORP	355,072	26.63	9,455,567.36	
	MARATHON PETROLEUM CORP	225,056	163.25	36,740,392.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	424,447	52.18	22,147,644.46	
ONEOK INC	372,351	92.04	34,271,186.04		
OVINTIV INC	170,705	40.29	6,877,704.45		
PHILLIPS 66	270,221	127.97	34,580,181.37		

SCHLUMBERGER LTD	911,309	40.41	36,825,996.69
TARGA RESOURCES CORP	132,760	143.93	19,108,146.80
TEXAS PACIFIC LAND CORP	12,482	791.52	9,879,752.64
VALERO ENERGY CORP	208,837	134.16	28,017,571.92
WILLIAMS COS INC	777,977	44.52	34,635,536.04
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	141,726	273.82	38,807,413.32
ALBEMARLE CORP	72,787	78.41	5,707,228.67
AMCOR PLC	932,309	11.10	10,348,629.90
AVERY DENNISON CORP	52,253	219.58	11,473,713.74
BALL CORP	197,939	64.29	12,725,498.31
CELANESE CORP	69,532	120.36	8,368,871.52
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	113,599	78.47	8,914,113.53
CORTEVA INC	444,470	55.80	24,801,426.00
CRH PLC	438,152	84.30	36,936,213.60
CROWN HOLDINGS INC	73,912	90.90	6,718,600.80
DOW INC	451,654	51.30	23,169,850.20
DUPONT DE NEMOURS INC	265,194	79.56	21,098,834.64
EASTMAN CHEMICAL CO	72,970	98.01	7,151,789.70
ECOLAB INC	163,824	249.19	40,823,302.56
FREEMPORT-MCMORAN INC	917,299	40.40	37,058,879.60
INTERNATIONAL PAPER CO	210,437	47.61	10,018,905.57
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	162,805	103.46	16,843,805.30
LINDE PLC	306,371	463.08	141,874,282.68
LYONDELLBASELL INDU-CL A	167,834	94.78	15,907,306.52
MARTIN MARIETTA MATERIALS	39,332	506.18	19,909,071.76
MOSAIC CO/THE	206,339	25.06	5,170,855.34
NEWMONT CORP	739,769	50.72	37,521,083.68
NUCOR CORP	151,780	140.92	21,388,837.60
PACKAGING CORP OF AMERICA	57,247	204.53	11,708,728.91
PPG INDUSTRIES INC	149,312	126.14	18,834,215.68
RELIANCE INC	36,088	272.37	9,829,288.56
RPM INTERNATIONAL INC	82,099	117.36	9,635,138.64
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	153,518	363.90	55,865,200.20
SMURFIT WESTROCK PLC	330,940	44.47	14,716,901.80
STEEL DYNAMICS INC	93,359	110.74	10,338,575.66
VULCAN MATERIALS CO	84,394	231.83	19,565,061.02

WESTLAKE CORP	25,469	137.51	3,502,242.19
3M CO	352,209	128.46	45,244,768.14
AECOM	87,060	94.44	8,221,946.40
AERCAP HOLDINGS NV	123,774	91.25	11,294,377.50
ALLEGION PLC	56,573	134.56	7,612,462.88
AMETEK INC	147,831	164.30	24,288,633.30
AXON ENTERPRISE INC	45,763	364.39	16,675,579.57
BOEING CO/THE	372,825	162.91	60,736,920.75
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	78,858	166.16	13,103,045.28
CARLISLE COS INC	30,378	395.08	12,001,740.24
CARRIER GLOBAL CORP	516,996	70.73	36,567,127.08
CATERPILLAR INC	312,755	334.04	104,472,680.20
CNH INDUSTRIAL NV	529,492	10.52	5,570,255.84
CUMMINS INC	87,307	296.81	25,913,590.67
DEERE & CO	166,944	387.23	64,645,725.12
DOVER CORP	87,494	178.89	15,651,801.66
EATON CORP PLC	254,979	289.38	73,785,823.02
EMCOR GROUP INC	30,001	364.10	10,923,364.10
EMERSON ELECTRIC CO	365,040	99.58	36,350,683.20
FASTENAL CO	365,210	68.09	24,867,148.90
FERGUSON ENTERPRISES INC	128,807	185.87	23,941,357.09
FORTIVE CORP	224,884	72.31	16,261,362.04
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	79,909	77.91	6,225,710.19
GE AEROSPACE	697,840	165.35	115,387,844.00
GE VERNOVA INC	173,264	201.81	34,966,407.84
GENERAL DYNAMICS CORP	148,728	301.56	44,850,415.68
GRACO INC	105,925	81.38	8,620,176.50
HEICO CORP	27,458	255.64	7,019,363.12
HEICO CORP-CLASS A	47,152	198.92	9,379,475.84
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	415,039	201.16	83,489,245.24
HOWMET AEROSPACE INC	244,041	93.69	22,864,201.29
HUBBELL INC	34,966	378.12	13,221,343.92
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	25,628	267.74	6,861,640.72
IDEX CORP	47,065	197.17	9,279,806.05
ILLINOIS TOOL WORKS	190,151	246.74	46,917,857.74
INGERSOLL-RAND INC	257,625	87.45	22,529,306.25

JARDINE MATHESON HLDGS LTD	101,800	36.98	3,764,564.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	429,477	68.60	29,462,122.20
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	120,926	229.27	27,724,704.02
LENNOX INTERNATIONAL INC	20,442	555.07	11,346,740.94
LOCKHEED MARTIN CORP	137,619	576.57	79,346,986.83
MASCO CORP	135,869	77.32	10,505,391.08
NORDSON CORP	34,650	247.36	8,571,024.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	89,636	524.21	46,988,087.56
OTIS WORLDWIDE CORP	257,832	91.68	23,638,037.76
OWENS CORNING	53,631	156.55	8,395,933.05
PACCAR INC	331,796	94.97	31,510,666.12
PARKER HANNIFIN CORP	81,974	580.20	47,561,314.80
PENTAIR PLC	106,313	86.52	9,198,200.76
QUANTA SERVICES INC	93,437	250.06	23,364,856.22
ROCKWELL AUTOMATION INC	72,830	259.25	18,881,177.50
RTX CORP	847,437	121.16	102,675,466.92
SMITH (A. O.) CORP	75,351	77.89	5,869,089.39
SNAP-ON INC	33,628	277.02	9,315,628.56
STANLEY BLACK & DECKER INC	97,442	96.19	9,372,945.98
TEXTRON INC	124,961	86.88	10,856,611.68
TORO CO	66,459	82.64	5,492,171.76
TRANE TECHNOLOGIES PLC	144,296	345.30	49,825,408.80
TRANSDIGM GROUP INC	35,683	1,302.77	46,486,741.91
UNITED RENTALS INC	42,482	695.94	29,564,923.08
VERTIV HOLDINGS CO-A	225,681	74.48	16,808,720.88
WABTEC CORP	112,674	162.72	18,334,313.28
WATSCO INC	22,008	455.58	10,026,404.64
WW GRAINGER INC	28,173	972.14	27,388,100.22
XYLEM INC	154,762	129.31	20,012,274.22
AUTOMATIC DATA PROCESSING	260,862	275.59	71,890,958.58
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	82,559	151.96	12,545,665.64
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	75,335	210.65	15,869,317.75
CINTAS CORP	58,182	804.72	46,820,219.04
COPART INC	552,230	49.42	27,291,206.60
DAYFORCE INC	101,498	56.81	5,766,101.38
EQUIFAX INC	78,817	297.39	23,439,387.63

JACOBS SOLUTIONS INC	81,166	144.54	11,731,733.64
LEIDOS HOLDINGS INC	81,899	153.46	12,568,220.54
PAYCHEX INC	206,475	132.22	27,300,124.50
PAYCOM SOFTWARE INC	32,552	163.82	5,332,668.64
REPUBLIC SERVICES INC	140,463	205.30	28,837,053.90
ROLLINS INC	185,356	49.66	9,204,778.96
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	141,641	72.72	10,300,133.52
TRANSUNION	123,907	96.51	11,958,264.57
VERALTO CORP	156,705	109.49	17,157,630.45
VERISK ANALYTICS INC	90,918	273.25	24,843,343.50
WASTE CONNECTIONS INC	164,384	185.00	30,411,040.00
WASTE MANAGEMENT INC	255,636	208.46	53,289,880.56
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	75,471	101.07	7,627,853.97
CSX CORP	1,247,501	33.76	42,115,633.76
DELTA AIR LINES INC	96,256	43.68	4,204,462.08
EXPEDITORS INTL WASH INC	90,327	122.53	11,067,767.31
FEDEX CORP	147,993	283.30	41,926,416.90
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	1,356,031	3.35	4,542,703.85
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	51,842	171.74	8,903,345.08
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	105,240	51.34	5,403,021.60
NORFOLK SOUTHERN CORP	144,180	256.81	37,026,865.80
OLD DOMINION FREIGHT LINE	123,570	189.78	23,451,114.60
SOUTHWEST AIRLINES CO	96,494	29.73	2,868,766.62
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	62,212	66.13	4,114,079.56
UBER TECHNOLOGIES INC	1,199,055	69.80	83,694,039.00
UNION PACIFIC CORP	389,031	251.11	97,689,574.41
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	464,999	128.88	59,929,071.12
APTIV PLC	175,786	69.08	12,143,296.88
FORD MOTOR CO	2,501,337	10.66	26,664,252.42
GENERAL MOTORS CO	727,214	47.40	34,469,943.60
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	458,916	13.08	6,002,621.28
TESLA INC	1,829,590	216.27	395,685,429.30
DECKERS OUTDOOR CORP	16,044	894.09	14,344,779.96
DR HORTON INC	188,736	187.52	35,391,774.72
GARMIN LTD	98,453	182.94	18,010,991.82
LENNAR CORP-A	154,254	180.20	27,796,570.80

LULULEMON ATHLETICA INC	72,863	248.58	18,112,648.85
NIKE INC -CL B	772,422	79.49	61,399,824.78
NVR INC	1,966	9,149.74	17,988,388.84
PULTEGROUP INC	133,673	131.60	17,591,366.80
AIRBNB INC-CLASS A	281,504	116.36	32,755,805.44
BOOKING HOLDINGS INC	21,621	3,802.89	82,222,284.69
CARNIVAL CORP	644,507	16.03	10,331,447.21
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	875,638	54.29	47,538,387.02
DARDEN RESTAURANTS INC	78,476	156.71	12,297,973.96
DOMINO'S PIZZA INC	22,257	420.16	9,351,501.12
DOORDASH INC - A	194,762	124.61	24,269,292.82
DRAFTKINGS INC-CL A	278,421	36.11	10,053,782.31
EXPEDIA GROUP INC	79,073	132.86	10,505,638.78
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	113,242	219.30	24,833,970.60
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	159,277	214.94	34,234,998.38
HYATT HOTELS CORP - CL A	28,838	145.80	4,204,580.40
LAS VEGAS SANDS CORP	237,561	40.00	9,502,440.00
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	155,803	228.59	35,615,007.77
MCDONALD'S CORP	459,329	291.29	133,797,944.41
MGM RESORTS INTERNATIONAL	154,928	34.97	5,417,832.16
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	154,585	160.26	24,773,792.10
STARBUCKS CORP	722,213	92.21	66,595,260.73
WYNN RESORTS LTD	63,120	76.91	4,854,559.20
YUM! BRANDS INC	178,021	133.04	23,683,913.84
ALPHABET INC-CL A	4,906,117	148.71	729,588,659.07
ALPHABET INC-CL C	2,071,487	149.54	309,770,165.98
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	59,643	324.84	19,374,432.12
COMCAST CORP-CLASS A	2,493,631	39.72	99,047,023.32
ELECTRONIC ARTS INC	160,331	144.30	23,135,763.30
FOX CORP - CLASS A	151,749	40.06	6,079,064.94
FOX CORP - CLASS B	88,642	37.09	3,287,731.78
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	239,094	31.06	7,426,259.64
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	132,786	75.44	10,017,375.84
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	102,614	94.80	9,727,807.20
MATCH GROUP INC	170,281	36.03	6,135,224.43
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,396,788	504.79	705,084,614.52

NETFLIX INC	274,651	675.42	185,504,778.42
NEWS CORP - CLASS A	239,237	26.60	6,363,704.20
OMNICOM GROUP	123,343	98.90	12,198,622.70
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	379,943	10.31	3,917,212.33
PINTEREST INC- CLASS A	382,330	29.41	11,244,325.30
ROBLOX CORP -CLASS A	302,130	43.62	13,178,910.60
ROKU INC	78,724	65.41	5,149,336.84
SEA LTD-ADR	236,163	76.91	18,163,296.33
SNAP INC - A	664,439	8.53	5,667,664.67
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	106,209	156.32	16,602,590.88
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	283,886	99.32	28,195,557.52
WALT DISNEY CO/THE	1,161,927	88.34	102,644,631.18
WARNER BROS DISCOVERY INC	1,472,792	7.30	10,751,381.60
AMAZON.COM INC	5,969,701	175.40	1,047,085,555.40
AUTOZONE INC	10,909	3,120.50	34,041,534.50
BATH & BODY WORKS INC	130,365	27.54	3,590,252.10
BEST BUY CO INC	130,444	98.09	12,795,251.96
BURLINGTON STORES INC	41,695	262.93	10,962,866.35
CARMAX INC	97,497	80.63	7,861,183.11
DICK'S SPORTING GOODS INC	37,976	207.43	7,877,361.68
EBAY INC	317,782	59.43	18,885,784.26
GENUINE PARTS CO	88,787	136.61	12,129,192.07
GLOBAL-E ONLINE LTD	65,600	34.44	2,259,264.00
HOME DEPOT INC	631,855	365.52	230,955,639.60
LKQ CORP	170,123	39.98	6,801,517.54
LOWE'S COS INC	363,033	244.73	88,845,066.09
MERCADOLIBRE INC	29,087	2,029.91	59,043,992.17
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	37,532	1,124.02	42,186,718.64
POOL CORP	24,338	346.48	8,432,630.24
ROSS STORES INC	212,444	150.79	32,034,430.76
TJX COMPANIES INC	719,828	117.07	84,270,263.96
TRACTOR SUPPLY COMPANY	68,715	272.79	18,744,764.85
ULTA BEAUTY INC	30,418	381.57	11,606,596.26
WILLIAMS-SONOMA INC	81,943	132.33	10,843,517.19
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	239,794	17.94	4,301,904.36
COSTCO WHOLESALE CORP	282,601	896.49	253,348,970.49

DOLLAR GENERAL CORP	140,350	80.98	11,365,543.00
DOLLAR TREE INC	130,538	67.42	8,800,871.96
KROGER CO	437,428	51.97	22,733,133.16
SYSCO CORP	317,610	78.41	24,903,800.10
TARGET CORP	294,981	150.59	44,421,188.79
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	463,168	8.91	4,126,826.88
WALMART INC	2,819,899	77.34	218,090,988.66
ALTRIA GROUP INC	1,094,329	54.13	59,236,028.77
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	313,847	59.50	18,673,896.50
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	123,147	46.34	5,706,631.98
BUNGE GLOBAL SA	92,054	98.92	9,105,981.68
CAMPBELL SOUP CO	120,360	51.74	6,227,426.40
CELSIUS HOLDINGS INC	100,388	33.39	3,351,955.32
COCA-COLA CO/THE	2,608,927	71.85	187,451,404.95
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	130,016	81.54	10,601,504.64
CONAGRA BRANDS INC	306,219	32.83	10,053,169.77
CONSTELLATION BRANDS INC-A	104,651	250.89	26,255,889.39
GENERAL MILLS INC	356,556	75.15	26,795,183.40
HERSHEY CO/THE	95,018	203.25	19,312,408.50
HORMEL FOODS CORP	189,173	32.40	6,129,205.20
JM SMUCKER CO/THE	67,667	120.18	8,132,220.06
KELLANOVA	174,354	80.17	13,977,960.18
KEURIG DR PEPPER INC	692,329	37.27	25,803,101.83
KRAFT HEINZ CO/THE	576,570	36.05	20,785,348.50
LAMB WESTON HOLDINGS INC	90,744	63.17	5,732,298.48
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	162,011	83.24	13,485,795.64
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	118,692	55.94	6,639,630.48
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	855,852	75.71	64,796,554.92
MONSTER BEVERAGE CORP	472,444	50.74	23,971,808.56
PEPSICO INC	875,689	178.19	156,039,022.91
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	990,866	127.45	126,285,871.70
TYSON FOODS INC-CL A	182,090	65.78	11,977,880.20
CHURCH & DWIGHT CO INC	156,339	105.60	16,509,398.40
CLOROX COMPANY	79,338	165.20	13,106,637.60
COLGATE-PALMOLIVE CO	496,837	107.11	53,216,211.07
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	148,869	86.91	12,938,204.79

KENVUE INC	1, 221, 658	23. 20	28, 342, 465. 60
KIMBERLY-CLARK CORP	213, 587	147. 18	31, 435, 734. 66
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1, 504, 574	176. 06	264, 895, 298. 44
ABBOTT LABORATORIES	1, 109, 209	116. 43	129, 145, 203. 87
ALIGN TECHNOLOGY INC	45, 696	221. 38	10, 116, 180. 48
BAXTER INTERNATIONAL INC	325, 490	39. 23	12, 768, 972. 70
BECTON DICKINSON AND CO	184, 358	237. 22	43, 733, 404. 76
BOSTON SCIENTIFIC CORP	937, 713	82. 65	77, 501, 979. 45
CARDINAL HEALTH INC	155, 500	112. 80	17, 540, 400. 00
CENCORA INC	114, 499	236. 53	27, 082, 448. 47
CENTENE CORP	340, 298	70. 84	24, 106, 710. 32
COOPER COS INC/THE	129, 909	108. 03	14, 034, 069. 27
CVS HEALTH CORP	800, 214	56. 47	45, 188, 084. 58
DAVITA INC	33, 652	150. 24	5, 055, 876. 48
DEXCOM INC	254, 187	69. 71	17, 719, 375. 77
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	384, 842	65. 71	25, 287, 967. 82
ELEVANCE HEALTH INC	148, 127	543. 66	80, 530, 724. 82
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	276, 668	85. 12	23, 549, 980. 16
HCA HEALTHCARE INC	125, 212	384. 95	48, 200, 359. 40
HENRY SCHEIN INC	85, 468	68. 89	5, 887, 890. 52
HOLOGIC INC	149, 147	82. 69	12, 332, 965. 43
HUMANA INC	76, 856	343. 76	26, 420, 018. 56
IDEXX LABORATORIES INC	52, 702	480. 34	25, 314, 878. 68
INSULET CORP	44, 807	219. 13	9, 818, 557. 91
INTUITIVE SURGICAL INC	226, 188	479. 39	108, 432, 265. 32
LABCORP HOLDINGS INC	53, 841	226. 91	12, 217, 061. 31
MCKESSON CORP	82, 420	509. 42	41, 986, 396. 40
MEDTRONIC PLC	817, 585	90. 62	74, 089, 552. 70
MOLINA HEALTHCARE INC	37, 426	323. 72	12, 115, 544. 72
QUEST DIAGNOSTICS INC	70, 905	154. 29	10, 939, 932. 45
RESMED INC	94, 014	249. 56	23, 462, 133. 84
SOLVENTUM CORP	89, 642	67. 03	6, 008, 703. 26
STERIS PLC	63, 123	245. 50	15, 496, 696. 50
STRYKER CORP	218, 634	362. 78	79, 316, 042. 52
TELEFLEX INC	29, 262	245. 04	7, 170, 360. 48
THE CIGNA GROUP	181, 099	357. 61	64, 762, 813. 39

UNITEDHEALTH GROUP INC	586,652	594.10	348,529,953.20
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	37,370	226.51	8,464,678.70
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	97,969	222.59	21,806,919.71
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	131,518	104.83	13,787,031.94
ABBVIE INC	1,125,537	196.42	221,077,977.54
AGILENT TECHNOLOGIES INC	186,230	138.09	25,716,500.70
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	80,703	253.16	20,430,771.48
AMGEN INC	341,928	325.92	111,441,173.76
AVANTOR INC	432,825	25.80	11,166,885.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	11,720	323.09	3,786,614.80
BIO-TECHNE CORP	96,405	72.09	6,949,836.45
BIOGEN INC	92,417	199.27	18,415,935.59
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	118,650	84.33	10,005,754.50
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,292,923	48.50	62,706,765.50
CATALENT INC	115,620	59.91	6,926,794.20
CHARLES RIVER LABORATORIES	34,325	188.16	6,458,592.00
DANAHER CORP	425,063	273.09	116,080,454.67
ELI LILLY & CO	514,942	908.27	467,706,370.34
EXACT SCIENCES CORP	118,012	58.79	6,937,925.48
GILEAD SCIENCES INC	794,195	79.17	62,876,418.15
ILLUMINA INC	100,585	122.54	12,325,685.90
INCYTE CORP	104,048	62.26	6,478,028.48
IQVIA HOLDINGS INC	115,887	240.87	27,913,701.69
JOHNSON & JOHNSON	1,534,088	166.61	255,594,401.68
MERCK & CO. INC.	1,614,724	115.41	186,355,296.84
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	13,638	1,384.77	18,885,493.26
MODERNA INC	207,915	76.61	15,928,368.15
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	64,251	120.64	7,751,240.64
PFIZER INC	3,612,854	29.41	106,254,036.14
REGENERON PHARMACEUTICALS	69,076	1,144.77	79,076,132.52
REVVITY INC	76,788	118.76	9,119,342.88
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	247,274	28.11	6,950,872.14
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	714,753	17.80	12,722,603.40
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	243,393	620.42	151,005,885.06
UNITED THERAPEUTICS CORP	27,571	348.71	9,614,283.41
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	164,511	471.11	77,502,777.21

VIATRIS INC	760,252	11.13	8,461,604.76
WATERS CORP	37,923	332.10	12,594,228.30
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	45,765	302.03	13,822,402.95
ZOETIS INC	291,010	191.73	55,795,347.30
BANK OF AMERICA CORP	4,486,325	39.47	177,075,247.75
CITIGROUP INC	1,215,551	59.54	72,373,906.54
CITIZENS FINANCIAL GROUP	289,662	41.45	12,006,489.90
FIFTH THIRD BANCORP	436,617	41.60	18,163,267.20
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	6,476	1,900.68	12,308,803.68
HUNTINGTON BANCSHARES INC	909,206	14.66	13,328,959.96
JPMORGAN CHASE & CO	1,830,372	216.81	396,842,953.32
KEYCORP	602,102	16.18	9,742,010.36
M & T BANK CORP	106,427	168.78	17,962,749.06
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	253,774	182.61	46,341,670.14
REGIONS FINANCIAL CORP	592,463	22.55	13,360,040.65
TRUIST FINANCIAL CORP	852,988	42.60	36,337,288.80
US BANCORP	994,433	45.26	45,008,037.58
WELLS FARGO & CO	2,222,437	54.59	121,322,835.83
ALLY FINANCIAL INC	173,697	39.66	6,888,823.02
AMERICAN EXPRESS CO	367,105	250.92	92,113,986.60
AMERIPRISE FINANCIAL INC	63,402	436.35	27,665,462.70
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	314,765	20.22	6,364,548.30
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	254,247	107.59	27,354,434.73
ARES MANAGEMENT CORP - A	118,721	140.08	16,630,437.68
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	469,835	67.72	31,817,226.20
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	844,186	459.61	387,996,327.46
BLACKROCK INC	94,718	877.94	83,156,720.92
BLACKSTONE INC	455,694	139.77	63,692,350.38
BLOCK INC	353,796	61.31	21,691,232.76
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	243,834	142.60	34,770,728.40
CARLYLE GROUP INC/THE	149,873	37.54	5,626,232.42
CBOE GLOBAL MARKETS INC	67,178	211.34	14,197,398.52
CME GROUP INC	229,568	218.54	50,169,790.72
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	121,169	155.05	18,787,253.45
COREBRIDGE FINANCIAL INC	175,450	27.01	4,738,904.50
CORPAY INC	42,680	307.40	13,119,832.00

DISCOVER FINANCIAL SERVICES	160,177	133.33	21,356,399.41
EQUITABLE HOLDINGS INC	208,171	39.97	8,320,594.87
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	24,272	428.90	10,410,260.80
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	358,261	82.39	29,517,123.79
FISERV INC	373,229	172.44	64,359,608.76
FRANKLIN RESOURCES INC	191,563	19.55	3,745,056.65
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	37,000	59.18	2,189,660.00
GLOBAL PAYMENTS INC	162,060	110.00	17,826,600.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	205,531	488.57	100,416,280.67
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	365,622	161.70	59,121,077.40
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	46,021	171.90	7,911,009.90
KKR & CO INC	396,236	118.46	46,938,116.56
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	47,716	210.19	10,029,426.04
MARKETAXESS HOLDINGS INC	23,552	257.80	6,071,705.60
MASTERCARD INC - A	529,213	487.09	257,774,360.17
MOODY' S CORP	104,771	482.25	50,525,814.75
MORGAN STANLEY	776,804	98.18	76,266,616.72
MSCI INC	50,527	558.34	28,211,245.18
NASDAQ INC	275,888	71.65	19,767,375.20
NORTHERN TRUST CORP	132,659	87.76	11,642,153.84
PAYPAL HOLDINGS INC	629,618	69.35	43,664,008.30
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	125,688	116.85	14,686,642.80
ROBINHOOD MARKETS INC - A	337,655	19.66	6,638,297.30
S&P GLOBAL INC	204,012	515.83	105,235,509.96
SCHWAB (CHARLES) CORP	963,194	63.01	60,690,853.94
SEI INVESTMENTS COMPANY	75,473	66.24	4,999,331.52
STATE STREET CORP	190,688	83.66	15,952,958.08
SYNCHRONY FINANCIAL	247,847	48.17	11,938,789.99
T ROWE PRICE GROUP INC	142,246	103.54	14,728,150.84
TOAST INC-CLASS A	232,009	23.62	5,480,052.58
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	74,255	113.90	8,457,644.50
VISA INC-CLASS A SHARES	1,003,465	285.61	286,599,638.65
AFLAC INC	342,965	109.40	37,520,371.00
ALLSTATE CORP	168,441	187.20	31,532,155.20
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	45,623	137.03	6,251,719.69
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	420,630	72.82	30,630,276.60

AON PLC-CLASS A	124,826	350.49	43,750,264.74
ARCH CAPITAL GROUP LTD	239,946	111.73	26,809,166.58
ARTHUR J GALLAGHER & CO	139,506	298.94	41,703,923.64
ASSURANT INC	33,890	193.26	6,549,581.40
BROWN & BROWN INC	152,644	103.72	15,832,235.68
CHUBB LTD	246,077	292.20	71,903,699.40
CINCINNATI FINANCIAL CORP	100,021	137.47	13,749,886.87
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	16,251	503.19	8,177,340.69
EVEREST GROUP LTD	27,810	387.02	10,763,026.20
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	165,888	58.90	9,770,803.20
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	187,678	116.91	21,941,434.98
LOEWS CORP	120,709	80.48	9,714,660.32
MARKEL GROUP INC	8,316	1,554.56	12,927,720.96
MARSH & MCLENNAN COS	314,587	230.58	72,537,470.46
METLIFE INC	387,516	75.48	29,249,707.68
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	149,802	79.21	11,865,816.42
PROGRESSIVE CORP	373,534	251.31	93,872,829.54
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	228,955	114.95	26,318,377.25
TRAVELERS COS INC/THE	144,935	241.10	34,943,828.50
WILLIS TOWERS WATSON PLC	64,810	294.36	19,077,471.60
WR BERKLEY CORP	196,621	59.38	11,675,354.98
ACCENTURE PLC-CL A	399,390	341.81	136,515,495.90
ADOBE INC	282,720	569.88	161,116,473.60
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	97,238	95.07	9,244,416.66
ANSYS INC	55,779	309.70	17,274,756.30
APPROVIN CORP-CLASS A	130,464	86.31	11,260,347.84
ASPEN TECHNOLOGY INC	18,324	225.30	4,128,397.20
ATLASSIAN CORP-CL A	99,905	162.69	16,253,544.45
AUTODESK INC	137,592	255.67	35,178,146.64
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	102,097	46.34	4,731,174.98
CADENCE DESIGN SYS INC	173,616	252.81	43,891,860.96
CHECK POINT SOFTWARE TECH	56,694	188.65	10,695,323.10
CLOUDFLARE INC - CLASS A	192,020	76.24	14,639,604.80
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	317,462	76.13	24,168,382.06
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	147,322	246.58	36,326,658.76
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	27,642	259.92	7,184,708.64

DATADOG INC - CLASS A	177,363	107.70	19,101,995.10
DOCUSIGN INC	130,986	56.04	7,340,455.44
DYNATRACE INC	181,864	50.90	9,256,877.60
EPAM SYSTEMS INC	36,092	206.12	7,439,283.04
FAIR ISAAC CORP	15,732	1,776.49	27,947,740.68
FORTINET INC	410,386	75.10	30,819,988.60
GARTNER INC	49,581	492.83	24,435,004.23
GEN DIGITAL INC	348,898	25.72	8,973,656.56
GODADDY INC - CLASS A	89,817	152.87	13,730,324.79
HUBSPOT INC	30,958	494.51	15,309,040.58
INTL BUSINESS MACHINES CORP	585,625	203.53	119,192,256.25
INTUIT INC	178,273	626.99	111,775,388.27
MANHATTAN ASSOCIATES INC	38,101	255.08	9,718,803.08
MICROSOFT CORP	4,500,461	405.72	1,825,927,036.92
MICROSTRATEGY INC-CL A	99,870	124.82	12,465,773.40
MONDAY.COM LTD	23,133	244.47	5,655,324.51
MONGODB INC	46,821	286.58	13,417,962.18
OKTA INC	104,427	71.27	7,442,512.29
ORACLE CORP	1,055,289	139.89	147,624,378.21
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,291,708	34.60	44,693,096.80
PALO ALTO NETWORKS INC	206,539	344.05	71,059,742.95
PTC INC	76,762	167.80	12,880,663.60
ROPER TECHNOLOGIES INC	68,335	553.39	37,815,905.65
SALESFORCE INC	617,910	245.76	151,857,561.60
SAMSARA INC-CL A	124,341	46.14	5,737,093.74
SERVICENOW INC	130,772	855.58	111,885,907.76
SNOWFLAKE INC-CLASS A	192,212	109.96	21,135,631.52
SYNOPSYS INC	97,765	464.16	45,378,602.40
TWILIO INC - A	101,280	58.84	5,959,315.20
TYLER TECHNOLOGIES INC	27,139	588.99	15,984,599.61
VERISIGN INC	55,384	181.96	10,077,672.64
WIX.COM LTD	33,677	156.40	5,267,082.80
WORKDAY INC-CLASS A	135,347	253.52	34,313,171.44
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	160,250	66.59	10,671,047.50
ZSCALER INC	58,056	159.16	9,240,192.96
AMPHENOL CORP-CL A	763,000	60.73	46,336,990.00

APPLE INC	9,284,942	220.91	2,051,136,537.22
ARISTA NETWORKS INC	169,870	324.77	55,168,679.90
CDW CORP/DE	86,120	214.14	18,441,736.80
CISCO SYSTEMS INC	2,568,295	48.70	125,075,966.50
CORNING INC	519,154	40.97	21,269,739.38
DELL TECHNOLOGIES -C	179,570	105.89	19,014,667.30
F5 INC	35,964	199.93	7,190,282.52
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	829,365	17.60	14,596,824.00
HP INC	623,846	34.18	21,323,056.28
JABIL INC	73,665	102.68	7,563,922.20
JUNIPER NETWORKS INC	207,747	38.34	7,965,019.98
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	110,101	145.82	16,054,927.82
MOTOROLA SOLUTIONS INC	106,345	438.87	46,671,630.15
NETAPP INC	129,950	114.60	14,892,270.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	197,216	46.39	9,148,850.24
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	128,035	101.34	12,975,066.90
SUPER MICRO COMPUTER INC	33,625	409.87	13,781,878.75
TE CONNECTIVITY LTD	194,656	144.82	28,190,081.92
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	30,503	424.26	12,941,202.78
TRIMBLE INC	155,923	54.31	8,468,178.13
WESTERN DIGITAL CORP	208,379	62.61	13,046,609.19
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	32,816	327.93	10,761,350.88
AT&T INC	4,568,031	21.50	98,212,666.50
T-MOBILE US INC	337,014	195.30	65,818,834.20
VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,682,040	42.73	114,603,569.20
AES CORP	453,854	16.20	7,352,434.80
ALLIANT ENERGY CORP	163,408	59.25	9,681,924.00
AMEREN CORPORATION	170,035	84.59	14,383,260.65
AMERICAN ELECTRIC POWER	335,930	103.66	34,822,503.80
AMERICAN WATER WORKS CO INC	124,261	146.01	18,143,348.61
ATMOS ENERGY CORP	96,201	133.80	12,871,693.80
CENTERPOINT ENERGY INC	408,031	27.41	11,184,129.71
CMS ENERGY CORP	190,994	69.12	13,201,505.28
CONSOLIDATED EDISON INC	220,365	104.75	23,083,233.75
CONSTELLATION ENERGY	201,053	174.92	35,168,190.76
DOMINION ENERGY INC	529,429	57.37	30,373,341.73

DTE ENERGY COMPANY	131,883	124.62	16,435,259.46
DUKE ENERGY CORP	491,531	117.16	57,587,771.96
EDISON INTERNATIONAL	245,668	86.09	21,149,558.12
ENTERGY CORP	136,861	122.17	16,720,308.37
ESSENTIAL UTILITIES INC	174,088	38.96	6,782,468.48
EVERGY INC	146,373	60.44	8,846,784.12
EVERSOURCE ENERGY	224,685	68.06	15,292,061.10
EXELON CORP	637,480	38.73	24,689,600.40
FIRSTENERGY CORP	347,998	44.48	15,478,951.04
NEXTERA ENERGY INC	1,309,683	81.19	106,333,162.77
NISOURCE INC	296,766	33.45	9,926,822.70
NRG ENERGY INC	133,056	77.92	10,367,723.52
P G & E CORP	1,281,257	19.81	25,381,701.17
PPL CORP	459,348	32.44	14,901,249.12
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	317,385	80.42	25,524,101.70
SEMPRA	403,164	82.94	33,438,422.16
SOUTHERN CO/THE	696,836	89.32	62,241,391.52
VISTRA CORP	221,755	74.95	16,620,537.25
WEC ENERGY GROUP INC	201,383	94.86	19,103,191.38
XCEL ENERGY INC	354,329	63.49	22,496,348.21
ADVANCED MICRO DEVICES	1,030,351	138.15	142,342,990.65
ANALOG DEVICES INC	316,299	218.56	69,130,309.44
APPLIED MATERIALS INC	527,754	177.55	93,702,722.70
BROADCOM INC	2,818,689	140.82	396,927,784.98
ENPHASE ENERGY INC	86,858	103.04	8,949,848.32
ENTEGRIS INC	96,250	105.00	10,106,250.00
FIRST SOLAR INC	64,911	205.36	13,330,122.96
INTEL CORP	2,714,270	19.07	51,761,128.90
KLA CORP	85,826	709.89	60,927,019.14
LAM RESEARCH CORP	83,341	734.31	61,198,129.71
MARVELL TECHNOLOGY INC	551,969	68.93	38,047,223.17
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	342,061	75.41	25,794,820.01
MICRON TECHNOLOGY INC	706,887	86.27	60,983,141.49
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	31,047	836.01	25,955,602.47
NVIDIA CORP	15,679,673	106.47	1,669,414,784.31
NXP SEMICONDUCTORS NV	163,010	230.60	37,590,106.00

	ON SEMICONDUCTOR	274,528	69.39	19,049,497.92	
	QORVO INC	59,269	105.27	6,239,247.63	
	QUALCOMM INC	711,340	160.77	114,362,131.80	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	102,304	99.81	10,210,962.24	
	TERADYNE INC	99,636	124.20	12,374,791.20	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	580,251	201.17	116,729,093.67	
	CBRE GROUP INC - A	195,405	115.26	22,522,380.30	
	COSTAR GROUP INC	258,680	79.53	20,572,820.40	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	695,200	3.74	2,600,048.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	99,731	54.08	5,393,452.48	
	アメリカドル 小計	233,525,799		29,767,478,876.73 (4,272,526,243,177)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	376,000	22.21	8,350,960.00	
	CAMECO CORP	272,500	50.23	13,687,675.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,351,900	45.40	61,376,260.00	
	CENOVUS ENERGY INC	889,800	22.56	20,073,888.00	
	ENBRIDGE INC	1,387,600	55.31	76,748,156.00	
	IMPERIAL OIL LTD	120,600	92.22	11,121,732.00	
	KEYERA CORP	147,300	41.20	6,068,760.00	
	MEG ENERGY CORP	182,400	24.07	4,390,368.00	
	PARKLAND CORP	89,200	35.79	3,192,468.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	370,632	55.53	20,581,194.96	
	SUNCOR ENERGY INC	813,600	50.71	41,257,656.00	
	TC ENERGY CORP	661,500	63.87	42,250,005.00	
	TOURMALINE OIL CORP	213,800	58.80	12,571,440.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	316,740	105.46	33,403,400.40	
	BARRICK GOLD CORP	1,117,300	26.15	29,217,395.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	101,300	81.03	8,208,339.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	454,100	14.52	6,593,532.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	122,600	163.35	20,026,710.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	418,900	15.74	6,593,486.00	
	KINROSS GOLD CORP	780,300	11.56	9,020,268.00	
	LUNDIN MINING CORP	425,800	11.53	4,909,474.00	
	NUTRIEN LTD	318,559	62.51	19,913,123.09	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	243,300	25.51	6,206,583.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	294,200	59.98	17,646,116.00	

WEST FRASER TIMBER CO LTD	37,200	118.89	4,422,708.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	287,300	79.40	22,811,620.00
CAE INC	215,800	24.48	5,282,784.00
STANTEC INC	72,900	105.75	7,709,175.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	49,100	121.47	5,964,177.00
WSP GLOBAL INC	80,600	226.46	18,252,676.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	260,100	27.82	7,235,982.00
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	145,400	53.97	7,847,238.00
RB GLOBAL INC	117,200	113.22	13,269,384.00
THOMSON REUTERS CORP	100,232	228.62	22,915,039.84
AIR CANADA	119,600	15.07	1,802,372.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	341,600	158.98	54,307,568.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	595,100	114.78	68,305,578.00
TFI INTERNATIONAL INC	51,400	190.03	9,767,542.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	174,900	53.86	9,420,114.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	22,900	79.56	1,821,924.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	96,300	59.73	5,751,999.00
RESTAURANT BRANDS INTERN	191,710	92.01	17,639,237.10
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	34,500	156.54	5,400,630.00
DOLLARAMA INC	178,900	128.24	22,942,136.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	488,000	77.92	38,024,960.00
EMPIRE CO LTD 'A'	86,800	38.43	3,335,724.00
LOBLAW COMPANIES LTD	97,600	176.06	17,183,456.00
METRO INC/CN	136,700	85.45	11,681,015.00
WESTON (GEORGE) LTD	36,011	221.71	7,983,998.81
SAPUTO INC	150,300	29.90	4,493,970.00
BANK OF MONTREAL	464,800	112.60	52,336,480.00
BANK OF NOVA SCOTIA	782,900	69.57	54,466,353.00
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	601,000	82.10	49,342,100.00
NATIONAL BANK OF CANADA	216,300	124.59	26,948,817.00
ROYAL BANK OF CANADA	901,800	166.88	150,492,384.00
TORONTO-DOMINION BANK	1,113,600	83.38	92,851,968.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	221,588	57.27	12,690,344.76
BROOKFIELD CORP	867,450	64.02	55,534,149.00
IGM FINANCIAL INC	52,000	38.90	2,022,800.00
ONEX CORPORATION	41,700	88.79	3,702,543.00

	TMX GROUP LTD	176,300	43.27	7,628,501.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	13,200	1,611.00	21,265,200.00	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	176,800	44.70	7,902,960.00	
	IA FINANCIAL CORP INC	58,800	104.22	6,128,136.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	113,900	252.08	28,711,912.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,137,400	37.10	42,197,540.00	
	POWER CORP OF CANADA	361,500	41.37	14,955,255.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	369,000	74.61	27,531,090.00	
	CGI INC	130,300	153.56	20,008,868.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	12,800	4,219.71	54,012,288.00	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	55,200	130.71	7,215,192.00	
	OPEN TEXT CORP	174,100	43.10	7,503,710.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	771,000	92.40	71,240,400.00	
	BCE INC	45,200	48.95	2,212,540.00	
	QUEBECOR INC -CL B	98,000	33.96	3,328,080.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	227,100	55.30	12,558,630.00	
	TELUS CORP	231,200	23.09	5,338,408.00	
	ALTAGAS LTD	189,200	34.61	6,548,212.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	94,950	37.00	3,513,150.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	83,300	34.87	2,904,671.00	
	EMERA INC	183,000	51.47	9,419,010.00	
	FORTIS INC	313,500	61.00	19,123,500.00	
	HYDRO ONE LTD	199,400	46.91	9,353,854.00	
	FIRSTSERVICE CORP	24,100	240.68	5,800,388.00	
	カナダドル 小計	26,140,472		1,775,771,430.96 (187,841,101,966)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	168,058	28.72	4,826,625.76	
	SANTOS LTD	2,067,029	6.88	14,221,159.52	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	1,191,229	23.79	28,339,337.91	
	BHP GROUP LTD	3,234,858	38.76	125,383,096.08	
	BLUESCOPE STEEL LTD	286,754	20.06	5,752,285.24	
	FORTESCUE LTD	1,085,957	16.20	17,592,503.40	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	275,795	53.61	14,785,369.95	
	MINERAL RESOURCES LTD	114,313	30.40	3,475,115.20	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	728,362	14.65	10,670,503.30	
	ORICA LTD	302,423	17.77	5,374,056.71	

PILBARA MINERALS LTD	1, 839, 189	2. 41	4, 432, 445. 49
RIO TINTO LTD	236, 589	106. 83	25, 274, 802. 87
SOUTH32 LTD	2, 760, 848	2. 97	8, 199, 718. 56
REECE LTD	130, 639	26. 65	3, 481, 529. 35
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	123, 115	40. 43	4, 977, 539. 45
BRAMBLES LTD	890, 076	18. 51	16, 475, 306. 76
COMPUTERSHARE LTD	335, 971	28. 04	9, 420, 626. 84
QANTAS AIRWAYS LTD	525, 776	6. 74	3, 543, 730. 24
TRANSURBAN GROUP	1, 965, 968	13. 60	26, 737, 164. 80
ARISTOCRAT LEISURE LTD	362, 574	54. 71	19, 836, 423. 54
LOTTERY CORP LTD/THE	1, 492, 368	4. 97	7, 417, 068. 96
CAR GROUP LTD	236, 772	36. 90	8, 736, 886. 80
REA GROUP LTD	32, 440	201. 38	6, 532, 767. 20
SEEK LTD	230, 508	22. 97	5, 294, 768. 76
WESFARMERS LTD	723, 108	69. 47	50, 234, 312. 76
COLES GROUP LTD	854, 995	18. 80	16, 073, 906. 00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	977, 820	4. 95	4, 840, 209. 00
WOOLWORTHS GROUP LTD	779, 754	34. 64	27, 010, 678. 56
TREASURY WINE ESTATES LTD	476, 918	11. 49	5, 479, 787. 82
COCHLEAR LTD	43, 013	291. 37	12, 532, 697. 81
PRO MEDICUS LTD	38, 535	157. 53	6, 070, 418. 55
RAMSAY HEALTH CARE LTD	129, 562	39. 24	5, 084, 012. 88
SONIC HEALTHCARE LTD	292, 435	26. 98	7, 889, 896. 30
CSL LTD	308, 150	300. 41	92, 571, 341. 50
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	1, 918, 454	31. 52	60, 469, 670. 08
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1, 067, 225	142. 95	152, 559, 813. 75
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1, 972, 384	38. 93	76, 784, 909. 12
WESTPAC BANKING CORP	2, 207, 930	31. 87	70, 366, 729. 10
ASX LTD	124, 484	63. 55	7, 910, 958. 20
MACQUARIE GROUP LTD	229, 865	223. 72	51, 425, 397. 80
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	138, 803	33. 37	4, 631, 856. 11
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	1, 519, 037	7. 74	11, 757, 346. 38
MEDIBANK PRIVATE LTD	1, 763, 082	3. 84	6, 770, 234. 88
QBE INSURANCE GROUP LTD	961, 379	16. 22	15, 593, 567. 38
SUNCORP GROUP LTD	815, 383	17. 75	14, 473, 048. 25
WISETECH GLOBAL LTD	104, 309	125. 24	13, 063, 659. 16

	XERO LTD	89,163	141.61	12,626,372.43
	TELSTRA GROUP LTD	2,682,695	3.92	10,516,164.40
	APA GROUP	818,490	7.37	6,032,271.30
	ORIGIN ENERGY LTD	1,048,250	9.56	10,021,270.00
	オーストラリアドル 小計	42,702,834		1,133,571,362.21 (108,199,386,522)
イギリスポンド	BP PLC	10,560,542	4.06	42,944,444.04
	SHELL PLC	4,007,209	25.46	102,023,541.14
	ANGLO AMERICAN PLC	811,106	20.29	16,461,396.27
	ANTOFAGASTA PLC	254,754	16.59	4,227,642.63
	CRODA INTERNATIONAL PLC	81,986	39.72	3,256,483.92
	ENDEAVOUR MINING PLC	106,898	15.60	1,667,608.80
	GLENCORE PLC	6,621,976	3.70	24,504,622.18
	MONDI PLC	284,424	14.36	4,084,328.64
	RIO TINTO PLC	719,161	45.77	32,915,998.97
	ASHTED GROUP PLC	278,846	52.52	14,644,991.92
	BAE SYSTEMS PLC	1,934,505	12.96	25,071,184.80
	BUNZL PLC	216,497	36.48	7,897,810.56
	DCC PLC	63,246	51.40	3,250,844.40
	MELROSE INDUSTRIES PLC	818,590	4.72	3,864,563.39
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	5,424,323	4.75	25,798,080.18
	SMITHS GROUP PLC	223,618	17.92	4,007,234.56
	SPIRAX GROUP PLC	46,237	74.60	3,449,280.20
	EXPERIAN PLC	582,679	36.90	21,500,855.10
	INTERTEK GROUP PLC	105,981	50.35	5,336,143.35
	RELX PLC	1,190,328	35.84	42,661,355.52
	RENTOKIL INITIAL PLC	1,577,259	4.72	7,446,239.73
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	881,741	4.95	4,369,908.39
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	62,781	49.51	3,108,287.31
	PERSIMMON PLC	218,440	15.94	3,483,025.80
	TAYLOR WIMPEY PLC	2,264,488	1.59	3,605,064.89
	COMPASS GROUP PLC	1,084,547	24.85	26,950,992.95
	ENTAIN PLC	406,322	6.73	2,735,359.70
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	99,456	76.48	7,606,394.88
	PEARSON PLC	390,155	10.58	4,129,790.67
	WHITBREAD PLC	109,945	30.50	3,353,322.50

AUTO TRADER GROUP PLC	571,991	8.59	4,917,978.61
INFORMA PLC	861,202	8.41	7,244,431.22
WPP PLC	695,292	7.39	5,143,770.21
JD SPORTS FASHION PLC	1,652,975	1.35	2,245,566.53
KINGFISHER PLC	1,166,565	2.74	3,199,887.79
NEXT PLC	76,292	100.65	7,678,789.80
SAINSBURY (J) PLC	1,062,992	2.99	3,186,850.01
TESCO PLC	4,494,164	3.68	16,569,982.66
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	211,272	21.80	4,605,729.60
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,274,090	29.73	37,878,695.70
COCA-COLA HBC AG-DI	139,727	28.76	4,018,548.52
DIAGEO PLC	1,418,896	24.39	34,606,873.44
IMPERIAL BRANDS PLC	512,051	22.57	11,556,991.07
HALEON PLC	4,669,179	3.93	18,349,873.47
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	446,187	44.86	20,015,948.82
UNILEVER PLC	1,591,244	50.34	80,103,222.96
SMITH & NEPHEW PLC	543,981	12.08	6,574,010.38
ASTRAZENECA PLC	988,464	127.12	125,653,543.68
GSK PLC	2,644,297	16.63	43,987,880.59
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	106,917	19.44	2,078,466.48
BARCLAYS PLC	9,343,414	2.24	20,929,247.36
HSBC HOLDINGS PLC	11,807,729	6.61	78,060,896.41
LLOYDS BANKING GROUP PLC	39,783,412	0.57	22,779,981.71
NATWEST GROUP PLC	4,240,787	3.33	14,155,747.00
STANDARD CHARTERED PLC	1,385,587	7.63	10,572,028.81
3I GROUP PLC	615,380	30.94	19,039,857.20
HARGREAVES LANSDOWN PLC	208,222	11.07	2,305,017.54
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	305,186	103.75	31,663,047.50
M&G PLC	1,443,518	2.08	3,008,291.51
SCHRODERS PLC	465,209	3.37	1,569,615.16
WISE PLC - A	427,683	6.31	2,700,818.14
ADMIRAL GROUP PLC	174,532	28.38	4,953,218.16
AVIVA PLC	1,713,492	4.94	8,473,217.94
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	3,703,509	2.25	8,355,116.30
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	427,896	5.69	2,436,867.72
PRUDENTIAL PLC	1,753,733	6.13	10,760,905.68

	SAGE GROUP PLC/THE	644,677	9.99	6,445,480.64
	HALMA PLC	239,300	25.33	6,061,469.00
	BT GROUP PLC	4,014,572	1.42	5,738,830.67
	VODAFONE GROUP PLC	14,391,332	0.76	11,020,882.04
	CENTRICA PLC	3,357,424	1.22	4,112,844.40
	NATIONAL GRID PLC	3,068,828	10.35	31,777,713.94
	SEVERN TRENT PLC	177,340	27.18	4,820,101.20
	SSE PLC	698,192	19.95	13,932,421.36
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	433,205	10.74	4,654,787.72
	イギリスポンド 小計	171,379,977		1,226,302,244.04 (229,956,196,802)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	158,818	12.60	2,001,106.80
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	4,820	693.00	3,340,260.00
	GIVAUDAN-REG	5,877	4,497.00	26,428,869.00
	HOLCIM LTD	331,506	79.50	26,354,727.00
	SIG GROUP AG	180,750	17.20	3,108,900.00
	SIKA AG-REG	97,034	263.20	25,539,348.80
	ABB LTD-REG	1,007,654	46.07	46,422,619.78
	GEBERIT AG-REG	21,178	525.00	11,118,450.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	15,651	233.50	3,654,508.50
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	25,267	239.60	6,053,973.20
	VAT GROUP AG	16,784	392.30	6,584,363.20
	ADECCO GROUP AG-REG	106,204	27.42	2,912,113.68
	SGS SA-REG	97,792	94.76	9,266,769.92
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	30,804	250.50	7,716,402.00
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	342,572	119.75	41,022,997.00
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	19,981	159.25	3,181,974.25
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	26,795	31.35	840,023.25
	AVOLTA AG	58,100	31.74	1,844,094.00
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	2,414	1,448.00	3,495,472.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	600	11,150.00	6,690,000.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	69	109,600.00	7,562,400.00
	NESTLE SA-REG	1,670,681	88.10	147,186,996.10
	ALCON INC	318,542	82.02	26,126,814.84
	SONOVA HOLDING AG-REG	32,298	302.20	9,760,455.60
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	73,474	117.90	8,662,584.60

	BACHEM HOLDING AG	21,842	76.70	1,675,281.40	
	GALDERMA GROUP AG	30,521	80.00	2,441,680.00	
	LONZA GROUP AG-REG	46,207	543.20	25,099,642.40	
	NOVARTIS AG-REG	1,256,236	99.60	125,121,105.60	
	ROCHE HOLDING AG-BR	20,683	287.60	5,948,430.80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	447,444	267.20	119,557,036.80	
	SANDOZ GROUP AG	261,309	35.78	9,349,636.02	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	19,121	88.50	1,692,208.50	
	JULIUS BAER GROUP LTD	131,215	46.80	6,140,862.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	14,439	1,109.00	16,012,851.00	
	UBS GROUP AG-REG	2,095,451	24.53	51,401,413.03	
	BALOISE HOLDING AG - REG	27,624	162.20	4,480,612.80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	23,604	135.30	3,193,621.20	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	18,360	698.20	12,818,952.00	
	SWISS RE AG	192,095	115.50	22,186,972.50	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	93,211	499.90	46,596,178.90	
	TEMENOS AG - REG	34,525	59.15	2,042,153.75	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	100,847	71.88	7,248,882.36	
	SWISSCOM AG-REG	16,392	550.50	9,023,796.00	
	BKW AG	14,142	156.90	2,218,879.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	50,281	96.95	4,874,742.95	
	スイスフラン 小計	9,561,214		916,001,163.33 (154,730,916,509)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	1,734,868	42.50	73,731,890.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	221,500	63.20	13,998,800.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	862,500	103.20	89,010,000.00	
	MTR CORP	1,006,500	26.45	26,621,925.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	866,000	17.20	14,895,200.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	1,366,000	28.70	39,204,200.00	
	SANDS CHINA LTD	1,555,600	13.42	20,876,152.00	
	WH GROUP LTD	5,483,000	5.71	31,307,930.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	2,300,000	23.95	55,085,000.00	
	HANG SENG BANK LTD	496,100	92.10	45,690,810.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	769,500	226.60	174,368,700.00	
	AIA GROUP LTD	7,114,400	54.00	384,177,600.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	2,189,000	10.02	21,933,780.00	

	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	402,500	57.70	23,224,250.00	
	CLP HOLDINGS LTD	1,046,500	69.60	72,836,400.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	7,208,348	6.18	44,547,590.64	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	847,000	54.45	46,119,150.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,212,868	31.75	38,508,559.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	965,641	23.45	22,644,281.45	
	SINO LAND CO	2,619,400	8.16	21,374,304.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	935,500	77.05	72,080,275.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	682,000	19.74	13,462,680.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,110,000	21.55	23,920,500.00	
	香港ドル 小計	42,994,725		1,369,619,977.09 (25,201,007,578)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	991,800	6.11	6,059,898.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	999,500	4.42	4,417,790.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	965,640	6.31	6,093,188.40	
	GENTING SINGAPORE LTD	3,983,000	0.82	3,266,060.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,300,300	3.14	4,082,942.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,270,430	37.19	47,247,291.70	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	2,156,200	15.00	32,343,000.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	793,200	31.89	25,295,148.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	549,200	10.98	6,030,216.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	4,739,160	3.14	14,880,962.40	
	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	577,100	4.91	2,833,561.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	1,432,100	2.82	4,038,522.00	
	シンガポールドル 小計	19,757,630		156,588,579.50 (17,196,557,800)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	876,217	7.57	6,632,962.69	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	362,328	37.55	13,605,416.40	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	1,073,324	3.51	3,767,367.24	
	MERCURY NZ LTD	550,298	6.45	3,549,422.10	
	MERIDIAN ENERGY LTD	765,945	5.96	4,565,032.20	
	ニュージーランドドル 小計	3,628,112		32,120,200.63 (2,827,541,261)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	178,730	291.20	52,046,176.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	48,263	412.00	19,884,356.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	384,247	139.30	53,525,607.10	

ADDTECH AB-B SHARES	165,700	306.40	50,770,480.00
ALFA LAVAL AB	181,248	440.60	79,857,868.80
ASSA ABLOY AB-B	645,510	322.30	208,047,873.00
ATLAS COPCO AB-A SHS	1,712,065	176.30	301,837,059.50
ATLAS COPCO AB-B SHS	993,895	155.60	154,650,062.00
BEIJER REF AB	222,900	168.30	37,514,070.00
EPIROC AB-A	411,012	189.10	77,722,369.20
EPIROC AB-B	269,822	171.90	46,382,401.80
HUSQVARNA AB-B SHS	223,598	65.12	14,560,701.76
INDUTRADE AB	173,557	303.00	52,587,771.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	92,910	310.50	28,848,555.00
LIFCO AB-B SHS	148,058	325.00	48,118,850.00
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	964,700	45.11	43,517,617.00
SAAB AB-B	197,724	225.20	44,527,444.80
SANDVIK AB	677,618	201.60	136,607,788.80
SKANSKA AB-B SHS	209,707	201.30	42,214,019.10
SKF AB-B SHARES	208,393	180.35	37,583,677.55
TRELLEBORG AB-B SHS	143,031	384.40	54,981,116.40
VOLVO AB-A SHS	129,112	257.60	33,259,251.20
VOLVO AB-B SHS	1,009,220	254.90	257,250,178.00
SECURITAS AB-B SHS	323,189	121.50	39,267,463.50
VOLVO CAR AB-B	442,279	24.00	10,614,696.00
EVOLUTION AB	112,749	1,009.50	113,820,115.50
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	375,134	156.90	58,858,524.60
ESSITY AKTIEBOLAG-B	388,559	320.40	124,494,303.60
GETINGE AB-B SHS	131,116	220.20	28,871,743.20
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	124,031	319.60	39,640,307.60
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	1,009,639	157.00	158,513,323.00
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	893,229	106.05	94,726,935.45
SWEDBANK AB - A SHARES	536,723	220.80	118,508,438.40
EQT AB	247,116	324.20	80,115,007.20
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	71,129	354.00	25,179,666.00
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	106,669	352.10	37,558,154.90
INVESTOR AB-B SHS	1,100,915	298.45	328,568,081.75
LUNDBERGS AB-B SHS	43,685	554.00	24,201,490.00
ERICSSON LM-B SHS	1,767,213	75.40	133,247,860.20

	HEXAGON AB-B SHS	1,321,190	99.56	131,537,676.40	
	TELE2 AB-B SHS	367,709	119.00	43,757,371.00	
	TELIA CO AB	1,495,451	33.73	50,441,562.23	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	459,633	82.38	37,864,566.54	
	SAGAX AB-B	148,340	267.00	39,606,780.00	
	スウェーデンクローネ 小計	20,856,718		3,595,689,361.08 (49,728,383,863)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	205,999	227.20	46,802,972.80	
	EQUINOR ASA	542,080	269.20	145,927,936.00	
	NORSK HYDRO ASA	836,698	56.02	46,871,821.96	
	YARA INTERNATIONAL ASA	106,367	295.00	31,378,265.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	56,579	1,058.00	59,860,582.00	
	MOWI ASA	297,720	187.60	55,852,272.00	
	ORKLA ASA	449,739	99.00	44,524,161.00	
	SALMAR ASA	40,591	553.50	22,467,118.50	
	DNB BANK ASA	570,682	216.00	123,267,312.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	114,704	191.10	21,919,934.40	
	TELENOR ASA	420,332	134.80	56,660,753.60	
	ノルウェークローネ 小計	3,641,491		655,533,129.26 (8,672,703,300)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	226,084	465.00	105,129,060.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	6,061	2,808.00	17,019,288.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	647,674	149.20	96,632,960.80	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	1,724	9,380.00	16,171,120.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	2,834	9,582.00	27,155,388.00	
	DSV A/S	109,659	1,238.00	135,757,842.00	
	PANDORA A/S	51,115	1,153.00	58,935,595.00	
	CARLSBERG AS-B	58,566	769.60	45,072,393.60	
	COLOPLAST-B	78,580	915.40	71,932,132.00	
	DEMANT A/S	60,610	286.20	17,346,582.00	
	GENMAB A/S	39,585	1,854.50	73,410,382.50	
	NOVO NORDISK A/S-B	2,053,595	887.00	1,821,538,765.00	
	ZEALAND PHARMA A/S	41,077	858.00	35,244,066.00	
	DANSKE BANK A/S	447,168	206.60	92,384,908.80	
	TRYG A/S	220,917	155.20	34,286,318.40	
ORSTED A/S	116,437	414.50	48,263,136.50		

	デンマーククローネ 小計	4,161,686		2,696,279,938.60 (57,215,060,297)
イスラエルシエケル	ICL GROUP LTD	547,223	15.25	8,345,150.75
	ELBIT SYSTEMS LTD	16,967	742.20	12,592,907.40
	BANK HAPOALIM BM	803,554	35.45	28,485,989.30
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	961,578	33.84	32,539,799.52
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	759,946	19.81	15,054,530.26
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	107,140	138.80	14,871,032.00
	NICE LTD	40,555	611.80	24,811,549.00
	AZRIELI GROUP LTD	25,446	246.60	6,274,983.60
	イスラエルシエケル 小計	3,262,409		142,975,941.83 (5,459,221,791)
ユーロ	ENI SPA	1,466,469	14.08	20,647,883.52
	GALP ENERGIA SGPS SA	283,258	17.33	4,908,861.14
	NESTE OYJ	269,951	18.05	4,872,615.55
	OMV AG	100,803	37.70	3,800,273.10
	REPSOL SA	775,464	11.81	9,158,229.84
	TENARIS SA	301,249	13.00	3,916,237.00
	TOTALENERGIES SE	1,374,507	60.96	83,789,946.72
	AIR LIQUIDE SA	368,300	166.20	61,211,460.00
	AKZO NOBEL N.V.	109,216	58.20	6,356,371.20
	ARCELORMITTAL	310,796	20.14	6,259,431.44
	ARKEMA	35,633	80.00	2,850,640.00
	BASF SE	567,720	43.58	24,741,237.60
	COVESTRO AG	122,590	55.70	6,828,263.00
	DSM-FIRMENICH AG	119,091	121.55	14,475,511.05
	EVONIK INDUSTRIES AG	178,402	19.71	3,517,195.43
	HEIDELBERG MATERIALS AG	86,792	91.96	7,981,392.32
	OCI NV	68,025	28.25	1,921,706.25
	STORA ENSO OYJ-R SHS	377,505	10.78	4,071,391.42
	SYENSQO SA	46,110	70.76	3,262,743.60
	SYMRISE AG	82,005	120.75	9,902,103.75
	UPM-KYMMENE OYJ	341,189	28.94	9,874,009.66
	VOESTALPINE AG	62,408	20.42	1,274,371.36
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	117,209	40.30	4,723,522.70
AIRBUS SE	378,712	129.76	49,141,669.12	

ALSTOM	220,895	17.10	3,778,408.97
BOUYGUES SA	119,201	32.15	3,832,312.15
BRENTAG SE	87,094	64.96	5,657,626.24
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	288,712	76.84	22,184,630.08
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	322,444	30.96	9,982,866.24
DASSAULT AVIATION SA	14,358	188.50	2,706,483.00
EIFFAGE	46,140	96.08	4,433,131.20
FERROVIAL SE	335,935	38.08	12,792,404.80
GEA GROUP AG	98,822	42.20	4,170,288.40
IMCD NV	35,704	151.65	5,414,511.60
KINGSPAN GROUP PLC	98,479	76.90	7,573,035.10
KNORR-BREMSE AG	46,189	74.75	3,452,627.75
KONE OYJ-B	215,682	48.89	10,544,692.98
LEGRAND SA	170,323	98.34	16,749,563.82
LEONARDO SPA	259,172	20.39	5,284,517.08
METSO CORP	393,471	8.41	3,312,238.87
MTU AERO ENGINES AG	33,898	270.30	9,162,629.40
PRYSMIAN SPA	172,991	60.46	10,459,035.86
RATIONAL AG	3,372	877.50	2,958,930.00
REXEL SA	143,797	22.44	3,226,804.68
RHEINMETALL AG	27,800	507.00	14,094,600.00
SAFRAN SA	217,751	194.05	42,254,581.55
SCHNEIDER ELECTRIC SE	348,482	219.30	76,422,102.60
SIEMENS AG-REG	484,433	162.60	78,768,805.80
SIEMENS ENERGY AG	408,092	24.60	10,039,063.20
THALES SA	60,011	145.10	8,707,596.10
VINCI SA	315,183	109.80	34,607,093.40
WARTSILA OYJ ABP	319,734	18.70	5,980,624.47
BUREAU VERITAS SA	201,388	29.12	5,864,418.56
RANDSTAD NV	72,013	42.36	3,050,470.68
TELEPERFORMANCE	34,658	98.90	3,427,676.20
WOLTERS KLUWER	158,414	152.55	24,166,055.70
ADP	24,689	117.60	2,903,426.40
AENA SME SA	46,423	185.00	8,588,255.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	338,250	5.82	1,969,968.00
DHL GROUP	649,611	39.00	25,334,829.00

GETLINK SE	193,110	16.09	3,108,105.45
INPOST SA	141,398	18.34	2,593,239.32
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	200,927	77.64	15,599,972.28
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	40,076	72.85	2,919,536.60
CONTINENTAL AG	69,435	58.78	4,081,389.30
DR ING HC F PORSCHE AG	69,570	66.36	4,616,665.20
FERRARI NV	80,050	428.00	34,261,400.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	476,820	58.24	27,769,996.80
MICHELIN (CGDE)	432,678	35.64	15,420,643.92
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	106,144	39.54	4,196,933.76
RENAULT SA	122,526	39.73	4,867,957.98
STELLANTIS NV	1,356,083	14.06	19,071,951.31
VOLKSWAGEN AG-PREF	130,945	91.76	12,015,513.20
ADIDAS AG	103,281	214.00	22,102,134.00
HERMES INTERNATIONAL	20,189	1,904.50	38,449,950.50
KERING	47,466	230.30	10,931,419.80
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	175,319	616.20	108,031,567.80
MONCLER SPA	137,818	49.91	6,878,496.38
PUMA SE	70,653	39.37	2,781,608.61
SEB SA	17,113	91.25	1,561,561.25
ACCOR SA	127,016	38.30	4,864,712.80
AMADEUS IT GROUP SA	290,577	62.74	18,230,800.98
DELIVERY HERO SE	118,293	28.00	3,312,204.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	68,879	38.30	2,638,065.70
SODEXO SA	58,085	80.30	4,664,225.50
BOLLORE SE	416,392	5.69	2,369,270.48
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	42,374	87.10	3,690,775.40
PUBLICIS GROUPE	146,608	95.66	14,024,521.28
SCOUT24 SE	47,827	73.60	3,520,067.20
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	525,597	23.42	12,309,481.74
VIVENDI SE	488,209	10.08	4,923,587.76
D' IETEREN GROUP	13,308	226.00	3,007,608.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	694,111	46.55	32,310,867.05
PROSUS NV	903,411	32.45	29,315,686.95
ZALANDO SE	142,923	22.04	3,150,022.92
CARREFOUR SA	330,839	14.97	4,952,659.83

JERONIMO MARTINS	169,984	16.50	2,804,736.00
KESKO OYJ-B SHS	185,623	18.52	3,438,666.07
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	597,787	31.27	18,692,799.49
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	573,135	57.76	33,104,277.60
DANONE	411,567	65.74	27,056,414.58
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	367,895	8.22	3,024,096.90
HEINEKEN HOLDING NV	79,993	68.45	5,475,520.85
HEINEKEN NV	182,847	81.98	14,989,797.06
JDE PEET'S NV	79,459	20.88	1,659,103.92
KERRY GROUP PLC-A	98,828	93.85	9,275,007.80
LOTUS BAKERIES	279	11,860.00	3,308,940.00
PERNOD RICARD SA	129,316	124.30	16,073,978.80
BEIERSDORF AG	61,115	128.00	7,822,720.00
HENKEL AG & CO KGAA	65,188	73.50	4,791,318.00
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	108,637	80.92	8,790,906.04
L'OREAL	153,394	383.55	58,834,268.70
AMPLIFON SPA	80,292	28.34	2,275,475.28
BIOMERIEUX	26,565	110.30	2,930,119.50
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	22,646	59.00	1,336,114.00
DIASORIN SPA	14,591	103.25	1,506,520.75
ESSILORLUXOTTICA	189,459	211.50	40,070,578.50
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	127,004	35.94	4,564,523.76
FRESENIUS SE & CO KGAA	269,130	33.63	9,050,841.90
KONINKLIJKE PHILIPS NV	510,129	27.24	13,895,913.96
SIEMENS HEALTHINEERS AG	179,959	50.10	9,015,945.90
ARGENX SE	37,929	498.90	18,922,778.10
BAYER AG-REG	628,650	28.68	18,029,682.00
EUROFINS SCIENTIFIC	85,929	53.00	4,554,237.00
GRIFOLS SA	191,564	9.29	1,781,162.07
IPSEN	21,710	110.00	2,388,100.00
MERCK KGAA	82,511	169.90	14,018,618.90
ORION OYJ-CLASS B	71,061	48.78	3,466,355.58
QIAGEN N. V.	142,920	40.95	5,853,288.60
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	67,796	51.85	3,515,222.60
SANOFI	726,710	105.76	76,856,849.60
SARTORIUS AG-VORZUG	16,372	252.30	4,130,655.60

SARTORIUS STEDIM BIOTECH	18,395	188.75	3,472,056.25
UCB SA	80,777	162.80	13,150,495.60
ABN AMRO BANK NV-CVA	290,262	15.23	4,420,690.26
AIB GROUP PLC	1,158,898	5.28	6,118,981.44
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	3,696,663	9.03	33,395,653.54
BANCO BPM SPA	861,864	5.95	5,128,090.80
BANCO DE SABADELL SA	3,477,211	1.82	6,342,432.86
BANCO SANTANDER SA	9,878,120	4.34	42,890,797.04
BANK OF IRELAND GROUP PLC	639,461	9.97	6,377,984.01
BNP PARIBAS	647,858	62.57	40,536,475.06
CAIXABANK SA	2,319,913	5.42	12,592,487.76
COMMERZBANK AG	642,662	12.90	8,293,553.11
CREDIT AGRICOLE SA	689,251	14.27	9,839,058.02
ERSTE GROUP BANK AG	213,811	48.17	10,299,275.87
FINECOBANK SPA	375,456	15.55	5,840,218.08
ING GROEP NV	2,106,411	16.16	34,048,027.40
INTESA SANPAOLO	9,328,975	3.72	34,764,425.33
KBC GROUP NV	146,253	67.54	9,877,927.62
MEDIOBANCA SPA	320,084	15.16	4,854,073.86
NORDEA BANK ABP	2,005,371	10.58	21,226,852.03
SOCIETE GENERALE SA	459,719	22.05	10,136,803.95
UNICREDIT SPA	940,019	36.60	34,409,395.49
ADYEN NV	13,876	1,302.40	18,072,102.40
AMUNDI SA	42,569	66.80	2,843,609.20
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	1,211,092	15.03	18,202,712.76
DEUTSCHE BOERSE AG	121,205	209.70	25,416,688.50
EDENRED	160,010	37.99	6,078,779.90
EURAZEO SE	30,125	70.35	2,119,293.75
EURONEXT NV	49,351	100.20	4,944,970.20
EXOR NV	61,120	98.60	6,026,432.00
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	52,386	68.90	3,609,395.40
NEXI SPA	338,814	6.42	2,177,218.76
SOFINA	9,693	246.60	2,390,293.80
AEGON LTD	856,692	5.48	4,694,672.16
AGEAS	102,851	46.04	4,735,260.04
ALLIANZ SE-REG	249,611	283.70	70,814,640.70

ASR NEDERLAND NV	95,241	44.31	4,220,128.71
AXA SA	1,157,138	34.91	40,395,687.58
GENERALI	651,621	25.29	16,479,495.09
HANNOVER RUECK SE	37,544	253.70	9,524,912.80
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	85,325	482.30	41,152,247.50
NN GROUP NV	172,654	44.84	7,741,805.36
POSTE ITALIANE SPA	269,406	12.47	3,360,839.85
SAMPO OYJ-A SHS	290,066	40.90	11,863,699.40
TALANX AG	40,850	75.90	3,100,515.00
BECHTLE AG	52,636	36.48	1,920,161.28
CAPGEMINI SE	99,514	180.45	17,957,301.30
DASSAULT SYSTEMES SE	421,573	34.03	14,346,129.19
NEMETSCHEK SE	37,141	87.70	3,257,265.70
SAP SE	665,824	192.58	128,224,385.92
NOKIA OYJ	3,415,513	3.86	13,183,880.18
CELLNEX TELECOM SA	338,442	35.39	11,977,462.38
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	2,222,698	26.23	58,301,368.54
ELISA OYJ	88,430	46.46	4,108,457.80
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	216,718	11.05	2,394,733.90
KONINKLIJKE KPN NV	2,513,794	3.77	9,494,599.93
ORANGE	1,207,887	10.75	12,984,785.25
TELECOM ITALIA SPA	6,768,851	0.23	1,564,281.46
TELEFONICA SA	2,526,465	4.20	10,623,785.32
ACCIONA SA	13,178	127.50	1,680,195.00
E.ON SE	1,436,398	13.42	19,283,643.15
EDP RENOVAVEIS SA	208,837	15.66	3,270,387.42
EDP SA	1,985,997	4.08	8,108,825.75
ELIA GROUP SA/NV	17,969	105.50	1,895,729.50
ENDESA SA	199,107	19.50	3,883,582.03
ENEL SPA	5,182,024	7.05	36,553,997.29
ENGIE	1,157,833	15.98	18,502,171.34
FORTUM OYJ	283,077	14.22	4,025,354.94
IBERDROLA SA	3,892,482	13.33	51,886,785.06
REDEIA CORP SA	274,959	17.45	4,798,034.55
RWE AG	403,039	33.17	13,368,803.63
SNAM SPA	1,319,110	4.59	6,061,310.45

	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	888,343	8.12	7,213,345.16	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	434,490	29.80	12,947,802.00	
	VERBUND AG	43,345	77.25	3,348,401.25	
	ASM INTERNATIONAL NV	29,850	540.20	16,124,970.00	
	ASML HOLDING NV	254,708	676.50	172,309,962.00	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	49,280	105.15	5,181,792.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	832,301	29.23	24,332,319.73	
	STMICROELECTRONICS NV	431,342	26.10	11,258,026.20	
	LEG IMMOBILIEN SE	47,103	93.02	4,381,521.06	
	VONOVIA SE	469,817	32.78	15,400,601.26	
	ユーロ 小計	116,747,788		3,193,330,823.27 (505,600,069,248)	
	合 計	698,360,855		5,625,154,390,114 (5,625,154,390,114)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	99,307	11,743,052.75	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	210,214	8,238,286.66	
		AMERICAN TOWER CORP	297,714	71,013,720.42	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	90,423	20,389,482.27	
		BXP INC	93,232	6,927,137.60	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	68,399	8,298,166.68	
		CROWN CASTLE INC	277,003	32,558,932.62	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	206,897	30,897,997.98	
		EQUINIX INC	60,520	50,340,536.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	113,276	8,405,079.20	
		EQUITY RESIDENTIAL	217,484	16,333,048.40	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	41,467	12,442,173.35	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	135,031	23,595,316.94	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	175,988	9,170,734.68	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	437,815	9,688,845.95	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	453,144	7,599,224.88	

		INVITATION HOMES INC	390,881	13,950,542.89	
		IRON MOUNTAIN INC	187,759	20,726,716.01	
		KIMCO REALTY CORP	441,758	10,288,543.82	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	74,228	11,898,748.40	
		PROLOGIS INC	590,229	76,877,327.25	
		PUBLIC STORAGE	100,834	35,443,151.00	
		REALTY INCOME CORP	554,963	34,884,974.18	
		REGENCY CENTERS CORP	107,187	7,979,000.28	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	68,611	16,454,976.13	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	207,757	33,642,091.01	
		SUN COMMUNITIES INC	79,616	11,146,240.00	
		UDR INC	199,778	8,894,116.56	
		VENTAS INC	259,093	16,623,406.88	
		VICI PROPERTIES INC	667,396	22,598,028.56	
		WELLTOWER INC	381,205	48,538,832.65	
		WEYERHAEUSER CO	465,872	14,101,945.44	
		WP CAREY INC	133,886	8,251,394.18	
アメリカドル合計			7,888,967	719,941,771.62 (103,333,242,480)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	52,400	2,783,488.00	
カナダドル合計			52,400	2,783,488.00 (294,437,360)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	693,118	5,205,316.18	
		GOODMAN GROUP	1,091,541	36,490,215.63	
		GPT GROUP	1,234,478	6,295,837.80	
		MIRVAC GROUP	2,550,648	5,611,425.60	
		SCENTRE GROUP	3,325,001	11,803,753.55	
		STOCKLAND	1,532,736	7,970,227.20	
		VICINITY CENTRES	2,581,314	5,911,209.06	
オーストラリアドル合計			13,008,836	79,287,985.02 (7,568,038,170)	
イギリスポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	479,565	3,136,355.10	
		SEGRO PLC	821,377	7,242,902.38	
イギリスポンド合計			1,300,942	10,379,257.48 (1,946,318,362)	

香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,609,200	59,942,700.00	
香港ドル合計			1,609,200	59,942,700.00 (1,102,945,680)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,228,300	6,439,787.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	3,439,471	7,257,283.81	
シンガポールドル合計			5,667,771	13,697,070.81 (1,504,212,316)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	34,782	1,867,793.40	
		GECINA SA	28,912	3,029,977.60	
		KLEPIERRE	129,417	3,610,734.30	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	77,660	5,843,138.40	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	113,820	2,822,736.00	
ユーロ合計			384,591	17,174,379.70 (2,719,219,537)	
合計				118,468,413,905 (118,468,413,905)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 573 銘柄	97.64%	—	74.39%
	投資証券 33 銘柄	—	2.36%	1.80%
カナダドル	株式 84 銘柄	99.84%	—	3.27%
	投資証券 1 銘柄	—	0.16%	0.01%
オーストラリアドル	株式 50 銘柄	93.46%	—	1.88%
	投資証券 7 銘柄	—	6.54%	0.13%
イギリスポンド	株式 75 銘柄	99.16%	—	4.00%
	投資証券 2 銘柄	—	0.84%	0.03%
スイスフラン	株式 46 銘柄	100.00%	—	2.69%
香港ドル	株式 23 銘柄	95.81%	—	0.44%
	投資証券 1 銘柄	—	4.19%	0.02%
シンガポールドル	株式 12 銘柄	91.96%	—	0.30%
	投資証券 2 銘柄	—	8.04%	0.03%
ニュージーランドドル	株式 5 銘柄	100.00%	—	0.05%
スウェーデンクローネ	株式 44 銘柄	100.00%	—	0.87%
ノルウェークローネ	株式 11 銘柄	100.00%	—	0.15%

デンマーククローネ	株式	16 銘柄	100.00%	—	1.00%
イスラエルシェケル	株式	8 銘柄	100.00%	—	0.10%
ユーロ	株式	214 銘柄	99.47%	—	8.80%
	投資証券	5 銘柄	—	0.53%	0.05%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

日本債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,564,426,945
国債証券	798,574,976,190
地方債証券	50,525,947,508
特殊債券	40,237,891,173
社債券	62,408,748,000
未収入金	814,570,500
未収利息	2,379,827,278
前払金	7,440,000
前払費用	171,606,454
差入委託証拠金	47,297,636
流動資産合計	960,732,731,684
資産合計	960,732,731,684
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,742,440
未払金	600,000,000
未払解約金	1,193,360,245
流動負債合計	1,800,102,685
負債合計	1,800,102,685
純資産の部	
元本等	
元本	761,975,502,882
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	196,957,126,117
元本等合計	958,932,628,999
純資産合計	958,932,628,999
負債純資産合計	960,732,731,684

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年9月10日現在]
1. 期首	2023年9月12日
期首元本額	593,936,207,463円
期中追加設定元本額	267,295,250,976円
期中一部解約元本額	99,255,955,557円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	7,991,079,780円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	12,544,289,338円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	3,511,588,030円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	59,083,719,576円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	111,707,645,188円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	37,901,587,360円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	208,297,482円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	197,353,499円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド	1,644,634,855円
eMAXIS 国内債券インデックス	6,249,933,962円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	4,840,330,924円
eMAXIS バランス(波乗り型)	1,151,661,356円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	19,701,540,262円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド(確定拠出年金)	43,529,779,169円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	12,247,552,321円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	6,060,019,614円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	2,790,737,913円
eMAXIS Slim 国内債券インデックス	19,842,169,207円
国内債券セレクション(ラップ向け)	5,516,566,652円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	26,789,160,120円
つみたて8資産均等バランス	13,546,361,716円
つみたて4資産均等バランス	5,450,377,314円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	21,967,833円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	16,197,129円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	508,602円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	7,235,755,061円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	3,301,434,948円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	1,320,826,494円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	7,930,798,706円

三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	8,110,993,048円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	5,443,413,070円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	1,036,551,930円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	1,481,008,491円
国内債券インデックスファンド (ラップ向け)	932,650,163円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	519,938,136円
ラップ向けインデックスf 国内債券	6,880,667,486円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	2,371,411,509円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	13,970,712円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	10,723,284円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス (為替リスク軽減型) コンサバティブコース	6,869,574円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	54,165,579円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	91,833,237円
eMAXIS 債券バランス (2資産均等型)	81,496,449円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	2,240,525,154円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	2,245,591,708円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	1,313,117,187円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	2,476,408,941円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	152,626,283円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	65,721,980円
三菱UFJ 日本債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	5,324,647,714円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	27,458,283円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	8,847,454,963円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	585,342,095円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	4,409,096,825円
MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	182,826,919,545円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	458,313,718円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	1,644,780円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	315,471円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	4,218,589,747円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	2,463,545,035円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	2,378,106,246円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	675,025,327円
MUKAM 日本債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	31,726,315,510円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	1,822,375,353円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	2,179,995円
日本債券インデックスファンドS	6,767,498,294円
グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	23,495,017円
国内債券インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	12,228,284円
MUAM グローバルバランス (退職給付信託向け) (適格機関投資家限定)	24,503,259,248円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	554,334,205円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	546,840,063円

MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	547,010,780 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	543,756,712 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	546,757,835 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	548,694,334 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	539,198,394 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	536,900,992 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	545,804,051 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	559,816,343 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	587,761,901 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05 (適格機関投資家限定)	606,830,601 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07 (適格機関投資家限定)	622,785,795 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-09 (適格機関投資家限定)	627,454,324 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-11 (適格機関投資家限定)	628,202,232 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-01 (適格機関投資家限定)	628,183,105 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-03 (適格機関投資家限定)	628,165,479 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-05 (適格機関投資家限定)	628,207,051 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	19,006,334 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	22,540,393 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	3,431,049 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	9,721,482 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	18,320,544 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	47,514,568 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	9,401,804 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	30,762,634 円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	4,273,251,015 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	2,247,763,342 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	4,753,331,925 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	3,002,811,393 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	2,173,572,420 円
合計	761,975,502,882 円
2. 受益権の総数	761,975,502,882 円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 9 月 12 日 至 2024 年 9 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年9月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,086,830,590
地方債証券	82,610,190
特殊債券	8,060,703
社債券	93,620,000
合計	1,271,121,483

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[2024年9月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				

	買建	3,468,720,000	—	3,462,000,000	△6,720,000
	合計	3,468,720,000	—	3,462,000,000	△6,720,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.2585円
(1万口当たり純資産額)	(12,585円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第453回利付国債(2年)	4,600,000,000	4,586,936,000	
	第454回利付国債(2年)	2,050,000,000	2,045,449,000	
	第455回利付国債(2年)	1,550,000,000	1,544,234,000	
	第456回利付国債(2年)	4,100,000,000	4,087,987,000	
	第457回利付国債(2年)	6,510,000,000	6,488,321,700	
	第458回利付国債(2年)	6,400,000,000	6,385,920,000	
	第460回利付国債(2年)	6,300,000,000	6,293,322,000	
	第461回利付国債(2年)	1,600,000,000	1,600,816,000	
	第462回利付国債(2年)	3,800,000,000	3,801,672,000	
	第463回利付国債(2年)	800,000,000	800,224,000	
	第146回利付国債(5年)	4,450,000,000	4,437,851,500	
	第147回利付国債(5年)	5,830,000,000	5,799,567,400	
	第148回利付国債(5年)	7,200,000,000	7,152,408,000	
	第149回利付国債(5年)	12,670,000,000	12,571,934,200	
	第150回利付国債(5年)	6,030,000,000	5,976,996,300	

第151回利付国債（5年）	50,000,000	49,507,000	
第152回利付国債（5年）	6,180,000,000	6,133,711,800	
第153回利付国債（5年）	7,220,000,000	7,140,796,600	
第154回利付国債（5年）	4,730,000,000	4,686,152,900	
第155回利付国債（5年）	2,550,000,000	2,540,514,000	
第156回利付国債（5年）	7,150,000,000	7,100,307,500	
第157回利付国債（5年）	2,020,000,000	2,004,223,800	
第158回利付国債（5年）	8,540,000,000	8,443,668,800	
第159回利付国債（5年）	1,980,000,000	1,955,012,400	
第160回利付国債（5年）	2,850,000,000	2,824,606,500	
第161回利付国債（5年）	4,720,000,000	4,695,456,000	
第162回利付国債（5年）	190,000,000	188,797,300	
第163回利付国債（5年）	9,130,000,000	9,108,270,600	
第164回利付国債（5年）	1,900,000,000	1,878,112,000	
第165回利付国債（5年）	6,100,000,000	6,055,226,000	
第166回利付国債（5年）	4,910,000,000	4,894,533,500	
第167回利付国債（5年）	150,000,000	149,368,500	
第168回利付国債（5年）	2,000,000,000	2,009,280,000	
第169回利付国債（5年）	3,000,000,000	3,000,660,000	
第170回利付国債（5年）	150,000,000	150,592,500	
第171回利付国債（5年）	10,000,000,000	9,944,100,000	
第1回利付国債（40年）	2,105,000,000	2,306,069,600	
第2回利付国債（40年）	1,335,000,000	1,404,339,900	
第3回利付国債（40年）	1,668,000,000	1,743,510,360	
第4回利付国債（40年）	1,838,000,000	1,906,649,300	
第5回利付国債（40年）	1,525,000,000	1,510,253,250	
第6回利付国債（40年）	1,530,000,000	1,474,093,800	
第7回利付国債（40年）	1,540,000,000	1,412,287,800	
第8回利付国債（40年）	2,110,000,000	1,780,629,000	
第9回利付国債（40年）	3,830,000,000	2,329,942,200	
第10回利付国債（40年）	3,000,000,000	2,144,760,000	
第11回利付国債（40年）	3,080,000,000	2,100,190,400	
第12回利付国債（40年）	2,670,000,000	1,599,036,300	
第13回利付国債（40年）	3,920,000,000	2,297,982,400	
第14回利付国債（40年）	3,590,000,000	2,236,785,400	
第15回利付国債（40年）	4,200,000,000	2,885,316,000	

第16回利付国債（40年）	4,000,000,000	3,007,880,000	
第17回利付国債（40年）	1,470,000,000	1,432,147,500	
第341回利付国債（10年）	3,320,000,000	3,319,568,400	
第342回利付国債（10年）	2,570,000,000	2,560,259,700	
第343回利付国債（10年）	4,870,000,000	4,845,942,200	
第344回利付国債（10年）	4,620,000,000	4,593,065,400	
第345回利付国債（10年）	6,340,000,000	6,297,839,000	
第346回利付国債（10年）	6,130,000,000	6,084,086,300	
第347回利付国債（10年）	5,700,000,000	5,652,291,000	
第348回利付国債（10年）	4,970,000,000	4,923,928,100	
第349回利付国債（10年）	6,090,000,000	6,028,003,800	
第350回利付国債（10年）	6,530,000,000	6,456,341,600	
第351回利付国債（10年）	4,870,000,000	4,808,540,600	
第352回利付国債（10年）	4,110,000,000	4,051,514,700	
第353回利付国債（10年）	4,630,000,000	4,557,262,700	
第354回利付国債（10年）	6,320,000,000	6,208,199,200	
第355回利付国債（10年）	4,840,000,000	4,746,394,400	
第356回利付国債（10年）	9,580,000,000	9,382,939,400	
第357回利付国債（10年）	4,150,000,000	4,059,447,000	
第358回利付国債（10年）	8,790,000,000	8,587,214,700	
第359回利付国債（10年）	10,190,000,000	9,941,771,600	
第360回利付国債（10年）	7,140,000,000	6,954,645,600	
第361回利付国債（10年）	9,360,000,000	9,098,949,600	
第362回利付国債（10年）	7,740,000,000	7,508,883,600	
第363回利付国債（10年）	9,520,000,000	9,213,170,400	
第364回利付国債（10年）	8,290,000,000	8,002,502,800	
第365回利付国債（10年）	7,620,000,000	7,333,945,200	
第366回利付国債（10年）	7,210,000,000	6,974,809,800	
第367回利付国債（10年）	8,750,000,000	8,436,750,000	
第368回利付国債（10年）	9,930,000,000	9,545,510,400	
第369回利付国債（10年）	9,670,000,000	9,500,098,100	
第370回利付国債（10年）	9,860,000,000	9,662,504,200	
第371回利付国債（10年）	9,560,000,000	9,261,632,400	
第372回利付国債（10年）	9,120,000,000	9,120,000,000	
第373回利付国債（10年）	9,780,000,000	9,578,043,000	
第374回利付国債（10年）	5,600,000,000	5,567,968,000	

第375回利付国債（10年）	2,800,000,000	2,852,864,000	
第1回利付国債（30年）	196,000,000	218,148,000	
第2回利付国債（30年）	268,000,000	294,984,920	
第3回利付国債（30年）	307,000,000	337,466,680	
第4回利付国債（30年）	252,000,000	288,063,720	
第5回利付国債（30年）	238,000,000	263,244,660	
第6回利付国債（30年）	339,000,000	381,330,930	
第7回利付国債（30年）	339,000,000	380,371,560	
第8回利付国債（30年）	302,000,000	328,135,080	
第9回利付国債（30年）	206,000,000	217,191,980	
第10回利付国債（30年）	398,000,000	409,645,480	
第11回利付国債（30年）	237,000,000	255,635,310	
第12回利付国債（30年）	325,000,000	361,624,250	
第13回利付国債（30年）	595,000,000	656,921,650	
第14回利付国債（30年）	683,000,000	778,640,490	
第15回利付国債（30年）	686,000,000	788,481,540	
第16回利付国債（30年）	547,000,000	629,208,630	
第17回利付国債（30年）	577,000,000	658,703,200	
第18回利付国債（30年）	687,000,000	777,560,340	
第19回利付国債（30年）	593,000,000	670,902,410	
第20回利付国債（30年）	655,000,000	754,429,000	
第21回利付国債（30年）	529,000,000	598,367,770	
第22回利付国債（30年）	1,975,000,000	2,276,325,750	
第23回利付国債（30年）	194,000,000	223,707,220	
第24回利付国債（30年）	981,000,000	1,131,652,170	
第25回利付国債（30年）	1,287,000,000	1,455,584,130	
第26回利付国債（30年）	1,014,000,000	1,157,785,200	
第27回利付国債（30年）	760,000,000	876,219,200	
第28回利付国債（30年）	2,926,000,000	3,372,419,820	
第29回利付国債（30年）	1,630,000,000	1,854,777,000	
第30回利付国債（30年）	2,321,000,000	2,606,088,430	
第31回利付国債（30年）	2,223,000,000	2,460,549,780	
第32回利付国債（30年）	1,989,000,000	2,224,318,590	
第33回利付国債（30年）	1,227,000,000	1,316,460,570	
第34回利付国債（30年）	2,631,000,000	2,890,127,190	
第35回利付国債（30年）	3,179,000,000	3,389,958,440	

第36回利付国債（30年）	2,579,000,000	2,740,780,670	
第37回利付国債（30年）	2,717,000,000	2,836,982,720	
第38回利付国債（30年）	1,590,000,000	1,628,446,200	
第39回利付国債（30年）	1,660,000,000	1,723,179,600	
第40回利付国債（30年）	1,720,000,000	1,754,812,800	
第41回利付国債（30年）	1,210,000,000	1,212,637,800	
第42回利付国債（30年）	1,820,000,000	1,818,653,200	
第43回利付国債（30年）	2,020,000,000	2,012,546,200	
第44回利付国債（30年）	2,230,000,000	2,218,381,700	
第45回利付国債（30年）	2,190,000,000	2,098,633,200	
第46回利付国債（30年）	2,530,000,000	2,418,047,500	
第47回利付国債（30年）	2,890,000,000	2,804,716,100	
第48回利付国債（30年）	2,570,000,000	2,398,555,300	
第49回利付国債（30年）	2,510,000,000	2,335,780,900	
第50回利付国債（30年）	2,810,000,000	2,307,881,100	
第51回利付国債（30年）	2,860,000,000	2,083,023,800	
第52回利付国債（30年）	2,540,000,000	1,929,434,800	
第53回利付国債（30年）	2,790,000,000	2,159,794,800	
第54回利付国債（30年）	2,240,000,000	1,807,187,200	
第55回利付国債（30年）	2,460,000,000	1,976,462,400	
第56回利付国債（30年）	2,430,000,000	1,944,218,700	
第57回利付国債（30年）	2,490,000,000	1,983,932,400	
第58回利付国債（30年）	2,140,000,000	1,697,983,000	
第59回利付国債（30年）	2,410,000,000	1,858,784,800	
第60回利付国債（30年）	2,100,000,000	1,692,180,000	
第61回利付国債（30年）	2,040,000,000	1,558,254,000	
第62回利付国債（30年）	2,070,000,000	1,492,842,600	
第63回利付国債（30年）	2,420,000,000	1,687,708,000	
第64回利付国債（30年）	2,330,000,000	1,615,295,800	
第65回利付国債（30年）	2,360,000,000	1,627,692,000	
第66回利付国債（30年）	1,710,000,000	1,172,427,300	
第67回利付国債（30年）	2,640,000,000	1,904,548,800	
第68回利付国債（30年）	2,940,000,000	2,109,156,000	
第69回利付国債（30年）	2,470,000,000	1,813,844,500	
第70回利付国債（30年）	2,340,000,000	1,710,563,400	
第71回利付国債（30年）	2,760,000,000	2,008,314,000	

第72回利付国債（30年）	2,510,000,000	1,817,967,900	
第73回利付国債（30年）	2,890,000,000	2,083,574,400	
第74回利付国債（30年）	2,980,000,000	2,327,111,800	
第75回利付国債（30年）	2,670,000,000	2,246,057,400	
第76回利付国債（30年）	2,640,000,000	2,271,878,400	
第77回利付国債（30年）	2,410,000,000	2,171,169,000	
第78回利付国債（30年）	3,560,000,000	3,050,172,400	
第79回利付国債（30年）	2,130,000,000	1,730,305,500	
第80回利付国債（30年）	2,460,000,000	2,312,301,600	
第81回利付国債（30年）	2,580,000,000	2,310,519,000	
第82回利付国債（30年）	3,360,000,000	3,153,292,800	
第83回利付国債（30年）	1,440,000,000	1,475,841,600	
第83回利付国債（20年）	395,000,000	403,942,800	
第84回利付国債（20年）	880,000,000	898,814,400	
第85回利付国債（20年）	520,000,000	533,800,800	
第86回利付国債（20年）	1,047,000,000	1,077,959,790	
第87回利付国債（20年）	420,000,000	431,781,000	
第88回利付国債（20年）	1,264,000,000	1,306,836,960	
第89回利付国債（20年）	340,000,000	350,924,200	
第90回利付国債（20年）	1,270,000,000	1,316,304,200	
第91回利付国債（20年）	548,000,000	569,081,560	
第92回利付国債（20年）	1,282,000,000	1,331,408,280	
第93回利付国債（20年）	190,000,000	197,609,500	
第94回利付国債（20年）	875,000,000	912,231,250	
第95回利付国債（20年）	1,107,000,000	1,164,829,680	
第96回利付国債（20年）	340,000,000	355,898,400	
第97回利付国債（20年）	573,000,000	603,821,670	
第98回利付国債（20年）	610,000,000	640,988,000	
第99回利付国債（20年）	1,480,000,000	1,561,044,800	
第100回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,093,983,600	
第101回利付国債（20年）	723,000,000	772,930,380	
第102回利付国債（20年）	520,000,000	558,131,600	
第103回利付国債（20年）	760,000,000	812,911,200	
第104回利付国債（20年）	610,000,000	647,935,900	
第105回利付国債（20年）	920,000,000	980,195,600	
第106回利付国債（20年）	571,000,000	610,615,980	

第107回利付国債（20年）	607,000,000	648,725,180	
第108回利付国債（20年）	1,000,000,000	1,060,350,000	
第109回利付国債（20年）	560,000,000	595,179,200	
第110回利付国債（20年）	876,000,000	938,782,920	
第111回利付国債（20年）	861,000,000	929,225,640	
第112回利付国債（20年）	1,050,000,000	1,128,309,000	
第113回利付国債（20年）	922,000,000	994,303,240	
第114回利付国債（20年）	1,600,000,000	1,731,536,000	
第115回利付国債（20年）	944,000,000	1,026,458,400	
第116回利付国債（20年）	461,000,000	502,964,830	
第117回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,433,071,200	
第118回利付国債（20年）	520,000,000	563,446,000	
第119回利付国債（20年）	400,000,000	428,812,000	
第120回利付国債（20年）	780,000,000	827,439,600	
第121回利付国債（20年）	1,299,000,000	1,403,712,390	
第122回利付国債（20年）	100,000,000	107,477,000	
第123回利付国債（20年）	1,318,000,000	1,443,644,940	
第124回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,350,670,000	
第125回利付国債（20年）	1,844,000,000	2,036,790,200	
第126回利付国債（20年）	200,000,000	218,322,000	
第127回利付国債（20年）	440,000,000	477,540,800	
第128回利付国債（20年）	1,974,000,000	2,145,895,920	
第129回利付国債（20年）	280,000,000	302,554,000	
第130回利付国債（20年）	1,862,000,000	2,014,646,760	
第131回利付国債（20年）	420,000,000	451,596,600	
第132回利付国債（20年）	187,000,000	201,266,230	
第133回利付国債（20年）	2,320,000,000	2,513,140,000	
第134回利付国債（20年）	4,545,000,000	4,930,325,100	
第135回利付国債（20年）	50,000,000	53,860,500	
第136回利付国債（20年）	190,000,000	203,305,700	
第137回利付国債（20年）	4,342,000,000	4,679,286,560	
第138回利付国債（20年）	160,000,000	169,998,400	
第139回利付国債（20年）	310,000,000	331,665,900	
第140回利付国債（20年）	2,817,000,000	3,036,782,340	
第141回利付国債（20年）	1,120,000,000	1,208,065,600	
第142回利付国債（20年）	3,090,000,000	3,357,130,500	

第143回利付国債（20年）	1,740,000,000	1,862,913,600	
第144回利付国債（20年）	1,520,000,000	1,614,528,800	
第145回利付国債（20年）	3,100,000,000	3,343,753,000	
第146回利付国債（20年）	3,420,000,000	3,686,828,400	
第147回利付国債（20年）	3,450,000,000	3,685,083,000	
第148回利付国債（20年）	3,360,000,000	3,555,484,800	
第149回利付国債（20年）	3,780,000,000	3,994,477,200	
第150回利付国債（20年）	4,150,000,000	4,338,783,500	
第151回利付国債（20年）	5,380,000,000	5,511,003,000	
第152回利付国債（20年）	4,140,000,000	4,230,873,000	
第153回利付国債（20年）	4,540,000,000	4,674,701,800	
第154回利付国債（20年）	4,360,000,000	4,433,378,800	
第155回利付国債（20年）	5,020,000,000	4,987,119,000	
第156回利付国債（20年）	3,100,000,000	2,870,755,000	
第157回利付国債（20年）	4,980,000,000	4,482,448,200	
第158回利付国債（20年）	3,610,000,000	3,355,025,700	
第159回利付国債（20年）	4,350,000,000	4,075,123,500	
第160回利付国債（20年）	4,810,000,000	4,543,237,400	
第161回利付国債（20年）	3,970,000,000	3,687,772,700	
第162回利付国債（20年）	5,130,000,000	4,745,865,600	
第163回利付国債（20年）	3,600,000,000	3,316,572,000	
第164回利付国債（20年）	3,890,000,000	3,519,983,200	
第165回利付国債（20年）	3,990,000,000	3,591,957,600	
第166回利付国債（20年）	4,410,000,000	4,062,359,700	
第167回利付国債（20年）	3,710,000,000	3,306,834,300	
第168回利付国債（20年）	4,300,000,000	3,756,136,000	
第169回利付国債（20年）	3,940,000,000	3,370,276,000	
第170回利付国債（20年）	3,720,000,000	3,164,864,400	
第171回利付国債（20年）	3,070,000,000	2,597,649,800	
第172回利付国債（20年）	3,490,000,000	2,984,124,500	
第173回利付国債（20年）	3,950,000,000	3,359,356,500	
第174回利付国債（20年）	6,120,000,000	5,176,663,200	
第175回利付国債（20年）	3,620,000,000	3,097,815,000	
第176回利付国債（20年）	4,200,000,000	3,575,292,000	
第177回利付国債（20年）	3,790,000,000	3,155,175,000	
第178回利付国債（20年）	4,170,000,000	3,513,933,900	

	第179回利付国債（20年）	3,980,000,000	3,337,787,200	
	第180回利付国債（20年）	3,930,000,000	3,459,500,400	
	第181回利付国債（20年）	3,800,000,000	3,389,676,000	
	第182回利付国債（20年）	4,160,000,000	3,826,160,000	
	第183回利付国債（20年）	3,570,000,000	3,439,837,800	
	第184回利付国債（20年）	4,190,000,000	3,825,092,900	
	第185回利付国債（20年）	4,760,000,000	4,328,886,800	
	第186回利付国債（20年）	4,060,000,000	3,943,234,400	
	第187回利付国債（20年）	3,270,000,000	3,062,322,300	
	第188回利付国債（20年）	3,150,000,000	3,094,749,000	
	第189回利付国債（20年）	2,200,000,000	2,265,098,000	
	第1回大韓民国	100,000,000	99,923,000	
	第2回大韓民国	100,000,000	100,306,000	
	第1回スロベニア	400,000,000	399,788,000	
国債証券 合計		835,737,000,000	798,574,976,190	
地方債証券	第7回東京都公募公債（30年）	80,000,000	91,045,600	
	第10回東京都公募公債（30年）	100,000,000	110,759,000	
	第12回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,414,000	
	第20回東京都公募公債（20年）	80,000,000	85,859,200	
	第21回東京都公募公債（20年）	80,000,000	86,532,800	
	第28回東京都公募公債（20年）	100,000,000	106,206,000	
	第33回東京都公募公債（20年）	100,000,000	88,838,000	
	第750回東京都公募公債	200,000,000	200,086,000	
	第751回東京都公募公債	500,000,000	499,745,000	
	第757回東京都公募公債	150,000,000	148,825,500	
	第758回東京都公募公債	150,000,000	148,825,500	
	第782回東京都公募公債	100,000,000	98,852,000	
	第783回東京都公募公債	400,000,000	395,260,000	
	第807回東京都公募公債	200,000,000	194,090,000	
	第809回東京都公募公債	100,000,000	96,895,000	
	第853回東京都公募公債	300,000,000	302,349,000	
	平成30年度第14回北海道公募公債	100,000,000	98,405,000	
	令和3年度第14回北海道公募公債（5年）	400,000,000	395,392,000	
	第32回1号宮城県公募公債	200,000,000	198,564,000	
	第36回2号宮城県公募公債	342,000,000	331,709,220	
	第2回神奈川県公募公債（30年）	180,000,000	212,904,000	

第4回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	115,391,000	
第19回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	107,816,000	
第20回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	535,485,000	
第27回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	103,438,000	
第96回神奈川県公募公債（5年）	300,000,000	300,387,000	
第226回神奈川県公募公債	100,000,000	99,255,000	
第234回神奈川県公募公債	400,000,000	395,764,000	
第243回神奈川県公募公債	100,000,000	97,219,000	
第256回神奈川県公募公債	350,000,000	338,012,500	
第263回神奈川県公募公債	400,000,000	405,876,000	
第7回大阪府公募公債（20年）	620,000,000	668,564,600	
第11回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	106,902,000	
第179回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	99,413,000	
第184回大阪府公募公債（5年）	120,000,000	118,984,800	
第186回大阪府公募公債（5年）	300,000,000	297,201,000	
第191回大阪府公募公債（5年）	160,000,000	158,156,800	
第407回大阪府公募公債	200,000,000	198,802,000	
第410回大阪府公募公債	200,000,000	198,214,000	
第415回大阪府公募公債	100,000,000	99,211,000	
第417回大阪府公募公債	300,000,000	298,236,000	
第418回大阪府公募公債	800,000,000	794,472,000	
第420回大阪府公募公債	100,000,000	99,130,000	
第426回大阪府公募公債	100,000,000	98,929,000	
第435回大阪府公募公債	130,000,000	128,212,500	
第439回大阪府公募公債	100,000,000	98,397,000	
第455回大阪府公募公債	148,000,000	143,904,840	
第460回大阪府公募公債	194,000,000	188,069,420	
第464回大阪府公募公債	800,000,000	770,944,000	
第465回大阪府公募公債	500,000,000	483,120,000	
第467回大阪府公募公債	200,000,000	193,452,000	
第471回大阪府公募公債	97,000,000	92,992,930	
第483回大阪府公募公債	200,000,000	199,584,000	
平成26年度第2回京都府公募公債（15年）	200,000,000	204,286,000	
平成26年度第5回京都府公募公債（20年）	100,000,000	104,104,000	
令和6年度第1回京都府公募公債（5年）	200,000,000	198,942,000	
令和6年度第3回京都府公募公債（5年）	100,000,000	100,245,000	

第1回兵庫県公募公債（15年）	400,000,000	408,764,000	
第2回兵庫県公募公債（20年）	300,000,000	316,731,000	
第2回兵庫県公募公債（30年）	90,000,000	100,069,200	
第4回兵庫県公募公債（12年）	300,000,000	301,443,000	
第4回兵庫県公募公債（15年）	400,000,000	410,412,000	
第5回兵庫県公募公債（12年）	400,000,000	402,136,000	
第5回兵庫県公募公債（15年）	300,000,000	308,562,000	
第6回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	103,081,000	
第9回兵庫県公募公債（15年）	800,000,000	815,648,000	
第9回兵庫県公募公債（20年）	200,000,000	216,732,000	
第27回兵庫県公募公債（20年）	200,000,000	182,610,000	
平成28年度第29回兵庫県公募公債	100,000,000	99,393,000	
令和5年度第4回兵庫県公募公債（グリーン）	100,000,000	98,295,000	
令和5年度第5回兵庫県公募公債	100,000,000	99,331,000	
令和6年度第1回兵庫県公募公債（5年）	100,000,000	99,734,000	
令和6年度第2回兵庫県公募公債	200,000,000	199,260,000	
令和6年度第4回兵庫県公募公債（グリーン）	300,000,000	303,357,000	
第1回静岡県公募公債（15年）	100,000,000	102,564,000	
第6回静岡県公募公債（15年）	300,000,000	306,384,000	
第11回静岡県公募公債（20年）	550,000,000	589,666,000	
第14回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	107,318,000	
令和2年度第15回静岡県公募公債（5年）	120,000,000	119,199,600	
令和2年度第13回静岡県公募公債（5年）	120,000,000	119,199,600	
令和6年度第7回静岡県公募公債	200,000,000	199,412,000	
平成20年度第8回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	212,408,000	
平成21年度第5回愛知県公募公債（20年）	700,000,000	754,950,000	
平成23年度第13回愛知県公募公債	500,000,000	511,235,000	
平成24年度第14回愛知県公募公債（15年）	300,000,000	307,776,000	
平成27年度第16回愛知県公募公債	100,000,000	100,056,000	
平成29年度第5回愛知県公募公債	600,000,000	595,026,000	
平成30年度第5回愛知県公募公債	100,000,000	98,713,000	
平成30年度第8回愛知県公募公債	200,000,000	197,674,000	
令和3年度第18回愛知県公募公債	100,000,000	96,563,000	
令和5年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	98,972,000	
令和6年度第1回愛知県公募公債（5年）	100,000,000	99,450,000	
平成23年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	107,754,000	

平成28年度第1回広島県公募公債	100,000,000	99,348,000	
平成28年度第4回広島県公募公債	100,000,000	99,071,000	
平成28年度第1回広島県公募公債(20年)	100,000,000	90,968,000	
平成30年度第4回広島県公募公債	200,000,000	197,458,000	
令和3年度第7回広島県公募公債	100,000,000	96,390,000	
第2回埼玉県公募公債(サステナビリティ)	100,000,000	99,103,000	
第3回埼玉県公募公債	200,000,000	199,494,000	
第4回埼玉県公募公債	200,000,000	200,088,000	
第9回埼玉県公募公債(20年)	200,000,000	217,150,000	
第10回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	107,847,000	
第14回埼玉県公募公債(20年)	200,000,000	210,358,000	
第16回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	100,952,000	
平成29年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	99,255,000	
平成29年度第3回埼玉県公募公債	200,000,000	198,294,000	
平成30年度第4回埼玉県公募公債	200,000,000	197,506,000	
令和2年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	97,328,000	
令和2年度第4回埼玉県公募公債	500,000,000	486,500,000	
令和3年度第2回埼玉県公募公債(5年)	110,000,000	109,223,400	
平成19年度第1回福岡県公募公債(30年)	70,000,000	80,884,300	
平成20年度第1回福岡県公募公債(30年)	80,000,000	88,716,000	
平成21年度第2回福岡県公募公債(20年)	200,000,000	217,272,000	
平成22年度第2回福岡県公募公債(20年)	800,000,000	873,672,000	
平成23年度第1回福岡県公募公債(15年)	800,000,000	817,624,000	
平成24年度第1回福岡県公募公債(15年)	100,000,000	102,610,000	
平成27年度第7回福岡県公募公債	100,000,000	100,068,000	
令和2年度第4回福岡県公募公債	200,000,000	194,196,000	
令和5年度第1回福岡県公募公債(グリーン)	100,000,000	98,546,000	
令和5年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	98,298,000	
令和6年度第1回福岡県公募公債(グリーン)	300,000,000	300,372,000	
令和6年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	100,764,000	
令和6年度第4回福岡県公募公債	100,000,000	101,522,000	
第9回千葉県公募公債(20年)	80,000,000	85,748,000	
第13回千葉県公募公債(20年)	300,000,000	321,300,000	
第14回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	102,415,000	
平成27年度第6回千葉県公募公債	500,000,000	500,375,000	
平成27年度第9回千葉県公募公債	200,000,000	198,912,000	

平成28年度第3回千葉県公募公債	400,000,000	396,848,000	
平成30年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	98,121,000	
令和元年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	97,479,000	
令和5年度第7回千葉県公募公債（サステナビリティ）	100,000,000	98,721,000	
令和5年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	99,747,000	
令和6年度第1回千葉県公募公債	300,000,000	296,967,000	
平成27年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	99,673,000	
令和4年度第1回長野県公募公債	300,000,000	290,040,000	
令和5年度第2回長野県公募公債	100,000,000	98,888,000	
令和6年度第1回長野県公募公債	200,000,000	200,938,000	
第2回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	108,909,000	
第5回群馬県公募公債（20年）	200,000,000	209,878,000	
第7回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	90,307,000	
第24回群馬県公募公債	200,000,000	191,732,000	
第30回群馬県公募公債	300,000,000	302,298,000	
平成27年度第1回岐阜県公募公債	300,000,000	300,441,000	
令和2年度第2回岐阜県公募公債（5年）	100,000,000	99,543,000	
平成27年度第1回大分県公募公債	203,400,000	203,597,298	
第2回共同発行市場公募地方債（グリーン）	200,000,000	198,828,000	
第151回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,180,000	
第152回共同発行市場公募地方債	700,000,000	700,805,000	
第153回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,150,000	
第157回共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,940,000	
第158回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,696,000	
第159回共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,405,000	
第172回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,222,000	
第173回共同発行市場公募地方債	400,000,000	396,676,000	
第185回共同発行市場公募地方債	300,000,000	296,415,000	
第193回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,728,000	
第198回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,236,000	
第205回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,337,000	
第206回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,252,000	
第207回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,319,000	
第232回共同発行市場公募地方債	450,000,000	435,973,500	
令和元年度第3回堺市公募公債	100,000,000	97,399,000	

平成27年度第1回長崎県公募公債	300,000,000	300,441,000	
平成27年度第1回佐賀県公募公債	500,000,000	500,455,000	
平成29年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	98,985,000	
令和3年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	95,886,000	
平成30年度第1回福島県公募公債	100,000,000	98,742,000	
第2回滋賀県公募公債（サステナビリティ）	100,000,000	99,121,000	
令和元年度第2回栃木県公募公債	100,000,000	97,323,000	
令和2年度第2回栃木県公募公債	100,000,000	96,924,000	
令和3年度第1回熊本県公募公債（5年）	200,000,000	198,224,000	
令和5年度第2回奈良県公募公債	200,000,000	198,156,000	
令和6年度第1回奈良県公募公債（5年）	100,000,000	99,911,000	
第5回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	107,612,000	
第15回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	109,162,000	
令和6年度第1回大阪市公募公債（5年）	600,000,000	599,310,000	
令和6年度第2回大阪市公募公債	200,000,000	200,088,000	
第1回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	114,404,000	
第9回名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	106,329,000	
第9回名古屋市公募公債（30年）	90,000,000	95,249,700	
第28回名古屋市公募公債（5年）	500,000,000	497,465,000	
第33回名古屋市公募公債（5年）	300,000,000	299,655,000	
第511回名古屋市公募公債	100,000,000	97,052,000	
第1回京都市公募公債（15年）	100,000,000	100,820,000	
第3回京都市公募公債（20年）	100,000,000	102,135,000	
第5回京都市公募公債（20年）	50,000,000	52,111,500	
平成29年度第3回京都市公募公債	400,000,000	396,676,000	
令和5年度第7回京都市公募公債（5年）	100,000,000	99,501,000	
平成18年度第3回神戸市公募公債（20年）	110,000,000	114,012,800	
平成20年度第24回神戸市公募公債（20年）	200,000,000	212,742,000	
平成22年度第4回神戸市公募公債	100,000,000	107,445,000	
平成23年度第4回神戸市公募公債（20年）	150,000,000	162,421,500	
令和6年度第1回神戸市公募公債（5年）	300,000,000	298,341,000	
令和6年度第5回神戸市公募公債（5年）	200,000,000	198,802,000	
第7回横浜市公募公債（20年）	450,000,000	459,436,500	
第19回横浜市公募公債（20年）	200,000,000	215,544,000	
平成27年度第4回横浜市公募公債	300,000,000	300,333,000	
第27回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	106,230,000	

第33回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	90,678,000	
第35回横浜市公募公債（20年）	500,000,000	455,595,000	
第54回横浜市公募公債（5年）	300,000,000	298,629,000	
第64回横浜市公募公債（5年）	800,000,000	795,600,000	
平成22年度第8回札幌市公募公債（30年）	80,000,000	87,813,600	
平成23年度第3回札幌市公募公債	100,000,000	108,452,000	
平成23年度第9回札幌市公募公債	600,000,000	614,502,000	
令和2年度第7回札幌市公募公債	200,000,000	193,488,000	
令和3年度第2回札幌市公募公債（5年）	100,000,000	99,182,000	
令和3年度第9回札幌市公募公債（5年）	500,000,000	495,010,000	
第7回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	107,032,000	
第12回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	108,947,000	
第62回川崎市公募公債（5年）	490,000,000	485,648,800	
第3回北九州市公募公債（サステナビリティ）	100,000,000	98,721,000	
第17回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	104,897,000	
令和3年度第1回北九州市公募公債（5年）	200,000,000	198,050,000	
2020年度第9回福岡市公募公債（5年）	200,000,000	198,972,000	
2023年度第8回福岡市公募公債	100,000,000	98,875,000	
2024年度第1回福岡市公募公債（5年）	200,000,000	198,942,000	
令和3年度第4回千葉市公募公債	100,000,000	95,849,000	
令和5年度第4回千葉市公募公債（サステナビリティ）	100,000,000	99,322,000	
第21回さいたま市公募公債	170,000,000	168,997,000	
令和5年度第2回鹿児島県公募公債（5年）	100,000,000	99,501,000	
令和6年度第1回福井県公募公債（5年）	300,000,000	300,624,000	
令和2年度第2回徳島県公募公債	100,000,000	96,924,000	
平成28年度第1回山梨県公募公債	200,000,000	198,202,000	
平成30年度第1回山梨県公募公債	100,000,000	98,894,000	
令和2年度第1回山梨県公募公債	700,000,000	678,923,000	
第96回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	100,000,000	106,766,000	
地方債証券 合計	50,144,400,000	50,525,947,508	
特殊債券	第19回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券	500,000,000	496,260,000
	第6回神奈川県住宅供給公社債券	100,000,000	97,350,000
	第36回日本政策投資銀行債券（財投機関債）	30,000,000	31,351,200
	第41回政府保証日本政策投資銀行	600,000,000	593,310,000

第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	117,641,000	
第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	140,000,000	144,117,400	
第17回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	310,890,000	
第18回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	30,000,000	34,567,800	
第19回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	225,968,000	
第20回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	208,954,000	
第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	110,000,000	122,706,100	
第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	315,573,000	
第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	210,912,000	
第28回道路債券（財投機関債）	100,000,000	115,929,000	
第33回道路債券（財投機関債）	300,000,000	350,088,000	
第83回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	150,000,000	161,934,000	
第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,057,000	
第101回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,681,000	
第109回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,123,000	
第116回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,341,000	
第118回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,626,000	
第145回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	93,513,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,736,000	
第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	300,225,000	
第153回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	91,660,000	
第158回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,034,000	
第160回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	101,012,000	
第162回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,399,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,270,000	
第226回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,630,000	

構債券			
第258回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,029,000	
第263回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,996,000	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,892,000	
第269回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,228,000	
第273回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	297,999,000	
第276回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	297,879,000	
第327回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	495,440,000	
第348回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,721,000	
第366回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	493,390,000	
第437回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,000,000,000	991,470,000	
第443回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	296,073,000	
第467回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,000,000,000	987,080,000	
第1回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	53,785,500	
第4回公営企業債券（30年）（財投機関債）	100,000,000	117,639,000	
第11回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	106,987,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	108,916,000	
第14回政府保証地方公共団体金融機構債券（4年）	500,000,000	499,845,000	
第14回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	80,000,000	87,592,800	
第16回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	80,000,000	85,973,600	
第17回公営企業債券（20年）（財投機関債）	150,000,000	154,348,500	
第22回公営企業債券（20年）（財投機関債）	1,000,000,000	1,049,000,000	
第23回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	106,486,000	
第24回公営企業債券（20年）（財投機関債）	300,000,000	318,423,000	
第24回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	200,000,000	213,414,000	
第27回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	53,677,500	
第29回地方公共団体金融機構債券（5年）（財投機	500,000,000	495,205,000	

関債)			
第44回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	101,417,000	
第77回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,039,000	
第77回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	300,000,000	300,222,000	
第78回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	150,027,000	
第81回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,630,000	
第82回政府保証地方公共団体金融機構債券	674,000,000	670,009,920	
第83回政府保証地方公共団体金融機構債券	102,000,000	101,342,100	
F90回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,500,000	
第91回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,500,000,000	1,487,745,000	
第94回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,245,000	
第100回政府保証地方公共団体金融機構債券	325,000,000	321,369,750	
第101回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,099,000	
第102回政府保証地方公共団体金融機構債券	131,000,000	129,726,680	
第108回政府保証地方公共団体金融機構債券	223,000,000	220,172,360	
第115回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	196,914,000	
F131回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	70,000,000	73,792,600	
F134回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	300,000,000	308,094,000	
F151回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	102,473,000	
F203回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	200,000,000	203,388,000	
F234回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,655,000	
第27回首都高速道路	100,000,000	99,468,000	
第10回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	86,398,400	
第15回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	85,773,600	
第48回福祉医療機構債券(財投機関債)	400,000,000	396,632,000	
第54回福祉医療機構債券(財投機関債)	100,000,000	98,615,000	
第4回中部国際空港(財投機関債)	200,000,000	198,576,000	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	26,405,000	26,073,617	
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	27,646,000	27,343,829	
第4回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	31,978,000	31,518,795	
第8回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	46,293,000	45,462,040	
第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,319,000	17,973,831	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,268,000	17,882,568	

第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,620,000	18,240,576	
第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,074,000	17,663,735	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,204,000	33,182,035	
第37回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,528,000	34,506,011	
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,414,000	18,929,407	
第40回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,592,000	36,277,857	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,972,000	21,596,336	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,040,000	82,812,585	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,899,000	51,379,004	
第47回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,358,000	14,752,557	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,780,000	31,693,858	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,510,000	32,379,991	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,414,000	33,256,439	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,412,000	35,324,262	
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,866,000	37,752,995	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,056,000	39,996,859	
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,891,000	22,411,349	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,041,000	22,582,106	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,784,000	47,962,488	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,220,000	48,190,843	
第61回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,942,000	48,778,108	
第62回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,138,000	27,538,828	
第63回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,505,000	26,785,157	
第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,664,000	187,520,640	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,184,000	89,990,223	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,942,000	28,393,822	
第74回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,417,000	31,979,678	
第76回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,359,000	26,749,376	
第77回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	30,000,000	30,645,900	
第78回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,430,000	27,670,561	
第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,012,000	31,200,242	
第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,506,000	33,594,120	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	130,296,000	130,535,744	
第85回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,004,000	68,087,644	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,518,000	

第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,600,000	36,427,248	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	113,505,000	112,516,371	
第92回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,027,000	39,283,298	
第93回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	204,540,000	
第95回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,792,000	49,839,650	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,314,000	47,171,857	
第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,836,000	49,021,181	
第100回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	215,796,000	
第102回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,230,000	
第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,013,000	51,848,834	
第106回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	111,288,000	106,374,634	
第107回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	114,898,000	109,169,185	
第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	243,468,000	230,084,564	
第110回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	309,680,000	290,151,579	
第111回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	502,056,000	468,769,687	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	130,468,000	123,442,298	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	453,173,000	429,476,583	
第120回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	326,815,000	307,588,473	
第121回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	130,000,000	139,189,700	
第122回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	201,858,000	190,220,886	
第123回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,268,000	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,799,000	62,771,020	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,078,000	64,689,474	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,542,000	63,418,560	
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	138,938,000	130,585,047	
第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	138,804,000	130,137,078	
第131回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,022,000	64,525,216	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,447,000	64,019,163	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	209,205,000	195,838,892	
第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,445,000	65,709,687	
第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,270,000	66,688,764	
第137回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	286,304,000	268,418,589	
第138回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	141,962,000	133,455,636	

第143回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,326,000	
第147回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	150,802,000	137,808,899	
第148回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	229,116,000	208,108,353	
第150回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	233,490,000	213,110,992	
第151回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	158,296,000	144,912,073	
第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,735,000	72,530,682	
第153回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	157,812,000	145,332,227	
第160回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,526,000	75,125,393	
第161回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	100,430,000	
第162回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	165,196,000	151,953,888	
第165回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,438,000	76,731,253	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	250,941,000	231,317,413	
第169回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	170,498,000	156,897,374	
第170回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	169,610,000	155,915,688	
第171回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	172,468,000	157,709,913	
第172回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,913,000	78,539,087	
第174回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	180,000,000	178,657,200	
第175回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,092,000	80,828,814	
第176回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	175,306,000	160,089,439	
第177回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	175,878,000	161,735,650	
第178回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,571,000	81,181,819	
第179回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	176,636,000	163,199,299	
第180回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,465,000	82,189,292	
第181回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,081,000	82,656,478	
第182回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	179,742,000	166,631,618	
第183回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	179,846,000	167,035,569	
第184回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	181,982,000	168,526,250	
第186回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,710,000	86,964,007	
第188回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	183,258,000	177,947,183	
第190回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,182,000	90,032,315	
第191回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,687,000	90,050,054	
第192回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	368,992,000	361,224,718	
第193回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,703,000	90,055,402	
第194回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,683,000	90,840,657	

第194回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,019,000	
第195回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	191,200,000	185,073,952	
第196回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	286,467,000	279,726,431	
第197回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	191,580,000	187,911,243	
第198回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	191,656,000	189,676,193	
第199回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	383,688,000	377,502,949	
第200回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	289,545,000	283,728,040	
第201回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	290,400,000	283,189,368	
第202回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,369,000	95,952,281	
第203回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	391,432,000	387,228,020	
第203回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,219,000	
第204回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	294,930,000	294,251,661	
第205回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	197,586,000	198,631,229	
第206回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	198,574,000	199,415,953	
第207回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	299,679,000	303,155,274	
第208回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	299,484,000	
第6回沖繩振興開発金融公庫債券（財投機関債）	50,000,000	50,643,000	
い第848号商工債券	100,000,000	99,386,000	
い第850号商工債券	300,000,000	297,837,000	
い第852号商工債券	100,000,000	99,102,000	
い第854号商工債券	500,000,000	494,620,000	
い第857号商工債券	100,000,000	98,772,000	
い第871号商工債券	200,000,000	197,458,000	
い第872号商工債券	400,000,000	396,040,000	
い第885号商工債券	400,000,000	396,892,000	
第376回信金中金債	100,000,000	99,279,000	
第411回信金中金債	300,000,000	297,264,000	
第32号商工債券（10年）	200,000,000	193,702,000	
第280号商工債券（3年）	200,000,000	198,662,000	
第7回国際協力機構債券（財投機関債）	70,000,000	75,731,600	
第83回東日本高速道路	400,000,000	396,520,000	
第111回東日本高速道路	200,000,000	199,254,000	
第29回西日本高速道路	200,000,000	199,452,000	
第61回西日本高速道路	700,000,000	693,791,000	
第87回西日本高速道路	500,000,000	500,450,000	

	第88回西日本高速道路	200,000,000	201,248,000	
	第93回西日本高速道路	400,000,000	399,588,000	
	第94回西日本高速道路	500,000,000	499,830,000	
	第72回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	101,136,000	
特殊債券 合計		40,460,351,000	40,237,891,173	
社債券	第19回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,297,000	
	第29回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	199,952,000	
	第35回フランス相互信用連合銀行	500,000,000	494,260,000	
	第38回フランス相互信用連合銀行	300,000,000	300,249,000	
	第25回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	98,568,000	
	第32回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	199,290,000	
	第33回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	198,416,000	
	第36回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	400,000,000	399,616,000	
	第1回サントナデル銀行(2019)	500,000,000	499,660,000	
	第12回新関西国際空港	100,000,000	101,560,000	
	第27回新関西国際空港	100,000,000	99,259,000	
	第38回新関西国際空港	200,000,000	200,626,000	
	第32回成田国際空港	100,000,000	97,956,000	
	第1回国際石油開発帝石	100,000,000	99,176,000	
	第27回大林組(サステナビリティ)	100,000,000	100,132,000	
	第48回鹿島建設(サステナビリティ)	100,000,000	99,451,000	
	第10回明治ホールディングス(サステナビリティ)	200,000,000	198,226,000	
	第16回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,255,000	
	第19回アサヒグループホールディングス	400,000,000	398,264,000	
	第22回麒麟ホールディングス(ソーシャル)	100,000,000	99,534,000	
	第9回サントリーホールディングス	500,000,000	495,105,000	
	第22回味の素	100,000,000	99,642,000	
	第3回 キューピー	100,000,000	99,490,000	
	第13回日本たばこ産業	400,000,000	393,268,000	
	第16回日本たばこ産業	300,000,000	295,737,000	
	第6回ヒューリック	400,000,000	393,180,000	
	第14回ヒューリック	300,000,000	299,613,000	
	第18回野村不動産ホールディングス(グリーン)	200,000,000	200,722,000	
	第24回森ヒルズリート投資法人(グリーン)	300,000,000	297,570,000	
	第24回森ビル	400,000,000	393,104,000	

第27回森ビル（グリーン）	100,000,000	100,385,000	
第8回ヒューリックリート投資法人	100,000,000	99,484,000	
第9回クラレ	100,000,000	99,098,000	
第56回住友化学	200,000,000	196,472,000	
第59回住友化学	200,000,000	195,320,000	
第48回三井化学	300,000,000	295,665,000	
第3回三菱ケミカルグループ	500,000,000	497,415,000	
第4回野村総合研究所	100,000,000	98,525,000	
第12回野村総合研究所	200,000,000	198,518,000	
第1回アステラス製薬	400,000,000	398,544,000	
第22回オリエントランド	400,000,000	399,244,000	
第17回Zホールディングス	100,000,000	98,978,000	
第22回Zホールディングス	200,000,000	197,504,000	
第24回LINEヤフー	200,000,000	199,908,000	
第7回住友三井オートサービス（サステナビリティ）	100,000,000	98,642,000	
第8回住友三井オートサービス（サステナビリティ）	100,000,000	99,530,000	
第20回富士フイルムホールディングス（ソーシャル）	200,000,000	199,800,000	
第12回日本電気硝子	100,000,000	98,384,000	
第6回新日鐵住金	500,000,000	492,990,000	
第38回JFEホールディングス	400,000,000	401,448,000	
第1回住友生命2023基金	400,000,000	394,456,000	
第14回LIXIL	200,000,000	197,784,000	
第1回日本郵政（グリーン）	100,000,000	98,620,000	
第4回日本郵政	500,000,000	497,270,000	
第17回小松製作所	100,000,000	99,938,000	
第9回住友重機械工業	200,000,000	199,742,000	
第30回ダイキン工業	200,000,000	196,150,000	
第32回ダイキン工業	300,000,000	302,883,000	
第58回日本精工	200,000,000	199,804,000	
第22回パナソニック	100,000,000	98,165,000	
第24回パナソニックホールディングス	300,000,000	297,846,000	
第25回パナソニックホールディングス	800,000,000	802,008,000	
第40回ソニーグループ	600,000,000	596,010,000	
第15回デンソー	300,000,000	296,694,000	

第18回デンソー	300,000,000	295,986,000	
第40回三菱重工業	300,000,000	296,436,000	
第29回J A三井リース	400,000,000	399,252,000	
第32回いすゞ自動車	200,000,000	197,580,000	
第26回トヨタ自動車 (サステナビリティ)	800,000,000	793,368,000	
第27回トヨタ自動車 (サステナビリティ)	600,000,000	576,438,000	
第31回トヨタ自動車 (サステナビリティ)	200,000,000	194,806,000	
第7回アシックス	100,000,000	99,619,000	
第63回三井物産	400,000,000	417,276,000	
第40回住友商事	200,000,000	214,768,000	
第51回住友商事	100,000,000	101,556,000	
第53回住友商事	300,000,000	296,424,000	
第55回住友商事	500,000,000	491,385,000	
第61回住友商事	100,000,000	99,493,000	
第44回丸井グループ	100,000,000	98,778,000	
第101回クレディセゾン	500,000,000	497,810,000	
第3回三菱UFJフィナンシャル・グループ	300,000,000	299,940,000	
第17回三菱UFJフィナンシャル・グループ	500,000,000	488,170,000	
第23回三菱東京UFJ銀行劣後特約付	200,000,000	216,174,000	
第26回三菱東京UFJ銀行劣後特約付	200,000,000	202,202,000	
第29回三菱東京UFJ銀行劣後特約付	200,000,000	203,042,000	
第30回三菱東京UFJ銀行 (劣後特約付)	100,000,000	106,565,000	
第88回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	104,122,000	
第15回みずほフィナンシャルグループ劣後特約付	100,000,000	97,457,000	
第18回みずほ銀行 (劣後特約付)	100,000,000	101,962,000	
第38回芙蓉総合リース (サステナビリティ)	400,000,000	399,020,000	
第40回芙蓉総合リース (サステナビリティ)	100,000,000	99,107,000	
第7回みずほリース	500,000,000	492,240,000	
第9回みずほリース	300,000,000	292,968,000	
第12回みずほリース	200,000,000	195,806,000	
第21回みずほリース	300,000,000	297,273,000	
第22回みずほリース (サステナビリティ)	300,000,000	298,032,000	
第23回みずほリース	200,000,000	198,520,000	
第26回みずほリース (サステナビリティ)	500,000,000	499,625,000	
第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	1,200,000,000	1,193,304,000	
第17回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	300,000,000	295,689,000	

第18回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	1,500,000,000	1,458,180,000	
第25回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス (グリーン)	300,000,000	296,721,000	
第26回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス (グリーン)	500,000,000	486,285,000	
第28回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス (グリーン)	300,000,000	298,236,000	
第29回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス (グリーン)	300,000,000	300,057,000	
第30回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス (グリーン)	200,000,000	200,246,000	
第32回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	400,000,000	402,512,000	
第34回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	300,000,000	305,820,000	
第53回日産フィナンシャルサービス	300,000,000	296,661,000	
第56回日産フィナンシャルサービス	500,000,000	495,225,000	
第57回日産フィナンシャルサービス	400,000,000	393,868,000	
第58回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	99,266,000	
第30回東京センチュリー	100,000,000	98,276,000	
第34回東京センチュリー	300,000,000	292,998,000	
第41回東京センチュリー	300,000,000	300,078,000	
第88回ホンダファイナンス	300,000,000	299,772,000	
第102回トヨタファイナンス	700,000,000	696,794,000	
第103回トヨタファイナンス	300,000,000	298,425,000	
第22回ポケットカード	100,000,000	99,425,000	
第23回ポケットカード	200,000,000	196,840,000	
第24回ポケットカード	300,000,000	298,110,000	
第209回オリックス	500,000,000	494,490,000	
第220回オリックス	400,000,000	398,180,000	
第222回オリックス	500,000,000	496,045,000	
第34回三井住友ファイナンス&リース	300,000,000	299,145,000	
第2回三菱HCキャピタル	500,000,000	492,985,000	
第40回大和証券グループ本社	500,000,000	497,305,000	
第3回野村ホールディングス	200,000,000	197,322,000	
第24回野村ホールディングス	100,000,000	101,190,000	
第27回野村ホールディングス	100,000,000	101,282,000	
第83回三井不動産 (グリーン)	200,000,000	193,938,000	
第142回三菱地所 (サステナビリティ)	200,000,000	197,912,000	
第143回三菱地所	100,000,000	97,896,000	

第111回住友不動産（グリーン）	100,000,000	99,137,000	
第76回東京急行電鉄	200,000,000	204,786,000	
第91回小田急電鉄	200,000,000	199,646,000	
第36回京王電鉄	200,000,000	197,848,000	
第53回東日本旅客鉄道	300,000,000	317,769,000	
第71回東日本旅客鉄道	400,000,000	425,492,000	
第100回東日本旅客鉄道	200,000,000	200,300,000	
第163回東日本旅客鉄道	600,000,000	594,918,000	
第199回東日本旅客鉄道	300,000,000	303,969,000	
第73回西日本旅客鉄道	400,000,000	396,540,000	
第42回東海旅客鉄道	100,000,000	106,950,000	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	105,788,000	
第28回東京地下鉄	300,000,000	295,182,000	
第50回阪急阪神ホールディングス	200,000,000	197,006,000	
第58回阪急阪神ホールディングス	200,000,000	198,564,000	
第68回名古屋鉄道（サステナビリティ）	200,000,000	197,134,000	
第1回横浜高速鉄道	300,000,000	299,457,000	
第20回三菱倉庫	100,000,000	99,275,000	
第31回KDDI（サステナビリティ）	200,000,000	197,960,000	
第32回KDDI	300,000,000	299,745,000	
第9回ソフトバンク	600,000,000	588,324,000	
第13回ソフトバンク	500,000,000	468,985,000	
第14回ソフトバンク	500,000,000	492,730,000	
第16回ソフトバンク	500,000,000	466,615,000	
第21回ソフトバンク	700,000,000	691,782,000	
第22回ソフトバンク	300,000,000	293,817,000	
第25回ソフトバンク	600,000,000	599,196,000	
第26回ソフトバンク	500,000,000	500,645,000	
第49回光通信	200,000,000	199,880,000	
第548回東京電力	100,000,000	102,256,000	
第567回東京電力	100,000,000	100,397,000	
第566回中部電力	300,000,000	294,123,000	
第508回関西電力	200,000,000	198,718,000	
第510回関西電力	500,000,000	496,910,000	
第511回関西電力	100,000,000	99,098,000	
第518回関西電力	200,000,000	197,650,000	

第524回関西電力	200,000,000	197,778,000	
第400回中国電力	200,000,000	197,768,000	
第409回中国電力	200,000,000	197,018,000	
第446回中国電力	100,000,000	97,858,000	
第448回中国電力	200,000,000	194,052,000	
第459回中国電力	300,000,000	303,225,000	
第460回中国電力	400,000,000	406,576,000	
第492回東北電力	300,000,000	297,690,000	
第494回東北電力	200,000,000	198,440,000	
第527回東北電力	400,000,000	382,100,000	
第552回東北電力	400,000,000	401,056,000	
第449回九州電力	300,000,000	297,885,000	
第451回九州電力	300,000,000	297,972,000	
第468回九州電力	100,000,000	98,699,000	
第471回九州電力	300,000,000	295,923,000	
第484回九州電力	400,000,000	389,092,000	
第503回九州電力	600,000,000	594,690,000	
第524回九州電力	300,000,000	293,544,000	
第57回電源開発	100,000,000	98,448,000	
第59回電源開発	300,000,000	295,719,000	
第64回電源開発	600,000,000	588,420,000	
第67回電源開発	200,000,000	193,646,000	
第86回電源開発	100,000,000	97,049,000	
第87回電源開発（グリーン）	200,000,000	195,124,000	
第89回電源開発（グリーン）	200,000,000	194,892,000	
第90回電源開発	300,000,000	297,783,000	
第6回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,844,000	
第13回東京電力パワーグリッド	300,000,000	297,762,000	
第15回東京電力パワーグリッド	100,000,000	98,211,000	
第25回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,845,000	
第28回東京電力パワーグリッド	400,000,000	398,984,000	
第31回東京電力パワーグリッド	300,000,000	297,972,000	
第33回東京電力パワーグリッド	700,000,000	696,843,000	
第35回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,046,000	
第39回東京電力パワーグリッド	400,000,000	397,124,000	
第47回東京電力パワーグリッド	200,000,000	191,014,000	

第49回東京電力パワーグリッド	400,000,000	397,040,000	
第16回JERA	200,000,000	198,426,000	
第17回JERA	400,000,000	396,472,000	
第21回JERA	200,000,000	198,252,000	
第22回JERA	1,000,000,000	993,880,000	
第23回JERA	100,000,000	97,585,000	
第25回JERA	400,000,000	397,224,000	
第3回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	400,000,000	399,016,000	
第51回大阪ガス	100,000,000	97,645,000	
第53回大阪ガス	300,000,000	301,593,000	
第13回広島ガス	200,000,000	196,174,000	
第7回ファーストリテイリング	100,000,000	98,677,000	
社債券 合計	62,900,000,000	62,408,748,000	
合計	989,241,751,000	951,747,562,871	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2024年9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,980,727,128
コール・ローン	4,254,657,215
国債証券	634,514,618,599
派生商品評価勘定	299,950
未収入金	8,812,570
未収利息	4,405,612,141
前払費用	548,944,275
流動資産合計	646,713,671,878
資産合計	646,713,671,878
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,862,920
未払解約金	1,203,907,240
流動負債合計	1,254,770,160

負債合計	1, 254, 770, 160
純資産の部	
元本等	
元本	245, 451, 997, 326
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	400, 006, 904, 392
元本等合計	645, 458, 901, 718
純資産合計	645, 458, 901, 718
負債純資産合計	646, 713, 671, 878

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年9月10日現在]
1. 期首	2023年9月12日
期首元本額	191, 939, 289, 426 円
期中追加設定元本額	79, 196, 999, 018 円
期中一部解約元本額	25, 684, 291, 118 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	285, 075, 660 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	713, 882, 021 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	493, 724, 110 円
三菱UFJ 外国債券オープン	788, 233, 612 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	2, 107, 767, 549 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	6, 357, 162, 197 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	5, 328, 907, 061 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	511, 499, 445 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	95, 764, 069 円
ファンド・マネジャー (海外債券)	449, 240, 665 円
eMAXIS 先進国債券インデックス	6, 658, 503, 545 円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	2, 486, 886, 074 円
eMAXIS バランス (波乗り型)	212, 576, 595 円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	1, 121, 193, 552 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	448, 180, 656 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	274, 245, 387 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	185, 329, 511 円

eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	54,825,539,310円
海外債券セレクション (ラップ向け)	3,370,151,193円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	13,783,348,905円
つみたて8資産均等バランス	6,972,357,466円
つみたて4資産均等バランス	2,707,043,276円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	5,367,088円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3,994,446円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	730,101円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	261,783,846円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	184,066,741円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	106,447,940円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	848,775,695円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	1,384,763,448円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	2,296,007,581円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国債券)	2,872,800,178円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	96,371,666円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	186,308,917円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	48,293,695円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	3,401,937,585円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	50,088,673円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	32,292,506円
アクティブアロケーションファンド (ラップ向け)	43,081,115円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	988,450円
三菱UFJ 外国債券オープン (確定拠出年金)	3,230,090,724円
三菱UFJ 外国債券オープン (毎月分配型)	15,734,015,255円
ワールド・インカムオープン	931,117,632円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	15,403,377,617円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (毎月分配型)	380,505,876円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (年1回決算型)	2,505,106,324円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	1,106,508,816円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	588,711,630円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	321,595,169円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	614,449,956円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	253,017,898円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	93,173,117円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	872,825,689円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2 (適格機関投資家限定)	8,766,410円
MUAM 世界債券オープン (適格機関投資家限定)	918,293,563円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	10,983,835円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	1,401,305,565円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,049,502,389円
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	48,680,686,192円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	442,647,434円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	394,871円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	99,855円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	1,166,688,903円

アドバンスト・バランスⅠ（FOF s用）（適格機関投資家限定）	29,343,970円
アドバンスト・バランスⅡ（FOF s用）（適格機関投資家限定）	55,568,872円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	761,567,442円
世界8資産バランスファンドV L（適格機関投資家限定）	38,414,968円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	3,523,017,572円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	588,752,771円
外国債券インデックスファンドV（適格機関投資家限定）	54,289,523円
海外債券インデックスファンドS	7,174,215,565円
グローバルバランスオープンV（適格機関投資家限定）	11,830,328円
MUAM グローバルバランス（退職給付信託向け）（適格機関投資家限定）	12,357,414,449円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	1,588,911円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	2,541,216円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	506,340円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	853,763円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	4,212,953円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	3,483,077円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	7,536,770円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	3,358,091円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	8,803,865円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,750,339,257円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	188,067,343円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	537,012,936円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	444,182,459円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	190,518,635円
合計	245,451,997,326円
2. 受益権の総数	245,451,997,326口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年9月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。
また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年9月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	22,850,748,155
合計	22,850,748,155

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2024年9月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	2,995,696,020	—	2,945,183,380	△50,512,640
	カナダドル	9,518,157	—	9,517,977	△180
	イギリスポンド	7,498,840	—	7,498,720	△120
	オフショア元	42,323,080	—	42,247,380	△75,700
	ユーロ	61,714,230	—	61,739,900	25,670
合計		3,116,750,327	—	3,066,187,357	△50,562,970

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	2.6297円
(1万口当たり純資産額)	(26,297円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.25 T-NOTE 250930	4,600,000.00	4,419,115.71	
		0.25 T-NOTE 251031	10,300,000.00	9,869,894.55	
		0.375 T-NOTE 251130	10,150,000.00	9,717,039.06	
		0.375 T-NOTE 251231	8,500,000.00	8,118,164.02	
		0.375 T-NOTE 260131	11,700,000.00	11,147,906.25	
		0.375 T-NOTE 270731	7,150,000.00	6,533,312.50	
		0.375 T-NOTE 270930	7,300,000.00	6,638,294.93	
		0.5 T-NOTE 260228	9,900,000.00	9,427,429.63	
		0.5 T-NOTE 270430	5,280,000.00	4,876,059.35	
		0.5 T-NOTE 270531	5,490,000.00	5,058,520.31	
		0.5 T-NOTE 270630	5,900,000.00	5,424,082.04	
		0.5 T-NOTE 270831	6,650,000.00	6,085,399.43	
		0.5 T-NOTE 271031	8,590,000.00	7,821,262.08	
		0.625 T-NOTE 260731	7,930,000.00	7,488,274.25	
		0.625 T-NOTE 270331	3,800,000.00	3,528,210.92	
		0.625 T-NOTE 271130	8,780,000.00	8,011,407.05	
0.625 T-NOTE 271231	8,630,000.00	7,856,333.96			

0.625 T-NOTE 300515	14,210,000.00	12,097,372.58	
0.625 T-NOTE 300815	17,350,000.00	14,658,716.75	
0.75 T-NOTE 260331	13,590,000.00	12,966,771.02	
0.75 T-NOTE 260430	9,200,000.00	8,759,945.32	
0.75 T-NOTE 260531	11,500,000.00	10,927,470.65	
0.75 T-NOTE 260831	10,100,000.00	9,541,541.00	
0.75 T-NOTE 280131	9,950,000.00	9,075,488.33	
0.875 T-NOTE 260630	8,300,000.00	7,890,025.40	
0.875 T-NOTE 260930	10,000,000.00	9,456,640.60	
0.875 T-NOTE 301115	21,210,000.00	18,085,667.52	
1 T-NOTE 280731	9,150,000.00	8,318,994.16	
1.125 T-BOND 400515	6,890,000.00	4,611,724.62	
1.125 T-BOND 400815	9,380,000.00	6,222,494.17	
1.125 T-NOTE 261031	10,450,000.00	9,911,171.87	
1.125 T-NOTE 270228	2,950,000.00	2,779,914.06	
1.125 T-NOTE 280229	9,760,000.00	9,000,931.22	
1.125 T-NOTE 280831	14,930,000.00	13,616,626.56	
1.125 T-NOTE 310215	18,620,000.00	16,061,204.59	
1.25 T-BOND 500515	10,220,000.00	5,609,821.87	
1.25 T-NOTE 261130	11,360,000.00	10,787,562.55	
1.25 T-NOTE 261231	8,200,000.00	7,779,269.56	
1.25 T-NOTE 280331	9,950,000.00	9,198,308.54	
1.25 T-NOTE 280430	9,740,000.00	8,989,335.18	
1.25 T-NOTE 280531	9,750,000.00	8,984,663.12	
1.25 T-NOTE 280630	9,680,000.00	8,904,276.55	
1.25 T-NOTE 280930	10,700,000.00	9,791,544.96	
1.25 T-NOTE 310815	26,390,000.00	22,625,301.56	
1.375 T-BOND 401115	9,910,000.00	6,804,027.91	
1.375 T-BOND 500815	11,180,000.00	6,320,193.75	
1.375 T-NOTE 260831	3,800,000.00	3,635,011.71	
1.375 T-NOTE 281031	9,050,000.00	8,307,970.68	
1.375 T-NOTE 281231	8,700,000.00	7,963,558.57	
1.375 T-NOTE 311115	20,320,000.00	17,476,390.54	
1.5 T-NOTE 260815	9,740,000.00	9,345,453.93	
1.5 T-NOTE 270131	13,540,000.00	12,895,792.25	
1.5 T-NOTE 281130	9,700,000.00	8,938,398.48	

1. 5 T-NOTE 300215	9,680,000.00	8,713,890.60	
1. 625 T-BOND 501115	11,410,000.00	6,883,216.22	
1. 625 T-NOTE 260215	9,760,000.00	9,456,906.22	
1. 625 T-NOTE 260515	10,470,000.00	10,106,821.87	
1. 625 T-NOTE 260930	5,500,000.00	5,281,503.92	
1. 625 T-NOTE 261031	3,350,000.00	3,211,289.06	
1. 625 T-NOTE 261130	3,400,000.00	3,255,500.00	
1. 625 T-NOTE 290815	19,050,000.00	17,453,818.40	
1. 625 T-NOTE 310515	21,540,000.00	19,050,278.84	
1. 75 T-BOND 410815	13,550,000.00	9,727,682.66	
1. 75 T-NOTE 261231	4,700,000.00	4,509,613.29	
1. 75 T-NOTE 290131	10,040,000.00	9,322,885.16	
1. 75 T-NOTE 291115	5,150,000.00	4,723,415.04	
1. 875 T-BOND 410215	10,700,000.00	7,943,287.09	
1. 875 T-BOND 510215	12,560,000.00	8,067,592.20	
1. 875 T-BOND 511115	11,630,000.00	7,428,889.63	
1. 875 T-NOTE 260630	5,100,000.00	4,935,843.75	
1. 875 T-NOTE 260731	5,500,000.00	5,317,167.95	
1. 875 T-NOTE 270228	9,120,000.00	8,754,487.54	
1. 875 T-NOTE 290228	7,800,000.00	7,273,957.00	
1. 875 T-NOTE 320215	17,560,000.00	15,585,528.83	
2 T-BOND 411115	10,220,000.00	7,615,496.87	
2 T-BOND 500215	8,590,000.00	5,722,080.83	
2 T-BOND 510815	12,410,000.00	8,190,357.62	
2 T-NOTE 261115	8,680,000.00	8,383,998.45	
2. 125 T-NOTE 260531	5,000,000.00	4,865,039.05	
2. 25 T-BOND 410515	9,320,000.00	7,304,367.98	
2. 25 T-BOND 460815	5,730,000.00	4,178,871.12	
2. 25 T-BOND 490815	6,950,000.00	4,914,545.92	
2. 25 T-BOND 520215	10,280,000.00	7,189,775.76	
2. 25 T-NOTE 251115	10,290,000.00	10,082,190.26	
2. 25 T-NOTE 260331	4,500,000.00	4,394,091.78	
2. 25 T-NOTE 270215	11,010,000.00	10,667,227.76	
2. 25 T-NOTE 270815	11,890,000.00	11,464,096.50	
2. 25 T-NOTE 271115	7,500,000.00	7,213,183.57	
2. 375 T-BOND 420215	8,920,000.00	7,033,559.33	

2.375 T-BOND 491115	6,600,000.00	4,789,125.00	
2.375 T-BOND 510515	12,850,000.00	9,273,834.97	
2.375 T-NOTE 260430	4,000,000.00	3,910,625.00	
2.375 T-NOTE 270515	18,570,000.00	18,004,920.65	
2.375 T-NOTE 290331	12,000,000.00	11,426,718.72	
2.375 T-NOTE 290515	13,010,000.00	12,374,491.93	
2.5 T-BOND 450215	5,050,000.00	3,920,457.00	
2.5 T-BOND 460215	5,010,000.00	3,853,003.12	
2.5 T-BOND 460515	4,210,000.00	3,229,037.11	
2.5 T-NOTE 260228	3,450,000.00	3,383,560.55	
2.5 T-NOTE 270331	7,700,000.00	7,503,890.62	
2.625 T-NOTE 251231	3,200,000.00	3,147,000.00	
2.625 T-NOTE 260131	3,900,000.00	3,833,578.12	
2.625 T-NOTE 270531	7,900,000.00	7,709,906.25	
2.625 T-NOTE 290215	9,640,000.00	9,290,738.26	
2.625 T-NOTE 290731	6,790,000.00	6,517,604.27	
2.75 T-BOND 420815	2,520,000.00	2,097,998.43	
2.75 T-BOND 421115	3,700,000.00	3,069,843.75	
2.75 T-BOND 470815	5,190,000.00	4,121,589.81	
2.75 T-BOND 471115	5,710,000.00	4,525,844.15	
2.75 T-NOTE 270430	7,600,000.00	7,445,921.85	
2.75 T-NOTE 270731	7,650,000.00	7,484,000.96	
2.75 T-NOTE 280215	9,990,000.00	9,737,518.33	
2.75 T-NOTE 290531	7,160,000.00	6,921,426.58	
2.75 T-NOTE 320815	17,340,000.00	16,300,277.30	
2.875 T-BOND 430515	4,680,000.00	3,930,468.75	
2.875 T-BOND 450815	3,500,000.00	2,891,875.00	
2.875 T-BOND 461115	2,340,000.00	1,914,229.69	
2.875 T-BOND 490515	7,570,000.00	6,092,667.18	
2.875 T-BOND 520515	10,210,000.00	8,189,935.57	
2.875 T-NOTE 251130	3,800,000.00	3,749,457.03	
2.875 T-NOTE 280515	11,990,000.00	11,723,269.38	
2.875 T-NOTE 280815	10,310,000.00	10,065,741.56	
2.875 T-NOTE 290430	8,000,000.00	7,781,093.76	
2.875 T-NOTE 320515	17,030,000.00	16,186,815.40	
3 T-BOND 420515	2,270,000.00	1,968,692.95	

3 T-BOND 441115	4,450,000.00	3,768,072.24	
3 T-BOND 450515	2,790,000.00	2,357,223.03	
3 T-BOND 451115	2,000,000.00	1,685,703.12	
3 T-BOND 470215	5,290,000.00	4,414,463.68	
3 T-BOND 470515	3,990,000.00	3,323,545.31	
3 T-BOND 480215	5,970,000.00	4,947,171.12	
3 T-BOND 480815	7,070,000.00	5,844,073.02	
3 T-BOND 490215	7,850,000.00	6,475,943.37	
3 T-BOND 520815	9,700,000.00	7,986,775.42	
3 T-NOTE 251031	3,300,000.00	3,262,101.54	
3.125 T-BOND 411115	1,990,000.00	1,777,085.54	
3.125 T-BOND 420215	2,200,000.00	1,953,875.00	
3.125 T-BOND 430215	3,160,000.00	2,766,110.92	
3.125 T-BOND 440815	4,780,000.00	4,136,847.27	
3.125 T-BOND 480515	7,240,000.00	6,129,536.69	
3.125 T-NOTE 270831	7,300,000.00	7,215,736.31	
3.125 T-NOTE 281115	14,380,000.00	14,155,593.34	
3.125 T-NOTE 290831	5,900,000.00	5,792,371.07	
3.25 T-BOND 420515	7,200,000.00	6,463,828.15	
3.25 T-NOTE 270630	6,290,000.00	6,241,596.50	
3.25 T-NOTE 290630	6,170,000.00	6,095,044.12	
3.375 T-BOND 420815	6,370,000.00	5,809,141.37	
3.375 T-BOND 440515	5,380,000.00	4,844,942.21	
3.375 T-BOND 481115	8,120,000.00	7,165,582.83	
3.375 T-NOTE 330515	16,800,000.00	16,442,015.68	
3.5 T-BOND 390215	1,490,000.00	1,440,352.73	
3.5 T-NOTE 250915	7,900,000.00	7,850,549.07	
3.5 T-NOTE 280131	6,030,000.00	6,025,877.95	
3.5 T-NOTE 280430	6,900,000.00	6,896,630.86	
3.5 T-NOTE 300131	5,800,000.00	5,787,992.20	
3.5 T-NOTE 300430	5,600,000.00	5,586,875.00	
3.5 T-NOTE 330215	16,990,000.00	16,802,512.63	
3.625 T-BOND 430815	3,400,000.00	3,187,101.55	
3.625 T-BOND 440215	3,870,000.00	3,619,961.69	
3.625 T-BOND 530215	9,740,000.00	9,059,721.87	
3.625 T-BOND 530515	9,570,000.00	8,910,754.08	

3. 625 T-NOTE 260515	7,000,000.00	6,983,046.84	
3. 625 T-NOTE 280331	6,000,000.00	6,023,320.32	
3. 625 T-NOTE 280531	6,600,000.00	6,624,878.89	
3. 625 T-NOTE 300331	5,500,000.00	5,522,343.75	
3. 75 T-BOND 410815	2,060,000.00	2,007,453.91	
3. 75 T-BOND 431115	4,330,000.00	4,128,215.24	
3. 75 T-NOTE 260415	7,000,000.00	6,994,941.38	
3. 75 T-NOTE 270815	6,300,000.00	6,336,667.95	
3. 75 T-NOTE 281231	10,260,000.00	10,356,989.01	
3. 75 T-NOTE 300531	5,600,000.00	5,657,750.00	
3. 75 T-NOTE 300630	6,250,000.00	6,313,964.87	
3. 75 T-NOTE 301231	6,660,000.00	6,727,640.62	
3. 875 T-BOND 400815	2,560,000.00	2,556,350.00	
3. 875 T-BOND 430215	6,740,000.00	6,571,763.26	
3. 875 T-BOND 430515	6,920,000.00	6,733,349.19	
3. 875 T-NOTE 260115	6,700,000.00	6,697,121.07	
3. 875 T-NOTE 271130	6,900,000.00	6,972,369.13	
3. 875 T-NOTE 271231	7,000,000.00	7,079,160.13	
3. 875 T-NOTE 290930	6,030,000.00	6,125,160.93	
3. 875 T-NOTE 291130	6,190,000.00	6,289,620.31	
3. 875 T-NOTE 291231	5,700,000.00	5,791,066.39	
3. 875 T-NOTE 330815	18,320,000.00	18,593,726.63	
4 T-BOND 421115	6,840,000.00	6,796,582.00	
4 T-BOND 521115	9,790,000.00	9,723,076.14	
4 T-NOTE 251215	7,750,000.00	7,753,178.74	
4 T-NOTE 260215	8,000,000.00	8,015,000.00	
4 T-NOTE 270115	12,300,000.00	12,408,105.43	
4 T-NOTE 280229	7,640,000.00	7,760,419.54	
4 T-NOTE 280630	7,890,000.00	8,027,150.37	
4 T-NOTE 290131	10,050,000.00	10,249,037.13	
4 T-NOTE 291031	6,600,000.00	6,743,343.75	
4 T-NOTE 300228	6,130,000.00	6,268,882.81	
4 T-NOTE 300731	5,400,000.00	5,525,929.67	
4 T-NOTE 310131	6,950,000.00	7,118,727.51	
4 T-NOTE 340215	24,550,000.00	25,142,652.22	
4. 125 T-BOND 530815	10,700,000.00	10,886,414.11	

4. 125 T-NOTE 260615	9,500,000.00	9,560,488.30	
4. 125 T-NOTE 270215	9,500,000.00	9,615,410.18	
4. 125 T-NOTE 270930	7,440,000.00	7,570,345.30	
4. 125 T-NOTE 271031	6,500,000.00	6,612,734.37	
4. 125 T-NOTE 280731	7,700,000.00	7,870,091.76	
4. 125 T-NOTE 290331	11,300,000.00	11,591,107.43	
4. 125 T-NOTE 300831	6,250,000.00	6,437,866.18	
4. 125 T-NOTE 310331	12,100,000.00	12,485,451.17	
4. 125 T-NOTE 321115	16,070,000.00	16,628,369.66	
4. 25 T-BOND 390515	1,870,000.00	1,957,364.05	
4. 25 T-BOND 401115	1,980,000.00	2,065,426.16	
4. 25 T-BOND 540215	13,340,000.00	13,880,895.37	
4. 25 T-BOND 540815	900,000.00	938,812.50	
4. 25 T-NOTE 251015	6,000,000.00	6,011,718.72	
4. 25 T-NOTE 251231	13,580,000.00	13,631,720.65	
4. 25 T-NOTE 260131	13,390,000.00	13,454,073.29	
4. 25 T-NOTE 270315	11,800,000.00	11,993,593.75	
4. 25 T-NOTE 290228	11,330,000.00	11,680,521.87	
4. 25 T-NOTE 290630	10,450,000.00	10,789,625.00	
4. 25 T-NOTE 310228	8,180,000.00	8,497,773.85	
4. 25 T-NOTE 310630	1,800,000.00	1,872,281.24	
4. 375 T-BOND 380215	1,280,000.00	1,364,000.00	
4. 375 T-BOND 391115	2,270,000.00	2,405,091.60	
4. 375 T-BOND 400515	2,080,000.00	2,204,718.75	
4. 375 T-BOND 410515	1,960,000.00	2,070,479.69	
4. 375 T-BOND 430815	7,570,000.00	7,872,060.71	
4. 375 T-NOTE 260815	7,600,000.00	7,696,781.28	
4. 375 T-NOTE 261215	9,640,000.00	9,797,779.71	
4. 375 T-NOTE 270715	2,900,000.00	2,964,457.02	
4. 375 T-NOTE 280831	7,000,000.00	7,221,757.83	
4. 375 T-NOTE 281130	9,310,000.00	9,622,394.16	
4. 375 T-NOTE 301130	6,250,000.00	6,529,296.87	
4. 375 T-NOTE 340515	22,180,000.00	23,387,770.15	
4. 5 T-BOND 360215	1,160,000.00	1,253,887.50	
4. 5 T-BOND 380515	1,330,000.00	1,433,438.67	
4. 5 T-BOND 390815	2,280,000.00	2,447,704.68	

4. 5 T-BOND 440215	6,980,000.00	7,367,171.87	
4. 5 T-NOTE 251115	7,500,000.00	7,541,455.04	
4. 5 T-NOTE 260331	8,780,000.00	8,868,314.41	
4. 5 T-NOTE 260715	6,500,000.00	6,589,501.94	
4. 5 T-NOTE 270415	13,000,000.00	13,297,578.06	
4. 5 T-NOTE 270515	12,500,000.00	12,794,921.87	
4. 5 T-NOTE 290531	4,700,000.00	4,903,697.24	
4. 5 T-NOTE 331115	19,430,000.00	20,658,036.62	
4. 625 T-BOND 400215	2,100,000.00	2,286,046.87	
4. 625 T-BOND 440515	5,700,000.00	6,113,250.00	
4. 625 T-BOND 540515	13,500,000.00	14,947,031.20	
4. 625 T-NOTE 260228	19,800,000.00	20,016,175.80	
4. 625 T-NOTE 260315	6,000,000.00	6,069,726.54	
4. 625 T-NOTE 260915	7,500,000.00	7,636,816.42	
4. 625 T-NOTE 261015	6,800,000.00	6,931,484.39	
4. 625 T-NOTE 261115	8,720,000.00	8,898,487.50	
4. 625 T-NOTE 270615	18,100,000.00	18,613,304.77	
4. 625 T-NOTE 280930	8,030,000.00	8,364,060.52	
4. 625 T-NOTE 290430	14,050,000.00	14,717,923.79	
4. 625 T-NOTE 300930	5,700,000.00	6,027,193.33	
4. 625 T-NOTE 310430	7,800,000.00	8,278,511.73	
4. 625 T-NOTE 310531	3,600,000.00	3,822,257.79	
4. 75 T-BOND 410215	2,010,000.00	2,220,500.38	
4. 75 T-BOND 431115	6,720,000.00	7,330,049.99	
4. 75 T-BOND 531115	11,120,000.00	12,533,456.30	
4. 875 T-NOTE 251130	8,400,000.00	8,487,117.15	
4. 875 T-NOTE 281031	6,400,000.00	6,733,000.00	
4. 875 T-NOTE 301031	6,100,000.00	6,538,318.36	
5 T-BOND 370515	1,020,000.00	1,151,404.68	
5 T-NOTE 251031	9,500,000.00	9,599,453.12	
5. 25 T-BOND 281115	2,690,000.00	2,872,941.00	
5. 375 T-BOND 310215	1,300,000.00	1,439,039.05	
6 T-BOND 260215	1,200,000.00	1,238,296.87	
6. 125 T-BOND 271115	1,160,000.00	1,251,168.75	
6. 25 T-BOND 300515	1,150,000.00	1,308,888.66	
アメリカドル合計	2,192,960,000.00	2,061,541,884.39	

			(295,893,106,666)	
カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 260301	2,200,000.00	2,107,852.18
		0.5 CAN GOVT 250901	2,900,000.00	2,817,395.44
		0.5 CAN GOVT 301201	4,500,000.00	3,914,994.64
		1 CAN GOVT 260901	2,500,000.00	2,407,281.55
		1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,841,995.18
		1.25 CAN GOVT 270301	2,500,000.00	2,403,532.20
		1.25 CAN GOVT 300601	5,710,000.00	5,250,293.26
		1.5 CAN GOVT 260601	4,070,000.00	3,964,693.83
		1.5 CAN GOVT 310601	5,900,000.00	5,427,314.89
		1.5 CAN GOVT 311201	4,930,000.00	4,502,351.04
		1.75 CAN GOVT 531201	5,550,000.00	4,133,164.58
		2 CAN GOVT 280601	1,870,000.00	1,821,761.42
		2 CAN GOVT 320601	5,350,000.00	5,034,515.36
		2 CAN GOVT 511201	7,140,000.00	5,709,833.01
		2.25 CAN GOVT 290601	2,210,000.00	2,169,635.03
		2.25 CAN GOVT 291201	1,000,000.00	978,947.77
		2.5 CAN GOVT 321201	3,500,000.00	3,407,163.97
		2.75 CAN GOVT 270901	2,000,000.00	1,996,062.10
		2.75 CAN GOVT 330601	3,000,000.00	2,970,427.05
		2.75 CAN GOVT 481201	1,680,000.00	1,586,692.78
		2.75 CAN GOVT 551201	3,340,000.00	3,121,084.33
		2.75 CANADA GOVER 641201	1,250,000.00	1,174,783.18
		3 CAN GOVT 251001	3,000,000.00	2,986,936.53
		3 CAN GOVT 260401	2,000,000.00	1,994,112.74
		3 CAN GOVT 340601	4,540,000.00	4,566,948.34
		3.25 CAN GOVT 280901	2,600,000.00	2,646,653.59
		3.25 CAN GOVT 331201	3,170,000.00	3,258,247.69
		3.25 CAN GOVT 341201	1,200,000.00	1,230,752.48
		3.5 CAN GOVT 280301	2,000,000.00	2,047,076.50
		3.5 CAN GOVT 290901	3,900,000.00	4,032,628.70
		3.5 CAN GOVT 340301	2,020,000.00	2,122,623.61
		3.5 CAN GOVT 451201	1,650,000.00	1,758,982.35
4 CAN GOVT 260501	3,200,000.00	3,241,205.21		
4 CAN GOVT 260801	3,000,000.00	3,053,481.12		
4 CAN GOVT 290301	5,060,000.00	5,321,053.95		

		4 CAN GOVT 410601	1,200,000.00	1,345,984.93	
		4.5 CAN GOVT 251101	2,540,000.00	2,570,999.91	
		4.5 CAN GOVT 260201	5,200,000.00	5,284,688.24	
		5 CAN GOVT 370601	1,330,000.00	1,609,687.05	
		5.75 CAN GOVT 290601	950,000.00	1,078,007.22	
		5.75 CAN GOVT 330601	1,430,000.00	1,740,556.28	
カナダドル合計			125,020,000.00	120,632,401.23 (12,760,495,402)	
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 251121	3,650,000.00	3,498,634.50	
		0.5 AUST GOVT 260921	4,100,000.00	3,852,934.00	
		1 AUST GOVT 301221	4,260,000.00	3,614,737.80	
		1 AUST GOVT 311121	5,310,000.00	4,376,608.20	
		1.25 AUST GOVT 320521	5,070,000.00	4,197,858.60	
		1.5 AUST GOVT 310621	3,740,000.00	3,235,212.20	
		1.75 AUST GOVT 321121	5,090,000.00	4,330,928.30	
		1.75 AUST GOVT 510621	3,490,000.00	1,992,057.10	
		2.25 AUST GOVT 280521	2,900,000.00	2,772,197.00	
		2.5 AUST GOVT 300521	3,940,000.00	3,705,294.20	
		2.75 AUST GOVT 271121	4,390,000.00	4,287,317.90	
		2.75 AUST GOVT 281121	3,040,000.00	2,946,915.20	
		2.75 AUST GOVT 291121	2,980,000.00	2,859,131.20	
		2.75 AUST GOVT 350621	2,770,000.00	2,468,568.60	
		2.75 AUST GOVT 410521	2,620,000.00	2,133,885.20	
		3 AUST GOVT 331121	4,100,000.00	3,805,784.00	
		3 AUST GOVT 470321	2,420,000.00	1,912,985.80	
		3.25 AUST GOVT 290421	3,400,000.00	3,353,964.00	
		3.25 AUST GOVT 390621	2,130,000.00	1,909,246.80	
		3.5 AUST GOVT 341221	3,090,000.00	2,966,338.20	
3.75 AUST GOVT 340521	3,700,000.00	3,639,838.00			
3.75 AUST GOVT 370421	3,150,000.00	3,052,035.00			
4.25 AUST GOVT 260421	2,490,000.00	2,512,210.80			
4.25 AUST GOVT 351221	1,500,000.00	1,532,310.00			
4.5 AUST GOVT 330421	5,200,000.00	5,426,200.00			
4.75 AUST GOVT 270421	4,650,000.00	4,788,384.00			
4.75 AUST GOVT 540621	1,270,000.00	1,315,783.50			
オーストラリアドル合計			94,450,000.00	86,487,360.10	

			(8,255,218,521)	
イギリス ポンド	国債証券	0.125 GILT 260130	2,600,000.00	2,479,204.00
		0.125 GILT 280131	2,300,000.00	2,050,496.00
		0.25 GILT 310731	5,110,000.00	4,065,197.13
		0.375 GILT 261022	4,870,000.00	4,544,002.20
		0.375 GILT 301022	3,100,000.00	2,556,570.00
		0.5 GILT 290131	4,900,000.00	4,288,166.89
		0.5 GILT 611022	3,700,000.00	1,179,190.00
		0.625 GILT 350731	4,030,000.00	2,870,407.80
		0.625 GILT 501022	3,240,000.00	1,379,268.00
		0.875 GILT 291022	2,900,000.00	2,538,743.81
		0.875 GILT 330731	5,140,000.00	4,020,583.55
		0.875 GILT 460131	2,930,000.00	1,525,651.00
		1 GILT 320131	5,880,000.00	4,862,089.68
		1.125 GILT 390131	4,450,000.00	3,019,770.00
		1.125 GILT 731022	1,750,000.00	675,325.00
		1.25 GILT 270722	2,530,000.00	2,366,508.87
		1.25 GILT 411022	4,650,000.00	2,977,680.97
		1.25 GILT 510731	4,580,000.00	2,333,510.00
		1.5 GILT 260722	3,630,000.00	3,483,587.58
		1.5 GILT 470722	3,860,000.00	2,269,294.00
		1.5 GILT 530731	3,920,000.00	2,079,560.00
		1.625 GILT 281022	3,470,000.00	3,216,717.76
		1.625 GILT 541022	2,470,000.00	1,341,210.00
		1.625 GILT 711022	2,950,000.00	1,413,345.00
		1.75 GILT 370907	3,690,000.00	2,855,285.10
		1.75 GILT 490122	1,980,000.00	1,206,612.00
		1.75 GILT 570722	3,230,000.00	1,777,469.00
		2 GILT 250907	1,200,000.00	1,174,899.60
		2.5 GILT 650722	2,730,000.00	1,784,601.00
		3.25 GILT 330131	6,050,000.00	5,824,456.00
		3.25 GILT 440122	4,270,000.00	3,664,941.00
3.5 GILT 251022	6,150,000.00	6,101,605.65		
3.5 GILT 450122	3,440,000.00	3,043,712.00		
3.5 GILT 680722	2,960,000.00	2,487,584.00		
3.75 GILT 270307	3,700,000.00	3,689,041.00		

		3. 75 GILT 380129	4,650,000.00	4,509,105.00	
		3. 75 GILT 520722	2,110,000.00	1,889,927.00	
		3. 75 GILT 531022	4,740,000.00	4,223,340.00	
		4 GILT 311022	1,800,000.00	1,829,695.68	
		4 GILT 600122	2,640,000.00	2,460,744.00	
		4 GILT 631022	3,080,000.00	2,860,913.44	
		4. 125 GILT 270129	6,900,000.00	6,936,425.10	
		4. 125 GILT 290722	3,900,000.00	3,968,601.00	
		4. 25 GILT 271207	2,450,000.00	2,495,333.82	
		4. 25 GILT 320607	3,690,000.00	3,829,301.19	
		4. 25 GILT 340731	2,750,000.00	2,837,494.82	
		4. 25 GILT 360307	2,910,000.00	2,991,480.00	
		4. 25 GILT 390907	2,430,000.00	2,455,272.00	
		4. 25 GILT 401207	2,420,000.00	2,428,470.00	
		4. 25 GILT 461207	2,930,000.00	2,874,037.00	
		4. 25 GILT 491207	2,470,000.00	2,413,190.00	
		4. 25 GILT 551207	2,770,000.00	2,694,656.00	
		4. 375 GILT 540731	2,560,000.00	2,536,960.00	
		4. 5 GILT 280607	6,460,000.00	6,626,899.91	
		4. 5 GILT 340907	4,000,000.00	4,210,576.80	
		4. 5 GILT 421207	3,190,000.00	3,275,811.00	
		4. 625 GILT 340131	5,420,000.00	5,755,010.20	
		4. 75 GILT 301207	3,650,000.00	3,874,241.40	
		4. 75 GILT 381207	2,310,000.00	2,473,317.00	
		4. 75 GILT 431022	3,750,000.00	3,954,375.00	
		6 GILT 281207	1,890,000.00	2,068,092.81	
		イギリスポンド合計	216,230,000.00	185,619,555.76 (34,807,379,096)	
シンガポ ールドル	国債証券	1. 25 SINGAPORGOVT 261101	700,000.00	683,004.00	
		1. 625 SINGAPORGOV 310701	1,050,000.00	993,418.49	
		1. 875 SINGAPORGOV 500301	1,090,000.00	924,865.00	
		1. 875 SINGAPORGOV 511001	950,000.00	797,767.25	
		2. 125 SINGAPORGOV 260601	1,530,000.00	1,521,126.00	
		2. 25 SINGAPORGOVT 360801	2,030,000.00	1,950,830.00	
		2. 375 SINGAPORGOV 390701	780,000.00	753,628.20	
		2. 625 SINGAPORGOV 280501	800,000.00	805,680.00	

		2. 625 SINGAPORGOV 320801	700,000.00	704,760.00	
		2. 75 SINGAPORGOVT 420401	980,000.00	987,350.00	
		2. 75 SINGAPORGOVT 460301	1,480,000.00	1,492,602.20	
		2. 875 SINGAPORGOV 270901	1,000,000.00	1,013,500.00	
		2. 875 SINGAPORGOV 280801	1,000,000.00	1,016,745.40	
		2. 875 SINGAPORGOV 290701	1,760,000.00	1,795,728.00	
		2. 875SINGAPORGOVT 300901	1,340,000.00	1,372,160.00	
		3 SINGAPORGOVT 720801	910,000.00	978,164.18	
		3. 25 SINGAPORGOVT 540601	400,000.00	444,538.60	
		3. 375 SINGAPORGOV 330901	2,630,000.00	2,797,005.00	
		3. 5 SINGAPORGOVT 270301	2,700,000.00	2,770,470.00	
シンガポールドル合計			23,830,000.00	23,803,342.32 (2,614,083,053)	
マレーシア リング ット	国債証券	2. 632 MALAYSIAGOV 310415	6,280,000.00	5,896,667.66	
		3. 502MALAYSIAGOVT 270531	3,000,000.00	3,012,246.90	
		3. 519 MALAYSIAGOV 280420	3,500,000.00	3,510,104.85	
		3. 582 MALAYSIAGOV 320715	3,170,000.00	3,135,997.66	
		3. 733 MALAYSIAGO 280615	2,800,000.00	2,827,662.60	
		3. 757 MALAYSIAGOV 400522	3,980,000.00	3,886,811.92	
		3. 828 MALAYSIAGOV 340705	3,410,000.00	3,435,737.99	
		3. 844 MALAYSIAGOV 330415	2,400,000.00	2,411,788.32	
		3. 885 MALAYSIAGOV 290815	4,200,000.00	4,274,929.68	
		3. 892 MALAYSIAGOV 270315	4,400,000.00	4,461,779.08	
		3. 899 MALAYSIAGOV 271116	5,640,000.00	5,730,291.88	
		3. 9 MALAYSIAGOVT 261130	2,900,000.00	2,939,942.57	
		3. 906 MALAYSIAGOV 260715	2,960,000.00	2,995,088.43	
		3. 955 MALAYSIAGOV 250915	1,740,000.00	1,753,848.48	
		4. 054 MALAYSIAGOV 390418	1,960,000.00	1,994,935.04	
		4. 065 MALAYSIAGOV 500615	5,250,000.00	5,192,772.74	
		4. 232MALAYSIAGOVT 310630	2,550,000.00	2,632,554.97	
		4. 254 MALAYSIAGOV 350531	2,600,000.00	2,703,422.54	
		4. 392 MALAYSIAGOV 260415	1,940,000.00	1,974,892.06	
		4. 457 MALAYSIAGOV 530331	3,300,000.00	3,452,912.10	
4. 498 MALAYSIAGOV 300415	4,240,000.00	4,431,622.56			
4. 504 MALAYSIAGOV 290430	1,500,000.00	1,565,427.60			
4. 642 MALAYSIAGOV 331107	3,750,000.00	4,007,772.37			

		4. 696 MALAYSIAGOV 421015	4,600,000.00	5,008,742.66	
		4. 736 MALAYSIAGOV 460315	1,650,000.00	1,804,056.37	
		4. 762 MALAYSIAGOV 370407	4,440,000.00	4,824,209.18	
		4. 893 MALAYSIAGOV 380608	3,860,000.00	4,257,867.95	
		4. 921 MALAYSIAGOV 480706	2,720,000.00	3,044,093.16	
		4. 935 MALAYSIAGOV 430930	2,050,000.00	2,293,871.48	
マレーシアリングット合計			96,790,000.00	99,462,050.80	(3,266,910,628)
ニュージーランドドル	国債証券	0. 25 NZ GOVT 280515	2,000,000.00	1,760,692.54	
		1. 5 NZ GOVT 310515	1,870,000.00	1,594,886.42	
		1. 75 NZ GOVT 410515	1,150,000.00	766,354.71	
		2 NZ GOVT 320515	2,300,000.00	1,980,389.81	
		2. 75 NZ GOVT 370415	1,450,000.00	1,211,487.29	
		2. 75 NZ GOVT 510515	1,180,000.00	830,132.82	
		3 NZ GOVT 290420	1,700,000.00	1,642,047.79	
		3. 5 NZ GOVT 330414	2,850,000.00	2,709,393.16	
		4. 25 NZ GOVT 340515	620,000.00	620,730.05	
		4. 25 NZ GOVT 360515	600,000.00	592,499.36	
		4. 5 NZ GOVT 270415	1,800,000.00	1,831,657.32	
		4. 5 NZ GOVT 300515	1,000,000.00	1,028,882.80	
		4. 5 NZ GOVT 350515	1,200,000.00	1,219,760.16	
		5 NZ GOVT 540515	620,000.00	644,953.69	
ニュージーランドドル合計			20,340,000.00	18,433,867.92	(1,622,733,392)
スウェーデンクローネ	国債証券	0. 125 SWD GOVT 310512	9,450,000.00	8,472,964.50	
		0. 75 SWD GOVT 280512	17,500,000.00	16,934,694.35	
		0. 75 SWD GOVT 291112	12,200,000.00	11,615,925.00	
		1 SWD GOVT 261112	8,960,000.00	8,823,428.18	
		1. 75 SWD GOVT 331111	11,500,000.00	11,364,063.44	
		2. 25 SWD GOVT 320601	6,750,000.00	6,948,670.05	
		3. 5 SWD GOVT 390330	6,470,000.00	7,592,415.60	
スウェーデンクローネ合計			72,830,000.00	71,752,161.12	(992,332,388)
ノルウェークローネ	国債証券	1. 25 NORWE GOVT 310917	10,700,000.00	9,451,031.80	
		1. 375 NORWE GOVT 300819	15,770,000.00	14,330,169.03	
		1. 5 NORWE GOVT 260219	6,040,000.00	5,877,913.58	

		1. 75 NORWE GOVT 270217	5,120,000.00	4,955,801.60	
		1. 75 NORWE GOVT 290906	4,600,000.00	4,322,116.30	
		2 NORWE GOVT 280426	6,900,000.00	6,654,023.62	
		2. 125 NORWE GOVT 320518	10,500,000.00	9,773,027.25	
		3 NORWE GOVT 330815	8,700,000.00	8,567,686.05	
		3. 5 NORWE GOVT 421006	4,000,000.00	4,131,590.00	
		3. 625 NORWE GOVT 340413	4,100,000.00	4,223,615.00	
ノルウェークローネ合計			76,430,000.00	72,286,974.23 (956,356,669)	
デンマーク クローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	14,550,000.00	12,655,226.25	
		0. 25 DMK GOVT 521115	9,730,000.00	5,644,971.39	
		0. 5 DMK GOVT 271115	8,100,000.00	7,742,486.25	
		0. 5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	9,801,604.62	
		1. 75 DMK GOVT 251115	7,490,000.00	7,445,438.24	
		2. 25 DMK GOVT 331115	6,800,000.00	6,888,861.72	
		4. 5 DMK GOVT 391115	18,500,000.00	23,600,588.74	
デンマーククローネ合計			75,720,000.00	73,779,177.21 (1,565,594,140)	
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 361120	12,350,000.00	12,853,651.03	
		5. 5 MEXICAN BONOS 270304	52,000,000.00	47,586,554.60	
		5. 75 MEXICAN BONO 260305	65,500,000.00	61,739,888.66	
		7 MEXICAN BONOS 260903	42,000,000.00	39,973,500.00	
		7. 5 MEXICAN BONOS 270603	63,950,000.00	61,090,139.37	
		7. 5 MEXICAN BONOS 330526	60,200,000.00	53,355,260.00	
		7. 75 MEXICAN BONO 310529	68,050,000.00	62,601,028.94	
		7. 75 MEXICAN BONO 341123	37,400,000.00	33,379,919.25	
		7. 75 MEXICAN BONO 421113	57,940,000.00	47,632,091.01	
		8 MEXICAN BONOS 350524	5,000,000.00	4,446,650.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	47,100,000.00	39,191,511.06	
		8 MEXICAN BONOS 530731	46,270,000.00	38,149,869.48	
		8. 5 MEXICAN BONOS 290301	39,420,000.00	38,117,563.20	
		8. 5 MEXICAN BONOS 290531	68,650,000.00	66,389,628.72	
8. 5 MEXICAN BONOS 381118	39,700,000.00	36,119,255.32			
メキシコペソ合計			705,530,000.00	642,626,510.64 (4,635,072,233)	
イスラエ	国債証券	0. 5 ISRAEL FIXED 260227	5,300,000.00	5,038,180.00	

ルシエケ ル		1 ISRAEL FIXED BO 300331	6,620,000.00	5,517,439.00	
		1.3 ISRAEL FIXED 320430	4,800,000.00	3,794,880.00	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	4,900,000.00	3,332,735.00	
		2 ISRAEL FIXED BO 270331	7,000,000.00	6,674,150.00	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	5,580,000.00	5,250,222.00	
		2.8 ISRAEL FIXED 521129	3,300,000.00	2,156,550.00	
		3.75 ISRAEL FIXED 290228	4,600,000.00	4,558,140.00	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	4,680,000.00	3,838,536.00	
		4 ISRAEL FIXED BO 350330	3,200,000.00	3,036,480.00	
		5.5 ISRAEL FIXED 420131	3,130,000.00	3,369,132.00	
	6.25 ISRAEL FIXED 261030	5,000,000.00	5,465,500.00		
イスラエルシエケル合計			58,110,000.00	52,031,944.00 (1,986,725,311)	
ポーラン ドズロチ	国債証券	0.25 POLAND 261025	8,000,000.00	7,295,520.00	
		1.25 POLAND 301025	9,190,000.00	7,377,748.07	
		1.75 POLAND 320425	9,900,000.00	7,814,107.12	
		2.5 POLAND 260725	7,840,000.00	7,540,206.24	
		2.5 POLAND 270725	6,110,000.00	5,745,200.92	
		2.75 POLAND 280425	5,760,000.00	5,365,488.96	
		2.75 POLAND 291025	7,900,000.00	7,109,780.77	
		3.75 POLAND 270525	4,000,000.00	3,896,255.00	
		4.75 POLAND 290725	4,000,000.00	3,953,529.68	
		5 POLAND 341025	2,500,000.00	2,445,540.00	
		5.75 POLAND 290425	10,600,000.00	10,916,516.00	
		6 POLAND 331025	7,720,000.00	8,155,253.60	
		7.5 POLAND 280725	8,120,000.00	8,840,832.70	
ポーランドズロチ合計			91,640,000.00	86,455,979.06 (3,201,179,599)	
中国元	国債証券	1.62 CHINA GOVT 270815	30,000,000.00	30,076,941.00	
		1.67 CHINA GOVT 260615	7,000,000.00	7,029,692.60	
		1.85 CHINA GOVT 270515	40,000,000.00	40,326,892.00	
		1.91 CHINA GOVT 290715	30,000,000.00	30,206,487.00	
		1.99 CHINA GOVT 260315	35,000,000.00	35,308,451.50	
		2.04 CHINA GOVT 270225	70,000,000.00	70,839,020.00	
		2.05 CHINA GOVT 290415	64,000,000.00	64,846,291.20	
		2.11 CHINA GOVT 340825	10,000,000.00	9,979,139.70	

2.12 CHINA GOVT 310625	50,000,000.00	50,467,815.00	
2.18 CHINA GOVT 260815	64,000,000.00	64,829,209.60	
2.22 CHINA GOVT 250925	50,000,000.00	50,393,945.00	
2.27 CHINA GOVT 340525	50,000,000.00	50,598,120.00	
2.28 CHINA GOVT 251125	53,000,000.00	53,506,033.40	
2.28 CHINA GOVT 310325	48,000,000.00	48,901,060.80	
2.3 CHINA GOVT 260515	76,000,000.00	77,039,178.40	
2.33 CHINA GOVT 251215	45,000,000.00	45,487,570.50	
2.35 CHINA GOVT 340225	59,000,000.00	60,083,995.20	
2.37 CHINA GOVT 270120	28,000,000.00	28,538,168.40	
2.37 CHINA GOVT 290115	58,000,000.00	59,516,427.40	
2.39 CHINA GOVT 261115	88,000,000.00	89,618,416.80	
2.4 CHINA GOVT 280715	63,000,000.00	64,525,734.00	
2.44 CHINA GOVT 271015	55,000,000.00	56,326,803.50	
2.46 CHINA GOVT 260215	86,000,000.00	87,152,245.20	
2.48 CHINA GOVT 270415	32,000,000.00	32,747,612.80	
2.48 CHINA GOVT 280925	18,000,000.00	18,519,300.00	
2.5 CHINA GOVT 270725	61,000,000.00	62,597,730.30	
2.52 CHINA GOVT 330825	74,000,000.00	76,454,905.60	
2.54 CHINA GOVT 301225	71,000,000.00	73,488,479.00	
2.55 CHINA GOVT 281015	50,000,000.00	51,618,250.00	
2.6 CHINA GOVT 300915	54,000,000.00	56,111,740.20	
2.6 CHINA GOVT 320901	37,000,000.00	38,464,108.50	
2.62 CHINA GOVT 280415	71,000,000.00	73,301,039.00	
2.62 CHINA GOVT 290925	29,000,000.00	30,154,362.40	
2.62 CHINA GOVT 300625	60,000,000.00	62,360,418.00	
2.64 CHINA GOVT 280115	41,000,000.00	42,170,771.40	
2.67 CHINA GOVT 330525	52,000,000.00	54,365,376.00	
2.67 CHINA GOVT 331125	49,000,000.00	51,258,488.40	
2.68 CHINA GOVT 300521	55,000,000.00	57,349,858.50	
2.69 CHINA GOVT 260812	34,000,000.00	34,776,288.00	
2.69 CHINA GOVT 320815	48,000,000.00	50,255,812.80	
2.74 CHINA GOVT 260804	24,000,000.00	24,557,712.00	
2.75 CHINA GOVT 290615	41,000,000.00	42,860,805.50	
2.75 CHINA GOVT 320217	30,000,000.00	31,535,346.00	
2.76 CHINA GOVT 320515	39,000,000.00	41,039,937.90	

2.79 CHINA GOVT 291215	31,000,000.00	32,546,810.10	
2.8 CHINA GOVT 290324	62,000,000.00	64,816,133.00	
2.8 CHINA GOVT 300325	51,000,000.00	53,506,782.60	
2.8 CHINA GOVT 321115	29,000,000.00	30,630,301.70	
2.85 CHINA GOVT 270604	57,000,000.00	58,957,186.20	
2.88 CHINA GOVT 330225	36,000,000.00	38,363,252.40	
2.89 CHINA GOVT 311118	27,000,000.00	28,653,361.20	
2.9 CHINA GOVT 260505	24,000,000.00	24,568,096.80	
2.91 CHINA GOVT 281014	32,000,000.00	33,486,576.00	
2.99 CHINA GOVT 251015	39,000,000.00	39,673,128.30	
3 CHINA GOVT 531015	30,000,000.00	34,520,772.00	
3.01 CHINA GOVT 280513	39,000,000.00	40,840,359.30	
3.02 CHINA GOVT 251022	36,000,000.00	36,648,842.40	
3.02 CHINA GOVT 310527	60,000,000.00	64,123,746.00	
3.03 CHINA GOVT 260311	28,000,000.00	28,671,801.20	
3.12 CHINA GOVT 261205	37,000,000.00	38,298,688.90	
3.12 CHINA GOVT 521025	22,000,000.00	25,792,938.60	
3.13 CHINA GOVT 291121	37,000,000.00	39,433,453.00	
3.19 CHINA GOVT 530415	23,000,000.00	27,319,565.60	
3.22 CHINA GOVT 251206	18,000,000.00	18,410,979.60	
3.25 CHINA GOVT 260606	28,000,000.00	28,887,297.60	
3.25 CHINA GOVT 281122	25,000,000.00	26,621,865.00	
3.27 CHINA GOVT 301119	35,000,000.00	37,972,886.00	
3.28 CHINA GOVT 271203	24,000,000.00	25,281,110.40	
3.29 CHINA GOVT 290523	29,000,000.00	31,112,626.80	
3.32 CHINA GOVT 520415	21,000,000.00	25,416,717.90	
3.39 CHINA GOVT 500316	45,000,000.00	54,536,355.00	
3.52 CHINA GOVT 270504	7,000,000.00	7,387,930.90	
3.53 CHINA GOVT 511018	29,000,000.00	36,227,461.20	
3.54 CHINA GOVT 280816	13,000,000.00	13,983,083.40	
3.59 CHINA GOVT 270803	7,000,000.00	7,425,254.90	
3.6 CHINA GOVT 250906	8,000,000.00	8,191,209.60	
3.69 CHINA GOVT 280517	15,000,000.00	16,180,941.00	
3.72 CHINA GOVT 510412	26,000,000.00	33,323,633.20	
3.81 CHINA GOVT 500914	45,000,000.00	58,368,762.00	
3.86 CHINA GOVT 490722	33,000,000.00	42,809,787.90	

		4. 08 CHINA GOVT 481022	33,000,000.00	43,924,359.60	
中国元合計			3,270,000,000.00	3,438,500,037.80 (69,354,545,762)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 281020	1,790,000.00	1,627,220.98	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	2,250,000.00	1,974,208.50	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	2,720,000.00	2,319,508.55	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	1,170,000.00	733,324.99	
		0 BEL GOVT 271022	1,800,000.00	1,676,674.80	
		0 BEL GOVT 311022	2,300,000.00	1,925,033.30	
		0 BUND 271115	4,300,000.00	4,035,161.92	
		0 BUND 281115	4,400,000.00	4,055,563.60	
		0 BUND 290815	4,550,000.00	4,130,521.85	
		0 BUND 300215	4,820,000.00	4,333,392.08	
		0 BUND 300815	5,960,000.00	5,305,879.57	
		0 BUND 300815	1,550,000.00	1,380,254.07	
		0 BUND 310215	5,140,000.00	4,527,592.13	
		0 BUND 310815	5,400,000.00	4,707,922.50	
		0 BUND 310815	1,900,000.00	1,657,410.85	
		0 BUND 320215	4,690,000.00	4,041,696.61	
		0 BUND 350515	3,630,000.00	2,875,164.18	
		0 BUND 360515	4,270,000.00	3,286,747.10	
		0 BUND 500815	8,220,000.00	4,435,456.50	
		0 BUND 500815	1,160,000.00	627,058.30	
		0 BUND 520815	5,550,000.00	2,864,022.00	
		0 FINNISH GOVT 260915	300,000.00	286,293.00	
		0 FINNISH GOVT 300915	750,000.00	648,672.00	
		0 IRISH GOVT 311018	1,900,000.00	1,608,219.84	
		0 ITALY GOVT 260401	3,300,000.00	3,167,783.85	
		0 ITALY GOVT 260801	5,000,000.00	4,760,495.00	
		0 NETH GOVT 260115	2,200,000.00	2,131,228.00	
		0 NETH GOVT 270115	1,950,000.00	1,854,879.97	
		0 NETH GOVT 290115	2,380,000.00	2,164,597.73	
		0 NETH GOVT 300715	2,650,000.00	2,327,203.50	
0 NETH GOVT 310715	2,540,000.00	2,177,480.10			
0 NETH GOVT 380115	2,280,000.00	1,612,451.90			
0 NETH GOVT 520115	3,690,000.00	1,843,122.70			

0 O. A. T 260225	7,790,000.00	7,512,420.87	
0 O. A. T 270225	8,240,000.00	7,770,266.44	
0 O. A. T 291125	8,130,000.00	7,149,615.49	
0 O. A. T 301125	9,640,000.00	8,244,460.57	
0 O. A. T 311125	10,000,000.00	8,299,515.00	
0 O. A. T 320525	6,480,000.00	5,292,923.93	
0 OBL 251010	4,000,000.00	3,895,188.00	
0 OBL 251010	1,000,000.00	974,128.00	
0 OBL 260410	6,910,000.00	6,670,879.45	
0 OBL 261009	2,900,000.00	2,775,149.20	
0 SPAIN GOVT 260131	3,000,000.00	2,893,927.50	
0 SPAIN GOVT 270131	9,400,000.00	8,870,044.44	
0 SPAIN GOVT 280131	5,320,000.00	4,902,413.24	
0.1 BEL GOVT 300622	3,020,000.00	2,643,037.56	
0.1 SPAIN GOVT 310430	4,360,000.00	3,692,867.68	
0.125 FINNISH GOV 310915	1,070,000.00	907,960.80	
0.125 FINNISH GOV 360415	1,120,000.00	825,850.48	
0.125 FINNISH GOV 520415	750,000.00	362,513.25	
0.2 IRISH GOVT 270515	1,600,000.00	1,516,632.00	
0.2 IRISH GOVT 301018	1,380,000.00	1,217,067.67	
0.25 AUSTRIA GOVT 361020	1,490,000.00	1,100,236.11	
0.25 BUND 280815	4,640,000.00	4,341,977.44	
0.25 BUND 290215	4,850,000.00	4,499,846.97	
0.25 FINNISH GOVT 400915	940,000.00	620,966.35	
0.25 ITALY GOVT 280315	3,760,000.00	3,453,484.80	
0.25 NETH GOVT 290715	2,950,000.00	2,687,731.72	
0.25 O. A. T 261125	7,360,000.00	7,020,218.24	
0.35 BEL GOVT 320622	2,940,000.00	2,477,205.78	
0.35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	678,837.20	
0.4 BEL GOVT 400622	1,660,000.00	1,104,269.35	
0.4 IRISH GOVT 350515	1,020,000.00	810,912.75	
0.45 ITALY GOVT 290215	2,300,000.00	2,074,122.75	
0.5 AUSTRIA GOVT 270420	2,100,000.00	2,006,774.17	
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	2,050,000.00	1,891,794.32	
0.5 BUND 260215	6,660,000.00	6,491,535.30	
0.5 BUND 270815	5,120,000.00	4,904,412.16	

0. 5 BUND 280215	4, 280, 000. 00	4, 072, 601. 90	
0. 5 FINNISH GOVT 260415	1, 670, 000. 00	1, 621, 329. 10	
0. 5 FINNISH GOVT 270915	700, 000. 00	664, 477. 80	
0. 5 FINNISH GOVT 280915	1, 480, 000. 00	1, 377, 887. 40	
0. 5 FINNISH GOVT 290915	1, 350, 000. 00	1, 230, 325. 87	
0. 5 FINNISH GOVT 430415	780, 000. 00	508, 248. 00	
0. 5 ITALY GOVT 260201	2, 450, 000. 00	2, 376, 458. 35	
0. 5 ITALY GOVT 280715	2, 400, 000. 00	2, 205, 640. 80	
0. 5 NETH GOVT 260715	3, 970, 000. 00	3, 847, 243. 63	
0. 5 NETH GOVT 320715	2, 300, 000. 00	2, 001, 762. 22	
0. 5 NETH GOVT 400115	2, 630, 000. 00	1, 929, 387. 72	
0. 5 O. A. T 260525	10, 240, 000. 00	9, 909, 688. 32	
0. 5 O. A. T 290525	10, 330, 000. 00	9, 426, 063. 02	
0. 5 O. A. T 400525	4, 680, 000. 00	3, 153, 065. 76	
0. 5 O. A. T 440625	3, 890, 000. 00	2, 355, 054. 62	
0. 5 O. A. T 720525	2, 310, 000. 00	879, 855. 90	
0. 5 SPAIN GOVT 300430	4, 580, 000. 00	4, 091, 469. 72	
0. 5 SPAIN GOVT 311031	4, 340, 000. 00	3, 731, 016. 61	
0. 55 IRISH GOVT 410422	600, 000. 00	420, 510. 00	
0. 6 ITALY GOVT 310801	3, 100, 000. 00	2, 614, 856. 20	
0. 6 SPAIN GOVT 291031	3, 680, 000. 00	3, 341, 800. 64	
0. 65 BEL GOVT 710622	1, 090, 000. 00	477, 093. 00	
0. 7 AUSTRIA GOVT 710420	680, 000. 00	321, 308. 16	
0. 7 SPAIN GOVT 320430	4, 550, 000. 00	3, 921, 303. 75	
0. 75 AUSTRIA GOVT 261020	2, 480, 000. 00	2, 401, 095. 08	
0. 75 AUSTRIA GOVT 280220	2, 940, 000. 00	2, 790, 339. 30	
0. 75 AUSTRIA GOVT 510320	1, 570, 000. 00	941, 788. 05	
0. 75 FINNISH GOVT 310415	1, 050, 000. 00	940, 635. 41	
0. 75 NETH GOVT 270715	2, 570, 000. 00	2, 471, 739. 26	
0. 75 NETH GOVT 280715	3, 020, 000. 00	2, 862, 325. 80	
0. 75 O. A. T 280225	10, 200, 000. 00	9, 638, 133. 00	
0. 75 O. A. T 280525	9, 750, 000. 00	9, 175, 744. 50	
0. 75 O. A. T 281125	10, 340, 000. 00	9, 643, 094. 34	
0. 75 O. A. T 520525	5, 560, 000. 00	2, 994, 616. 00	
0. 75 O. A. T 530525	5, 690, 000. 00	2, 986, 231. 49	
0. 8 BEL GOVT 270622	2, 880, 000. 00	2, 765, 098. 80	

0. 8 BEL GOVT 280622	1, 540, 000. 00	1, 457, 763. 23	
0. 8 SPAIN GOVT 270730	4, 670, 000. 00	4, 460, 496. 79	
0. 8 SPAIN GOVT 290730	5, 130, 000. 00	4, 725, 912. 46	
0. 85 AUSTRIA GOVT 200630	830, 000. 00	389, 894. 99	
0. 85 ITALY GOVT 270115	3, 060, 000. 00	2, 940, 277. 50	
0. 85 SPAIN GOVT 370730	2, 470, 000. 00	1, 859, 416. 00	
0. 875 FINNISH GOV 250915	630, 000. 00	618, 926. 64	
0. 9 AUSTRIA GOVT 320220	2, 120, 000. 00	1, 886, 318. 76	
0. 9 BEL GOVT 290622	3, 090, 000. 00	2, 888, 555. 17	
0. 9 IRISH GOVT 280515	1, 640, 000. 00	1, 564, 240. 20	
0. 9 ITALY GOVT 310401	4, 230, 000. 00	3, 678, 312. 82	
0. 95 ITALY GOVT 270915	4, 000, 000. 00	3, 806, 400. 00	
0. 95 ITALY GOVT 300801	2, 940, 000. 00	2, 609, 933. 55	
0. 95 ITALY GOVT 311201	4, 330, 000. 00	3, 710, 195. 14	
0. 95 ITALY GOVT 320601	2, 800, 000. 00	2, 365, 643. 70	
0. 95 ITALY GOVT 370301	3, 020, 000. 00	2, 196, 604. 55	
1 BEL GOVT 260622	2, 760, 000. 00	2, 694, 843. 30	
1 BEL GOVT 310622	3, 430, 000. 00	3, 111, 854. 63	
1 BUND 380515	4, 160, 000. 00	3, 506, 588. 80	
1 IRISH GOVT 260515	1, 850, 000. 00	1, 808, 194. 62	
1 O. A. T 251125	6, 580, 000. 00	6, 454, 139. 40	
1 O. A. T 270525	7, 540, 000. 00	7, 264, 445. 04	
1 SPAIN GOVT 420730	2, 070, 000. 00	1, 408, 738. 50	
1 SPAIN GOVT 501031	3, 650, 000. 00	2, 085, 792. 50	
1. 1 IRISH GOVT 290515	1, 610, 000. 00	1, 526, 784. 33	
1. 1 ITALY GOVT 270401	3, 300, 000. 00	3, 177, 838. 12	
1. 125 FINNISH GOV 340415	730, 000. 00	636, 195. 00	
1. 2 AUSTRIA GOVT 251020	2, 710, 000. 00	2, 669, 359. 48	
1. 2 SPAIN GOVT 401031	3, 400, 000. 00	2, 483, 925. 24	
1. 25 BEL GOVT 330422	1, 770, 000. 00	1, 587, 454. 59	
1. 25 BUND 480815	6, 260, 000. 00	4, 922, 140. 97	
1. 25 ITALY GOVT 261201	4, 080, 000. 00	3, 964, 121. 88	
1. 25 O. A. T 340525	9, 710, 000. 00	8, 422, 199. 10	
1. 25 O. A. T 360525	7, 890, 000. 00	6, 562, 744. 20	
1. 25 O. A. T 380525	4, 620, 000. 00	3, 673, 901. 38	
1. 25 SPAIN GOVT 301031	4, 930, 000. 00	4, 552, 963. 46	

1. 3 IRISH GOVT 330515	860,000.00	783,761.00	
1. 3 OBL 271015	5,750,000.00	5,629,158.00	
1. 3 OBL 271015	800,000.00	783,183.00	
1. 3 SPAIN GOVT 261031	4,750,000.00	4,639,303.62	
1. 35 IRISH GOVT 310318	1,070,000.00	1,006,377.80	
1. 35 ITALY GOVT 300401	3,610,000.00	3,309,323.10	
1. 375 FINNISH GOV 270415	800,000.00	781,486.00	
1. 375 FINNISH GOV 470415	990,000.00	736,906.50	
1. 4 BEL GOVT 530622	2,040,000.00	1,321,399.80	
1. 4 SPAIN GOVT 280430	4,660,000.00	4,493,805.76	
1. 4 SPAIN GOVT 280730	4,240,000.00	4,077,372.68	
1. 45 BEL GOVT 370622	1,220,000.00	1,027,142.40	
1. 45 ITALY GOVT 360301	2,440,000.00	1,943,826.00	
1. 45 SPAIN GOVT 271031	4,330,000.00	4,204,222.16	
1. 45 SPAIN GOVT 290430	4,280,000.00	4,086,770.84	
1. 45 SPAIN GOVT 711031	1,300,000.00	670,666.75	
1. 5 AUSTRIA GOVT 470220	1,810,000.00	1,372,586.35	
1. 5 AUSTRIA GOVT 861102	460,000.00	288,505.10	
1. 5 FINNISH GOVT 320915	750,000.00	692,543.43	
1. 5 IRISH GOVT 500515	1,460,000.00	1,096,427.15	
1. 5 ITALY GOVT 450430	2,380,000.00	1,563,207.80	
1. 5 O. A. T 310525	11,340,000.00	10,595,642.40	
1. 5 O. A. T 500525	5,880,000.00	4,037,898.90	
1. 5 SPAIN GOVT 270430	8,090,000.00	7,901,923.68	
1. 6 BEL GOVT 470622	1,800,000.00	1,327,554.00	
1. 6 ITALY GOVT 260601	4,120,000.00	4,050,584.18	
1. 65 ITALY GOVT 301201	3,870,000.00	3,554,639.50	
1. 65 ITALY GOVT 320301	4,450,000.00	3,996,204.57	
1. 7 BEL GOVT 500622	1,840,000.00	1,336,612.80	
1. 7 BUND 320815	4,430,000.00	4,319,145.89	
1. 7 IRISH GOVT 370515	1,190,000.00	1,060,254.30	
1. 7 ITALY GOVT 510901	2,900,000.00	1,812,500.00	
1. 75 O. A. T 390625	5,830,000.00	4,910,480.74	
1. 75 O. A. T 660525	3,170,000.00	2,074,243.53	
1. 8 BUND 530815	5,030,000.00	4,380,017.11	
1. 8 BUND 530815	1,300,000.00	1,134,120.00	

1. 8 ITALY GOVT 410301	2, 950, 000. 00	2, 194, 283. 75	
1. 85 AUSTRIA GOVT 490523	1, 130, 000. 00	907, 120. 21	
1. 85 SPAIN GOVT 350730	5, 000, 000. 00	4, 458, 856. 25	
1. 9 BEL GOVT 380622	1, 360, 000. 00	1, 191, 281. 46	
1. 9 SPAIN GOVT 521031	3, 170, 000. 00	2, 221, 230. 88	
1. 95 SPAIN GOVT 260430	3, 520, 000. 00	3, 488, 972. 96	
1. 95 SPAIN GOVT 300730	4, 690, 000. 00	4, 532, 005. 62	
2 AUSTRIA GOVT 260715	1, 000, 000. 00	993, 334. 00	
2 IRISH GOVT 450218	1, 970, 000. 00	1, 705, 663. 43	
2 ITALY GOVT 251201	3, 530, 000. 00	3, 499, 154. 86	
2 ITALY GOVT 280201	3, 880, 000. 00	3, 795, 532. 40	
2 NETH GOVT 540115	2, 030, 000. 00	1, 764, 882. 00	
2 O. A. T 321125	8, 150, 000. 00	7, 726, 790. 87	
2 O. A. T 480525	5, 220, 000. 00	4, 103, 144. 46	
2. 05 ITALY GOVT 270801	2, 650, 000. 00	2, 608, 017. 37	
2. 1 AUSTRIA GOVT 170920	950, 000. 00	749, 785. 12	
2. 1 BUND 291115	4, 460, 000. 00	4, 473, 973. 18	
2. 1 ITALY GOVT 260715	2, 350, 000. 00	2, 329, 100. 27	
2. 1 OBL 290412	4, 560, 000. 00	4, 572, 056. 64	
2. 1 OBL 290412	900, 000. 00	902, 670. 84	
2. 15 BEL GOVT 660622	1, 530, 000. 00	1, 163, 034. 09	
2. 15 ITALY GOVT 520901	1, 550, 000. 00	1, 056, 805. 50	
2. 15 ITALY GOVT 720301	1, 410, 000. 00	877, 880. 10	
2. 15 SPAIN GOVT 251031	4, 000, 000. 00	3, 975, 453. 00	
2. 2 BUND 340215	5, 650, 000. 00	5, 679, 272. 65	
2. 2 ITALY GOVT 270601	3, 380, 000. 00	3, 344, 357. 90	
2. 2 OBL 280413	4, 250, 000. 00	4, 274, 662. 75	
2. 25 BEL GOVT 570622	1, 300, 000. 00	1, 020, 991. 07	
2. 25 ITALY GOVT 360901	3, 170, 000. 00	2, 740, 347. 71	
2. 3 BUND 330215	6, 190, 000. 00	6, 293, 391. 57	
2. 3 BUND 330215	1, 670, 000. 00	1, 698, 398. 35	
2. 35 SPAIN GOVT 330730	4, 090, 000. 00	3, 929, 655. 64	
2. 4 AUSTRIA GOVT 340523	1, 690, 000. 00	1, 652, 084. 00	
2. 4 BUND 301115	3, 380, 000. 00	3, 446, 890. 20	
2. 4 IRISH GOVT 300515	1, 490, 000. 00	1, 496, 481. 50	
2. 4 OBL 281019	4, 820, 000. 00	4, 887, 541. 69	

2.45 ITALY GOVT 330901	3,420,000.00	3,180,411.04	
2.45 ITALY GOVT 500901	2,750,000.00	2,043,857.75	
2.5 BUND 440704	5,360,000.00	5,395,456.40	
2.5 BUND 460815	5,660,000.00	5,699,832.25	
2.5 BUND 540815	2,810,000.00	2,850,185.81	
2.5 FINNISH GOVT 300415	800,000.00	803,322.40	
2.5 ITALY GOVT 251115	2,330,000.00	2,323,667.33	
2.5 ITALY GOVT 321201	3,500,000.00	3,302,319.12	
2.5 NETH GOVT 300115	1,900,000.00	1,923,706.49	
2.5 NETH GOVT 330115	2,750,000.00	2,777,871.80	
2.5 NETH GOVT 330715	1,910,000.00	1,925,089.00	
2.5 NETH GOVT 340715	2,000,000.00	2,007,614.99	
2.5 O. A. T 260924	14,200,000.00	14,217,132.30	
2.5 O. A. T 270924	4,800,000.00	4,809,658.56	
2.5 O. A. T 300525	10,570,000.00	10,554,169.83	
2.5 O. A. T 430525	3,730,000.00	3,336,149.30	
2.5 OBL 291011	1,600,000.00	1,635,583.36	
2.5 SCHATS 260319	4,500,000.00	4,509,787.50	
2.5 SPAIN GOVT 270531	3,400,000.00	3,403,549.60	
2.55 SPAIN GOVT 321031	4,360,000.00	4,285,912.70	
2.6 BUND 330815	5,310,000.00	5,522,099.98	
2.6 BUND 340815	3,000,000.00	3,114,513.00	
2.6 BUND 410515	970,000.00	990,985.95	
2.6 IRISH GOVT 341018	850,000.00	852,034.64	
2.625 FINNISH GOV 420704	940,000.00	899,486.00	
2.65 ITALY GOVT 271201	2,800,000.00	2,799,445.60	
2.7 BEL GOVT 291022	800,000.00	811,123.60	
2.7 ITALY GOVT 470301	3,300,000.00	2,662,143.00	
2.7 SPAIN GOVT 481031	3,370,000.00	2,912,489.63	
2.75 BEL GOVT 390422	1,350,000.00	1,306,955.25	
2.75 FINNISH GOVT 280704	1,110,000.00	1,128,109.42	
2.75 FINNISH GOVT 380415	680,000.00	669,406.28	
2.75 NETH GOVT 470115	3,320,000.00	3,380,610.58	
2.75 O. A. T 271025	10,320,000.00	10,420,274.27	
2.75 O. A. T 290225	8,700,000.00	8,792,372.25	
2.75 O. A. T 300225	2,750,000.00	2,776,720.37	

2. 8 ITALY GOVT 281201	3, 680, 000. 00	3, 684, 581. 60	
2. 8 ITALY GOVT 290615	3, 200, 000. 00	3, 186, 576. 00	
2. 8 ITALY GOVT 670301	1, 510, 000. 00	1, 130, 615. 89	
2. 8 SPAIN GOVT 260531	3, 500, 000. 00	3, 514, 674. 10	
2. 85 BEL GOVT 341022	2, 350, 000. 00	2, 366, 162. 11	
2. 875 FINNISH GOV 290415	600, 000. 00	613, 080. 84	
2. 9 AUSTRIA GOVT 290523	700, 000. 00	716, 878. 89	
2. 9 AUSTRIA GOVT 330220	2, 710, 000. 00	2, 765, 460. 15	
2. 9 AUSTRIA GOVT 340220	2, 070, 000. 00	2, 109, 019. 50	
2. 9 SCHATS 260618	2, 500, 000. 00	2, 526, 876. 25	
2. 9 SPAIN GOVT 461031	3, 540, 000. 00	3, 210, 068. 46	
2. 95 FINNISH GOVT 550415	670, 000. 00	665, 431. 94	
2. 95 ITALY GOVT 270215	4, 030, 000. 00	4, 058, 351. 05	
2. 95 ITALY GOVT 380901	2, 730, 000. 00	2, 476, 285. 40	
3 BEL GOVT 330622	2, 750, 000. 00	2, 822, 300. 25	
3 BEL GOVT 340622	2, 050, 000. 00	2, 099, 038. 05	
3 FINNISH GOVT 330915	1, 720, 000. 00	1, 770, 611. 00	
3 FINNISH GOVT 340915	700, 000. 00	718, 322. 50	
3 IRISH GOVT 431018	690, 000. 00	703, 546. 42	
3 ITALY GOVT 290801	4, 120, 000. 00	4, 141, 370. 44	
3 O. A. T 330525	7, 230, 000. 00	7, 364, 573. 43	
3 O. A. T 341125	2, 750, 000. 00	2, 778, 237. 00	
3 O. A. T 490625	1, 280, 000. 00	1, 213, 781. 76	
3 O. A. T 540525	4, 370, 000. 00	4, 032, 415. 31	
3. 1 ITALY GOVT 400301	2, 310, 000. 00	2, 096, 538. 09	
3. 1 SCHATS 251212	4, 000, 000. 00	4, 029, 938. 00	
3. 1 SPAIN GOVT 310730	700, 000. 00	721, 193. 20	
3. 15 AUSTRIA GOVT 440620	1, 500, 000. 00	1, 535, 002. 50	
3. 15 AUSTRIA GOVT 531020	750, 000. 00	766, 322. 62	
3. 15 SPAIN GOVT 330430	4, 400, 000. 00	4, 502, 933. 60	
3. 2 AUSTRIA GOVT 390715	700, 000. 00	723, 548. 49	
3. 2 ITALY GOVT 260128	4, 450, 000. 00	4, 474, 797. 62	
3. 25 BUND 420704	3, 390, 000. 00	3, 782, 865. 40	
3. 25 ITALY GOVT 380301	2, 220, 000. 00	2, 089, 619. 40	
3. 25 ITALY GOVT 460901	3, 040, 000. 00	2, 699, 561. 80	
3. 25 NETH GOVT 440115	1, 330, 000. 00	1, 445, 175. 34	

3. 25 O. A. T 450525	5, 300, 000. 00	5, 286, 850. 70	
3. 25 O. A. T 550525	2, 330, 000. 00	2, 245, 840. 40	
3. 25 SPAIN GOVT 340430	3, 710, 000. 00	3, 802, 601. 60	
3. 3 BEL GOVT 540622	1, 690, 000. 00	1, 668, 450. 38	
3. 35 ITALY GOVT 290701	2, 700, 000. 00	2, 751, 225. 75	
3. 35 ITALY GOVT 350301	3, 110, 000. 00	3, 053, 724. 55	
3. 4 ITALY GOVT 280401	3, 000, 000. 00	3, 066, 945. 00	
3. 45 AUSTRIA GOVT 301020	1, 610, 000. 00	1, 698, 239. 27	
3. 45 BEL GOVT 430622	770, 000. 00	797, 972. 71	
3. 45 ITALY GOVT 310715	1, 300, 000. 00	1, 319, 804. 46	
3. 45 ITALY GOVT 480301	3, 470, 000. 00	3, 155, 555. 54	
3. 45 SPAIN GOVT 341031	2, 450, 000. 00	2, 546, 263. 44	
3. 45 SPAIN GOVT 430730	2, 460, 000. 00	2, 442, 411. 00	
3. 45 SPAIN GOVT 660730	2, 800, 000. 00	2, 651, 853. 40	
3. 5 BEL GOVT 550622	1, 330, 000. 00	1, 355, 434. 92	
3. 5 ITALY GOVT 260115	2, 500, 000. 00	2, 523, 678. 00	
3. 5 ITALY GOVT 300301	4, 470, 000. 00	4, 594, 690. 65	
3. 5 ITALY GOVT 310215	2, 590, 000. 00	2, 642, 242. 89	
3. 5 O. A. T 260425	6, 690, 000. 00	6, 794, 624. 91	
3. 5 O. A. T 331125	8, 080, 000. 00	8, 535, 802. 48	
3. 5 SPAIN GOVT 290531	3, 380, 000. 00	3, 524, 542. 32	
3. 55 SPAIN GOVT 331031	4, 120, 000. 00	4, 332, 600. 24	
3. 6 ITALY GOVT 250929	2, 000, 000. 00	2, 014, 055. 00	
3. 7 ITALY GOVT 300615	3, 950, 000. 00	4, 081, 132. 10	
3. 75 BEL GOVT 450622	1, 840, 000. 00	1, 985, 958. 92	
3. 75 NETH GOVT 420115	3, 240, 000. 00	3, 725, 416. 80	
3. 8 AUSTRIA GOVT 620126	1, 050, 000. 00	1, 238, 940. 15	
3. 8 ITALY GOVT 260415	2, 700, 000. 00	2, 746, 098. 99	
3. 8 ITALY GOVT 280801	3, 090, 000. 00	3, 204, 082. 80	
3. 85 ITALY GOVT 260915	2, 800, 000. 00	2, 865, 153. 76	
3. 85 ITALY GOVT 291215	3, 890, 000. 00	4, 056, 059. 04	
3. 85 ITALY GOVT 340701	3, 020, 000. 00	3, 102, 817. 46	
3. 85 ITALY GOVT 350201	450, 000. 00	460, 157. 40	
3. 85 ITALY GOVT 490901	2, 700, 000. 00	2, 597, 633. 55	
3. 9 SPAIN GOVT 390730	2, 390, 000. 00	2, 546, 634. 62	
4 BEL GOVT 320328	1, 620, 000. 00	1, 775, 100. 42	

4 BUND 370104	4, 830, 000. 00	5, 702, 104. 80	
4 ITALY GOVT 301115	3, 840, 000. 00	4, 029, 488. 64	
4 ITALY GOVT 311030	1, 650, 000. 00	1, 738, 338. 85	
4 ITALY GOVT 350430	2, 150, 000. 00	2, 237, 694. 20	
4 ITALY GOVT 370201	5, 550, 000. 00	5, 742, 446. 25	
4 NETH GOVT 370115	3, 160, 000. 00	3, 631, 887. 54	
4 O. A. T 381025	4, 510, 000. 00	4, 979, 608. 26	
4 O. A. T 550425	3, 710, 000. 00	4, 113, 256. 59	
4 O. A. T 600425	3, 670, 000. 00	4, 113, 886. 50	
4 SPAIN GOVT 541031	1, 300, 000. 00	1, 370, 294. 25	
4. 05 ITALY GOVT 371030	1, 450, 000. 00	1, 493, 284. 67	
4. 1 ITALY GOVT 290201	3, 530, 000. 00	3, 708, 716. 84	
4. 15 AUSTRIA GOVT 370315	2, 540, 000. 00	2, 889, 040. 45	
4. 15 ITALY GOVT 391001	2, 130, 000. 00	2, 186, 821. 37	
4. 2 ITALY GOVT 340301	3, 430, 000. 00	3, 630, 339. 44	
4. 2 SPAIN GOVT 370131	4, 260, 000. 00	4, 720, 177. 98	
4. 25 BEL GOVT 410328	2, 900, 000. 00	3, 318, 558. 44	
4. 25 BUND 390704	3, 810, 000. 00	4, 684, 537. 87	
4. 35 ITALY GOVT 331101	3, 710, 000. 00	3, 977, 405. 67	
4. 4 ITALY GOVT 330501	3, 800, 000. 00	4, 096, 398. 10	
4. 45 ITALY GOVT 430901	2, 740, 000. 00	2, 882, 126. 54	
4. 5 BEL GOVT 260328	1, 610, 000. 00	1, 659, 858. 48	
4. 5 ITALY GOVT 260301	3, 740, 000. 00	3, 836, 174. 10	
4. 5 ITALY GOVT 531001	2, 470, 000. 00	2, 598, 934. 00	
4. 5 O. A. T 410425	6, 320, 000. 00	7, 393, 901. 98	
4. 7 SPAIN GOVT 410730	3, 450, 000. 00	4, 027, 242. 61	
4. 75 BUND 280704	2, 340, 000. 00	2, 572, 213. 87	
4. 75 BUND 340704	4, 490, 000. 00	5, 512, 797. 30	
4. 75 BUND 400704	3, 610, 000. 00	4, 712, 313. 50	
4. 75 ITALY GOVT 280901	3, 930, 000. 00	4, 218, 420. 73	
4. 75 ITALY GOVT 440901	3, 480, 000. 00	3, 817, 751. 40	
4. 75 O. A. T 350425	5, 130, 000. 00	5, 993, 317. 44	
4. 85 AUSTRIA GOVT 260315	1, 370, 000. 00	1, 416, 722. 61	
4. 9 SPAIN GOVT 400730	3, 570, 000. 00	4, 234, 323. 45	
5 BEL GOVT 350328	3, 280, 000. 00	3, 926, 836. 33	
5 ITALY GOVT 340801	4, 650, 000. 00	5, 231, 291. 85	

	5 ITALY GOVT 390801	5,170,000.00	5,813,644.32	
	5 ITALY GOVT 400901	3,950,000.00	4,436,619.06	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	3,250,000.00	3,589,074.77	
	5.15 SPAIN GOVT 441031	2,940,000.00	3,644,246.12	
	5.25 ITALY GOVT 291101	5,160,000.00	5,735,481.90	
	5.5 BEL GOVT 280328	4,910,000.00	5,438,384.74	
	5.5 BUND 310104	3,650,000.00	4,386,529.85	
	5.5 NETH GOVT 280115	2,180,000.00	2,410,013.98	
	5.5 O.A.T 290425	6,800,000.00	7,674,616.00	
	5.625 BUND 280104	3,460,000.00	3,854,208.18	
	5.75 ITALY GOVT 330201	4,320,000.00	5,069,893.68	
	5.75 O.A.T 321025	6,200,000.00	7,556,885.49	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	4,490,000.00	5,437,401.22	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	4,650,000.00	4,937,783.85	
	6 ITALY GOVT 310501	5,600,000.00	6,568,100.00	
	6 O.A.T 251025	760,000.00	787,541.26	
	6 SPAIN GOVT 290131	4,230,000.00	4,846,104.57	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,630,000.00	1,805,359.47	
	6.25 BUND 300104	1,700,000.00	2,056,237.55	
	6.5 BUND 270704	2,680,000.00	2,999,657.00	
	6.5 ITALY GOVT 271101	4,970,000.00	5,546,292.37	
	7.25 ITALY GOVT 261101	2,300,000.00	2,521,166.85	
ユーロ合計		1,281,090,000.00	1,216,464,888.14 (192,602,885,739)	
合計			634,514,618,599 (634,514,618,599)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 268 銘柄	100.00%	46.63%
カナダドル	国債証券 41 銘柄	100.00%	2.01%
オーストラリアドル	国債証券 27 銘柄	100.00%	1.30%
イギリスポンド	国債証券 61 銘柄	100.00%	5.49%
シンガポールドル	国債証券 19 銘柄	100.00%	0.41%

マレーシアリングgit	国債証券	29 銘柄	100.00%	0.51%
ニュージーランドドル	国債証券	14 銘柄	100.00%	0.26%
スウェーデンクローネ	国債証券	7 銘柄	100.00%	0.16%
ノルウェークローネ	国債証券	10 銘柄	100.00%	0.15%
デンマーククローネ	国債証券	7 銘柄	100.00%	0.25%
メキシコペソ	国債証券	15 銘柄	100.00%	0.73%
イスラエルシケル	国債証券	12 銘柄	100.00%	0.31%
ポーランドズロチ	国債証券	13 銘柄	100.00%	0.50%
中国元	国債証券	81 銘柄	100.00%	10.93%
ユーロ	国債証券	379 銘柄	100.00%	30.35%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	912,764,509
現先取引勘定	3,599,934,247
未収利息	5,330
流動資産合計	4,512,704,086
資産合計	4,512,704,086
負債の部	
流動負債	
未払解約金	71,104
流動負債合計	71,104
負債合計	71,104
純資産の部	
元本等	
元本	4,430,673,165
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	81,959,817
元本等合計	4,512,632,982
純資産合計	4,512,632,982
負債純資産合計	4,512,704,086

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年9月10日現在]
1. 期首	2023年9月12日
期首元本額	3,116,735,424円
期中追加設定元本額	1,633,290,161円
期中一部解約元本額	319,352,420円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	1,029,437,390円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,210,674円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	40,112,922円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	6,895,341円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	907,086円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	74,308円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,531,128円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	1,339,040円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	742,450円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	10,743,284円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	629,892円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	416,840円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	1,330,520円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	30,651円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	20,650円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> (年2回分配型)	20,635円

PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	278,281円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	665,580円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	726,876円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	2,119,621円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	44,142円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,007,890円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	4,789,826円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	20,067,197円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	1,412,860円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,411,821円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	1,020,693円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	217,015円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	960,981円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	3,700,833円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	98,223円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,222円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	98,222円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	98,222円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	5,541,524円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	1,739,541円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	18,468,833円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	1,616,484円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型)	2,724,520円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	98,222円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	98,222円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年	2,562,701,858円

金)	
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	138,420 円
テンプレート新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	2,966,566 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	6,675,966 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	29,562,692 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	21,860,284 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	135,595,898 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	87,384 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ/マッコリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	97,104 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	279,190,701 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)	11,784,347 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)	6,887,212 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)	5,484,593 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	11,883,831 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	101,551,167 円
合計	4,430,673,165 円
2. 受益権の総数	4,430,673,165 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 9 月 12 日 至 2024 年 9 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>
-------------------	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2024年9月10日現在]
1口当たり純資産額	1.0185円
(1万口当たり純資産額)	(10,185円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	24,224,400,205
II 負債総額	30,367,801
III 純資産総額 (I - II)	24,194,032,404
IV 発行済口数	20,091,635,217口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2042
(10,000口当たり)	(12,042)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	14,181,224,077
II 負債総額	13,895,420
III 純資産総額 (I - II)	14,167,328,657
IV 発行済口数	11,575,028,978口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2240
(10,000口当たり)	(12,240)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	14,794,613,842
II 負債総額	8,843,136
III 純資産総額 (I - II)	14,785,770,706
IV 発行済口数	9,853,146,951口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.5006
(10,000口当たり)	(15,006)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	9,972,048,517
II 負債総額	10,848,005
III 純資産総額 (I - II)	9,961,200,512
IV 発行済口数	6,925,936,735口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.4382
(10,000口当たり)	(14,382)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	10,042,055,555
II 負債総額	5,631,433
III 純資産総額 (I - II)	10,036,424,122
IV 発行済口数	5,888,752,378口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.7043
(10,000口当たり)	(17,043)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,737,312,703
II 負債総額	4,707,397
III 純資産総額 (I - II)	5,732,605,306
IV 発行済口数	3,666,904,876口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.5633
(10,000口当たり)	(15,633)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,208,971,169
--------	---------------

II 負債総額	4,581,991
III 純資産総額 (I - II)	5,204,389,178
IV 発行済口数	3,067,198,951口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.6968
(10,000口当たり)	(16,968)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,627,967,789
II 負債総額	10,321,069
III 純資産総額 (I - II)	2,617,646,720
IV 発行済口数	1,686,996,743口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.5517
(10,000口当たり)	(15,517)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	58,573,339
II 負債総額	57,165
III 純資産総額 (I - II)	58,516,174
IV 発行済口数	50,436,749口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.1602
(10,000口当たり)	(11,602)

(参考)

TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,513,389,157,904
II 負債総額	12,200,936,126
III 純資産総額 (I - II)	1,501,188,221,778

IV 発行済口数	457, 441, 055, 792口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	3. 2817
(10, 000口当たり)	(32, 817)

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	6, 262, 298, 821, 900
II 負債総額	536, 120, 585
III 純資産総額 (I - II)	6, 261, 762, 701, 315
IV 発行済口数	883, 659, 088, 900口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	7. 0862
(10, 000口当たり)	(70, 862)

日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	983, 154, 786, 994
II 負債総額	15, 774, 995, 053
III 純資産総額 (I - II)	967, 379, 791, 941
IV 発行済口数	766, 841, 258, 667口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 2615
(10, 000口当たり)	(12, 615)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	650, 916, 709, 905
II 負債総額	945, 129, 764
III 純資産総額 (I - II)	649, 971, 580, 141
IV 発行済口数	246, 402, 838, 056口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 6378
(10, 000口当たり)	(26, 378)

純資産額計算書

2024年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,486,882,999
II 負債総額	81,330
III 純資産総額 (I - II)	5,486,801,669
IV 発行済口数	5,386,560,971口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0186
(10,000口当たり)	(10,186)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	823	36,526,770
追加型公社債投資信託	16	1,490,103
単位型株式投資信託	87	387,500
単位型公社債投資信託	45	102,963
合計	971	38,507,336

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自2022年4月1日至2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
非積立型制度の退職給付債務	42,442	△242,114
未積立退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未認識数理計算上の差異	1,157,025	1,159,643
未認識過去勤務費用	281,343	558,841
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△223,319	△157,957
退職給付引当金	1,215,049	1,560,527
前払年金費用	1,333,882	1,608,101
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△118,832	△47,573
	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図っております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2030年の決算日（第15計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 24%、外国株式 12%、国内債券 59%および外国債券 5%とします。

④ 2030年の決算日の翌日（第16計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2050年9月9日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替は委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年9月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第10計算期間の場合	年10,000分の34の率
第11計算期間から第15計算期間の場合	年10,000分の28の率

第16計算期間以降の場合

年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同

口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を

行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該

当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2015年12月18日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2035年の決算日（第18計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 29%、外国株式 14%、国内債券 52%および外国債券 5%とします。

④ 2035年の決算日の翌日（第19計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2055年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第3計算期間の場合	年10,000分の36の率
第4計算期間から第13計算期間の場合	年10,000分の34の率
第14計算期間から第18計算期間の場合	年10,000分の28の率
第19計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2017年12月11日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2040年の決算日（第25計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 37%、外国株式 18%、国内債券 40%および外国債券 5%とします。

④ 2040年の決算日の翌日（第26計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2060年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りま。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替は委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年9月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第10計算期間の場合	年10,000分の36の率
第11計算期間から第20計算期間の場合	年10,000分の34の率

第21計算期間から第25計算期間の場合 年10,000分の28の率
第26計算期間以降の場合 年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者
の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別
の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契
約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条
の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則と
して、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし
ます。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則とし
て、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均さ
れ、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の
日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満
期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表さ
れる預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）
の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値と
の差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数
値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に
割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満
期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および
当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引
をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国
為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下
本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該
為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金
額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた
額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引
の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあ
らかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引
を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日
までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値
に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2015年12月18日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。
- ② 2045年の決算日（第28計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
- ③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 39%、外国株式 20%、国内債券 36%および外国債券 5%とします。
- ④ 2045年の決算日の翌日（第29計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2065年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りま。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第13計算期間の場合	年10,000分の36の率
第14計算期間から第23計算期間の場合	年10,000分の34の率
第24計算期間から第28計算期間の場合	年10,000分の28の率
第29計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2017年12月11日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2050年の決算日（第35計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式44%、外国株式22%、国内債券29%および外国債券5%とします。

④ 2050年の決算日の翌日（第36計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2070年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替は委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年9月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第20計算期間の場合	年10,000分の36の率
第21計算期間から第30計算期間の場合	年10,000分の34の率

第31計算期間から第35計算期間の場合 年10,000分の28の率
第36計算期間以降の場合 年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者
の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別
の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契
約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条
の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則と
して、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし
ます。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則とし
て、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均さ
れ、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の
日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満
期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表さ
れる預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）
の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値と
の差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数
値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に
割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満
期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および
当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引
をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国
為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下
本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該
為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金
額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた
額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引
の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあ
らかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引
を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日
までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値
に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2015年12月18日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。
- ② 2055年の決算日（第38計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
- ③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券 5%とします。
- ④ 2055年の決算日の翌日（第39計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2075年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第23計算期間の場合	年10,000分の36の率
第24計算期間から第33計算期間の場合	年10,000分の34の率
第34計算期間から第38計算期間の場合	年10,000分の28の率
第39計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとなります。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2017年12月11日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2060年の決算日（第42計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

④ 2060年の決算日の翌日（第43計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2080年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2019年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第27計算期間の場合	年10,000分の36の率
第28計算期間から第37計算期間の場合	年10,000分の34の率
第38計算期間から第42計算期間の場合	年10,000分の28の率
第43計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし
ます。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし
ます。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2018年12月11日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。
- ② 2065年の決算日（第45計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
- ③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券 5%とします。
- ④ 2065年の決算日の翌日（第46計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2085年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2021年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第30計算期間の場合	年10,000分の36の率
第31計算期間から第40計算期間の場合	年10,000分の34の率
第41計算期間から第45計算期間の場合	年10,000分の28の率
第46計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利で

あると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資

信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2020年9月30日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。
- ② 2070年の決算日（第48計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
- ③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。
- ④ 2070年の決算日の翌日（第49計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2090年9月8日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りま。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者および受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、原則として、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額によるものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、原則として、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額によるものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2023年9月11日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第33計算期間の場合	年10,000分の36の率
第34計算期間から第43計算期間の場合	年10,000分の34の率
第44計算期間から第48計算期間の場合	年10,000分の28の率
第49計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利で

あると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資

信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 本約款の表紙、第1条および第17条に委託者の商号として規定する「三菱UFJ国際投信株式会社」は、2023年10月1日をもって、「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」とするものとします。

信託契約締結日 2023年8月21日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント